# 経済・財政再生計画の
# 改革工程、KPIの進捗整理表

＜KPIの進捗状況の区分について＞
本資料においては、KPIの進捗状況について、以下の基準により区分している。

Ａ：目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPIが目標達成に向けて進捗している
Ｂ： AほどKPIが進捗していない
Ｎ：今後データが得られるため、現時点で区分困難
Ｆ： 定量的な目標値が設定されていない

※「A」区分の考え方
KPIの進捗状況（目標数値から初期数値を引いた値に対する、現在数値から初期数値を引いた値の割合）が、目標達成期間に対する経過期間の割合を上回っている場合に「A」とする。

注：初期数値・・・現在において入手可能な、計画開始直前のKPIの数値
現在数値・・・現在把握できる、直近のKPIの数値
目標達成期間・・・計画開始時点から、KPIごとに定めた目標達成時期までの期間
経過期間・・・初期数値の時点から、現在数値の時点までの期間

※目標値を「増加」または「縮小」等としているKPIについては、以下の基準により区分する。
Ａ：目標値に向かって進捗している
Ｂ：数値に変更がない、又は目標値に相反して進捗している
Ｎ：今後データが得られるため、現時点で区分困難

※本資料は、「経済・財政再生計画 改革工程表2017改定版」の策定に向けて、「経済・財政再生アクション・プログラム（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）」で定めた改革工程及び、KPIの進捗状況について、各WGにて整理したもの。

# 【社会保障分野】

（2017年10月18日時点）

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療・介護提供体制の適正化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | | |
| | ＜①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進（療養病床に係る地域差の是正）＞ | | | | | | | |
| | 必要なデータ分析及び推計を行った上で、2025年の高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとの医療需要と病床の必要量等を定める地域医療構想を、原則として全ての都道府県において、2016年度末までに前倒しで策定 | | 地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携を推進（療養病床に係る地域差の是正等） | | | | 2016年度末までに地域医療構想を策定した都道府県の数【47都道府県】 | 地域医療構想の2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率【2020年度時点での十分な進捗率を実現】 |
| | 病床機能分化の進捗評価等に必要な病床機能報告制度について、2016年10月の次期報告時までに用いることができるよう、病床機能を選択する際の判断に係る定量的基準も含めた基準の見直しについて、関係の検討会において検討し、策定 | | 見直し後の基準による病床機能報告を実施 | | | | | |
| | ＜②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討＞ | | | | | | | |
| | 地域差是正に向けて、療養病床の入院患者の重症度を適切に評価するための診療報酬上の対応について、平成28年度改定において実施 | | 地域差是正に向けた診療報酬上の対応について、平成30年度改定において更なる対応 | | | | | |
| | 厚生労働省の「療養病床の在り方等に関する検討会」において、地域医療構想ガイドラインにおいて在宅医療等で対応するとされた者についての医療・介護サービス提供体制上の対応、2017年度末で廃止が予定されている介護療養病床の取扱い等について検討し、具体的な改革の選択肢を整理 | 介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 | 関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む） | 療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換の推進 | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ≪厚生労働省≫ 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | |
| | ＜①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進（療養病床に係る地域差の是正）＞ | | | | | | |
| | 必要なデータ分析及び推計を行った上で、2025年の高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとの医療需要と病床の必要量等を定める地域医療構想を、原則として全ての都道府県において、2016年度末までに前倒しで策定 | ・各都道府県において地域医療構想調整会議での協議や医療法の規定の活用を通じて、地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携を推進（療養病床に係る地域差の是正等）<br>・各都道府県において、病床機能報告の結果等により毎年度進捗を把握し、公表 | | | | 2016年度末までに地域医療構想を策定した都道府県の数【47都道府県】 | 地域医療構想の2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率【2020年度時点での十分な進捗率を実現】<br><br>在宅医療サービス（訪問診療、往診、訪問看護）の実施件数【増加】 |
| | 病床機能分化の進捗評価等に必要な病床機能報告制度について、報告マニュアルを見直し、特定入院料の分類等に基づく考え方を示すとともに、レセプトに病棟コードを付記し、病棟ごとの医療内容を報告 | 病棟ごとの医療内容の分析を行い、病床機能を選択する際の判断に係る定量的基準も含めた基準の見直しについて速やかに検討・策定 | | | | | |
| | ＜②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討＞ | | | | | | |
| | 地域差是正に向けて、療養病床の入院患者の重症度を適切に評価するための診療報酬上の対応について、平成28年度改定において実施 | 地域差是正に向けた診療報酬上の対応について、平成30年度改定において更なる対応 | | | | | |
| | 介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について、関係審議会等において検討 | 検討結果に基づき、2017年通常国会への法案提出 | 療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換の推進 | | | | |

**重要課題：医療・介護提供体制の適正化**

**改革項目：①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進（療養病床に係る地域差の是正）**
**②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討**

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 地域医療構想の策定とその推進 | ・都道府県に対し、地域医療構想調整会議の進め方のサイクルを提示。今後、3か月ごとに議論の進捗確認を実施。<br>・公的医療機関等の開設主体に対し、2025年に向けた病床整備等の方針をまとめたプランを本年中に策定し、地域医療構想調整会議で議論するよう要請。<br>・慢性期病床の機能分化を進めるに当たっては、地域における現状と将来推計との比較からパターン分類した対応について議論。 | ・個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、都道府県ごとに2年間で集中的な検討が行われるよう、地域医療構想の進捗状況を管理するとともに、医療機関ごとのデータの提供や担当職員に対する研修等を通じて都道府県への支援を行う。<br>・特に、まず最初の1年間で、公立・公的医療機関の病床整備等の方針について集中的に検討する。<br>・慢性期病床については、地域医療構想調整会議において機能分化に向けた議論が進むよう、病床機能報告の分析を踏まえ、引き続き情報提供等の支援を行う。 |
| 病床機能評価報告制度 | 病床機能を選択する際の判断に係る基準について、病棟ごとの医療内容の分析を行いながら、医療計画の見直し等に関する検討会において議論を実施。 | 医療計画の見直し等に関する検討会での議論等を踏まえ、定量的基準も含めた基準の見直しについて引き続き検討・策定し、2018年度の病床機能報告から新たな基準を活用する予定。 |
| 地域差是正に向けた診療報酬上の対応 | 慢性期入院医療における患者の状態に応じた診療報酬上の適切な評価について、入院医療等の調査を実施。その結果も踏まえ、平成30年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会（中医協）において検討。 | 中医協の議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定を実施。 |
| 介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換 | 2017年6月に成立した介護保険法改正法により、新たな介護保険施設として、介護医療院を新設（2018年4月施行）。 | ・2018年度介護報酬改定に向けて、介護療養病床から介護医療院等への転換が早期に進むよう、介護医療院の基準・報酬・転換支援策等について社会保障審議会介護給付費分科会で検討している。<br>・診療報酬上の療養病棟入院基本料２の取扱いについては、医療療養病床の人員配置基準に係る特例の取扱いを踏まえ、中医協において検討している。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療・介護提供体制の適正化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 2016年度末までに地域医療構想を策定した都道府県の数【47都道府県】 | 地域医療構想の2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率【2020年度時点での十分な進捗率を実現】 |
| | ＜①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進（療養病床に係る地域差の是正）＞ | | | | | | | |
| | 必要なデータ分析及び推計を行った上で、2025年の高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとの医療需要と病床の必要量等を定める地域医療構想を、原則として全ての都道府県において、2016年度末までに前倒しで策定 | | 地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携を推進（療養病床に係る地域差の是正等） | | | | | |
| | 病床機能分化の進捗評価等に必要な病床機能報告制度について、2016年10月の次期報告時までに用いることができるよう、病床機能を選択する際の判断に係る定量的基準も含めた基準の見直しについて、関係の検討会において検討し、策定 | | 見直し後の基準による病床機能報告を実施 | | | | | |
| | ＜②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討＞ | | | | | | | |
| | 地域差是正に向けて、療養病床の入院患者の重症度を適切に評価するための診療報酬上の対応について、平成28年度改定において実施 | | 地域差是正に向けた診療報酬上の対応について、平成30年度改定において更なる対応 | | | | | |
| | 厚生労働省の「療養病床の在り方等に関する検討会」において、地域医療構想ガイドラインにおいて在宅医療等で対応するとされた者についての医療・介護サービス提供体制上の対応、2017年度末で廃止が予定されている介護療養病床の取扱い等について検討し、具体的な改革の選択肢を整理 | 介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 | 関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む） | 療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換の推進 | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療・介護提供体制の適正化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | 2016年度末までに地域医療構想を策定した都道府県の数【47都道府県】 | 地域医療構想の2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率【2020年度時点での十分な進捗率を実現】 |
| | ＜①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進（療養病床に係る地域差の是正）＞ | | | | | | |
| | 必要なデータ分析及び推計を行った上で、2025年の高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとの医療需要と病床の必要量等を定める地域医療構想を、原則として全ての都道府県において、2016年度末までに前倒しで策定 | ・各都道府県において地域医療構想調整会議での協議や医療法の規定の活用を通じて、地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携を推進（療養病床に係る地域差の是正等）<br>・各都道府県において、病床機能報告の結果等により毎年度進捗を把握し、公表 | | | | | |
| | 病床機能分化の進捗評価等に必要な病床機能報告制度について、報告マニュアルを見直し、特定入院料の分類等に基づく考え方を示すとともに、レセプトに病棟コードを付記し、病棟ごとの医療内容を報告 | 病棟ごとの医療内容の分析を行い、病床機能を選択する際の判断に係る定量的基準も含めた基準の見直しについて速やかに検討・策定 | | | | | 在宅医療サービス（訪問診療、往診、訪問看護）の実施件数【増加】 |
| | ＜②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討＞ | | | | | | |
| | 地域差是正に向けて、療養病床の入院患者の重症度を適切に評価するための診療報酬上の対応について、平成28年度改定において実施 | 地域差是正に向けた診療報酬上の対応について、平成30年度改定において更なる対応 | | | | | |
| | 介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について、関係審議会等において検討 | 検討結果に基づき、2017年通常国会への法案提出 | 療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換の推進 | | | | |

**重要課題：医療・介護提供体制の適正化**

**改革項目：①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進（療養病床に係る地域差の是正）**
**②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討**

KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 進捗度合 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 2016年度末までに地域医療構想を策定した都道府県の数 | 47都道府県（2016年度） | 47都道府県（2017年3月末） | A | 2017年3月末に目標値を達成。 |
| 第二階層 | 地域医療構想の2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率<br>※高度急性期、急性期、回復期機能については、病床機能報告による病床数に基づき進捗率を算出<br>※慢性期機能については、療養病床の入院受療率と在宅医療の充実の両方で進捗評価を実施 | 2020年度時点での十分な進捗率を実現 | 2015年度に地域医療構想を策定した12府県において、高度急性期は、12府県中5府県が進捗<br>急性期は、12府県中8府県が進捗<br>回復期は、12府県中9府県が進捗<br>（いずれも2016年7月）<br>※詳細精査中であり、数値が変更になる可能性がある | N | 慢性期については、病床機能報告に基づくものではなく、1年間のレセプト総数から計算が必要であるため、2018年3月までに実績値（2017年3月時点）を集計する予定 |
| | 在宅医療サービス（訪問診療、往診、訪問看護）の実施件数 | 増加 | ー | N | 1年間のレセプト総数から計算が必要であるため、2018年3月までに実績値（2017年3月時点）を集計する予定 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

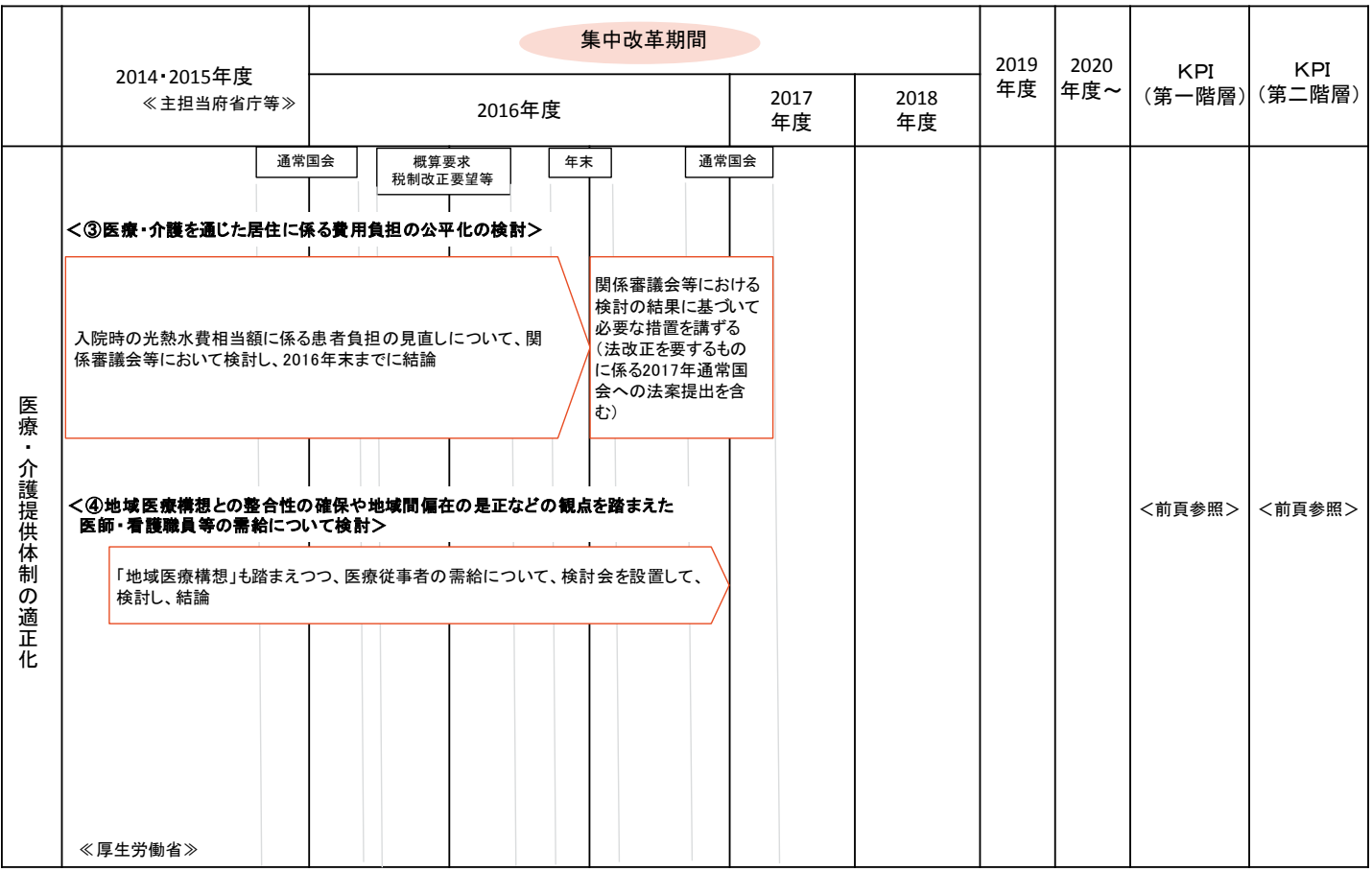


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

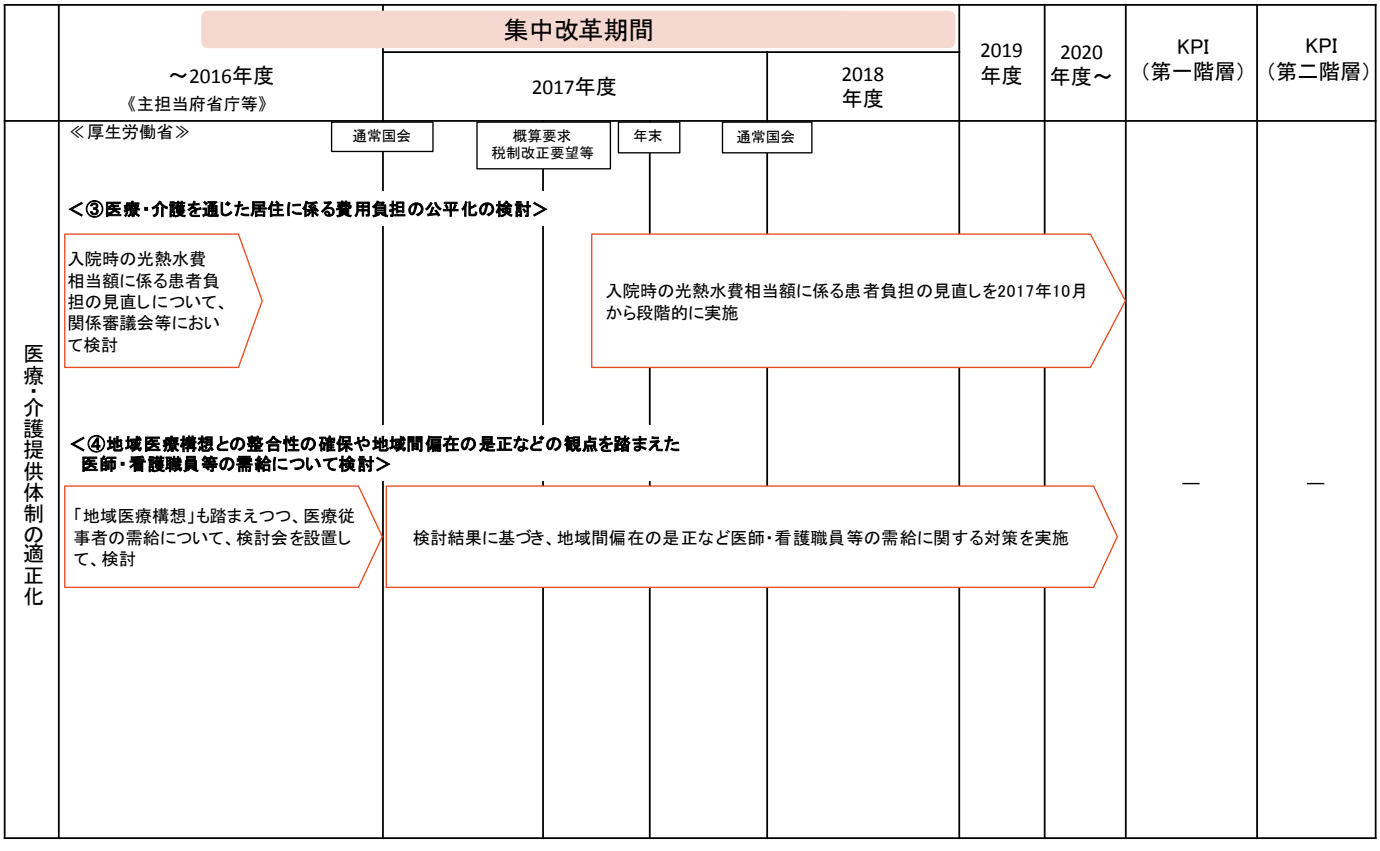

| |
|---|
| **重要課題：医療・介護提供体制の適正化** |
| **改革項目：③医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討**<br>**④地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について検討** |

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直し | 平成29年10月から、65歳以上の医療療養病床に入院する方の光熱水費相当額に係る患者負担について、<br>・医療区分Ⅰの患者については1日320円から370円に引き上げ、<br>・医療区分Ⅱ・Ⅲの患者については1日0円から200円に引き上げ<br>を実施（ただし、指定難病患者は負担を据え置き）。 | 平成30年４月から、65歳以上の医療療養病床に入院する方の光熱水費相当額に係る患者負担について、医療区分Ⅱ・Ⅲの患者については１日200円から1日370円に引上げを実施。<br>（ただし、指定難病患者は負担を据え置き） |
| 医療従事者の需給 | 「地域医療構想」及び「医師の働き方改革」の議論の推移も踏まえつつ、医療従事者の需給に関する検討会において検討中。 | 引き続き検討会において検討し、検討結果に基づき、地域間偏在の是正など医師・看護職員等の需給に関する対策を実施。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療・介護提供体制の適正化 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数【47都道府県】<br>2016年度末までに医療費適正化計画策定を前倒しで行った都道府県の数【おおむね半数】<br>外来医療費の地域差是正のための取組の進捗状況を測る指標（後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者【100%】、重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【100%】） | 医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況【2020年度時点での十分な進捗を実現】<br>年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【半減を目指して年々縮小】<br>年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差【見える化】<br>主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差【見える化】 |

＜⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正＞

＜⑥地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す（都道府県別の医療費の差の半減を目指す）＞

- 国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差の「見える化」を実施
- その上で、医療費適正化指標及び目標を検討し、設定
- 医療費目標について、入院医療費については、地域医療構想が実現した場合の医療費の算定式、外来医療費については、医療費適正化目標が達成された場合の効果を織り込んだ医療費の算定式を設定
- 2015年度内に医療費適正化基本方針を告示

各都道府県においてデータ分析に基づく医療費の地域差の分析、「見える化」を行った上で、その是正のための取組を含む次期医療費適正化計画を、できる限り前倒しで策定（本来の策定期限は2017年度末）

各都道府県において、第3期医療費適正化計画（策定時から2023年度まで）に基づき、医療費適正化の取組を推進

国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、指標を追加するとともに、国民に分かりやすい形で定期的に公表する

≪厚生労働省≫

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療・介護提供体制の適正化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数【47都道府県】<br>2016年度末までに医療費適正化計画策定を前倒しで行った都道府県の数【おおむね半数】<br>外来医療費の地域差是正のための取組の進捗状況を測る指標（後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者【100%】、重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【100%】） | 医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況【2020年度時点での十分な進捗を実現】<br>年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【半減を目指して年々縮小】<br>年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差【見える化】<br>主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差【見える化】 |

＜⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正＞

＜⑥地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す（都道府県別の医療費の差の半減を目指す）＞

- 国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差の「見える化」を実施
- その上で、医療費適正化指標及び目標を検討し、設定
- 2016年3月に医療費適正化基本方針を告示
- 医療費目標について、入院医療費については、地域医療構想が実現した場合の医療費の算定式、外来医療費については、医療費適正化目標が達成された場合の効果を織り込んだ医療費の算定式を設定（2016年11月告示）

各都道府県においてデータ分析に基づく医療費の地域差の分析、「見える化」を行った上で、その是正のための取組を含む次期医療費適正化計画を、できる限り前倒しで策定（本来の策定期限は2017年度末）

各都道府県において、第3期医療費適正化計画（策定時から2023年度まで）に基づき、医療費適正化の取組を推進

外来医療費の地域差半減に向け、第3期医療費適正化計画の計画期間に向けてレセプトデータ等の分析を継続的に行うとともに、関係者における知見やエビデンスの集積を図り、現在、取組が進められている生活習慣病等については2018年度、NDBを活用したその他の取組については2019年度までを目途にしつつ、順次可能な限り速やかに取組の追加等を検討

国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、指標を追加するとともに、国民に分かりやすい形で定期的に公表する

- オンサイトリサーチセンター利用開始
- NDBオープンデータを厚生労働省のホームページに公開

**重要課題：医療・介護提供体制の適正化**

**改革項目：⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正**
**⑥地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す（都道府県別の医療費の差の半減を目指す）**

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 医療費適正化計画の策定 | ・2018年度からの第3期医療費適正化計画の策定に向けて、都道府県担当者への説明を行う（2017年１月～２月）とともに、医療費適正化計画の策定を支援する「推計ツール」を都道府県に配布した。<br>・2017年8月時点で47都道府県全てが策定に着手している。 | 第３期医療費適正化計画に基づき取組を着実に実施していく。 |
| 取組の追加等の検討 | 平成29年10月４日の社会保障審議会医療保険部会において、第３期の医療費適正化計画における地域差半減の取組の追加について、議論した。 | 高齢者医薬品適正使用検討会における、多剤服用に関する適正使用のガイドライン（最終とりまとめは平成30年度末目途）の策定状況等を踏まえ、第3期医療費適正化計画の計画期間中に、医薬品の適正使用の算定式の変更・追加について検討する。 |
| 地域差の分析、「見える化」 | ・2017年4月に都道府県別年齢調整後1人当たり医療費の地域差を社会保障ワーキング・グループで示した。<br>・地域差の背景を分析するため、地域差の大きい年齢階層、 疾病の診療行為の内訳に関する分析（ボリュームゾーン分析） や入院医療費の三要素を分析中。<br>・都道府県・市町村別の医療費の構造等のデータを、毎年度、国から都道府県に提供できるよう、NDBの追加機能を整備中。 | 地域差半減に向け、既存のデータ（NDBデータ等）を用いて、より詳細な分析と都道府県へのデータ提供、「見える化」を随時行っていく。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療・介護提供体制の適正化 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数【47都道府県】<br>2016年度末までに医療費適正化計画策定を前倒しで行った都道府県の数【おおむね半数】<br>外来医療費の地域差是正のための取組の進捗状況を測る指標（後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者【100%】、重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【100%】） | 医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況【2020年度時点での十分な進捗を実現】<br>年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【半減を目指して年々縮小】<br>年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差【見える化】<br>主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差【見える化】 |

＜⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正＞

＜⑥地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す（都道府県別の医療費の差の半減を目指す）＞

- 国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差の「見える化」を実施
- その上で、医療費適正化指標及び目標を検討し、設定
- 医療費目標について、入院医療費については、地域医療構想が実現した場合の医療費の算定式、外来医療費については、医療費適正化目標が達成された場合の効果を織り込んだ医療費の算定式を設定
- 2015年度内に医療費適正化基本方針を告示

各都道府県においてデータ分析に基づく医療費の地域差の分析、「見える化」を行った上で、その是正のための取組を含む次期医療費適正化計画を、できる限り前倒しで策定（本来の策定期限は2017年度末）

各都道府県において、第3期医療費適正化計画（策定時から2023年度まで）に基づき、医療費適正化の取組を推進

国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、指標を追加するとともに、国民に分かりやすい形で定期的に公表する

≪厚生労働省≫

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療・介護提供体制の適正化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数【47都道府県】<br>2016年度末までに医療費適正化計画策定を前倒しで行った都道府県の数【おおむね半数】<br>外来医療費の地域差是正のための取組の進捗状況を測る指標（後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者【100%】、重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【100%】） | 医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況【2020年度時点での十分な進捗を実現】<br>年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【半減を目指して年々縮小】<br>年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差【見える化】<br>主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差【見える化】 |

＜⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正＞

＜⑥地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す（都道府県別の医療費の差の半減を目指す）＞

- 国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差の「見える化」を実施
- その上で、医療費適正化指標及び目標を検討し、設定
- 2016年3月に医療費適正化基本方針を告示
- 医療費目標について、入院医療費については、地域医療構想が実現した場合の医療費の算定式、外来医療費については、医療費適正化目標が達成された場合の効果を織り込んだ医療費の算定式を設定（2016年11月告示）

各都道府県においてデータ分析に基づく医療費の地域差の分析、「見える化」を行った上で、その是正のための取組を含む次期医療費適正化計画を、できる限り前倒しで策定（本来の策定期限は2017年度末）

各都道府県において、第3期医療費適正化計画（策定時から2023年度まで）に基づき、医療費適正化の取組を推進

外来医療費の地域差半減に向け、第3期医療費適正化計画の計画期間に向けてレセプトデータ等の分析を継続的に行うとともに、関係者における知見やエビデンスの集積を図り、現在、取組が進められている生活習慣病等については2018年度、NDBを活用したその他の取組については2019年度までを目途にしつつ、順次可能な限り速やかに取組の追加等を検討

国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、指標を追加するとともに、国民に分かりやすい形で定期的に公表する

- オンサイトリサーチセンター利用開始
- NDBオープンデータを厚生労働省のホームページに公開

**重要課題：医療・介護提供体制の適正化**

**改革項目：⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正**
**⑥地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す（都道府県別の医療費の差の半減を目指す）**

## KPIの状況

| | KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況、今後の対応 |
| 第一階層 | 外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数 | | 47都道府県（2017年度） | ― | N | 2018年３月末時点の都道府県の数を2018年４月に把握 |
| | 2016年度末までに医療費適正化計画策定を前倒しで行った都道府県の数 | | おおむね半数（2016年度末） | 0都道府県（2017年３月） | B | ８月調査時点で、47都道府県全てが計画作成に着手済み。 |
| | 外来医療費の地域差是正のための取組の進捗状況を測る指標 | 後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者 | 100% | 12%（429保険者）（2017年３月） | B | ・次回は2018年７月頃に調査予定<br>・第３期医療費適正化計画に基づき取組を着実に実施していく。 |
| | | 重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者 | 100% | 35.4%（2017年3月） | B | ・次回は2018年７月頃に調査予定<br>・第３期医療費適正化計画に基づき取組を着実に実施していく。 |
| 第二階層 | 医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況 | | 2020年度時点での十分な進捗を実現 | ― | N | 2019年度６月時点でレセプトデータから得られる数値を把握（順次最新の数値を更新） |
| | 年齢調整後の一人当たり医療費の地域差 | | 半減を目指して年々縮小 | ― | N | ・毎年度の数値を夏頃に把握予定<br>・第３期医療費適正化計画に基づき取組を着実に実施していく。 |
| | 年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差 | | 見える化 | ― | F | 毎年度の数値を夏頃に把握し、見える化DBに登録予定。（2014年度の年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費はDB登録済） |
| | 主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差 | | 見える化 | ― | F | 2018年度の数値を2019年夏頃に把握予定 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療・介護提供体制の適正化 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第６期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）【100%】<br>在宅医療を行う医療機関の数【増加】<br>介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者【100%】<br>在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【100%】 | 在宅サービス利用者割合【見える化】 |

**＜⑦在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築＞**

- 第６期介護保険事業（支援）計画（2015～2017年度）に基づき、推進 → 第７期介護保険事業（支援）計画（2018～2020年度）に基づき、推進
- 第６次医療計画（2013～2017年度）に基づき、推進 → 第７次医療計画（2018～2023年度）に基づき、推進
- 次期介護保険事業計画及び次期医療計画の同時策定
- 平成27年度介護報酬改定において、介護サービスにおける看取りへの対応を含め、中重度の要介護者や認知症高齢者を支援するための重点的な対応などを実施
- 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等の地域支援事業の充実や新たな介護予防・日常生活支援総合事業の実施などにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進
- 看取りも含め在宅医療、訪問看護に関する知識・経験を有し、地域の実情に応じた人材育成を主導することのできる医師、看護師の育成を図る

**＜⑧人生の最終段階における医療の在り方を検討＞**

- 人生の最終段階における医療に関する意思決定の支援の在り方、支援のスキルを備えた医療従事者の育成方法等について、モデル事業により検討
- 相談対応を行う医療従事者の育成研修を全国的に実施
- 国民に対する意識調査を実施した上で、検討会を設置し、さらに必要な施策等について検討し、順次実施

≪厚生労働省≫

# 経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療・介護提供体制の適正化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）【100%】<br>在宅医療を行う医療機関の数【増加】<br>介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者【100%】<br>在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【100%】 | 在宅サービス利用者割合【見える化】 |

**＜⑦在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築＞**

- 第６期介護保険事業（支援）計画（2015～2017年度）に基づき、推進 → 第７期介護保険事業（支援）計画（2018～2020年度）に基づき、推進
- 第６次医療計画（2013～2017年度）に基づき、推進 → 第７次医療計画（2018～2023年度）に基づき、推進
- 医療介護総合確保方針の改正
- 医療計画基本方針の改正
- 介護保険事業計画基本指針の改正
- 在宅医療等の受け皿の在り方を検討し、これに基づき整合性をもって、第７期介護保険事業計画及び第７次医療計画の同時策定
- 平成27年度介護報酬改定において、介護サービスにおける看取りへの対応を含め、中重度の要介護者や認知症高齢者を支援するための重点的な対応などを実施
- 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等の地域支援事業の充実や新たな介護予防・日常生活支援総合事業の実施などにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進
- 看取りも含め在宅医療、訪問看護に関する知識・経験を有し、地域の実情に応じた人材育成を主導することのできる医師、看護師の育成を図る

**＜⑧人生の最終段階における医療の在り方を検討＞**

- 人生の最終段階における医療に関する意思決定の支援の在り方、支援のスキルを備えた医療従事者の育成方法等について、モデル事業により検討
- 医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者本人による意思決定を基本として人生の最終段階における医療を進めるプロセスの普及を図る。これに向けて、検討会を設置し、国民の意識や自治体の取組の調査を行うとともに、医療従事者による患者・家族への相談対応の充実、住民への普及啓発等、参考となる事例の全国展開を進める

**重要課題：医療・介護提供体制の適正化**

**改革項目：⑦在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築**
**⑧人生の最終段階における医療の在り方を検討**

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 介護保険事業計画に基づく取組 | 第６期介護保険事業計画（2015～2017年度）に基づき、各保険者において地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進。 | 第７期介護保険事業計画（2018～2020年度）に基づき、各保険者において地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進する予定である。 |
| 医療計画に基づく取組 | 第７次医療計画に向けて、在宅医療の提供体制に関する現状把握のための指標を充実させ、都道府県にデータを提示。 | 策定された第７次医療計画の進捗状況を管理するとともに、医療機関ごとのデータの提供や担当職員に対する研修等を通じて都道府県への支援を行う。 |
| 在宅医療等の受け皿の在り方の検討 | 都道府県に対し、第７次医療計画における在宅医療の整備目標、第７期介護保険事業（支援）計画におけるサービスの量の見込みを整合的に定めるに当たっての基本的な考え方を提示。 | － |
| 地域支援事業の充実、日常生活支援総合事業の実施 | 介護予防・日常生活支援総合事業については、2017年４月時点で全保険者において実施している。<br>また、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等の地域支援事業については2018年４月までに全保険者において実施する予定である。 | 各保険者の取組状況を踏まえ、引き続き必要な支援を実施する予定である。 |
| 看取りも含め在宅医療、訪問看護に関する知識・経験を有し、地域の実情に応じた人材育成を主導できる医師、看護師の育成 | 平成27年度から高齢者に対する在宅医療及び小児等在宅医療の推進について専門知識や経験を豊富に備え、地域の研修を支えることができる講師人材を養成するため「高齢者向け在宅医療」「小児向け在宅医療」の分野で研修を行っている。平成28年度からは「訪問看護」の分野も加えて研修を行っている。平成29年度も引き続き「高齢者向け在宅医療」「小児向け在宅医療」「訪問看護」の３分野で研修を行う予定。 | 平成29年度に行う予定である「高齢者向け在宅医療」「小児向け在宅医療」「訪問看護」の3分野の研修についての修了者アンケート等を踏まえ、研修プログラムを改善する。これにより在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で人材育成事業を支えることのできる講師人材を育成する。 |
| 人生の最終段階における医療に関する意思決定の支援の在り方、支援スキルを備えた医療従事者の育成等 | ・患者・家族の意思決定支援を図るため、平成29年度より、人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会を開催。また、併せて国民、医療機関、医療従事者への意識調査等を実施。<br>・平成26、27年度から15医療機関にてモデル事業を行い、その結果を踏まえ、平成28年度からは全国の主要都市で医療従事者向けの人材育成研修及び、講師人材の養成のための研修を行っている。平成29年度も引き続き、医療従事者向けの人材育成研修及び、講師人材の養成のための研修を行う予定。 | ・検討会のとりまとめを踏まえ、人生の最終段階における医療の普及・啓発を促進する。<br>・平成29年度に行う予定である人材育成研修、講師人材の養成のための研修を引き続き行う予定。これにより、患者の相談に適切に対応できる医療従事者の育成及び全国で人材育成のできる医療従事者の養成を含め、人生の最終段階を穏やかに過ごすことのできる環境を整備する。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療・介護提供体制の適正化 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第６期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）【100%】<br>在宅医療を行う医療機関の数【増加】<br>介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者【100%】<br>在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【100%】 | 在宅サービス利用者割合【見える化】 |

**＜⑦在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築＞**

- 第６期介護保険事業（支援）計画（2015～2017年度）に基づき、推進 → 第７期介護保険事業（支援）計画（2018～2020年度）に基づき、推進
- 第６次医療計画（2013～2017年度）に基づき、推進 → 第７次医療計画（2018～2023年度）に基づき、推進
- 次期介護保険事業計画及び次期医療計画の同時策定
- 平成27年度介護報酬改定において、介護サービスにおける看取りへの対応を含め、中重度の要介護者や認知症高齢者を支援するための重点的な対応などを実施
- 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等の地域支援事業の充実や新たな介護予防・日常生活支援総合事業の実施などにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進
- 看取りも含め在宅医療、訪問看護に関する知識・経験を有し、地域の実情に応じた人材育成を主導することのできる医師、看護師の育成を図る

**＜⑧人生の最終段階における医療の在り方を検討＞**

- 人生の最終段階における医療に関する意思決定の支援の在り方、支援のスキルを備えた医療従事者の育成方法等について、モデル事業により検討
- 相談対応を行う医療従事者の育成研修を全国的に実施
- 国民に対する意識調査を実施した上で、検討会を設置し、さらに必要な施策等について検討し、順次実施

≪厚生労働省≫

# 経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療・介護提供体制の適正化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）【100%】<br>在宅医療を行う医療機関の数【増加】<br>介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者【100%】<br>在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【100%】 | 在宅サービス利用者割合【見える化】 |

**＜⑦在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築＞**

- 第６期介護保険事業（支援）計画（2015～2017年度）に基づき、推進 → 第７期介護保険事業（支援）計画（2018～2020年度）に基づき、推進
- 第６次医療計画（2013～2017年度）に基づき、推進 → 第７次医療計画（2018～2023年度）に基づき、推進
- 医療介護総合確保方針の改正
- 医療計画基本方針の改正
- 介護保険事業計画基本指針の改正
- 在宅医療等の受け皿の在り方を検討し、これに基づき整合性をもって、第７期介護保険事業計画及び第７次医療計画の同時策定
- 平成27年度介護報酬改定において、介護サービスにおける看取りへの対応を含め、中重度の要介護者や認知症高齢者を支援するための重点的な対応などを実施
- 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等の地域支援事業の充実や新たな介護予防・日常生活支援総合事業の実施などにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進
- 看取りも含め在宅医療、訪問看護に関する知識・経験を有し、地域の実情に応じた人材育成を主導することのできる医師、看護師の育成を図る

**＜⑧人生の最終段階における医療の在り方を検討＞**

- 人生の最終段階における医療に関する意思決定の支援の在り方、支援のスキルを備えた医療従事者の育成方法等について、モデル事業により検討
- 医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者本人による意思決定を基本として人生の最終段階における医療を進めるプロセスの普及を図る。これに向けて、検討会を設置し、国民の意識や自治体の取組の調査を行うとともに、医療従事者による患者・家族への相談対応の充実、住民への普及啓発等、参考となる事例の全国展開を進める

**重要課題：医療・介護提供体制の適正化**

**改革項目：⑦在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築**
**⑧人生の最終段階における医療の在り方を検討**

## KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況、今後の対応 |
| 第一階層 | 地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護） | 100%（2017年度末） | ― | N | 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等において周知を行うとともに、第7期介護保険事業計画の策定にかかる基本指針においても、当該サービスについて、ニーズを反映したサービス量の見込み及びその確保のための方策を示すことが重要であることを提示。今後も引き続き、サービスの周知を図るとともに、サービス提供量を増やす観点等から、平成30年度介護報酬改定に向けて検討を行う予定である。 |
| | 在宅医療を行う医療機関の数 | 増加 | ― | N | 2017年11～12月頃までに実績値（2016年7月時点）を集計する予定。 |
| | 介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者 | 100%（2017年4月） | 100.0%（2017年4月） | A | 事業の取組内容の把握を行い、それらを踏まえ保険者への必要な支援のあり方を検討する。 |
| | 在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者 | 100%（2018年4月） | ― | N | 2018年4月までに全保険者において実施する予定であり、確実な実施に向けて支援を行う。 |
| 第二階層 | 在宅サービス利用者割合 | 見える化 | ― | F | 各保険者のサービス受給者数合計に対する在宅サービス受給者数の割合について地域包括ケア「見える化」システムへの掲載を検討している。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療・介護提供体制の適正化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | かかりつけ機能を評価する診療報酬である「地域包括診療料」、「地域包括診療加算」の算定状況【増加】 | 大病院受診者のうち紹介状なしで受診した者の割合【500床以上の病院で60%以下】<br>患者が1年間に受診した医療機関数【見える化】 |
| | ＜⑨かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討＞ | | | | | | | |
| | かかりつけ医機能の更なる強化に向け、地域包括診療料等の普及に向けた必要な要件見直し等について、中央社会保険医療協議会において検討し、平成28年度診療報酬改定で対応 | | | | | | | |
| | 外来の機能分化を進める観点から、紹介状なしの大病院受診に対する定額負担を2016年4月から導入 | | | | | | | |
| | かかりつけ医の普及の観点から、かかりつけ医以外を受診した場合における定額負担を導入することについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 | | 関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む） | | | | | |
| | ＜⑩看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討＞ | | | | | | | |
| | 特定行為研修制度を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金に基づく新人看護職員研修をはじめとする研修の推進や看護系データベースの参加・利活用の推進を支援 | | | | | | | |
| | 臨床検査技師及び診療放射線技師の追加された業務範囲の内容の現場における実施状況に関する検証等の方法を研究 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療・介護提供体制の適正化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | ＜⑨かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討＞ | | | | | | |
| | かかりつけ医機能の更なる強化に向け、地域包括診療料等の普及に向けた必要な要件見直し等について、平成28年度診療報酬改定で対応 | | | | | かかりつけ機能を評価する診療報酬である「地域包括診療料」、「地域包括診療加算」の算定状況【増加】 | 大病院受診者のうち紹介状なしで受診した者の割合【500床以上の病院で60%以下】<br>患者が1年間に受診した医療機関数【見える化】 |
| | 外来の機能分化を進める観点から、紹介状なしの大病院受診に対する定額負担を2016年4月から導入 | | | | | | |
| | かかりつけ医の普及の観点から、かかりつけ医以外を受診した場合における定額負担を導入することについて、関係審議会等において検討 | かかりつけ医の普及に向けて、まずは病院・診療所間の機能分化の観点から、医療保険財政の持続可能性の観点等を踏まえつつ、病院への外来受診時の定額負担に関し、現行の選定療養による定額負担の対象の見直しを含め、関係審議会等において具体的な検討を進め、2017年末までに結論 | 関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む） | | | | |
| | | かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担の導入を含め、かかりつけ医の普及を進める方策や外来時の定額負担の在り方について、関係審議会等においてさらに検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。 | | | | | |
| | ＜⑩看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討＞ | | | | | | |
| | 特定行為研修制度を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金に基づく新人看護職員研修をはじめとする研修の推進や看護系データベースの参加・利活用の推進を支援 | | | | | | |
| | 臨床検査技師及び診療放射線技師の追加された業務範囲の内容の現場における実施状況に関する検証等の方法を研究 | | | | | — | — |

**重要課題：医療・介護提供体制の適正化**

**改革項目：⑨かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討**
**⑩看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討**

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 紹介状なしの大病院受診に対する定額負担 | ・平成28年度から導入している紹介状なしの大病院受診時定額負担について、平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査を実施。その結果も踏まえ、平成30年度診療報酬改定に向けて、中医協において検討。<br>・平成29年10月４日の社会保障審議会医療保険部会において、外来時の負担等について、平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の結果も踏まえ、議論。<br>・引き続き社会保障審議会医療保険部会及び中央社会保険医療協議会において検討を行い、平成29年末までに結論を得る。 | ― |
| 現行の選定療養による定額負担の対象の見直し | | |
| かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担の検討 | 平成29年10月４日の社会保障審議会医療保険部会において、外来時の負担等について、議論。 | 引き続き社会保障審議会医療保険部会及び中央社会保険医療協議会において検討を行い、平成30年度末までに結論を得る。 |
| 特定行為研修制度の実施、研修の推進や看護系データベースの参加・利活用の推進 | ・特定行為研修制度について、指定研修機関の追加の指定を行うとともに、指導者講習会を開催し、リーフレットやシンポジウム等による普及啓発を実施。<br>・研修の推進について、都道府県における新人看護職員研修等の実施状況を把握し、都道府県に情報提供。<br>・看護系データベースに関するワークショップへの支援を実施。 | ・特定行為研修制度を着実に実施するとともに、医療介護総合確保推進法の公布後5年を目途に必要に応じて見直しを行う規定に基づき、制度の現状の評価を踏まえ、適宜検討予定。<br>・地域医療介護総合確保基金に基づく新人看護職員研修をはじめとする研修の推進や看護系データベースの参加・利活用の推進を支援。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療・介護提供体制の適正化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | かかりつけ機能を評価する診療報酬である「地域包括診療料」、「地域包括診療加算」の算定状況【増加】 | 大病院受診者のうち紹介状なしで受診した者の割合【500床以上の病院で60%以下】<br>患者が1年間に受診した医療機関数【見える化】 |

**＜⑨かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討＞**

- かかりつけ医機能の更なる強化に向け、地域包括診療料等の普及に向けた必要な要件見直し等について、中央社会保険医療協議会において検討し、平成28年度診療報酬改定で対応
- 外来の機能分化を進める観点から、紹介状なしの大病院受診に対する定額負担を2016年4月から導入
- かかりつけ医の普及の観点から、かかりつけ医以外を受診した場合における定額負担を導入することについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論
- 関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）

**＜⑩看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討＞**

- 特定行為研修制度を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金に基づく新人看護職員研修をはじめとする研修の推進や看護系データベースの参加・利活用の推進を支援
- 臨床検査技師及び診療放射線技師の追加された業務範囲の内容の現場における実施状況に関する検証等の方法を研究

# 経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療・介護提供体制の適正化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | かかりつけ機能を評価する診療報酬である「地域包括診療料」、「地域包括診療加算」の算定状況【増加】 | 大病院受診者のうち紹介状なしで受診した者の割合【500床以上の病院で60%以下】<br>患者が1年間に受診した医療機関数【見える化】 |

**＜⑨かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討＞**

- かかりつけ医機能の更なる強化に向け、地域包括診療料等の普及に向けた必要な要件見直し等について、平成28年度診療報酬改定で対応
- 外来の機能分化を進める観点から、紹介状なしの大病院受診に対する定額負担を2016年4月から導入
- かかりつけ医の普及の観点から、かかりつけ医以外を受診した場合における定額負担を導入することについて、関係審議会等において検討
- かかりつけ医の普及に向けて、まずは病院・診療所間の機能分化の観点から、医療保険財政の持続可能性の観点等を踏まえつつ、病院への外来受診時の定額負担に関し、現行の選定療養による定額負担の対象の見直しを含め、関係審議会等において具体的な検討を進め、2017年末までに結論
- 関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）
- かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担の導入を含め、かかりつけ医の普及を進める方策や外来時の定額負担の在り方について、関係審議会等においてさらに検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

**＜⑩看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討＞**

- 特定行為研修制度を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金に基づく新人看護職員研修をはじめとする研修の推進や看護系データベースの参加・利活用の推進を支援
- 臨床検査技師及び診療放射線技師の追加された業務範囲の内容の現場における実施状況に関する検証等の方法を研究

**重要課題：医療・介護提供体制の適正化**

**改革項目：⑨かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討**
**⑩看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討**

KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | かかりつけ機能を評価する診療報酬である「地域包括診療料」、「地域包括診療加算」の算定状況 | 増加 | ー | N | 2016年度の数値を2017年11～12月頃に把握予定。<br>地域包括診療料、地域包括診療加算について、平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の結果も踏まえ、平成30年度診療報酬改定に向けて、中医協において検討。 |
| 第二階層 | 大病院受診者のうち紹介状なしで受診した者の割合 | 500床以上の病院で60%以下 | ー<br><br>＜参考値＞<br>39.7%<br>（平成28年10月（平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査））<br>※特定機能病院及び一般病床500床以上の地域医療支援病院の初診 | N | 2017年の数値を2018年12月に把握予定。<br>紹介状なしの大病院受診時定額負担について、平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の結果も踏まえ、平成30年度診療報酬改定に向けて、中医協において検討。 |
| | 患者が1年間に受診した医療機関数 | 見える化 | ー | F | 2017年3月の数値を2018年6月頃に把握予定 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療・介護提供体制の適正化 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | 病床の機能分化を踏まえた入院基本料等の算定状況等（7対1入院基本料を算定する病床数【縮小】、患者数【縮小】） |
| | | **＜⑪都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組＞**<br>**＜（ⅰ）改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点からの地域医療介護総合確保基金の平成27年度からのメリハリある配分＞**<br>病床の機能分化・連携に係る事業への重点的な配分 → 2015年度における病床の機能分化・連携に係る事業への重点的な配分の取組を、2016年度以降も継続 | | | | | | |
| | | **＜（ⅱ）医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第14条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討＞**<br>高齢者医療確保法第14条の診療報酬の特例の活用方策について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる | | | | | | |
| | | **＜（ⅲ）機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価、収益状況を踏まえた適切な評価など 平成28年度診療報酬改定及び平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定における対応＞**<br>7対1入院基本料算定要件の見直しを含む機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価について、中央社会保険医療協議会において検討し、平成28年度診療報酬で対応 | 平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応 | | | | | |
| | | **＜（ⅳ）都道府県の体制・権限の整備の検討　等＞**<br>都道府県の体制・権限の在り方について、2014年の法律改正で新たに設けた権限の行使状況等を勘案した上で、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて2020年央までに必要な措置を講ずる | | | | | | |
| | ≪厚生労働省≫ | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療・介護提供体制の適正化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | － | 病床の機能分化を踏まえた入院基本料等の算定状況等（7対1入院基本料を算定する病床数【縮小】、患者数【縮小】） |
| | **＜⑪都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組＞**<br>**＜（ⅰ）改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点からの地域医療介護総合確保基金の平成27年度からのメリハリある配分＞**<br>病床の機能分化・連携に係る事業への重点的な配分 → 2015年度における病床の機能分化・連携に係る事業への重点的な配分の取組を、2016年度以降も継続 | | | | | | |
| | **＜（ⅱ）医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第14条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討＞** | 高齢者医療確保法第14条の診療報酬の特例の活用方策について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる | | | | | |
| | **＜（ⅲ）機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価、収益状況を踏まえた適切な評価など 平成28年度診療報酬改定及び平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定における対応＞**<br>7対1入院基本料算定要件の見直しを含む機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価について、平成28年度診療報酬で対応 | 平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応 | | | | | |
| | **＜（ⅳ）都道府県の体制・権限の整備の検討　等＞** | 都道府県の体制・権限の在り方について、2014年の法律改正で新たに設けた権限の行使状況等を勘案した上で、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて2020年央までに必要な措置を講ずる | | | | | |

**重要課題：医療・介護提供体制の適正化**

**改革項目：⑪都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組**
**（ⅰ）改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点からの地域医療介護総合確保基金の平成27年度からのメリハリある配分**
**（ⅱ）医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第14条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討**
**（ⅲ）機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価、収益状況を踏まえた適切な評価など平成28年度診療報酬改定及び平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定における対応**
**（ⅳ）都道府県の体制・権限の整備の検討 等**

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 病床の機能分化・連携に係る事業へ重点的な配分 | 「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ、「病床の機能分化・連携」について、予算額904億円のうち、500億円以上の重点化した配分を実施。 | 引き続き、基金全体の配分について、具体的な事業計画を策定した都道府県に重点的に配分するなど、整備計画の策定状況等を踏まえ、メリハリをつけた配分を行うことを検討。 |
| 高齢者医療確保法の診療報酬の特例の活用方法の検討 | ・平成29年10月4日の社会保障審議会医療保険部会において、高確法第14条の法律上の枠組みや運用の考え方について、議論した。<br>・引き続き社会保障審議会医療保険部会において検討を行い、平成29年末までに結論を得る。 | － |
| 機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価 | 入院医療における医療機能や患者の状態に応じた診療報酬上の評価について、入院医療等の調査を実施。その結果も踏まえ、平成30年度診療報酬改定に向けて中医協において検討。 | 中医協の議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定を実施。 |
| 都道府県の体制・権限の在り方についての検討 | 都道府県知事の権限の行使にあたり、過剰な医療機能への転換中止の命令等や、非稼働病床の削減の命令等について、具体的な事例や検討手順の整理に向けて、医療計画の見直し等に関する検討会において議論を実施。 | 地域医療構想調整会議の議論の進捗状況等を把握しつつ、知事権限の在り方について、引き続き検討予定。 |

## KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第二階層 | 病床の機能分化を踏まえた入院基本料等の算定状況等（7対1入院基本料を算定する病床数、患者数） | 縮小 | ・病床数：362,000床（2016年7月）<br>・延べ算定回数1,095,704回／月（2016年6月） | A | 2017年の数値は2018年度に把握予定。<br>7対1入院基本料について、入院医療等の調査の結果も踏まえ、平成30年度診療報酬改定に向けて、中医協において検討。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| インセンティブ改革 | ≪厚生労働省≫ 通常国会／概算要求 税制改正要望等／年末／通常国会 | | | | | | | |
| | ＜⑫全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築＞ | | | | | | | |
| | 保険者による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進 | | | | | | 加入者自身の健康・医療情報を、情報通信技術（ICT）等を活用し、本人に分かりやすく提供する保険者【100%】<br>かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の数【800市町村】、広域連合の数【24団体】<br>＜続く＞ | 健康寿命【2020年までに1歳以上延伸】<br>生活習慣病の患者及びリスク者【2022年度までに糖尿病有病者の増加の抑制1000万人】<br>【2020年までにメタボ人口2008年度比25%減】<br>【2022年度までに高血圧の改善（収縮期血圧の平均値の低下）男性134mmHg、女性129mmHg】<br>＜続く＞ |
| | 個人による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進 | | | | | | | |
| | ＜⑬国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しで反映＞ | | | | | | | |
| | ＜⑭保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計＞ | | | | | | | |
| | ＜(ⅰ)2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立＞ | | | | | | | |
| | 保険者の医療費適正化への取組を促すための指標（後発医薬品の使用割合、重症化予防の取組、重複投薬等）を検討し、2015年度中に決定 | ・新たな指標の達成状況に応じ保険者のインセンティブを強化する観点から、2016年度から国民健康保険の特別調整交付金の一部において傾斜配分の仕組みを開始<br>・保険者努力支援制度の具体的な仕組み（評価指標、支援額の算定方法等）を検討し、2018年度までに運用方法を確立 | | 国民健康保険の保険者努力支援制度を2018年度より本格実施 | | | | |
| | ＜(ⅱ)国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映＞ | | | | | | | |
| | 国民健康保険財政の仕組みの見直しの基礎的枠組みを2015年度中に決定 | 新たな仕組み（※）の実施に向け、各自治体において条例改正等の施行に向けた準備を2017年度中に実施<br>※2018年度から、都道府県が国民健康保険の中心的な役割を担い、各市町村は都道府県から賦課された納付金を支払うための保険料を決定することとなるが、その中で各市町村の保険料水準に影響を与える納付金に医療費の地域差が反映されるよう、財政調整交付金の配分方法を含め、国民健康保険財政の仕組みを見直す | | 新たな仕組みを2018年度より施行 | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| インセンティブ改革 | ≪厚生労働省≫ 通常国会／概算要求 税制改正要望等／年末／通常国会 | | | | | | |
| | ＜⑫全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築＞ | | | | | | |
| | 保険者による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進 | | | | | 加入者自身の健康・医療情報を、情報通信技術（ICT）等を活用し、本人に分かりやすく提供する保険者【100%】<br>かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の数【800市町村】<br>広域連合の数【24団体】<br>＜続く＞ | 健康寿命【2020年までに1歳以上延伸】<br>生活習慣病の患者及びリスク者【2022年度までに糖尿病有病者の増加の抑制1000万人】<br>【2020年までにメタボ人口2008年度比25%減】<br>【2022年度までに高血圧の改善（収縮期血圧の平均値の低下）男性134mmHg、女性129mmHg】<br>＜続く＞ |
| | 糖尿病性腎症の重症化予防について、厚生労働省・日本医師会・日本糖尿病対策推進会議の三者が協定を締結し、2016年4月に「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定 | 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき取組を推進 | | | | | |
| | ・日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択<br>・取組状況について調査を実施し、ポータルサイトで達成状況を公表 | 先進的な予防・健康づくりの取組状況の見える化、全国展開を推進 | | | | | |
| | 個人による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進 | | | | | | |
| | ＜⑬国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しで反映＞ | | | | | | |
| | ＜⑭保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計＞ | | | | | | |
| | ＜(ⅰ)2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立＞ | | | | | | |
| | ・予防・健康づくり等の取組の推進に当たって共通的に評価する指標を設定<br>・新たな指標の達成状況に応じ保険者のインセンティブを強化する観点から、2016年度から国民健康保険の特別調整交付金の一部において傾斜配分の仕組みを開始 | 保険者努力支援制度の具体的な仕組み（評価指標、支援額の算定方法等）を検討し、2018年度までに運用方法を確立 | 国民健康保険の保険者努力支援制度を2018年度より本格実施 | | | | |
| | ＜(ⅱ)国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映＞ | | | | | | |
| | 国民健康保険財政の仕組みの見直しの基礎的枠組みを2015年度中に決定 | 新たな仕組み（※）の実施に向け、各自治体において条例改正等の施行に向けた準備を2017年度中に実施<br>※2018年度から、都道府県が国民健康保険の中心的な役割を担い、各市町村は都道府県から賦課された納付金を支払うための保険料を決定することとなるが、その中で各市町村の保険料水準に影響を与える納付金に医療費の地域差が反映されるよう、財政調整交付金の配分方法を含め、国民健康保険財政の仕組みを見直す | 新たな仕組みを2018年度より施行 | | | | |

**重要課題：インセンティブ改革**

**改革項目：**
**⑫全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築**
**⑬国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しで反映**
**⑭保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計**
**（ⅰ）2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立**
**（ⅱ）国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映**

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 保険者による疾病の予防、重症化予防、介護予防の取組の推進 | ・2017年４月24日の保険者による健診・保健指導等に関する検討会において、後期高齢者支援金の加算（ペナルティ）の具体的な指標が了承された。また、同日の検討会において、減算（インセンティブ）の具体的な指標案を公表したところであり、関係者と調整の上、年内に公表予定。<br>・国保の保険者努力支援制度では、2017年７月に、都道府県及び市町村の予防・健康づくり等の取組状況を評価するための指標について決定し、支援額の算定方法とともに都道府県に通知を行った。<br>・介護保険関係については項目17参照。 | ・2018年度から、後期高齢者支援金の加算・減算制度の見直しを実施予定。<br>・全保険者の特定健診・保健指導の実施率については、2017年度実績から公表予定（実績は、翌年度末頃の公表を予定）。<br>・国保の保険者努力支援制度では、2018年度以降、左記の指標により、都道府県及び市町村の予防・健康づくり等に係る取組状況についてメリハリのある評価を行い、取組の向上につなげる。<br>・介護保険関係については項目17参照。 |
| 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づく取組の推進 | 昨年度から引き続き、重症化予防WG（国保・後期広域）を開催し、2017年７月にとりまとめとして「糖尿病性腎症重症化予防の更なる展開に向けて」をホームページで公表、説明会を開催した。 | 2018年度も必要に応じ重症化予防WG（国保・後期広域）を開催し、好事例の収集・検証や、取組にあたっての課題を整理する等の検討を行う予定。 |
| 先進的な予防・健康づくりの取組状況の見える化、全国展開の推進 | 2017年６月に「健康なまち・職場づくり宣言2020」の達成状況について保険者全数調査を行い、８月に開催された「日本健康会議」で達成状況を発表し、ホームページで公表した。また、同会議では自治体や企業等の先進事例の紹介も行われた。 | 2018年度も各宣言の達成状況を引き続き把握し、日本健康会議で発表予定。併せて、日本健康会議の場で自治体や企業等の先進事例が紹介される予定。 |
| 個人による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組の推進 | 2017年８月に開催された「日本健康会議」で個人インセンティブに係る宣言の達成状況を発表し、ホームページで公表した。 | ・2018年度からの保険者インセンティブの各制度の指標に共通して個人へのインセンティブに係る指標を取り入れる。<br>・2018年度も「日本健康会議」の宣言の達成状況について調査を実施する予定。引き続き取組状況を把握し、日本健康会議で発表する予定。 |
| 保険者努力支援制度 | ・2017年７月に、都道府県及び市町村の予防・健康づくり等の取組状況を評価するための指標について決定し、支援額の算定方法とともに都道府県に通知を行った。<br>・なお、インセンティブの強化の観点から、保険者努力支援制度に加え、調整交付金からの財源を追加することで、総額1,000億円規模の財源を確保することについて、平成29年７月５日に国保基盤強化協議会事務レベルWGにおいて取りまとめを行った。 | 2018年度以降、左記の指標により、都道府県及び市町村の予防・健康づくり等に係る取組状況についてメリハリのある評価を行い、取組の向上につなげる。 |
| 国民健康保険財政の仕組みの見直し | ・2018年４月より施行される国保改革により新たに導入される納付金や標準保険料率の具体的な算定方法を定める政省令等の整備等を進めている。<br>・また、都道府県及び市町村においても、新たな財政運営の仕組みの導入に向けた準備を進めている。 | 2018年４月より、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる国保改革を着実に施行する。<br>※調整交付金の在り方については、骨太方針2017を踏まえた検討を行う。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| インセンティブ改革 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | | |
| | ＜⑫全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築＞ | | | | | | | |
| | 保険者による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進 | | | | | | 加入者自身の健康・医療情報を、情報通信技術（ICT）等を活用し、本人に分かりやすく提供する保険者【100%】<br>かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の数【800市町村】、広域連合の数【24団体】<br>＜続く＞ | 健康寿命【2020年までに1歳以上延伸】<br>生活習慣病の患者及びリスク者【2022年度までに糖尿病有病者の増加の抑制1000万人】<br>【2020年までにメタボ人口2008年度比25%減】<br>【2022年度までに高血圧の改善（収縮期血圧の平均値の低下）男性134mmHg、女性129mmHg】<br>＜続く＞ |
| | 個人による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進 | | | | | | | |
| | ＜⑬国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しで反映＞ | | | | | | | |
| | ＜⑭保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計＞ | | | | | | | |
| | ＜（ⅰ）2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立＞ | | | | | | | |
| | 保険者の医療費適正化への取組を促すための指標（後発医薬品の使用割合、重症化予防の取組、重複投薬等）を検討し、2015年度中に決定 | ・新たな指標の達成状況に応じ保険者のインセンティブを強化する観点から、2016年度から国民健康保険の特別調整交付金の一部において傾斜配分の仕組みを開始<br>・保険者努力支援制度の具体的な仕組み（評価指標、支援額の算定方法等）を検討し、2018年度までに運用方法を確立 | | 国民健康保険の保険者努力支援制度を2018年度より本格実施 | | | | |
| | ＜（ⅱ）国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映＞ | | | | | | | |
| | 国民健康保険財政の仕組みの見直しの基礎的枠組みを2015年度中に決定 | 新たな仕組み（※）の実施に向け、各自治体において条例改正等の施行に向けた準備を2017年度中に実施<br>※2018年度から、都道府県が国民健康保険の中心的な役割を担い、各市町村は都道府県から賦課された納付金を支払うための保険料を決定することとなるが、その中で各市町村の保険料水準に影響を与える納付金に医療費の地域差が反映されるよう、財政調整交付金の配分方法を含め、国民健康保険財政の仕組みを見直す | | 新たな仕組みを2018年度より施行 | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| インセンティブ改革 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | ＜⑫全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築＞ | | | | | | |
| | 保険者による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進 | | | | | | |
| | 糖尿病性腎症の重症化予防について、厚生労働省・日本医師会・日本糖尿病対策推進会議の三者が協定を締結し、2016年4月に「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定 | 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき取組を推進 | | | | 加入者自身の健康・医療情報を、情報通信技術（ICT）等を活用し、本人に分かりやすく提供する保険者【100%】<br>かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の数【800市町村】<br>広域連合の数【24団体】<br>＜続く＞ | 健康寿命【2020年までに1歳以上延伸】<br>生活習慣病の患者及びリスク者【2022年度までに糖尿病有病者の増加の抑制1000万人】<br>【2020年までにメタボ人口2008年度比25%減】<br>【2022年度までに高血圧の改善（収縮期血圧の平均値の低下）男性134mmHg、女性129mmHg】<br>＜続く＞ |
| | ・日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択<br>・取組状況について調査を実施し、ポータルサイトで達成状況を公表 | 先進的な予防・健康づくりの取組状況の見える化、全国展開を推進 | | | | | |
| | 個人による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進 | | | | | | |
| | ＜⑬国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しで反映＞ | | | | | | |
| | ＜⑭保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計＞ | | | | | | |
| | ＜（ⅰ）2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立＞ | | | | | | |
| | ・予防・健康づくり等の取組の推進に当たって共通的に評価する指標を設定<br>・新たな指標の達成状況に応じ保険者のインセンティブを強化する観点から、2016年度から国民健康保険の特別調整交付金の一部において傾斜配分の仕組みを開始 | 保険者努力支援制度の具体的な仕組み（評価指標、支援額の算定方法等）を検討し、2018年度までに運用方法を確立 | 国民健康保険の保険者努力支援制度を2018年度より本格実施 | | | | |
| | ＜（ⅱ）国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映＞ | | | | | | |
| | 国民健康保険財政の仕組みの見直しの基礎的枠組みを2015年度中に決定 | 新たな仕組み（※）の実施に向け、各自治体において条例改正等の施行に向けた準備を2017年度中に実施<br>※2018年度から、都道府県が国民健康保険の中心的な役割を担い、各市町村は都道府県から賦課された納付金を支払うための保険料を決定することとなるが、その中で各市町村の保険料水準に影響を与える納付金に医療費の地域差が反映されるよう、財政調整交付金の配分方法を含め、国民健康保険財政の仕組みを見直す | 新たな仕組みを2018年度より施行 | | | | |

**重要課題：インセンティブ改革**

**改革項目：** **⑫全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切 な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築**
**⑬国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しで反映**
**⑭保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計**
**（ⅰ）2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立**
**（ⅱ）国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映**

## KPIの状況

| KPI | | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 加入者自身の健康・医療情報を、情報通信技術（ICT）等を活用し、本人に分かりやすく提供する保険者 | | 100% | 57%<br>（1,989保険者）<br>（2017年3月） | B | ・次回は2018年7月頃に調査予定<br>・2018年度も達成状況を引き続き把握し、日本健康会議で発表予定。 |
| | かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の数、広域連合の数 | | 800市町村<br>24広域連合 | 654市町村<br>（82%）<br>14広域連合<br>（58%）<br>（2017年3月） | A | ・次回は2018年7月頃に調査予定<br>・昨年度から引き続き、重症化予防WG（国保・後期広域）を開催し、2017年7月にとりまとめとして「糖尿病性腎症重症化予防の更なる展開に向けて」をホームページで公表、説明会を開催。<br>・2018年度以降も必要に応じ重症化予防WG（国保・後期広域）を開催し、好事例の収集・検証や、取組にあたっての課題を整理する等の検討を行う予定。 |
| 第二階層 | 健康寿命 | | 男性　71.42歳<br>女性　74.62歳<br>（2020年）<br>※1歳以上延伸<br>（2010年比） | ー | N | 2018年春～夏頃公表予定。健康日本21（第2次）の中間評価（同時期に公表予定）の結果を踏まえ引き続き取組を行う。 |
| | 生活習慣病の患者及びリスク者 | 2022年度までに糖尿病有病者の増加の抑制1000万人 | 1000万人<br>（2022年度まで） | 1000万人<br>（2016年） | B | 現在健康日本21（第2次）の中間評価を行っているところであり、その結果を踏まえて引き続き対策を行う。次回は2020年度の数値を2021年秋～冬頃把握予定。 |
| | | 2020年までにメタボ人口2008年度比25%減 | メタボ人口2008年度比25%減<br>（2020年まで） | ー | N | ・2016年度の数値を2018年夏頃に把握予定。<br>・全保険者の特定健診・保健指導の実施率について、2017年度実績から公表予定（実績は、翌年度末頃の公表を予定）。<br>・2018年度からの保険者インセンティブ各制度でも引き続き特定健診・保健指導の実施状況を評価予定。 |
| | | 2022年度までに高血圧の改善（収縮期血圧の平均値の低下）男性134mmHg、女性129mmHg | 男性134mmHg<br>女性129mmHg<br>（2022年度まで） | ー | N | 2016年度の数値を2017年冬頃把握予定としており、健康日本21（第2次）の中間評価（2018年夏頃公表予定）の結果も踏まえて引き続き対策を行う。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

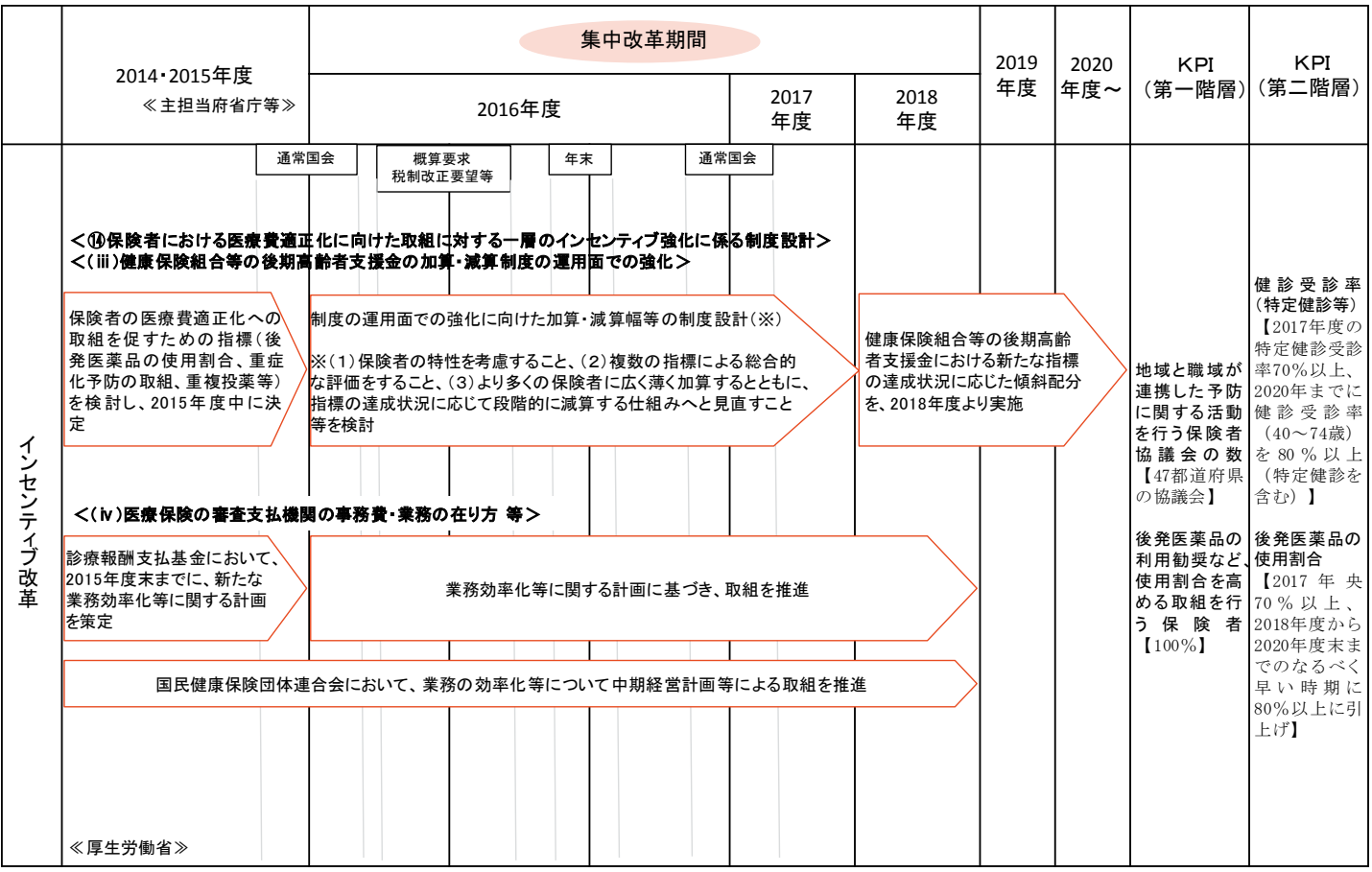


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

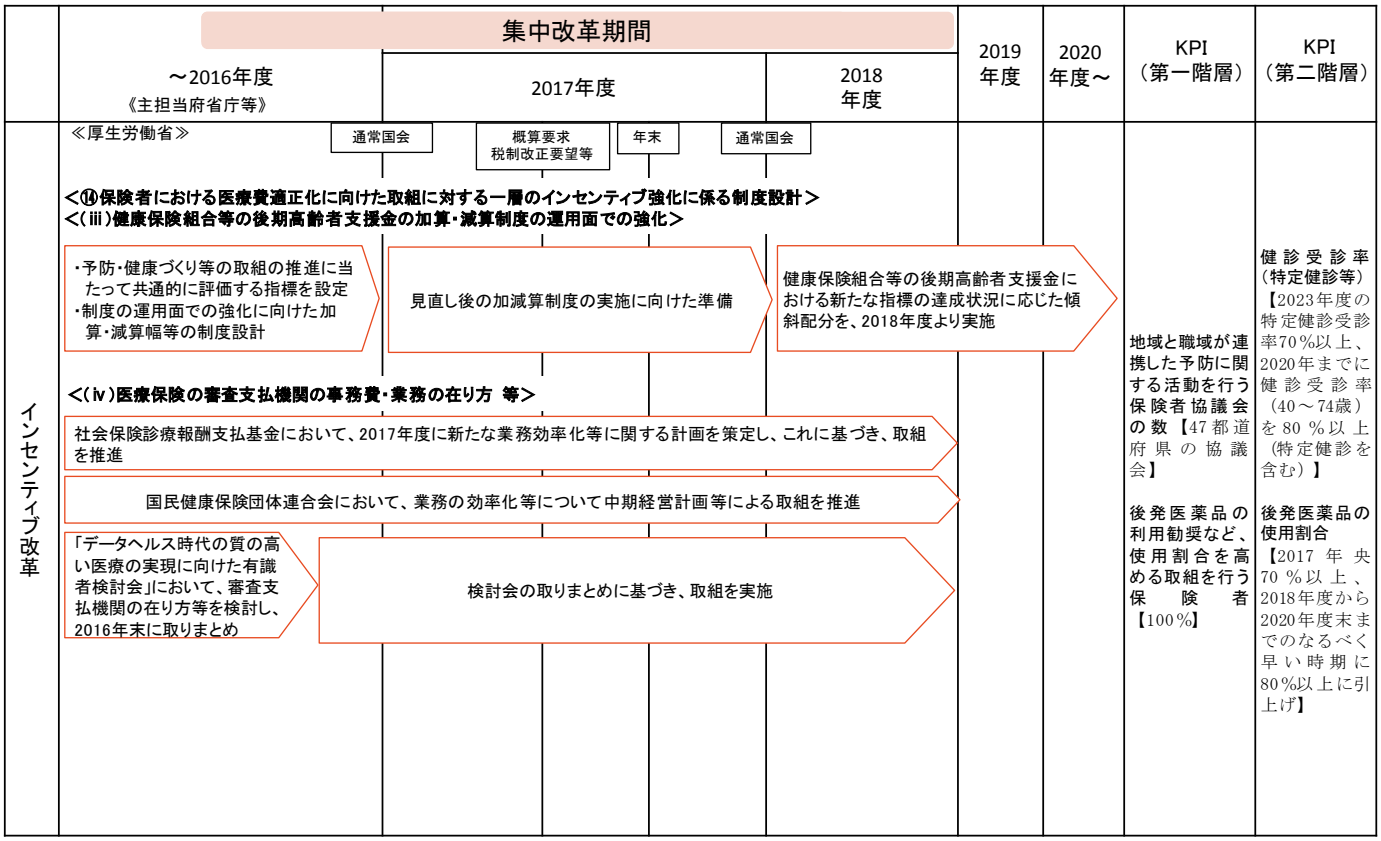

**重要課題：インセンティブ改革**

**改革項目：⑭保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計**
**（ⅲ）健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化**
**（ⅳ）医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方　等**

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 後期高齢者支援金の加算減算制度 | 2017年４月24日の保険者による健診・保健指導等に関する検討会において、後期高齢者支援金の加算（ペナルティ）の具体的な指標が了承された。また、同日の検討会において、減算（インセンティブ）の具体的な指標案を公表したところであり、関係者と調整の上、年内に公表予定。 | 2018年度から、後期高齢者支援金の加算・減算制度の見直しを実施予定。 |
| 診療報酬支払基金の業務効率化等 | 「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」を平成29年7月4日に公表し、その具体化に向けて検討中。 | 「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」に基づき、具体的な取組を実施。 |
| 国民健康保険団体連合会の業務効率化等 | 「支払基金業務効率化・高度化計画工程表」を踏まえ、平成29年10月４日に「国保審査業務充実・高度化基本計画」を策定し、その具体化に向けて検討中。 | 「国保審査業務充実・高度化基本計画」に基づき、具体的な取組を実施。 |
| 「データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」の取りまとめに基づく取組 | 有識者検討会報告書を踏まえ、平成29年7月4日に「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」及び「国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革推進計画・工程表」を公表し、その具体化に向けて検討中。 | 「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」及び「国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革推進計画・工程表」に基づき、具体的な取組を実施。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

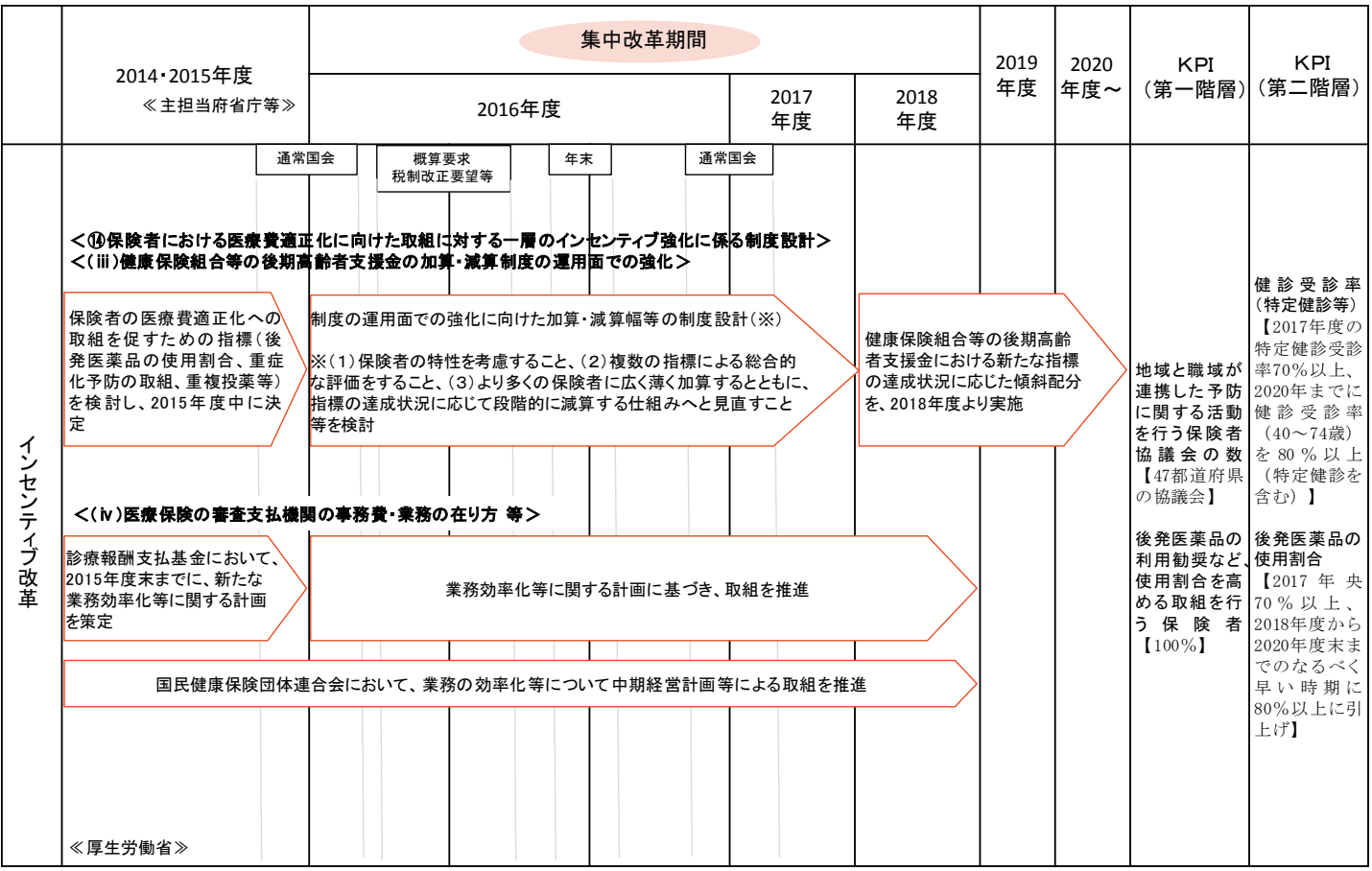


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

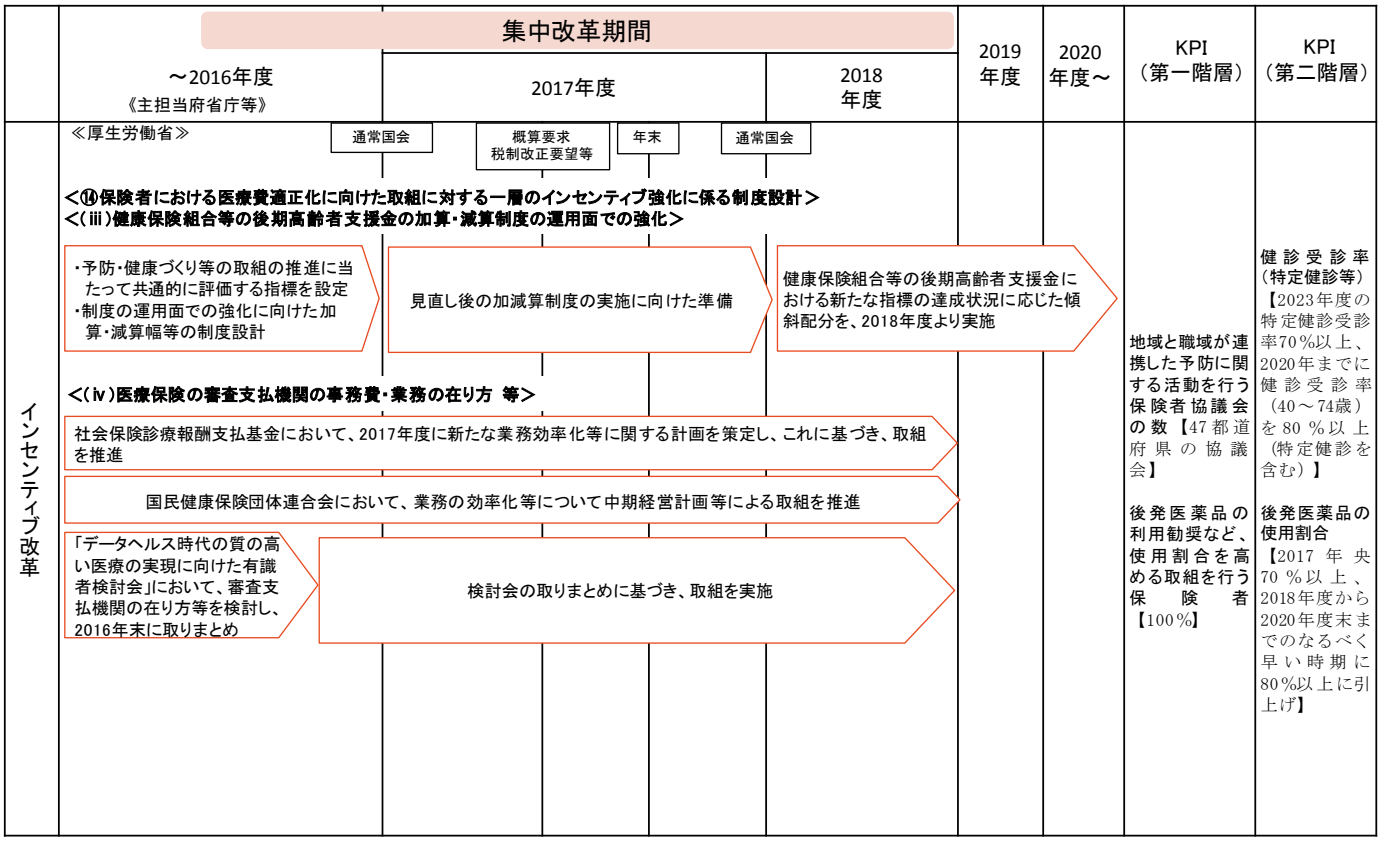

**重要課題：インセンティブ改革**

**改革項目：⑭保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計**
**（ⅲ）健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化**
**（ⅳ）医療保険の審査支払期間の事務費・業務の在り方 等**

## KPIの状況

| KPI | | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 地域と職域が連携した予防に関する活動を行う保険者協議会の数 | | 47都道府県の協議会 | 47保険者協議会<br>（100%）<br>（2017年3月） | A | ・次回は2018年7月頃に調査予定。<br>・2018年度も達成状況を引き続き把握し、日本健康会議で発表予定。 |
| | 後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者 | | 100% | 12%<br>（429保険者）<br>（2017年3月） | B | ・次回は2018年7月頃に調査予定。<br>・2018年度も達成状況を引き続き把握し、日本健康会議で発表予定。 |
| 第二階層 | 健診受診率（特定健診等） | 各年度における特定健診対象者に占める当該年度における特定健診受診者の割合 | 特定健診受診率70%以上<br>（2023年度） | ー | N | ・2016年度の数値を2018年夏頃に把握予定。<br>・全保険者の特定健診・保健指導の実施率について、2017年度実績から公表予定（実績は、翌年度末頃の公表を予定）。<br>・2018年度からの保険者インセンティブ各制度でも引き続き特定健診・保健指導の実施状況を評価予定。 |
| | | 各年度における40～74歳人口に占める当該年度に健診（特定健診を含む）を受診した者の割合 | 健診受診率<br>（40～74歳）を80%以上（特定健診を含む）<br>（2020年まで） | 71.0%<br>(2016年) | B | 策定時より上昇が見られる。引き続き2020年までの目標達成に向けて、スマートライフプロジェクト等を通じた普及啓発等の取組を進める。また2017年度実績からの全保険者の特定健診・保健指導の実施率の公表（実績は翌年度末頃の公表を予定）及び、2018年度からの保険者インセンティブ各制度においても引き続き特定健診・保健指導の実施状況の評価を予定している。これらを通じ、健診受診率の向上に努めていく。次回は2019年に調査予定。 |
| | 後発医薬品の使用割合 | | ・70%以上<br>（2017年央）<br><br>・80%以上<br>（2020年9月） | ー<br><br>＜参考値＞<br>68.6%<br>（2017年3月（最近の調剤医療費の動向））<br>※保険薬局の調剤レセプトデータのみ（院内処方、紙レセプトを含まない） | N | ・ 次回の医薬品価格調査の公表は2017年12月を予定<br>・ 最近の調剤医療費の動向における後発医薬品の使用割合の最新値は68.6%（2017年3月）であり、後発医薬品の使用割合は進んできているが、80%目標達成に向けこれまで以上の対応が必要。薬剤数量の大きな地域で後発医薬品の使用が進んでいないなど、都道府県間で後発医薬品の使用割合に大きなばらつきが見られる。<br>・ このため、品質等に関する信頼性の確保などに引き続き取り組むとともに、特に後発医薬品の使用促進が進んでいない地域等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施していく。<br>・ 診療報酬上の使用促進策については、中医協の議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定を実施する。<br>・ 都道府県ごとに策定する第3期の医療費適正化計画（2018～2023年度）の目標に後発医薬品の使用割合を盛り込むとともに、例えば保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促していく。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | | |
| | **＜⑮ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進＞** | | | | | | | |
| | ヘルスケアポイントの付与や保険料への支援になる仕組み等の実施に係るガイドラインを2015年度中に策定 | ガイドラインに基づき、各保険者においてヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与の取組を順次実施 | | | | | 予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体（国民健康保険保険者等）の数【800市町村】<br>予防・健康づくりについて、加入者を対象としたインセンティブを推進する被用者保険の保険者の数【600保険者】 | ＜前々頁・前頁参照＞ |
| | **＜⑯セルフメディケーションの推進＞** | | | | | | | |
| | 健康サポート薬局について、関係検討会において、健康サポートの基準や公表の仕組みについて2015年9月に取りまとめ | 2016年度から地域住民の主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する「健康サポート薬局」の公表制度を施行 | | | | | | |
| | 医療用医薬品の有効成分のうちスイッチOTC化が適当と考えられる候補品目について、医学・薬学の専門家、消費者等の多様な主体で構成する評価検討会議を設置し、新しい評価スキームの運用を行う | | | | | | | |
| | ≪厚生労働省≫ | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| インセンティブ改革 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | | |
| | **＜⑮ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進＞** | | | | | | |
| | ヘルスケアポイントの付与や保険料への支援になる仕組み等の実施に係るガイドラインを2016年5月に公表 | ガイドラインに基づき、各保険者においてヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与の取組を順次実施 | | | | 予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体（国民健康保険保険者等）の数【800市町村】<br>予防・健康づくりについて、加入者を対象としたインセンティブを推進する被用者保険の保険者の数【600保険者】 | ＜前々頁・前頁参照＞ |
| | **＜⑯セルフメディケーションの推進＞** | | | | | | |
| | 健康サポート薬局について、関係検討会において、健康サポートの基準や公表の仕組みについて2015年9月に取りまとめ | ・2016年10月から健康サポート薬局の公表開始<br>・公表制度の運用 | | | | ― | |
| | 医療用医薬品の有効成分のうちスイッチOTC化が適当と考えられる候補品目について、医学・薬学の専門家、消費者等の多様な主体で構成する評価検討会議を設置し、新しい評価スキームの運用を行う | | | | | | |

| 重要課題：インセンティブ改革 |
|---|
| 改革項目：⑮ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進<br>⑯セルフメディケーションの推進 |

改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| ヘルスケアポイントの付与や保険料への支援になる仕組み等 | 2017年８月に開催された「日本健康会議」で個人インセンティブに係る宣言の達成状況を発表し、ホームページで公表した。 | ・2018年度からの保険者インセンティブの各制度の指標に、共通して個人へのインセンティブに係る指標を取り入れる。<br>・2018年度も「日本健康会議」の宣言の達成状況を引き続き把握し、日本健康会議で発表予定。 |
| 健康サポート薬局の公表制度 | 平成28年10月1日から各都道府県への届出が開始され、各都道府県において薬局機能情報提供制度による公表が進められている。（平成29年９月末時点で524件届出がある。） | 制度が円滑に運営されるよう、引き続き自治体と連携して取り組む。 |
| スイッチOTCが適当と考えられる候補品目について、検討会の設置 | 平成28年４月に「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」を設置した。平成28年８月より、スイッチOTC医薬品の候補となる成分について、要望の受付を開始し、平成29年５月までに22件の要望を受け付けた。平成29年７月に開催した第２回検討会議において、このうち５件について、スイッチOTC化の妥当性の評価を行い、現在、パブリックコメントを実施している。第３回検討会議は、平成29年11月15日に開催を予定している。 | ・スイッチOTC医薬品の候補となる成分について、引き続き要望の受付を行う。<br>・「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」を継続的に開催し、要望成分についてスイッチOTC化の妥当性の評価を行う。 |

KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体（国民健康保険保険者等）の数 | 800市町村 | 328市町村<br>（41%）<br>（2017年3月） | A | ・次回は2018年７月頃に調査予定<br>・2018年度も達成状況を引き続き把握し、日本健康会議で発表予定。<br>・2018年度からの保険者インセンティブの各制度の指標に、共通して個人へのインセンティブに係る指標を取り入れる。 |
| | 予防・健康づくりについて、加入者を対象としたインセンティブを推進する被用者保険の保険者の数 | 600保険者 | 120保険者<br>（2017年3月） | B | ・次回は2018年７月頃に調査予定<br>・「事例に学ぶ効果的なデータヘルスの実践」（2017年７月）を公表。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

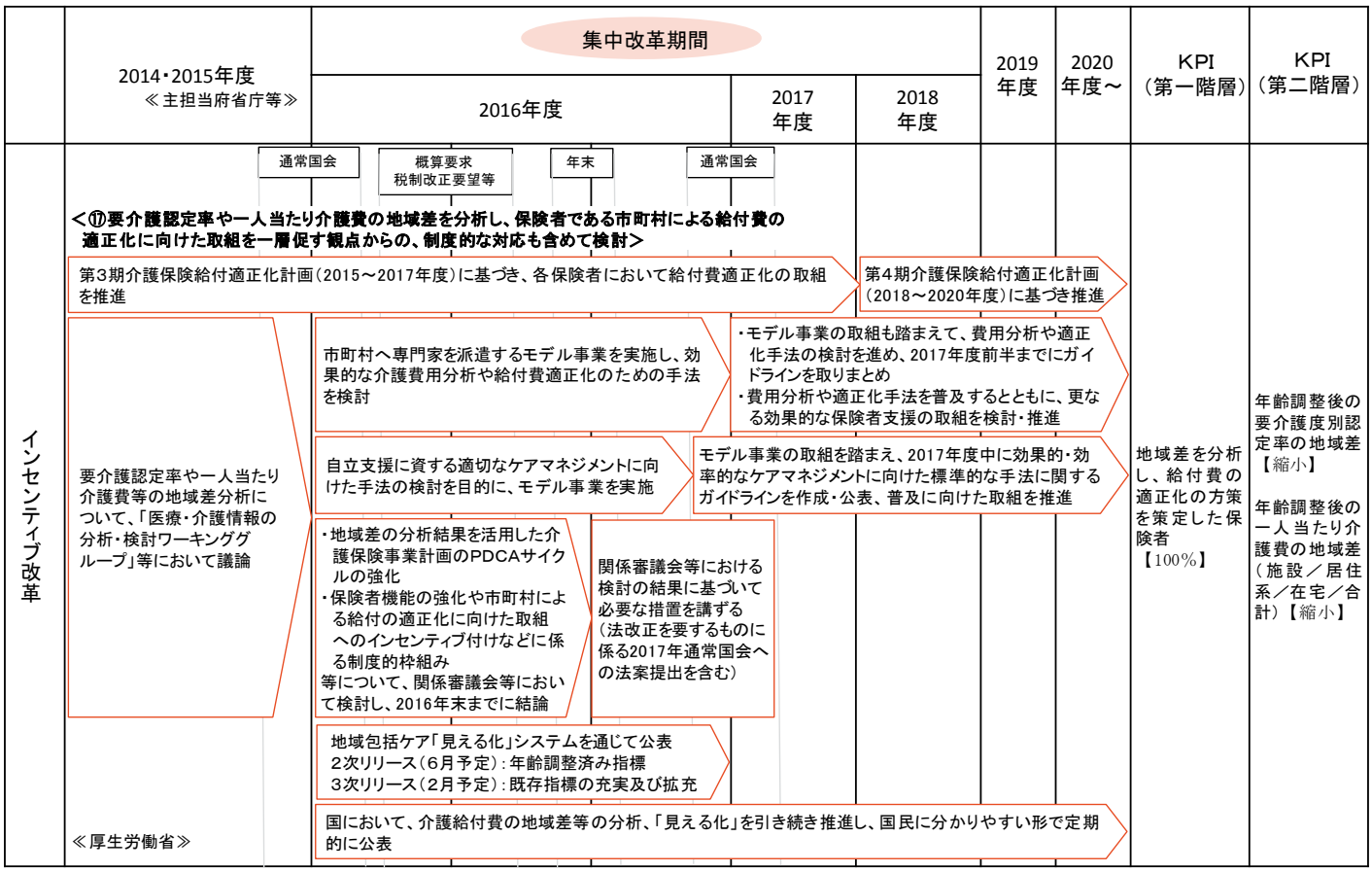


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

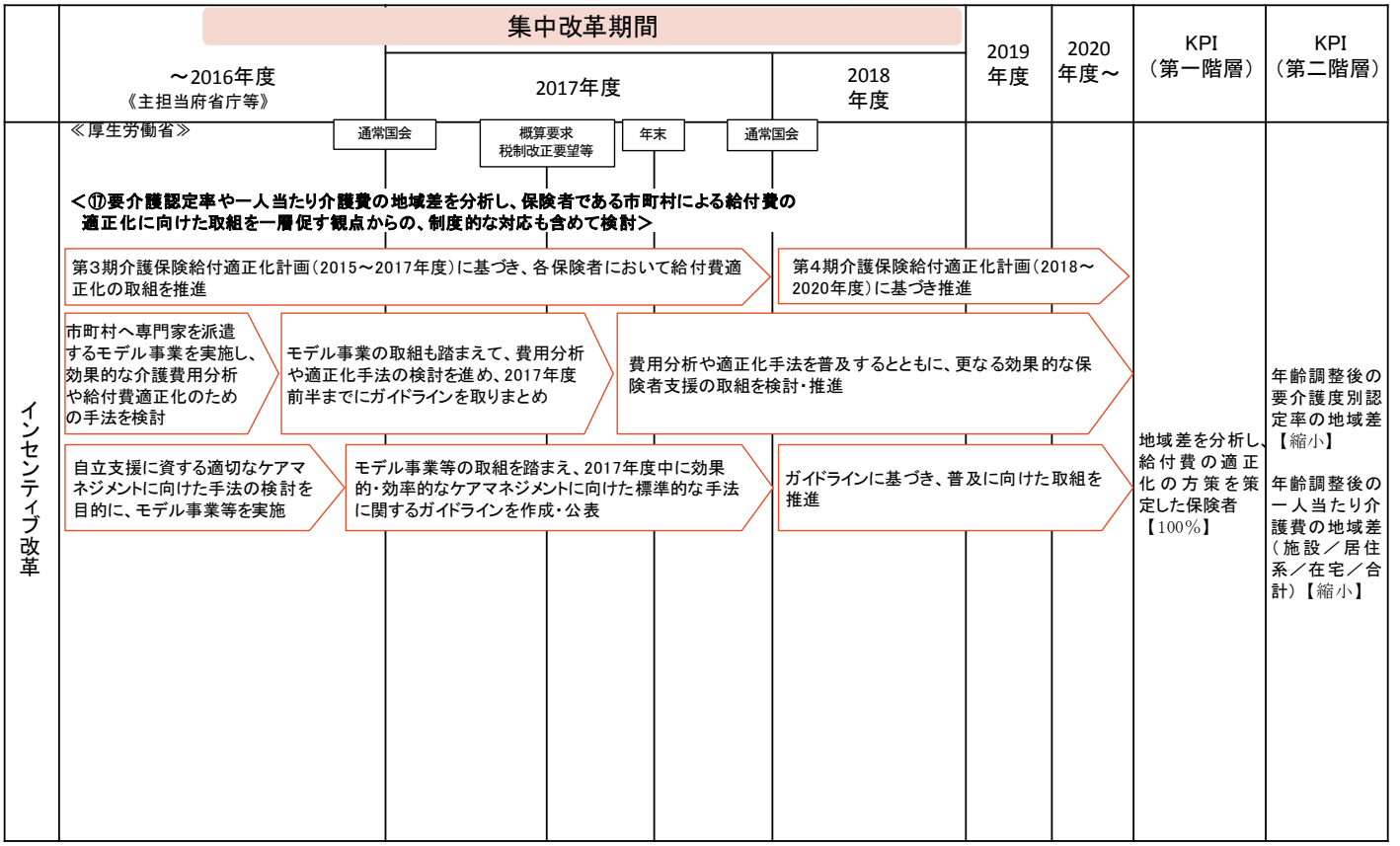

| |
|---|
| **重要課題：インセンティブ改革** |
| **改革項目：⑰要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討** |

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 介護保険給付適正化計画に基づく取組 | 第３期介護保険給付適正化計画（2015～2017年度）に基づき、各保険者において給付の適正化のための取組を推進。 | 第７期介護保険事業計画（2018～2020年度）に基づき、各保険者において給付適正化の取組を推進。 |
| 費用分析や適正化手法の検討、ガイドラインの取りまとめ | 保険者の地域分析に資する、地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析の手引きを公表。 | 引き続き、費用分析や適正化手法を普及するとともに、更なる効果的な保険者支援の取組を検討・推進する予定である。 |
| 効果的・効率的なケアマネジメントに向けた標準的な手法に関するガイドライン | ・2016年度は、要介護認定を受ける原因が上位である疾患（脳血管疾患と大腿骨頚部骨折)について、「想定される支援内容」と関連する「アセスメント項目」や「備えておくべき知識」を整理したガイドライン案を作成した。<br><br>・2017年度は、当該ガイドライン案について、現場における活用効果の検証を行うとともに、他の原因疾患について、同様の検討を実施している。 | 2018年度以降は、作成したガイドラインの周知等、標準的な手法の普及に向けた取組を実施するとともに、引き続き、他の原因疾患について、同様の検討を実施する予定である。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

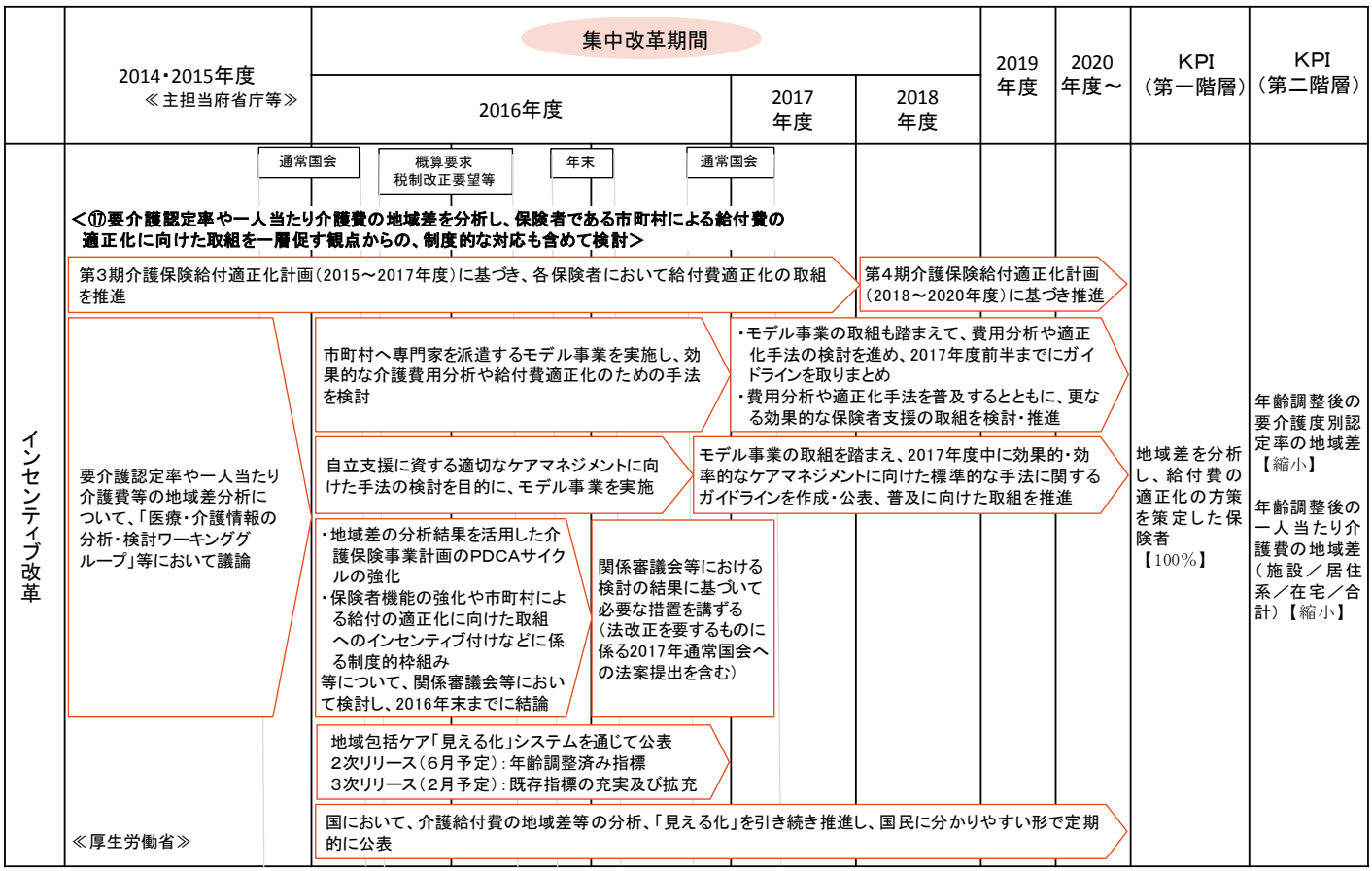


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

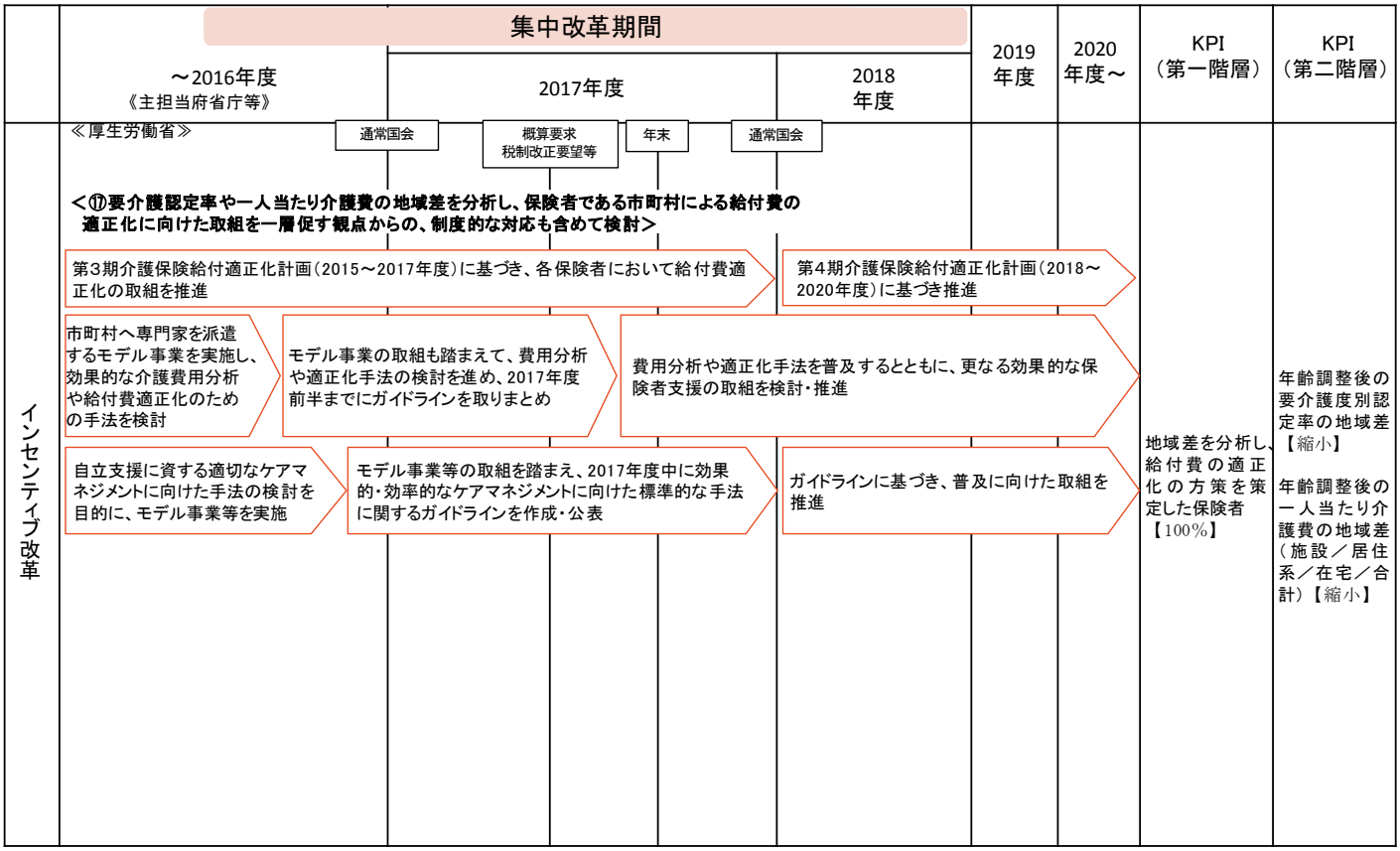

**重要課題：インセンティブ改革**

**改革項目：⑰要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討**

KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 地域差を分析し、給付費の適正化の方策を策定した保険者 | 100%（2018年4月） | ― | N | 2017年度末の状況を2018年4月頃に把握する予定である。<br>また、2017年6月に成立した介護保険法の改正法において、全自治体に対し、介護保険事業計画の策定に当たり、データ分析の実施を努力義務化。 |
| 第二階層 | 年齢調整後の要介護度別認定率の地域差 | 縮小 | － | N | 2016年度確定値は、介護保険事業状況報告年報の公表予定時期である2018年9月頃把握する予定。<br>地域差縮減については、年齢調整済みの要介護認定率や一人当たり介護給付費など、地域包括ケア「見える化」システムにおいて、順次「見える化」を推進。<br>好事例についても、現在約200の事例を地域包括ケア「見える化」システムに掲載。<br>また、2017年６月に成立した介護保険法改正法において、全自治体に対し、介護保険事業計画の策定に当たり、データ分析の実施を努力義務化（2018年4月施行）。 |
| | 年齢調整後の一人当たり介護費の地域差（施設／居住系／在宅／合計） | 縮小 | － | N | 2016年度確定値は、介護保険事業状況報告年報の公表予定時期である2018年9月頃把握する予定。<br>地域差縮減については、年齢調整済みの要介護認定率や一人当たり介護給付費など、地域包括ケア「見える化」システムにおいて、順次「見える化」を推進。<br>好事例についても、現在約200の事例を地域包括ケア「見える化」システムに掲載。<br>また、2017年６月に成立した介護保険法改正法において、全自治体に対し、介護保険事業計画の策定に当たり、データ分析の実施を努力義務化（2018年4月施行）。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| インセンティブ改革 | | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | | **＜⑰要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討＞** | | | | | | |
| | | 第3期介護保険給付適正化計画（2015～2017年度）に基づき、各保険者において給付費適正化の取組を推進 | | 第4期介護保険給付適正化計画（2018～2020年度）に基づき推進 | | | | |
| | 要介護認定率や一人当たり介護費等の地域差分析について、「医療・介護情報の分析・検討ワーキンググループ」等において議論 | 市町村へ専門家を派遣するモデル事業を実施し、効果的な介護費用分析や給付費適正化のための手法を検討 | ・モデル事業の取組も踏まえて、費用分析や適正化手法の検討を進め、2017年度前半までにガイドラインを取りまとめ<br>・費用分析や適正化手法を普及するとともに、更なる効果的な保険者支援の取組を検討・推進 | | | | 地域差を分析し、給付費の適正化の方策を策定した保険者【100%】 | 年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【縮小】<br>年齢調整後の一人当たり介護費の地域差（施設／居住系／在宅／合計）【縮小】 |
| | | 自立支援に資する適切なケアマネジメントに向けた手法の検討を目的に、モデル事業を実施 | モデル事業の取組を踏まえ、2017年度中に効果的・効率的なケアマネジメントに向けた標準的な手法に関するガイドラインを作成・公表、普及に向けた取組を推進 | | | | | |
| | | ・地域差の分析結果を活用した介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化<br>・保険者機能の強化や市町村による給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けなどに係る制度的枠組み<br>等について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 | 関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む） | | | | | |
| | | 地域包括ケア「見える化」システムを通じて公表<br>2次リリース（6月予定）：年齢調整済み指標<br>3次リリース（2月予定）：既存指標の充実及び拡充 | | | | | | |
| | ≪厚生労働省≫ | 国において、介護給付費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、国民に分かりやすい形で定期的に公表 | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| インセンティブ改革 | ≪厚生労働省≫ | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | | **＜⑰要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討＞** | | | | | |
| | ・地域差の分析結果を活用した介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化<br>・保険者機能の強化や市町村による給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けなどに係る制度的枠組み<br>等について、関係審議会等において検討 | 検討結果に基づき、新しい制度的枠組みを2018年4月から実施するための法案を2017年通常国会へ提出 | | | | <前頁参照> | <前頁参照> |
| | 地域包括ケア「見える化」システムを通じて公表<br>2次リリース（7月）：年齢調整済み指標<br>3次リリース（4月予定）：既存指標の充実及び拡充 | | | | | | |
| | 要介護認定率や一人当たり介護費等の地域差分析について、「医療・介護情報の分析・検討ワーキンググループ」等において引き続き議論 | | | | | | |
| | 国において、介護給付費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、国民に分かりやすい形で定期的に公表 | | | | | | |

| |
|---|
| **重要課題：インセンティブ改革** |
| **改革項目：⑰要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討** |

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 地域差の分析結果を活用した介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化、保険者機能の強化や市町村による給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けに係る制度的枠組み等 | 2017年6月に成立した介護保険法改正法により、以下の仕組みを創設（2018年4月施行）。<br>① 介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施<br>② 介護保険事業（支援）計画に自立支援・重度化防止等の取組内容及び目標を記載<br>③ 都道府県による市町村支援の規定の整備<br>④ 介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての評価、公表及び報告<br>⑤ 財政的インセンティブの付与の規定の整備 | 改革工程表に記載された改革は達成済み |
| 地域包括「見える化」システム | 年齢調整済みの要介護認定率や一人当たり介護給付費など、地域包括ケア「見える化」システムにおいて、順次「見える化」を推進。<br>好事例についても、現在約200の事例を地域包括ケア「見える化」システムに掲載。<br>また、2017年6月に成立した介護保険法改正法において、全自治体に対し、介護保険事業計画の策定に当たり、データ分析の実施を努力義務化（2018年4月施行）。 | 地域包括ケア「見える化」システムにおいて、引き続きデータの更新や取組事例の掲載を拡充するとともに、介護給付費の地域差等の分析が、国民によりわかりやすい形で提示できるよう、その手法について検討する。 |
| 要介護認定率や一人当たり介護費等の地域差分析 | | |
| 介護給付費の地域差等の分析、「見える化」の推進について、国民にわかりやすい形での公表 | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

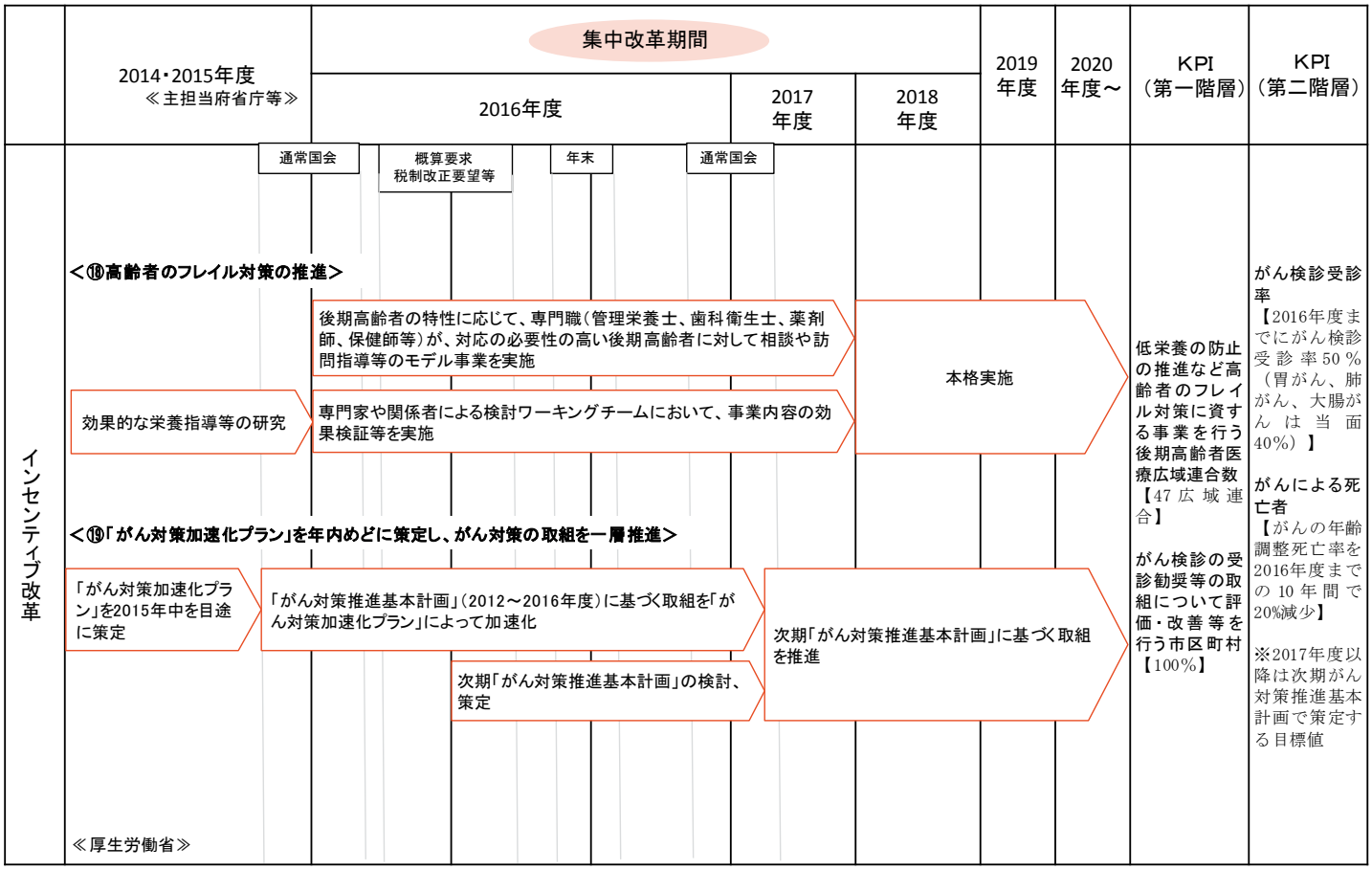


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

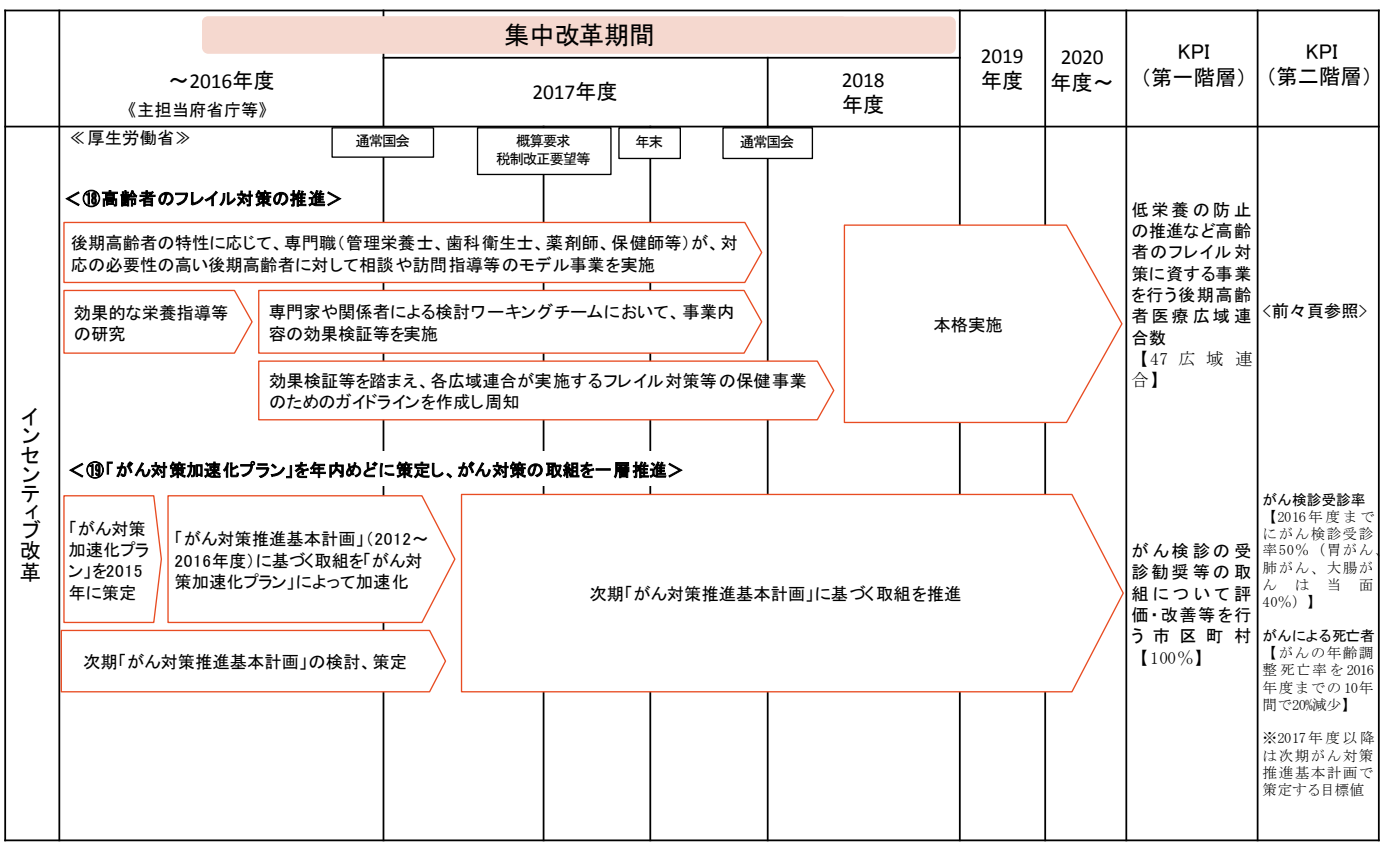

**重要課題：インセンティブ改革**

**改革項目：⑱高齢者のフレイル対策の推進**
**⑲「がん対策加速化プラン」を年内めどに策定し、がん対策の取組を一層推進**

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 専門職の相談や訪問指導のモデル事業 | 管理栄養士等の専門職による後期高齢者に対する相談や訪問指導等のモデル事業を、32広域連合において実施。（2017年8月時点） | 高齢者の保健事業のあり方検討WGにおける検証結果等を踏まえ、2018年度から、後期高齢者の特性に応じた保健事業を全広域連合に横展開。 |
| 効果的な栄養指導等の研究、事業内容の効果検証、ガイドラインの作成 | 高齢者の保健事業のあり方検討WGにおいて、専門職による後期高齢者に対する相談や訪問指導等のモデル事業の効果検証や好事例の収集を実施し、2016年度末には「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」の暫定版を策定。 | 高齢者の保健事業のあり方検討WGにおける検証結果等を踏まえ、2017年度末を目途に、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」を策定し、2018年度以降もより効率的・効果的な保健事業の実施のため、ガイドラインの改定に向けた検討を行う。 |
| がん対策加速化プランの取組 | 「がん対策推進基本計画」や「がん対策加速化プラン」等に基づき、がん対策を推進してきた。具体的な取組の成果として、がん検診の受診率が向上したことや、がん治療の進歩により生存率が向上したこと等が挙げられる。 | 次期「がん対策推進基本計画」に基づき、取組を推進。 |
| 次期「がん対策推進基本計画」 | 次期「がん対策推進基本計画」については、がん対策推進協議会での議論を踏まえ、なるべく早く閣議決定できるよう、必要な手続きを進めている。 | 次期「がん対策推進基本計画」に基づき、取組を推進。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

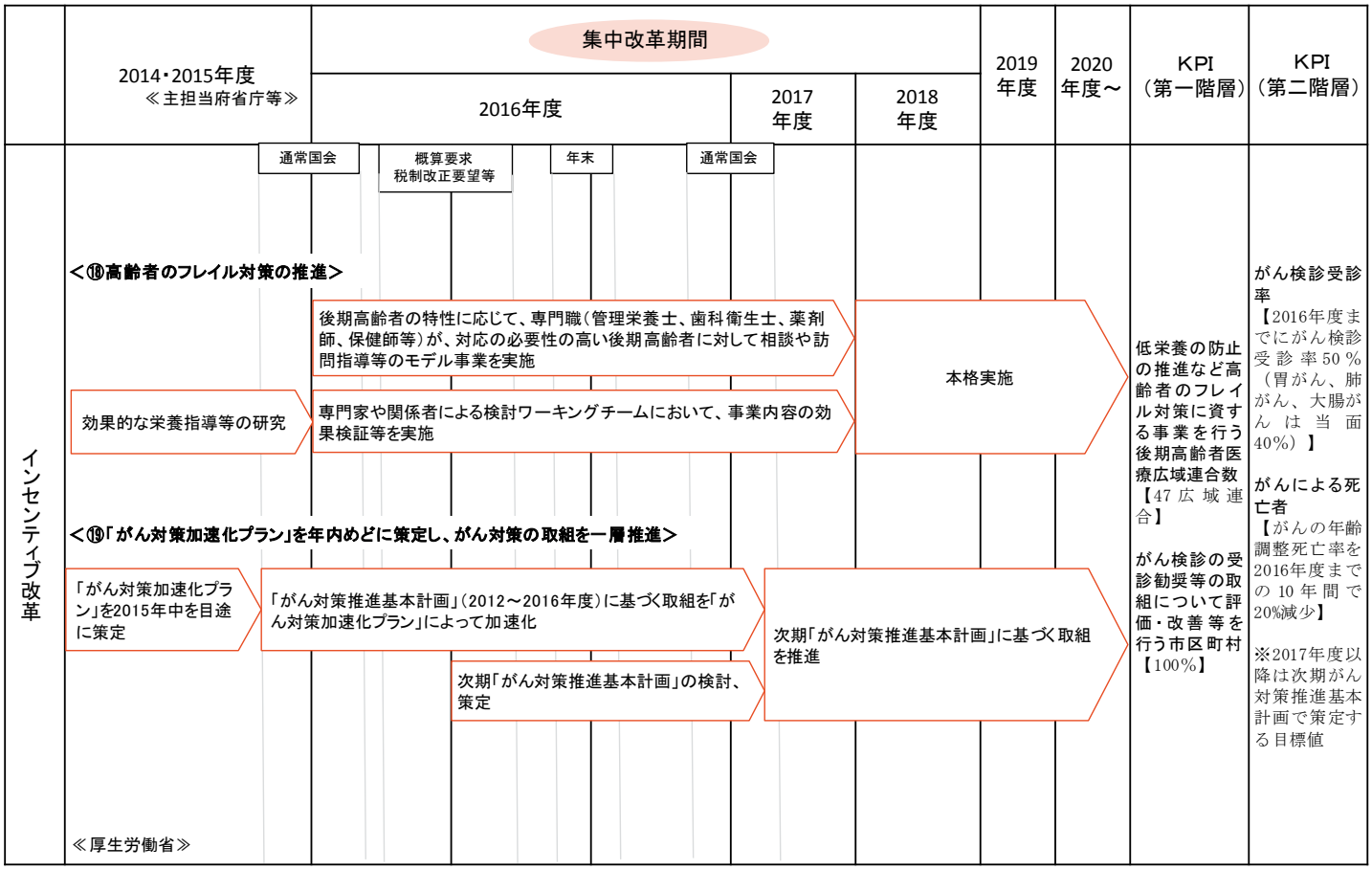


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

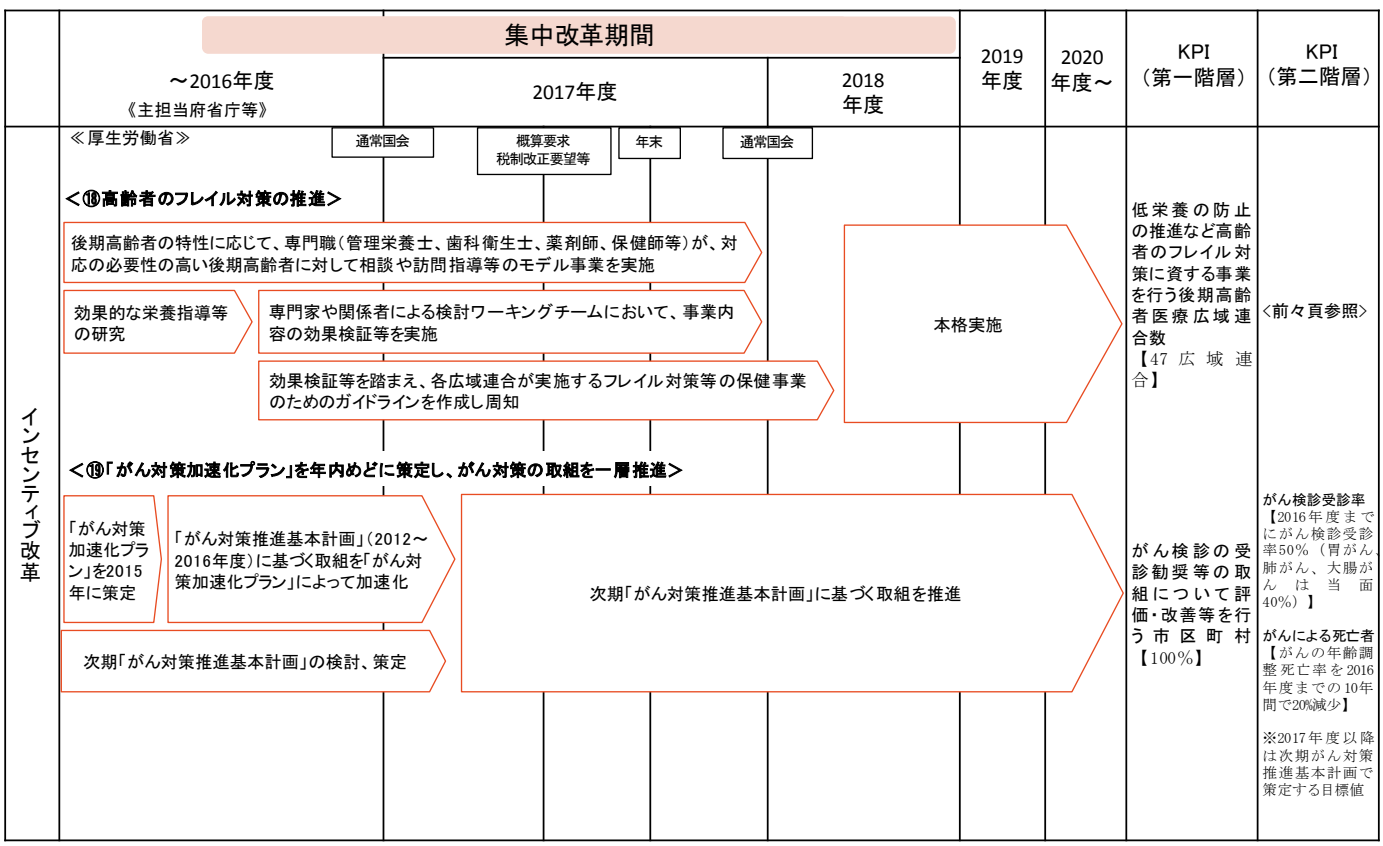

**重要課題：インセンティブ改革**

**改革項目：⑱高齢者のフレイル対策の推進**
**⑲「がん対策加速化プラン」を年内めどに策定し、がん対策の取組を一層推進**

## KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 低栄養の防止の推進など高齢者のフレイル対策に資する事業を行う後期高齢者医療広域連合数 | 47広域連合 | 26広域連合<br>（55.3%）<br>（2017年3月） | A | ・次回は2018年３月の数値を2018年７月頃の調査により把握予定。<br>・2018年度も達成状況を引き続き把握し、フレイル対策に資する事業のうち、生活習慣病等重症化予防の取組を行う広域連合数を日本健康会議で発表予定。<br>・2016年から前倒し実施している保険者インセンティブにおいて、フレイル対策に資する事業の実施状況を評価指標に設定。2018年度以降も引き続き評価指標に盛り込み、各広域連合における取組を促進していく。 |
| | がん検診の受診勧奨等の取組について評価・改善等を行う市区町村 | 100%<br>（2016年度） | － | N | 2016年の実績値については、本年11月中を目途に把握予定であるが、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、市区町村において適切ながん検診が実施されるよう、周知を図っているところである。今後も引き続き、こうした取組を進めていく。 |
| 第二階層 | がん検診受診率 | 50%<br>（胃がん、肺がん、大腸がんは当面40%）<br>（いずれも2016年度まで） | 胃がん<br>男性：46.4%<br>女性：35.6%<br>肺がん<br>男性：51.0%<br>女性：41.7%<br>大腸がん<br>男性：44.5%<br>女性：38.5%<br>子宮頸がん<br>女性：42.4%<br>乳がん<br>女性：44.9%<br>（2016年） | B | 肺がんについては、男性で51.0%と目標値を達成している。胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、女性の肺がんでは目標値に到達していないものの、前回の2013年調査に比べ、検診受診率は上昇しており、男女ともに目標達成に向けた取組の効果が現れてきている。<br>受診率を含めたより総合的な観点からがん検診を推進していくため、引き続き、効果的な取組を検討していく。 |
| | がんによる死亡者 | がんの年齢調整死亡率を2016年度までの10年間で20%減少<br><br>注）2005年の92.4（人口10万対）から10年間で73.9まで減少させる | － | N | 2015年の年齢調整死亡率は78.0であり、目標としていた73.9に届かなかった。その要因としては、がん検診の受診率が目標値に届かなかったこと等の影響が考えられる。<br>次期「がん対策推進基本計画」に基づき、引き続き、取組を推進する。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公的サービスの産業化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | 好事例（の要素）を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数【100%】<br>データヘルスに対応する健診機関（民間事業者も含む）を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】<br>健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】<br>健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数【500社】<br>協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数【1万社】<br>保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数【100社】 | 各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】 |

**＜⑳民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開＞**

- ・日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択
- ・「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた進め方について、2015年中に一定の方向性を取りまとめ

→ 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組の優良事例の収集、手順書作成等による全国展開を実施（データヘルス計画第１期）

→ 第１期における優良事例の要素を反映し、さらに効果的・効率的な取組を推進（データヘルス計画第２期）

**＜⑰医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等＞**
**＜（ⅰ）障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施＞**
**＜（ⅱ）事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進＞**

医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応

- ・看護師等の医療関係職種が民間の健康サービス事業でより活躍できるよう、グレーゾーン解消制度等を利用し、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応
- ・薬局・薬剤師を活用した健康づくりのモデル事業における好事例の収集・周知

介護保険外サービスを創出するに当たって参考となる事例やノウハウを記載した「保険外サービス活用ガイドブック（仮称）」を2015年度中に策定

→ 「保険外サービス活用ガイドブック（仮称）」を活用し、取組を推進

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公的サービスの産業化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 好事例（の要素）を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数【100%】<br>データヘルスに対応する健診機関（民間事業者も含む）を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】<br>健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】<br>健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数【500社】<br>協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数【1万社】<br>保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数【100社】 | 各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】 |

**＜⑳民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開＞**

- ・日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択
- ・「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた進め方について、2015年中に一定の方向性を取りまとめ
- ・第2期（2018～2023年度）に向けて、全健保組合にアドバイスシートを作成・送付（2016年6月）
- ・中・小規模の健康保険組合に対し、事業導入に係る初期費用を補助
- ・「データヘルス・予防サービス見本市」を開催し、民間企業等とのマッチングを推進

→ 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組の優良事例の収集、手順書作成等による全国展開を実施（データヘルス計画第１期）

→ 第１期における優良事例の要素を反映し、更に効果的・効率的な取組を推進（データヘルス計画第２期）

| |
|---|
| **重要課題：公的サービスの産業化** |
| **改革項目：⑳民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開** |

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| データヘルスの取組の優良事例の収集、手順書作成等による全国展開 | 「データヘルス・健康経営を推進するためのコラボヘルスガイドライン」（2017年7月）、「事例に学ぶ効果的なデータヘルスの実践」（2017年7月）、「データヘルス計画作成の手引き（改訂版）」（2017年９月）を公表した。 | 先進的な取り組みへの補助や事例のとりまとめを行い、先進事例の横展開をはかる。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公的サービスの産業化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | 好事例（の要素）を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数【100%】<br>データヘルスに対応する健診機関（民間事業者も含む）を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】<br>健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】<br>健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数【500社】<br>協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数【1万社】<br>保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数【100社】 | 各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】 |

**＜⑳民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開＞**

- ・日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択
- ・「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた進め方について、2015年中に一定の方向性を取りまとめ

→ 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組の優良事例の収集、手順書作成等による全国展開を実施（データヘルス計画第１期）

→ 第１期における優良事例の要素を反映し、さらに効果的・効率的な取組を推進（データヘルス計画第２期）

**＜㉑医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等＞**

**＜（ⅰ）障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施＞**

**＜（ⅱ）事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進＞**

医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応

- ・看護師等の医療関係職種が民間の健康サービス事業でより活躍できるよう、グレーゾーン解消制度等を利用し、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応
- ・薬局・薬剤師を活用した健康づくりのモデル事業における好事例の収集・周知

介護保険外サービスを創出するに当たって参考となる事例やノウハウを記載した「保険外サービス活用ガイドブック（仮称）」を2015年度中に策定

→ 「保険外サービス活用ガイドブック（仮称）」を活用し、取組を推進

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公的サービスの産業化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 好事例（の要素）を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数【100%】<br>データヘルスに対応する健診機関（民間事業者も含む）を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】<br>健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】<br>健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数【500社】<br>協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数【1万社】<br>保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数【100社】 | 各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】 |

**＜⑳民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開＞**

- ・日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択
- ・「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた進め方について、2015年中に一定の方向性を取りまとめ
- ・第2期（2018～2023年度）に向けて、全健保組合にアドバイスシートを作成・送付（2016年6月）
- ・中・小規模の健康保険組合に対し、事業導入に係る初期費用を補助
- ・「データヘルス・予防サービス見本市」を開催し、民間企業等とのマッチングを推進

→ 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組の優良事例の収集、手順書作成等による全国展開を実施（データヘルス計画第１期）

→ 第１期における優良事例の要素を反映し、更に効果的・効率的な取組を推進（データヘルス計画第２期）

**重要課題：公的サービスの産業化**

**改革項目：⑳民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開**

KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 好事例（の要素）を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数 | 全保険者（2017年） | 652市町村国保<br>22広域連合<br>222健保組合<br>4共済組合<br>6国保組合<br>48協会けんぽ支部<br>（2017年3月） | B | ・次回は2018年7月ごろに調査予定<br>・平成30年度から開始される第２期データヘルス計画に向けて、「データヘルス計画作成の手引き（改訂版）」（2017年９月）を公表。<br>引き続きデータヘルス計画の進捗管理・評価改善を促す。 |
| | データヘルスに対応する健診機関（民間事業者も含む）を活用する保険者 | データヘルス計画策定の全保険者（2017年） | 727市町村国保<br>7広域連合<br>659健保組合<br>9共済組合<br>43国保組合<br>37協会けんぽ支部<br>（2017年3月） | B | ・次回は2018年7月ごろに調査予定<br>・「事例に学ぶ効果的なデータヘルスの実践」（2017年７月）を公表。 |
| | 健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者 | データヘルス計画策定の全保険者（2017年） | ー | N | 37の健康保険組合を対象に、健康維持率、服薬コントロール率、重症疾患発症率について、試験的に算出（2017年９月公表）。<br>算出結果等を踏まえ、今後各指標の要件の再定義も含め検討する。 |
| | 健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数 | 500社 | 235社<br>（2017年３月） | A | ・次回は2018年7月ごろに調査予定。<br>・2018年度も各宣言の達成状況を引き続き把握し、日本健康会議で発表予定。<br>・事業主の健康経営と、健康保険組合のデータヘルスの連携を促すために、「データヘルス・健康経営を推進するためのコラボヘルスガイドライン」（2017年７月）を公表。 |
| | 協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数 | 1万社 | 12,195社<br>（2017年３月） | A | ・次回は2018年7月ごろに調査予定<br>・2018年度も各宣言の達成状況を引き続き把握し、日本健康会議で発表予定。<br>・事業主の健康経営と、健康保険組合のデータヘルスの連携を促すために、「データヘルス・健康経営を推進するためのコラボヘルスガイドライン」（2017年７月）を公表。 |
| | 保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数 | 100社 | 98社<br>（2017年３月） | A | ・次回は2018年7月ごろに調査予定<br>・2018年度も各宣言の達成状況を引き続き把握し、日本健康会議で発表予定。<br>・2017年12月頃に、民間事業者の活用を促すために「データヘルス・予防サービス見本市」を開催予定。 |
| 第二階層 | 各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況 | 見える化 | ー | F | 37の健康保険組合を対象に、健康維持率、服薬コントロール率、重症疾患発症率について、試験的に算出（2017年９月公表）。<br>算出結果等を踏まえ、今後各指標の要件の再定義も含め検討する。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公的サービスの産業化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | 好事例（の要素）を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数【100%】<br>データヘルスに対応する健診機関（民間事業者も含む）を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】<br>健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】<br>健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数【500社】<br>協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数【1万社】<br>保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数【100社】 | 各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】 |
| | **＜⑳民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開＞** | | | | | | | |
| | ・日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択<br>・「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた進め方について、2015年中に一定の方向性を取りまとめ | 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組の優良事例の収集、手順書作成等による全国展開を実施（データヘルス計画第１期） | | | 第１期における優良事例の要素を反映し、さらに効果的・効率的な取組を推進（データヘルス計画第２期） | | | |
| | **＜㉑医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等＞**<br>**＜（ⅰ）障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施＞**<br>**＜（ⅱ）事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進＞** | | | | | | | |
| | 医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応 | | | | | | | |
| | ・看護師等の医療関係職種が民間の健康サービス事業でより活躍できるよう、グレーゾーン解消制度等を利用し、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応<br>・薬局・薬剤師を活用した健康づくりのモデル事業における好事例の収集・周知 | | | | | | | |
| | 介護保険外サービスを創出するに当たって参考となる事例やノウハウを記載した「保険外サービス活用ガイドブック（仮称）」を2015年度中に策定 | 「保険外サービス活用ガイドブック（仮称）」を活用し、取組を推進 | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公的サービスの産業化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | ＜前頁参照＞ | ＜前頁参照＞ |
| | **＜㉑医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等＞**<br>**＜（ⅰ）障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施＞**<br>**＜（ⅱ）事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進＞** | | | | | | |
| | 医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応 | | | | | | |
| | ・看護師等の医療関係職種が民間の健康サービス事業でより活躍できるよう、グレーゾーン解消制度等を利用し、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応<br>・薬剤師・薬局を活用した健康づくりのモデル事業における好事例の収集・周知 | | | | | | |
| | 介護保険外サービスを創出するに当たって参考となる事例やノウハウを記載した「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」（保険外サービス活用ガイドブック）を2016年３月に策定 | ・「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」（保険外サービス活用ガイドブック）を活用し、取組を推進<br>・自治体が商工会等とも連携しつつ地域の保険外サービスについての説明会・体験会を実施することや、介護サービス情報公表システムの活用等により、ケアマネジャーや高齢者等に対し情報提供を推進する取組を支援 | | | | | |

**重要課題：公的サービスの産業化**

**改革項目：㉑医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等**
**（ⅰ）障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施**
**（ⅱ）事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進**

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 医療法人の医療・健康増進関連サービスの実施 | 附帯業務に関する通知の改正を検討中 | 医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、引き続き、関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応 |
| ・看護師等の医療関係職種の民間の健康サービス事業での活躍促進<br>・薬局・薬剤師を活用した健康づくりモデル事業の好事例の収集・周知 | ・グレーゾーン解消制度により、随時対応。<br>・平成28年度予算から患者のための薬局ビジョン推進事業において、患者のための薬局ビジョン実現に資するかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化のためのテーマ別モデル事業を開始しており、テーマの１つとして、薬局・薬剤師によるアウトリーチ型健康づくり支援事業を実施している。事業終了後に都道府県から報告を受けており、優良事例の展開を促進するために、自治体担当者や地域の薬剤師会を集めた会議等で事例を報告している。<br>　また、平成29年度には、各都道府県のテーマ別モデル事業の担当者を集め、各都道府県の取組について情報共有及び議論を行うワークショップを開催し、先進・優良事例の横展開を促した。 | ・グレーゾーン解消制度等を利用し、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応。<br>・平成30年度においても、患者のための薬局ビジョン推進事業の実施を検討している。さらに各都道府県等の先進・優良事例の取組を集めた事例集を作成し、関係自治体・関係団体への配布を予定している。 |
| 保険外サービス活用ガイドブックの取組 | 「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」（保険外サービス活用ガイドブック）について、自治体や事業者向けの説明会で紹介している。また、公的保険外サービスの更なる普及促進に向け、調査研究事業を進めている。 | ・　保険外サービス活用ガイドブックを策定し、公表済み。<br>・　当該調査研究事業の結果を公的保険外サービスの更なる普及促進に活用するとともに、介護支援専門員や地域包括支援センター等への周知や普及促進のための具体的手法について検討していく予定である。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公的サービスの産業化 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | | **＜⑫介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上＞** | | | | | | |
| | | 地域医療介護総合確保基金により都道府県が行うキャリアアップのための研修などの取組を支援 | | | | | 地域医療介護総合基金による介護人材の資質向上のための都道府県の取組の実施都道府県数【47都道府県】、計画の目標（研修受講人数等）に対する達成率【100%】 | |
| | 介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付け等を内容とする社会福祉法等一部改正法案提出 | ・介護職を目指す学生への修学資金の貸付け等による支援の実施<br>・離職した介護福祉士の届出システム整備等による円滑な再就業支援の実施 | | | | | | |
| | 2015年度介護報酬改定に併せて人員や設備基準の見直しを実施 | ・介護事業所におけるICTを活用した事務負担の軽減のための課題の把握・分析、業務改善の効果測定のためのモデル事業を実施。あわせて、介護事業所における書類削減に向け方策を検討。<br>・ICTを活用した事務負担軽減について、整理した論点を踏まえ、2016年度末までに必要なガイドラインをまとめ、公表・周知 | | ・書類削減に向けて対応可能なものから実施<br>・ICTを活用した効果的・効率的なサービス提供モデルの普及等、介護ロボット・ICTを活用した介護分野の生産性向上に向けた取組を実施 | | | | |
| | | ・介護ロボットの開発の方向性について開発者と介護職員が協議する場を設置することにより、開発段階から介護施設の実際のニーズを反映<br>・福祉用具や介護ロボットの実用化を支援するため、介護現場における機器の有効性の評価手法の確立、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施等を推進 | | | | | | |
| | ≪厚生労働省≫ | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公的サービスの産業化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | **＜⑫介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上＞** | | | | | | |
| | 地域医療介護総合確保基金により都道府県が行うキャリアアップのための研修などの取組を支援 | | | | | 地域医療介護総合基金による介護人材の資質向上のための都道府県の取組の実施都道府県数【47都道府県】、計画の目標（研修受講人数等）に対する達成率【100%】 | ― |
| | 介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付け等を内容とする社会福祉法等一部改正法案提出、成立 | ・介護職を目指す学生への修学資金の貸付け等による支援の実施<br>・離職した介護福祉士の届出システム整備等による円滑な再就業支援の実施 | | | | | |
| | 2015年度介護報酬改定に併せて人員や設備基準の見直しを実施 | ・介護事業所におけるICTを活用した事務負担の軽減のための課題の把握・分析、業務改善の効果測定のためのモデル事業を実施。あわせて、介護事業所における書類削減に向け方策を検討。<br>・ICTを活用した事務負担軽減について、整理した論点を踏まえ、2016年度末までに必要なガイドラインをまとめ、公表・周知 | ・書類削減に向けて対応可能なものから実施<br>・ICTを活用した効果的・効率的なサービス提供モデルの普及等、介護ロボット・ICTを活用した介護分野の生産性向上に向けた取組を実施 | | | | | |
| | ・介護ロボットの開発の方向性について開発者と介護職員が協議する場を設置することにより、開発段階から介護施設の実際のニーズを反映<br>・福祉用具や介護ロボットの実用化を支援するため、介護現場における機器の有効性の評価手法の確立、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施等を推進 | | | | | | |

**重要課題：公的サービスの産業化**

**改革項目：㉒介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上**

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 地域医療介護総合確保基金による取組の支援 | 介護事業所における学生のインターンシップや職場体験の導入を促進するため、2017年度予算において、地域医療介護総合確保基金に、その実施に要する費用の助成メニューを創設し、都道府県が行う取組に対する支援を実施。 | 地域医療介護総合確保基金の活用により、各都道府県が地域の実情に応じて実施する「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」に資する取組について、引き続き支援する。 |
| ・介護職を目指す学生への修学資金の貸し付け等<br>・離職した介護福祉士の円滑な再就業支援 | ・返還免除付きの修学資金貸付制度により、介護職を目指す学生への支援を引き続き実施。<br>・2016年度第２次補正予算において、大都市、被災地等の介護人材の確保が特に困難な地域における貸付額を倍増した再就職準備金により、離職した介護職員の再就職支援を引き続き実施。 | 返還免除付きの修学資金貸付制度や再就職準備金貸付制度の周知等により、当該制度の更なる活用を進める。 |
| ・書類の削減<br>・介護ロボット、ICTを活用した介護分野の生産性向上に向けた取組 | ・介護事業所におけるICTの活用については、これまで、介護現場における業務効率化の効果検証及び普及に向けた課題の整理等を進めてきた。<br><br>・介護ロボットについては、2016年度より、介護現場のニーズを開発内容に反映させる事業を実施している。<br><br>・介護事業所における書類削減については、介護事業所における削減可能な文書等の実態把握を行っている。 | ・介護事業所におけるICT普及促進のため、介護情報の事業所間連携を見据えたICTの標準仕様の作成に向けて必要な取組を進めていくために必要な経費を2018年度概算要求において盛り込んでいる。<br>また、生産性向上については、介護サービスにおける生産性向上のガイドラインの作成等を行うために必要な経費を、2018年度概算要求において盛り込んでいる。<br><br>・2018年度介護報酬改定での介護ロボットを用いた介護に係る介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応について社会保障審議会介護給付費分科会において検討している。<br><br>・介護事業所における文書の実態把握を進め、その結果を踏まえつつ、現場の意見を聴きながら、国が求める帳票等の見直しを行うとともに、自治体が独自に求める帳票等を見直すよう自治体に対して要請するなど、2020年代初頭までの文書量の半減に取り組むこととしている。 |
| 介護ロボットの開発等 | ・介護ロボットの開発を促進する上では、介護現場のニーズを踏まえることが重要。このため、2016年度より、介護現場のニーズを開発内容に反映させる事業を実施している。 | ・介護ロボットの開発・普及の加速化を図るため、開発プロジェクトを牽引するプロジェクトコーディネーターを配置する等の必要な経費を2018年度概算要求において盛り込んでいる。<br><br>・また、2018年度介護報酬改定に向けて、介護ロボットを用いた介護に係る介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応について社会保障審議会介護給付費分科会において検討している。 |

## KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 地域医療介護総合基金等による介護人材の資質向上のための都道府県の取組の実施都道府県数、計画の目標（研修受講人数等）に対する達成率 | （都道府県の数）<br>47都道府県<br>（研修受講人数等）<br>100%<br>（2020年度） | 都道府県の数：47都道府県（2017年3月）<br><br>研修受講人数等：約110%（2017年3月） | A | 地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための取組については、全都道府県が実施している。今後も引き続き、都道府県の取組を支援する。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公的サービスの産業化 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | | |
| | | **＜㉔マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組＞** | | | | | | |
| | | **＜（ⅰ）医療保険のオンライン資格確認の導入＞** | | | | | | |
| | | 具体的なモデル案やその実現方策、費用対効果等を検討するための調査研究実施 | 医療保険のオンライン資格確認の段階的な導入の実施に向けた準備 | 医療保険のオンライン資格確認の段階的な導入 | | | | |
| | | **＜（ⅱ）医療・介護機関等の間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性の向上＞** | | | | | | |
| | | 医療等分野の番号の具体的制度設計等について、「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」において、2015年末までに一定の結論を得る | 医療等分野における番号の段階的運用の実施に向けた準備 | オンライン資格確認の基盤も活用して医療等分野における番号の段階的運用を開始、2020年までに本格運用を目指す | | | － | － |
| | | **＜（ⅲ）医療等分野における研究開発の促進＞** | | | | | | |
| | | 既存の医療情報の各種データベースの連結・相互利用を可能にすること等について、臨床研究等ICT基盤構築研究事業により検討 | プログラム・仕様の検討を行った上で、試験的運用を実施 | | | | | |
| | | ≪厚生労働省≫ | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公的サービスの産業化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | | |
| | **＜㉔マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組＞** | | | | | | |
| | **＜（ⅰ）医療保険のオンライン資格確認の導入＞** | | | | | | |
| | 具体的なモデル案やその実現方策、費用対効果等を検討するための調査研究実施 | 医療保険のオンライン資格確認の段階的な導入の実施に向けた準備 | 医療保険のオンライン資格確認の段階的な導入 | | | | |
| | **＜（ⅱ）医療・介護機関等の間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性の向上＞** | | | | | | |
| | 医療等分野のIDの具体的制度設計等について、「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」において、2015年末までに一定の結論 | 医療等分野におけるIDの段階的運用の実施に向けた準備 | オンライン資格確認の基盤も活用して医療等分野におけるIDの段階的運用を開始、2020年からの本格運用を目指す | | | － | － |
| | **＜（ⅲ）医療等分野における研究開発の促進＞** | | | | | | |
| | 既存の医療情報の各種データベースの連結・相互利用を可能にすること等について、臨床研究等ICT基盤構築研究事業により検討 | プログラム・仕様の検討を行った上で、試験的運用を実施 | | | | | |

| |
|---|
| **重要課題：公的サービスの産業化** |
| **改革項目：㉓マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組**<br>**（ⅰ）医療保険のオンライン資格確認の導入**<br>**（ⅱ）医療・介護機関等の間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性の向上**<br>**（ⅲ）医療等分野における研究開発の促進** |

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 医療保険のオンライン資格確認 | 2018年度からの段階的運用開始を目指して、着実に準備を進めている。 | 2018年度～ オンライン資格確認の段階的運用開始<br>2020年～　オンライン資格確認の本格運用開始 |
| 医療・介護機関等の間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性の向上 | ・2015年12月 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書 とりまとめ<br>・2016年度中 医療等IDに関する調査研究事業を実施 | 2018年度～医療等IDの段階的運用開始<br>2020年～ 医療等IDの本格運用開始 |
| 医療等分野における研究開発の促進 | 2016年度より開発研究に着手した医療情報を解析に資する状態で効率的に収集するシステムや人工知能を用いて利活用するシステムなど、実現可能性の高い例について順次試験的運用を開始している。 | 2017年度の研究結果をふまえ実現可能性の高いシステムについて、本格運用を開始する予定。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | | |
| | **＜㉔世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討＞** | | | | | | | |
| | **＜（ⅰ）高額療養費制度の在り方＞** | | | | | | | |
| | 外来上限や高齢者の負担上限額の在り方など、高額療養費制度の見直しについて、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論 | | 関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる | | | | － | － |
| | **＜（ⅱ）医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方＞** | | | | | | | |
| | 医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引上げの実施状況等も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、結論 | | | | | | | |
| | **＜（ⅲ）高額介護サービス費制度の在り方＞** | | | | | | | |
| | 高額介護サービス費制度の見直しについて、制度改正の施行状況や高額療養費との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、 2016年末までに結論 | | 関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる | | | | | |
| | **＜（ⅳ）介護保険における利用者負担の在り方 等＞** | | | | | | | |
| | 介護保険における利用者負担の在り方について、制度改正の施行状況や医療保険制度との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 | | 関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む） | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | **＜㉔世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討＞** | | | | | | |
| | **＜（ⅰ）高額療養費制度の在り方＞** | | | | | | |
| | 外来上限や高齢者の負担上限額の在り方など、高額療養費制度の見直しについて、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、関係審議会等において具体的内容を検討 | 高額療養費制度の見直しを2017年８月から段階的に実施 | | | | － | － |
| | **＜（ⅱ）医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方＞** | | | | | | |
| | 医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引上げの実施状況等も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、結論 | | | | | | |
| | **＜（ⅲ）高額介護サービス費制度の在り方＞** | | | | | | |
| | 高額介護サービス費制度の見直しについて、制度改正の施行状況や高額療養費との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討 | 高額介護サービス費制度の見直しを2017年８月から実施 | | | | | |
| | **＜（ⅳ）介護保険における利用者負担の在り方 等＞** | | | | | | |
| | 介護保険における利用者負担の在り方について、制度改正の施行状況や医療保険制度との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において検討 | 検討結果に基づき、利用者負担割合の見直しを2018年８月から実施するための法案を2017年通常国会へ提出 | | | | | |

| |
|---|
| **重要課題：負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化** |
| **改革項目：㉔世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討**<br>**（ⅰ）高額療養費制度の在り方**<br>**（ⅱ）医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方**<br>**（ⅲ）高額介護サービス費制度の在り方**<br>**（ⅳ）介護保険における利用者負担の在り方 等** |

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 高額療養費制度の在り方 | 社会保障審議会医療保険部会における議論の結果等を踏まえ、平成29年７月に関係法令を改正し、公布（平成29年８月１日施行）。 | 現役並み所得者の所得区分を細分化する等の見直しを実施する予定（平成30年８月１日施行予定）。 |
| 後期高齢者の窓口負担の検討 | 今後、社会保障審議会医療保険部会において、後期高齢者の窓口負担の在り方について議論を行う予定。 | 引き続き社会保障審議会医療保険部会において検討を進め、平成30年度末までに結論を得る。 |
| 高額介護サービス費制度の在り方 | 2017年８月より、住民税課税世帯に係る高額介護サービス費の月額の負担上限額を引き上げるとともに、介護保険の利用者負担割合が1割負担の者のみの世帯については、年間の負担上限額を設定。 | 改革工程表に記載された改革は達成済み |
| 介護保険の利用者負担の在り方 | 2017年６月に成立した介護保険法改正法により、介護保険の利用者負担について、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とすることとなった（2018年施行）。 | 改革工程表に記載された改革は達成済み |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | | **＜㉕現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討＞** **＜（ⅰ）介護納付金の総報酬割＞** 社会保障改革プログラム法における検討事項である介護納付金の総報酬割導入について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 | 関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む） | | | | | |
| | | **＜（ⅱ）その他の課題＞** 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るためのその他の課題について、関係審議会等において検討し、結論 | | | | | － | － |
| | | **＜㉖医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討＞** 医療保険において、介護保険における補足給付と同様の金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みの適用拡大を行うことについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 | 関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む） | マイナンバーの活用については、改正マイナンバー法（公布日（平成27年9月9日）から3年以内に施行予定）による預金口座への付番開始後3年を目途とする見直しの検討に併せて、実施上の課題を検討 | | | | |
| | ≪厚生労働省≫ | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | | |
| | **＜㉕現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討＞** **＜（ⅰ）介護納付金の総報酬割＞** 社会保障改革プログラム法における検討事項である介護納付金の総報酬割導入について、関係審議会等において検討 | 検討結果に基づき、介護納付金の総報酬割を2017年8月分から段階的に実施するための法案を2017年通常国会へ提出 | | | | | |
| | **＜（ⅱ）その他の課題＞** | 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るためのその他の課題について、関係審議会等において検討し、結論 | | | | － | － |
| | **＜㉖医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討＞** 医療保険において、介護保険における補足給付と同様の金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みの適用拡大を行うことについて、関係審議会等において検討 | マイナンバーの導入等の正確な金融資産の把握に向けた取組を踏まえつつ、引き続き、医療保険制度における負担への反映方法について関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる | マイナンバーの活用については、改正マイナンバー法（公布日（平成27年9月9日）から3年以内に施行予定）による預金口座への付番開始後3年を目途とする見直しの検討に併せて、実施上の課題を検討 | | | | |

| |
|---|
| **重要課題：負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化** |
| **改革項目：㉕現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討**<br>**（ⅰ）介護納付金の総報酬割**<br>**（ⅱ）その他の課題**<br>**㉖医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討** |

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 介護納付金の総報酬割 | 2017年6月に成立した介護保険法改正法により、8月分の介護納付金から総報酬割を導入（2018年施行）。 | 改革工程表に記載された改革は達成済み |
| 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を計るためのその他の課題の検討 | 被用者保険者の後期高齢者支援金について、平成29年度から全面総報酬割を導入するとともに、拠出金負担の特に重い保険者の負担軽減を実施。 | 負担の特に重い保険者の負担軽減を引き続き実施する予定。 |
| 医療保険における金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みの検討 | 今後、社会保障審議会医療保険部会において、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担の在り方について議論を行う予定。 | 引き続き社会保障審議会医療保険部会において検討を進め、平成30年度末までに結論を得る。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | | |
| | | ＜⑦公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討＞<br>＜（ⅰ）次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討＞ | | | | | | |
| | | 軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 | 関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む） | | | | – | – |
| | | 軽度者に係る生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 | | | | | | |
| | | 軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論 | 関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる | | | | | |
| | ≪厚生労働省≫ | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化 | ≪厚生労働省≫ | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | |
| | ＜⑦公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討＞<br>＜（ⅰ）次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討＞ | | | | | | |
| | 軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の在り方について、関係審議会等において検討 | 軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行について、介護予防訪問介護等の移行状況等を踏まえつつ、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる | | | | – | – |
| | 軽度者に係る生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担の在り方について、関係審議会等において検討 | 生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定について、関係審議会等において具体的内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応 | | | | | |
| | 軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討 | 通所介護などその他の給付の適正化について、介護報酬改定の議論の過程で関係審議会等において具体的内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応 | | | | | |
| | | | 福祉用具貸与の価格を適正化するための仕組みの実施 | | | | |

**重要課題：負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化**

**改革項目：㉗公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討**
**（ⅰ）次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討**

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 軽度者に対する生活援助サービス等の給付の在り方の検討 | 「経済・財政再生計画改革工程表」において、「軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行について、介護予防訪問介護等の移行状況等を踏まえつつ、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる」こととされている。これを受けて、介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況等について、実態把握を行っている。 | 引き続き、介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況等の把握を進め、当該調査結果等を踏まえ、今後、関係審議会等において議論する予定である。 |
| 生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定 | 訪問介護における生活援助中心型のサービスについて、2017年7月5日の社会保障審議会介護給付費分科会において、議論した。 | 2018年度介護報酬改定に向けて、引き続き社会保障審議会介護給付費分科会において議論する。 |
| 通所介護などその他給付の適正化 | 通所介護について、2017年6月21日の社会保障審議会介護給付費分科会において、議論した。 | 2018年度介護報酬改定に向けて、引き続き社会保障審議会介護給付費分科会において議論する。 |
| 福祉用具貸与の価格の適正化 | 社会保障審議会介護保険部会において、福祉用具の給付のあり方について議論し、結論を得た。 | 社会保障審議会介護保険部会での検討内容を踏まえ、以下の見直しを実施する予定である。<br>・厚生労働省が商品ごとに全国平均貸与価格を公表する<br>・福祉用具貸与業者に対し、貸与商品の全国平均貸与価格と当該福祉用具貸与業者における貸与価格の両方の利用者への説明及び機能や価格帯の異なる複数の商品の提示を義務付ける<br>・商品ごとに「全国平均貸与価格＋1標準偏差」を貸与価格の上限として設定する<br>【2018年10月施行（複数の商品の提示の義務付けは2018年4月施行）】 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| | ＜⑦公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討＞<br>＜（ⅱ）医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す＞ | | | | | | | |
| | 費用対効果評価について、評価対象の選定方法や評価結果の活用方法等について、平成28年度診療報酬改定での試行的導入に向けて検討、結論 | 試行的な導入の結果を踏まえ、速やかな本格導入に向けて、費用対効果評価に用いる費用と効果に関するデータの整備方法や、評価結果に基づく償還の可否判断の在り方等について、施行の状況も踏まえた更なる検討、診療報酬改定における適切な対応 | | | | | | |
| | ＜（ⅲ）生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方の在り方等の検討＞ | | | | | | | |
| | 生活習慣病治療薬等の処方の在り方等について、費用対効果評価の導入と並行して、専門家の知見を集約した上で検討し、結論 | | | | | | － | － |
| | ＜（ⅳ）市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討＞ | | | | | | | |
| | 公的保険給付の範囲の見直しや医薬品の適正使用の観点等から、平成28年度診療報酬改定において、長らく市販品として定着したOTC類似薬を保険給付外とすること等について、その具体的内容を検討し、結論 | | | | 診療報酬改定において適切に対応 | | | |
| | | | 関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む） | | | | | |
| | スイッチOTC化された医療用医薬品に係る保険償還率の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 | | | | | | | |
| | ＜（ⅴ）不適切な給付の防止の在り方について検討　等＞ | | | | | | | |
| | 保険医療機関に対する指導監査及び適時調査について、見直しを検討 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | ＜⑦公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討＞<br>＜（ⅱ）医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す＞ | | | | | | |
| | 費用対効果評価について、評価対象の選定方法や評価結果の活用方法等について、平成28年度診療報酬改定での試行的導入を実施 | 試行的な導入の結果を踏まえ、速やかな本格導入に向けて、費用対効果評価に用いる費用と効果に関するデータの整備方法や、評価結果に基づく償還の可否判断の在り方等について、施行の状況も踏まえた更なる検討、診療報酬改定における適切な対応 | | | | | |
| | ＜（ⅲ）生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方の在り方等の検討＞ | | | | | | |
| | 生活習慣病治療薬等の処方の在り方等について、費用対効果評価の導入と並行して、専門家の知見を集約した上で検討し、結論 | | | | | | |
| | ＜（ⅳ）市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討＞ | | | | | | |
| | 公的保険給付の範囲の見直しや医薬品の適正使用の観点等から、平成28年度診療報酬改定において、長らく市販品として定着したOTC類似薬を保険給付外とすること等について検討し、湿布薬の取扱いを見直し | 診療報酬改定において適切に対応 | | | | － | － |
| | スイッチOTC化された医療用医薬品に係る保険償還率の在り方について、関係審議会等において検討 | 薬剤自己負担の引上げについて、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス、医薬品の適正使用の促進等の観点を踏まえつつ、対象範囲を含め幅広い観点から、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる | | | | | |
| | ＜（ⅴ）不適切な給付の防止の在り方について検討　等＞ | | | | | | |
| | 保険医療機関に対する指導監査及び適時調査について、見直しを検討 | | | | | | |

**重要課題：負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化**

**改革項目：⑰公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討**
**（ⅱ）医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す**
**（ⅲ）生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方の在り方等の検討**
**（ⅳ）市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討**
**（ⅴ）不適切な給付の防止の在り方について検討　等**

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 費用対効果評価の検討 | ・平成28年度からの費用対効果評価の試行的導入について、中医協において具体的内容を検討。<br>・費用対効果評価について、平成30年度からの本格実施に向けて中医協において検討。 | ・平成30年度診療報酬改定において、費用対効果評価の試行的導入の結果を反映。<br>・引き続き、平成30年度からの本格実施に向けて中医協において検討。 |
| 生活習慣病治療薬等の処方の在り方等の検討 | 生活習慣病治療薬の処方の在り方も含めた外来での生活習慣病管理の在り方について、平成30年度診療報酬改定に向けて中医協において検討。 | 中医協の議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定を実施。 |
| 市販品類似薬に係る保険給付について診療報酬改定における適切な対応 | 平成28年度診療報酬改定で行った湿布薬の適正給付に関する対応について平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査を実施。その結果も踏まえ、市販品類似薬に係る保険給付について、平成30年度診療報酬改定に向けて中医協において検討。 | 中医協の議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定を実施。 |
| 薬剤自己負担の引上げの検討 | 今後、社会保障審議会医療保険部会において、薬剤の自己負担の在り方について議論を行う予定。 | 引き続き社会保障審議会医療保険部会において検討を進め、平成30年度末までに結論を得る。 |
| 保険医療機関に対する監査指導及び適時検査の検討 | 集団指導等に加え、保険医療機関等への制度の更なる周知のため、指導・監査の普及啓発資料について厚生労働省のHPで公開。 | 引き続き、保険医療機関に対する指導監査及び適時調査について、見直しを検討。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | | ＜⑳後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる＞ | | | | | | |
| | | 普及啓発等による環境整備に関する事業を実施 | 2017年央において、その時点の進捗評価を踏まえて、後発医薬品数量シェア80%以上の目標達成時期を決定し、更なる取組を推進 | | | | | |
| | | 診療報酬上のインセンティブ措置等の総合的な実施 | 信頼性向上のため、国立試験研究機関及び都道府県における後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化 | | | | | |
| | | | 信頼性向上のため、有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報（ブルーブック（仮称））等を公表 | | | | | |
| | | ＜㉑後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討＞ | | | | | | |
| | | 国民負担軽減の観点から、後発医薬品の価格の見直しを実施 | | | | | | |
| | | ＜㉚後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討＞ | | | | | | |
| | | 特許の切れた先発医薬品の価格の引下げ措置（Z2）の見直しを実施 | | | | | | |
| | | 先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2017年央における後発医薬品の数量シェア目標の進捗評価の時期を目途に結論 | | | | | | |
| | | ≪厚生労働省≫ | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
| 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 後発医薬品の品質確認検査の実施【年間約900品目】 | 後発医薬品の使用割合【2017年央70%以上、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上に引上げ】 |
| | | ＜⑳後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる＞ | | | | | | |
| | | 普及啓発等による環境整備に関する事業を実施 | 2017年央において、その時点の進捗評価を踏まえて、後発医薬品数量シェア80%以上の目標達成時期を決定し、診療報酬における更なる使用促進など取組を推進 | | | | | |
| | | 診療報酬上のインセンティブ措置等の総合的な実施 | 信頼性向上のため、国立試験研究機関及び都道府県における後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化 | | | | | |
| | | 信頼性向上のため、有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報（ブルーブック）等を公表 | | | | | | |
| | | ＜㉑後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討＞ | | | | | | |
| | | 国民負担軽減の観点から、後発医薬品の価格の見直しを実施 | 後発医薬品の薬価の在り方について検討 | | | | — | |
| | | ＜㉚後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討＞ | | | | | | |
| | | 特許の切れた先発医薬品の価格の引下げ措置（Z2）の見直しを実施 | | | | | — | — |
| | | 先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2017年央における後発医薬品の数量シェア目標の進捗評価の時期を目途に結論 | | | | | | |

**重要課題：薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革**

**改革項目：㉘後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる**
**㉙後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討**
**㉚後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討**

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 普及啓発等による環境整備に関する事業の実施 | ・ 後発医薬品の品質等に関する正しい知識や理解の普及啓発のため、ポスター、リーフレット、Q＆Aの作成や医療関係者や国民向けのセミナーを開催するなど、後発医薬品のさらなる理解の促進を図った。<br>・ 後発医薬品の使用促進策について、平成28年度診療報酬改定の影響及び実施状況調査を実施。その結果と、新たな後発医薬品の数量シェア目標を踏まえ、平成30年度診療報酬改定に向けて中医協において検討。 | ・ 品質等に関する信頼性の確保などに引き続き取り組むとともに、特に後発医薬品の使用促進が進んでいない地域等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施していく。<br>・ 中医協の議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定を実施する。<br>・ 都道府県ごとに策定する第3期の医療費適正化計画（2018～2023年度）の目標に後発医薬品の使用割合を盛り込むとともに、例えば保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促していく。 |
| 後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化 | 2015年度までは品質確認検査を年間400品目実施していたが、品質確認検査の実施体制強化に伴い、年間900品目とした。<br>2016年度は検査対象としていた製品で流通していないものがあり、889品目を実施した。検査結果については現在集計中である。<br>2017年度は924品目の品質確認検査を予定している。 | 2019年度まで、年間900品目の品質確認検査を実施する。 |
| 有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報等を公表 | 医療用医薬品最新品質情報集（ブルーブック）を平成29年3月から公表を開始。 | 2020（平成32）年度までに引き続きブルーブックの作成・公表を行う。 |
| 後発医薬品の価格算定ルールの見直し | 後発医薬品の薬価の在り方について、平成30年度薬価制度改革に向けて中医協において検討。 | 中医協の議論を踏まえ、平成30年度薬価制度改革を実施。 |
| 先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方の検討 | ・平成29年5月17日・10月4日の社会保障審議会医療保険部会、同年5月31日の中医協において、先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方について議論。<br>・引き続き社会保障審議会医療保険部会及び中医協において検討を進め、平成29年末までに結論を得る。 | ― |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 後発医薬品の品質確認検査の実施【年間約900品目】 | 後発医薬品の使用割合【2017年央70％以上、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80％以上に引上げ】 |
| | | ＜⑳後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる＞ | | | | | | |
| | | 普及啓発等による環境整備に関する事業を実施 | 2017年央において、その時点の進捗評価を踏まえて、後発医薬品数量シェア80%以上の目標達成時期を決定し、更なる取組を推進 | | | | | |
| | | 診療報酬上のインセンティブ措置等の総合的な実施 | 信頼性向上のため、国立試験研究機関及び都道府県における後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化 | | | | | |
| | | | 信頼性向上のため、有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報（ブルーブック（仮称））等を公表 | | | | | |
| | | ＜㉑後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討＞ | | | | | | |
| | | 国民負担軽減の観点から、後発医薬品の価格の見直しを実施 | | | | | | |
| | | ＜㉒後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討＞ | | | | | | |
| | | 特許の切れた先発医薬品の価格の引下げ措置（Z2）の見直しを実施 | | | | | | |
| | | 先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2017年央における後発医薬品の数量シェア目標の進捗評価の時期を目途に結論 | | | | | | |
| | | ≪厚生労働省≫ | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 後発医薬品の品質確認検査の実施【年間約900品目】 | 後発医薬品の使用割合【2017年央70％以上、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80％以上に引上げ】 |
| | ＜⑳後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる＞ | | | | | | |
| | 普及啓発等による環境整備に関する事業を実施 | 2017年央において、その時点の進捗評価を踏まえて、後発医薬品数量シェア80%以上の目標達成時期を決定し、診療報酬における更なる使用促進など取組を推進 | | | | | |
| | 診療報酬上のインセンティブ措置等の総合的な実施 | 信頼性向上のため、国立試験研究機関及び都道府県における後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化 | | | | | |
| | 信頼性向上のため、有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報（ブルーブック）等を公表 | | | | | | |
| | ＜㉑後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討＞ | | | | | | |
| | 国民負担軽減の観点から、後発医薬品の価格の見直しを実施 | 後発医薬品の薬価の在り方について検討 | | | | — | |
| | ＜㉒後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討＞ | | | | | | |
| | 特許の切れた先発医薬品の価格の引下げ措置（Z2）の見直しを実施 | | | | | — | — |
| | 先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2017年央における後発医薬品の数量シェア目標の進捗評価の時期を目途に結論 | | | | | | |

**重要課題：薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革**

**改革項目：㉘後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる**
**㉙後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討**
**㉚後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討**

KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 後発医薬品の品質確認検査の実施 | 年間約900品目（毎年度） | 889品目（2016年度） | A | 2016年度に計画していた品目の内、入手できる品目は、全て検査実施した。<br>2016年度の検査結果を本年度末までの間に公表する予定。<br>2017年度は対応中。<br>2019年度まで、年間900品目の品質確認検査を実施する。 |
| 第二階層 | 後発医薬品の使用割合 | ・70%以上（2017年央）<br>・80%以上（2020年9月） | ―<br>＜参考値＞<br>68.6%（2017年3月（最近の調剤医療費の動向））<br>※保険薬局の調剤レセプトデータのみ（院内処方、紙レセプトを含まない） | N | ・ 次回の医薬品価格調査の公表は2017年12月を予定<br>・ 最近の調剤医療費の動向における後発医薬品の使用割合の最新値は68.6%（2017年3月）であり、後発医薬品の使用割合は進んできているが、80%目標達成に向けこれまで以上の対応が必要。薬剤数量の大きな地域で後発医薬品の使用が進んでいないなど、都道府県間で後発医薬品の使用割合に大きなばらつきが見られる。<br>・ このため、品質等に関する信頼性の確保などに引き続き取り組むとともに、特に後発医薬品の使用促進が進んでいない地域等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施していく。<br>・ 診療報酬上の使用促進策については、中医協の議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定を実施する。<br>・ 都道府県ごとに策定する第3期の医療費適正化計画（2018～2023年度）の目標に後発医薬品の使用割合を盛り込むとともに、例えば保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促していく。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | | ＜㉛基礎的な医薬品の安定供給、創薬に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討＞ | | | | | | |
| | | 基礎的医薬品の安定供給に必要な薬価上の措置、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度の在り方や、先駆け審査指定制度の対象となる医薬品など医療上の必要性の高い医薬品に係る評価の在り方について、平成28年度診療報酬改定で対応 | | | | | | |
| | | 2015年9月に取りまとめた「医薬品産業強化総合戦略」等に基づき、臨床研究・治験活性化等のイノベーションの推進や、基礎的医薬品等の安定供給の確保等の取組を推進 | | | | | － | － |
| | | ＜㉜市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化＞ | | | | | | |
| | | 薬価について、市場実勢価格を踏まえ、診療報酬改定において適切に評価 | | | | | | |
| | | ＜㉝薬価改定の在り方について、2018年度までの改定実績も踏まえ、その頻度を含め検討＞ | | 薬価改定の在り方について、2018年度までの改定実績も踏まえ、その頻度を含め検討、遅くとも2018年央を目途に結論 | | | | |
| | | ≪厚生労働省≫ | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | ＜㉛基礎的な医薬品の安定供給、創薬に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討＞ | | | | | | |
| | 基礎的医薬品の安定供給に必要な薬価上の措置、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度の在り方や、先駆け審査指定制度の対象となる医薬品など医療上の必要性の高い医薬品に係る評価の在り方について、平成28年度診療報酬改定で対応 | | | | | | |
| | 2015年9月に取りまとめた「医薬品産業強化総合戦略」等に基づき、臨床研究・治験活性化等のイノベーションの推進や、基礎的医薬品等の安定供給の確保等の取組を推進 | | | | | － | － |
| | ＜㉜市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化＞ | | | | | | |
| | 薬価について、市場実勢価格を踏まえ、診療報酬改定において適切に評価 | | | | | | |
| | ＜㉝薬価改定の在り方について、その頻度を含め検討＞ | | | | | | |
| | 「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」（2016年12月）に基づき、薬価制度の抜本改革に向け、取り組む | | | | | | |

| 重要課題：薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 |
|---|
| 改革項目：㉛基礎的な医薬品の安定供給、創薬に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討<br>㉜市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化<br>㉝薬価改定の在り方について、その頻度を含め検討 |

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 2015年9月にとりまとめた「医薬品産業強化総合戦略」等に基づき、臨床研究・治験活性化等のイノベーションの推進や、基礎的医薬品等の安定供給の確保等の取組を推進 | 日本発の革新的医薬品・医療機器等の開発を推進するため、国際水準の臨床研究等の中心的役割を担う病院を「臨床研究中核病院」として医療法上に位置づけ、平成27年4月より施行。現在、11病院が臨床研究中核病院として厚生労働大臣の承認を取得している（平成29年9月時点）。 | 引き続き、臨床研究・治験活性化等のイノベーションの推進等に取り組むとともに、我が国の医薬品産業をより競争力の強い産業とするため、「医薬品産業強化総合戦略」を見直し、革新的医薬品創出のための環境整備を進める。 |
| 市場実勢価格を踏まえ、診療報酬改定において適切に評価 | 平成30年度薬価改定に向けて薬価調査を実施。 | 市場実勢価格に基づき、平成30年度薬価改定を実施。 |
| 薬価改定の在り方についての検討 | 薬価制度の抜本改革に向けた基本方針に基づき、中医協において、年末に向けて具体的な内容を検討。 | 中医協等の議論を踏まえ、平成30年度薬価制度改革を実施。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 医薬品のバーコード（販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等）の表示率【100%】 | 200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【60%以上】<br>調剤薬局チェーン（20店舗以上）における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【65%以上】<br>妥結率【見える化】 |

**＜㉞適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善＞**

医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の提言（2015年9 月）に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進

未妥結減算制度について、今後の在り方を検討し、平成28年度診療報酬改定で対応

**＜㊱医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討＞**

関係団体との意見交換、個別企業への流通実態調査を実施

関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を2016年度内に検討

医療機器の流通改善に係る対応策の実施

平成27年度価格調査を踏まえ、特定保険医療材料の償還価格への市場実勢価格の適切な反映について、平成28年度診療報酬改定で対応

≪厚生労働省≫

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 医薬品のバーコード（販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等）の表示率【100%】 | 200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【60%以上】<br>調剤薬局チェーン（20店舗以上）における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【65%以上】<br>妥結率【見える化】 |

**＜㉞適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善＞**

医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の提言（2015年9月）に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進

未妥結減算制度について、今後の在り方を検討し、平成28年度診療報酬改定で対応

**＜㊱医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討＞**

関係団体との意見交換、個別企業への流通実態調査を実施

医療機器の流通改善に関する懇談会において、関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を検討。医療機器のコード化の進捗状況を定期的に把握する等、改善に向けた取組を推進

平成27年度価格調査を踏まえ、特定保険医療材料の償還価格への市場実勢価格の適切な反映について、平成28年度診療報酬改定で対応

| |
|---|
| **重要課題：薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革** |
| **改革項目：㉞適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善**<br>**㉟医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討** |

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 医薬品の流通改善の取組 | 平成29年5月に医療用医薬品の流通改善に関する懇談会を開催し、バーコード表示率、単品単価取引、妥結状況について、関係者で状況を把握し、今後の流通改善に向けた検討を行った。 | 医療用医薬品の流通改善に関する懇談会を開催し、定期的に取組の進捗状況を把握し、改善に向けた検討を行う。 |
| 医療機器の流通改善に係る対応策 | 平成28年9月に医療機器の流通改善に関する懇談会を開催し、コード化に関する取組状況、医療機器特有の流通及びそれに伴う取引の状況を把握し、今後の流通改善に向けた検討を行った。 | 医療機器の流通改善に関する懇談会を開催し、定期的に取組の進捗状況を把握し、改善に向けた検討を行う。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 医薬品のバーコード（販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等）の表示率【100%】 | 200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【60%以上】<br>調剤薬局チェーン（20店舗以上）における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【65%以上】<br>妥結率【見える化】 |

**＜㉞適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善＞**

医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の提言（2015年9 月）に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進

未妥結減算制度について、今後の在り方を検討し、平成28 年度診療報酬改定で対応

**＜㊱医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討＞**

関係団体との意見交換、個別企業への流通実態調査を実施

関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を2016年度内に検討

医療機器の流通改善に係る対応策の実施

平成27年度価格調査を踏まえ、特定保険医療材料の償還価格への市場実勢価格の適切な反映について、平成28年度診療報酬改定で対応

≪厚生労働省≫

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 医薬品のバーコード（販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等）の表示率【100%】 | 200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【60%以上】<br>調剤薬局チェーン（20店舗以上）における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【65%以上】<br>妥結率【見える化】 |

**＜㉞適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善＞**

医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の提言（2015年9月）に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進

未妥結減算制度について、今後の在り方を検討し、平成28年度診療報酬改定で対応

**＜㊱医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討＞**

関係団体との意見交換、個別企業への流通実態調査を実施

医療機器の流通改善に関する懇談会において、関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を検討。医療機器のコード化の進捗状況を定期的に把握する等、改善に向けた取組を推進

平成27年度価格調査を踏まえ、特定保険医療材料の償還価格への市場実勢価格の適切な反映について、平成28年度診療報酬改定で対応

**重要課題：薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革**

**改革項目：㉞適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善**
**㉟医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討**

## KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 医薬品のバーコード（販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等）の表示率 | 100%<br>（2020年度） | 下記表参照<br>（2016年9月） | B | ・表示率は、いずれの項目も増加しており、原則として平成33年４月までに必須表示とされた取組の進展がみられる。<br>・今後も、定期的な調査を通じてﾊﾞｰｺｰﾄﾞ表示状況の確認を行う。 |
| 第二階層 | 200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア | 60%<br>（2020年度） | 57.7%<br>（2016年度） | A | ・2016年度の実績値は、5.1%の増加であり、取組の進展がみられる。<br>・今後も、定期的な調査を通じて単品単価取引の状況の確認を行うとともに、推進に向けた検討を行う。 |
| | 調剤薬局チェーン（20店舗以上）における単品単価取引が行われた医薬品のシェア | 65%<br>（2020年度） | 60.6%<br>（2016年度） | B | ・2016年度の実績値は、2.2%の減少であり、取組は停滞している。<br>・今後も、定期的な調査を通じて単品単価取引の状況の確認を行うとともに、推進に向けた検討を行う。 |
| | 妥結率 | 見える化 | 病院（総計）：99.1%<br>チェーン薬局（20店舗以上）：93.5%<br>その他の薬局：98.7%<br>保険薬局計：96.9%<br>（2017年3月） | F | ・2016年度の診療報酬等改定による未妥結減算制度の導入後、いずれも高い妥結率である。<br>・今後も、定期的な調査を通じて妥結状況の確認を行うとともに、更なる流通改善に向けた検討を行う。 |

（表）医薬品バーコードの表示率

| 販売包装単位 | 商品コード | | 有効期限 | | 製造番号・製造記号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015 | 2016 | 2015 | 2016 | 2015 | 2016 |
| 特定生物由来製品 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 生物由来製品 | 99.8% | 100.0% | 98.8% | 100.0% | 98.8% | 100.0% |
| 内用薬 | 99.8% | 100.0% | 14.2% | 21.8% | 14.2% | 21.8% |
| 注射薬 | 99.9% | 100.0% | 30.7% | 35.5% | 30.7% | 35.5% |
| 外用薬 | 99.4% | 100.0% | 3.5% | 4.9% | 3.5% | 4.9% |

| 元梱包装単位 | 商品コード | | 有効期限 | | 製造番号・製造記号 | | 数量 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015 | 2016 | 2015 | 2016 | 2015 | 2016 | 2015 | 2016 |
| 特定生物由来製品 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 生物由来製品 | 99.3% | 100.0% | 99.3% | 100.0% | 99.3% | 100.0% | 99.3% | 100.0% |
| 内用薬 | 72.4% | 80.8% | 70.5% | 75.0% | 70.5% | 75.0% | 69.6% | 75.0% |
| 注射薬 | 66.3% | 82.6% | 63.3% | 75.0% | 63.3% | 75.0% | 62.8% | 75.0% |
| 外用薬 | 64.9% | 71.7% | 58.3% | 59.1% | 58.3% | 59.3% | 58.4% | 59.2% |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】<br>重複投薬・相互作用防止の取組件数【2014年までの直近３年の平均件数の２倍以上】 | 重複投薬の件数等【見える化】 |

**＜㊱かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す＞**

- かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を2015年10月に策定
- 患者本位の医薬分業の観点から、「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて、薬局のかかりつけ機能強化のためのモデル事業を実施し、その結果を踏まえて、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬局を推進

**＜㊲平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し＞**

- 調剤報酬について、大型門前薬局の評価の適正化、処方箋の受付や薬剤の調製など対物業務に係る評価の適正化、服薬情報の一元的・継続的管理とそれに基づく薬学的管理・指導に対する適正な評価等の観点から、平成28年度診療報酬改定において、抜本的・構造的な見直しを実施
- 平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応

≪厚生労働省≫

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】<br>重複投薬・相互作用防止の取組件数【2014年までの直近３年の平均件数の２倍以上】 | 重複投薬の件数等【見える化】 |

**＜㊱かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す＞**

- かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を2015年10月に策定
- 患者本位の医薬分業の観点から、「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて、薬局のかかりつけ機能強化のためのモデル事業を実施
- 「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬剤師・薬局を推進

**＜㊲平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し＞**

- 調剤報酬について、大型門前薬局の評価の適正化、処方箋の受付や薬剤の調製など対物業務に係る評価の適正化、服薬情報の一元的・継続的管理とそれに基づく薬学的管理・指導に対する適正な評価等の観点から、平成28年度診療報酬改定において、抜本的・構造的な見直しを実施
- 平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応

**重要課題：薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革**

**改革項目：㊱かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す**

**㊲平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し**

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 「患者のための薬局ビジョン」の取組 | 平成28年度予算から患者のための薬局ビジョン推進事業において、患者のための薬局ビジョン実現に資するかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化のためのテーマ別モデル事業を開始している。事業終了後に都道府県から報告を受けており、優良事例の展開を促進するために、自治体担当者や地域の薬剤師会を集めた会議等で事例を報告している。<br>また、平成29年度には、各都道府県の患者のための薬局ビジョン推進事業におけるテーマ別モデル事業の担当者を集め、各都道府県の取組について情報共有及び議論を行うワークショップを開催し、先進・優良事例の横展開を促した。 | 平成30年度においても、患者のための薬局ビジョン推進事業の実施を検討している。さらに各都道府県等の先進・優良事例の取組を集めた事例集を作成し、関係自治体・関係団体への配布を予定している。 |
| 調剤報酬についての見直し | 調剤報酬について、平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査を実施。その結果も踏まえ、平成30年度調剤報酬改定に向けて、中医協において検討。 | 中医協の議論を踏まえ、平成30年度調剤報酬改定を実施。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】<br>重複投薬・相互作用防止の取組件数【2014年までの直近３年の平均件数の２倍以上】 | 重複投薬の件数等【見える化】 |

＜㊱かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す＞

- かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を2015年10月に策定
- 患者本位の医薬分業の観点から、「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて、薬局のかかりつけ機能強化のためのモデル事業を実施し、その結果を踏まえて、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬局を推進

＜㊲平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し＞

- 調剤報酬について、大型門前薬局の評価の適正化、処方箋の受付や薬剤の調製など対物業務に係る評価の適正化、服薬情報の一元的・継続的管理とそれに基づく薬学的管理・指導に対する適正な評価等の観点から、平成28年度診療報酬改定において、抜本的・構造的な見直しを実施
- 平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応

≪厚生労働省≫

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】<br>重複投薬・相互作用防止の取組件数【2014年までの直近３年の平均件数の２倍以上】 | 重複投薬の件数等【見える化】 |

＜㊱かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す＞

- かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を2015年10月に策定
- 患者本位の医薬分業の観点から、「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて、薬局のかかりつけ機能強化のためのモデル事業を実施
- 「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬剤師・薬局を推進

＜㊲平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し＞

- 調剤報酬について、大型門前薬局の評価の適正化、処方箋の受付や薬剤の調製など対物業務に係る評価の適正化、服薬情報の一元的・継続的管理とそれに基づく薬学的管理・指導に対する適正な評価等の観点から、平成28年度診療報酬改定において、抜本的・構造的な見直しを実施
- 平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応

**重要課題：薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革**

**改革項目：㊱かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す**
**㊲平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し**

## KPIの状況

| KPI | | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況 | 「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数 | 増加 | － | N | 2016年度に予算事業を実施し、当該KPIの対象となる薬局の定義について検討、本年度にその定義を決定し、その進捗状況の把握のために、薬局が都道府県知事に報告する事項の省令改正を公布したところであり、平成31年内に都道府県の受付システムが整い次第、把握予定。 |
| | | かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定件数 | 増加 | 386,422件（平成28年6月審査分） | N | かかりつけ薬剤師・薬局の推進のため、平成28年度予算から「患者のための薬局ビジョン推進事業」を実施している。平成30年度においても、患者のための薬局ビジョン推進事業の実施を検討している。 |
| | | 重複投薬・相互作用防止に係る調剤報酬（重複投薬・相互作用防止加算・処方箋変更あり）の算定件数 | 143,003件以上（2020年度）※2014年までの直近3年（6月時点）の平均件数の2倍以上 | 289,785件（平成28年6月審査分） | A | かかりつけ薬剤師・薬局の推進のため、平成28年度予算から「患者のための薬局ビジョン推進事業」を実施している。平成30年度においても、患者のための薬局ビジョン推進事業の実施を検討している。なお、当該調剤報酬については、2016年度の診療報酬改定により算定要件の見直しを行ったため、実績値は単年で表示している。 |
| | | 各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数 | 見える化 | － | F | 2016年度の件数は2017年度内に把握予定。 |
| | | 調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数 | 増加 | － | N | 2016年度の件数は以下の事項が把握でき次第、公表予定。<br>・在宅患者訪問薬剤管理指導料：8月下旬以降<br>・居宅療養管理指導費等：介護保険事業状況報告年報公表時（公表時期は未定） |
| | | 後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア | ・70%以上（2017年央）<br>・80%以上（2020年9月） | －<br>＜参考値＞<br>68.6%（2017年3月（最近の調剤医療費（電算処理分）の動向） | N | ・次回の医薬品価格調査の公表は2017年12月を予定<br>・最近の調剤医療費の動向における後発医薬品の使用割合の最新値は68.6%（2017年3月）であり、後発医薬品の使用割合は進んできているが、80%目標達成に向けこれまで以上の対応が必要。薬剤数量の大きな地域で後発医薬品の使用が進んでいないなど、都道府県間で後発医薬品の使用割合に大きなばらつきが見られる。<br>・このため、品質等に関する信頼性の確保などに引き続き取り組むとともに、特に後発医薬品の使用促進が進んでいない地域等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施していく。<br>・診療報酬上の使用促進策については、中医協の議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定を実施する。<br>・都道府県ごとに策定する第3期の医療費適正化計画（2018～2023年度）の目標に後発医薬品の使用割合を盛り込むとともに、例えば保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促していく。 |
| | 重複投薬・相互作用防止の取組件数 | | 143,003件以上（2020年度）※2014年までの直近3年（6月時点）の平均件数の2倍以上 | 上記「重複投薬・相互作用防止に係る調剤報酬（重複投薬・相互作用防止加算・処方箋変更あり）の算定件数」参照 | | |
| 第二階層 | 重複投薬の件数等 | | 見える化 | 上記「各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数」参照 | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | － | － |
| | | ＜㉚診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明＞ | | | | | | |
| | | 保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況、物価・賃金の動向、医療機関の経営状況、対応が必要な医療課題、前回改定の検証結果等を踏まえ、平成28年度診療報酬改定を実施 | 診療報酬改定の内容について、中央社会保険医療協議会の答申時の個別改定事項の公開や説明会の開催により、広く国民に周知 | | | | | |
| | ≪厚生労働省≫ | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | － | － |
| | ＜㉚診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明＞ | | | | | | |
| | 保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況、物価・賃金の動向、医療機関の経営状況、対応が必要な医療課題、前回改定の検証結果等を踏まえ、平成28年度診療報酬改定を実施 | 診療報酬改定の内容について、中央社会保険医療協議会の答申時の個別改定事項の公開や説明会の開催により、広く国民に周知 | | | | | |

**重要課題：薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革**

**改革項目：㊳診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明**

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 診療報酬改定の内容の周知 | 平成30年度診療報酬改定に向けた議論について、中医協の資料及び議事録を公開。 | 平成30年度診療報酬改定において、答申時の個別改定事項の公開や説明会の実施により、広く国民に周知する。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年金 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | － | － |

**＜㊴社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討＞**

**＜（ⅰ）マクロ経済スライドの在り方＞**

年金額の改定のルールの見直しについて、 2015年1 月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、可及的速やかに法案提出も含めた必要な措置を講ずる

**＜（ⅱ）短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大＞**

短時間労働者に対する適用拡大について、 2015年1 月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、可及的速やかに法案提出も含めた必要な措置を講ずる

年金機能強化法附則第2 条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9 月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる

**＜（ⅲ）高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方＞**

高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向等を踏まえつつ、年金受給開始年齢や就労による保険料拠出期間の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証（2019年）に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる

**＜（ⅳ）高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し＞**

高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大を進めていくことや、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果が得られたものから法案提出も含めた必要な措置を講ずる

個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論

≪㊴（ⅳ）の個人所得課税については財務省、その他は厚生労働省≫

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年金 | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | － | － |

**＜㊴社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討＞**

**＜（ⅰ）マクロ経済スライドの在り方＞**

マクロ経済スライドがその機能を発揮できるよう、その未調整分を翌年度以降の好況時に、合わせて調整する仕組みの導入や、賃金に合わせた年金額の改定により現役世代の負担能力に応じた給付への見直しを行う法案を提出し、第192回臨時国会において成立した

**＜（ⅱ）短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大＞**

中小企業の短時間労働者について、労使の合意に基づき、企業単位で被用者保険の適用拡大の途を開くことを可能とする法案を提出し、第192回臨時国会において成立した

年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる

**＜（ⅲ）高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方＞**

高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向や年金財政に与える影響等を踏まえつつ、年金受給開始年齢、就労による保険料拠出期間や在職老齢年金の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証（2019年）に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる

**＜（ⅳ）高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し＞**

高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大を進めていくことや、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果が得られたものから法案提出も含めた必要な措置を講ずる

個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論

≪㊴（ⅳ）の個人所得課税については財務省、その他は厚生労働省≫

**重要課題：年金**

**改革項目：㊴社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討**
**（ⅰ）マクロ経済スライドの在り方**
**（ⅱ）短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大**
**（ⅲ）高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方**
**（ⅳ）高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し**

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 年金額の改定ルールの見直し | マクロ経済スライドがその機能を発揮できるよう、その未調整分を翌年度以降の好況時に、合わせて調整する仕組みの導入や、賃金に合わせた年金額の改定により、現役世代の負担能力に応じた給付への見直しを行う法案（年金改革法案）を提出し、第192回臨時国会において成立した。 | マクロ経済スライドの未調整分を翌年度以降の好況時に、合わせて調整する仕組みの導入（2018年４月施行）や、賃金に合わせた年金額の改定（2021年４月施行）に向け引き続き準備を行っていく。 |
| 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大 | 中小企業の短時間労働者について、労使の合意に基づき、企業単位で被用者保険の適用拡大の途を開くことを可能とする法案（年金改革法案）を提出し、第192回臨時国会において成立した。 | 年金機能強化法附則第２条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年９月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。 |
| 年金受給の在り方について検討 | 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方については、法律の施行後速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の規定を盛り込んだ法案（年金改革法案）を提出し、第192回臨時国会において成立した。 | 高齢者雇用の動向や年金財政に与える影響等を踏まえつつ、年金受給開始年齢、就労による保険料拠出期間や在職老齢年金の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証（2019年）に向けて、関係審議会等において検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。 |
| 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方の検討 | 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方については、法律の施行後速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の規定を盛り込んだ法案（年金改革法案）を提出し、第192回臨時国会において成立した。 | 高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大の推進、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、次期の財政検証（2019年）に向けて、関係審議会等において検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。 |
| 個人所得課税についての議論 | 2016年11月に「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」をとりまとめ、政府税制調査会において議論を行った。 | 総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ議論を行う。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 生活保護等 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】<br>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上でKPIについては、2016年度に再検討<br>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】<br>頻回受診対策を実施する自治体【100%】 | 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】<br>「その他世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2018年度までに45%】<br>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】<br>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】<br>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】<br>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討<br>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】<br>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定】<br>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】<br>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】 |

＜㊵就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む＞
＜㊶生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化＞
＜㊷平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し＞

- 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する
- 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進
- 生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討
- 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進
- 2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）

≪厚生労働省≫

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 生活保護等 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】<br>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】<br>頻回受診対策を実施する自治体【100%】 | 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】<br>「その他世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2018年度までに45%】<br>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】<br>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】<br>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】<br>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】<br>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2018年度において2014年度比２割以上の改善】<br>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】<br>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】 |

＜㊵就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む＞
＜㊶生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化＞
＜㊷平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し＞

- 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する
- 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進
- 生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討
- 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進
- 2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）

**重要課題：生活保護等**

**改革項目：㊵就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む**
**㊶生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化**
**㊷平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し**

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 生活保護受給者の後発品の使用割合 | 先発医薬品を使用する者に対する指導に引き続き取り組んでいる。2017年度からは、外部評価を取り入れたPDCAサイクルの実施に取り組んでおり、後発医薬品の使用割合は着実に向上している。 | 社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、更に後発医薬品の使用促進に取り組む予定 |
| 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化 | 頻回受診と認められる者に対する指導に引き続き取り組んでいる。2017年度からは、受診指導の対象者の範囲を順次拡大しつつ、外部評価を取り入れたPDCAサイクルの実施を進めている。 | 社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、更に頻回受診対策に取り組む予定。 |
| 生活保護受給者の健康管理支援の在り方 | 2017年5月の「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会における議論のとりまとめ」（「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会」）を踏まえ、同月より、社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会を開催している。 | 社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、生活保護受給者に対するデータヘルスの実施を推進する。 |
| 就労意欲の向上の観点等を踏まえた見直しによる生活保護制度の適正化の推進 | 被保護者に対する就労支援を着実に推進するとともに、2017年度から、障害者等への就労支援のノウハウを持つ福祉専門職による効果的な就労等の支援を図る事業を被保護者就労準備支援事業のメニューに追加した。 | 社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、就労支援を着実に実施する。 |
| 生活保護制度全般についての検討 | 2017年5月から、社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会を開催している。 | 社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会において検討し、検討の結果等に基づいて必要な措置を講ずる。（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む） |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 生活保護等 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】<br>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上でKPIについては、2016年度に再検討<br>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】<br>頻回受診対策を実施する自治体【100%】 | 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】<br>「その他世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2018年度までに45%】<br>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】<br>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】<br>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】<br>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討<br>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】<br>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定】<br>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】<br>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】 |

＜㊵就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む＞
＜㊶生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化＞
＜㊷平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し＞

- 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する
- 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進
- 生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討
- 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進
- 2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）

≪厚生労働省≫

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 生活保護等 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】<br>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】<br>頻回受診対策を実施する自治体【100%】 | 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】<br>「その他世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2018年度までに45%】<br>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】<br>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】<br>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】<br>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】<br>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2018年度において2014年度比２割以上の改善】<br>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】<br>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】 |

＜㊵就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む＞
＜㊶生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化＞
＜㊷平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し＞

- 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する
- 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進
- 生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討
- 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進
- 2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）

**重要課題：生活保護等**

**改革項目：⑩就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む**
**⑪生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化**
**⑫平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し**

## KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 就労支援事業等の参加率 | 60%（2018年度） | ― | N | 2016年度の数値について集計中。（2017年末を目途にとりまとめ予定）<br>今後も、社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、就労支援を着実に実施する。 |
| | 医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率 | 100%（毎年度） | 99.88%（2016年度） | B | 2016年度において1自治体を除く全自治体が策定しており、2017年度の数値について集計中。（2017年度末を目途にとりまとめ予定）<br>今後も、社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、更に後発医薬品の使用促進に取り組む予定。 |
| | 頻回受診対策を実施する自治体 | 100%（毎年度） | 100%（2016年度） | A | 2016年度において、全自治体が頻回受診対策を実施しており、2017年度の数値について集計中（2017年度末を目途にとりまとめ予定）<br>今後も、上記部会における議論の結果等を踏まえ、更に頻回受診対策に取り組む予定。 |
| 第二階層 | 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 | 50%（2018年度） | ― | N | 2016年度の数値について集計中（2017年末を目途にとりまとめ予定）<br>今後も、上記部会における議論の結果等を踏まえ、就労支援を着実に実施する。 |
| | 「その他世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合） | 45%（2018年度） | ― | N | 2016年度の数値について集計中（2017年11月を目途にとりまとめ予定）<br>今後も、上記部会における議論の結果等を踏まえ、就労支援を着実に実施する。 |
| | 就労支援事業等を通じた脱却率 | 見える化 | ― | F | 2016年度の数値について集計中（2017年末を目途にとりまとめ予定） |
| | 就労支援事業等の自治体ごとの取組状況 | 見える化 | ― | F | 2016年度の数値について集計中（2017年末を目途にとりまとめ予定） |
| | 「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況 | 見える化 | ― | F | 2016年度の数値について集計中（2017年11月を目途にとりまとめ予定） |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 生活保護等 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】<br>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上でKPIについては、2016年度に再検討<br>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】<br>頻回受診対策を実施する自治体【100%】 | 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】<br>「その他世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2018年度までに45%】<br>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】<br>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】<br>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】<br>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討<br>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】<br>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定】<br>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】<br>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】 |

＜㊵就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む＞
＜㊶生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化＞
＜㊷平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し＞

- 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する
- 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進
- 生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討
- 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進
- 2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）

≪厚生労働省≫

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 生活保護等 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】<br>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】<br>頻回受診対策を実施する自治体【100%】 | 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】<br>「その他世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2018年度までに45%】<br>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】<br>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】<br>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】<br>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】<br>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2018年度において2014年度比２割以上の改善】<br>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】<br>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】 |

＜㊵就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む＞
＜㊶生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化＞
＜㊷平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し＞

- 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する
- 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進
- 生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討
- 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進
- 2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）

**重要課題：生活保護等**

**改革項目：⑩就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む**
**⑪生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化**
**⑫平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し**

## KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第二階層 | 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合 | 75%（2017年央）<br>80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定 | 69.3%<br>（2016年6月審査分） | B | 着実に使用割合は伸びており、2017年6月の数値について集計中（2018年１月を目途にとりまとめ予定）<br>今後も、社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、更に後発医薬品の使用促進に取り組む予定。 |
| | 頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合 | 2014年度比2割以上の割合<br>（2018年度） | ー | N | 2016年度の数値について集計中<br>（2017年11月を目途にとりまとめ予定）<br>今後も、上記部会における議論の結果等を踏まえ、更に頻回受診対策に取り組む予定。 |
| | 生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差 | 見える化 | ー | F | 2016年度の数値について集計中（2017年11月を目途にとりまとめ予定） |
| | 後発医薬品の使用割合の地域差 | 見える化 | （全国使用割合）<br>69.3%<br>（2016年6月審査分） | F | 全国の使用割合は上昇しており、2017年６月の数値について集計中（2018年１月を目途にとりまとめ予定） |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 生活保護等 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】<br><br>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】<br><br>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】<br><br>※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討 | 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】<br><br>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】<br><br>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】<br><br>※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討 |

**＜㊸生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞**

生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す

2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）

**＜㊹雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討＞**

積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第15条の規定、国庫が果たすべき役割等を勘案し、当面の国庫負担の在り方について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる

≪厚生労働省≫

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 生活保護等 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】<br><br>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】<br><br>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】<br><br>自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ（連絡・調整や同行等）件数【見える化】<br><br>― | 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】<br><br>継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率（※）【2018年度までに90%】<br>（※）「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合<br><br>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】<br><br>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】<br><br>― |

**＜㊸生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞**

生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す

2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）

**＜㊹雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討＞**

「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度（2017年度）から実現する」とした

2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする法案を、2017年通常国会に提出する

| 重要課題：生活保護等 |
| --- |
| 改革項目：㊸生活困窮者自立支援制度の着実な推進<br>㊹雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討 |

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
| --- | --- | --- |
| | 進捗状況 | 2018年以降の取組 |
| 生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度の効率的・効果的運用等 | 生活困窮者自立支援制度の運用の場面において、支援対象者の状態像に応じたコーディネートを行う一環として、求職者支援制度の活用を行っている。<br>その活用の徹底を図るため、「生活困窮者自立支援法の施行に当たっての自治体と公共職業安定所との連携について」（平成27年９月30日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）を発出し、自立相談支援機関において求職者支援訓練の利用が見込まれる者に対し公共職業安定所への紹介・案内を通知している。 | 引き続き、生活困窮者自立支援制度の効率的・効果的運用の推進を図るとともに、支援対象者の状態像に応じて求職者支援制度の活用が図られるよう、両制度の連携強化に努める。 |
| 生活困窮者自立支援制度の在り方についての検討 | 昨年度取りまとめた「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」（平成29年3月17日 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会）の内容等を踏まえ、本年５月より、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会を開催している。 | 社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる。（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む） |
| 雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討 | 2017年度から2019年度までの３年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする雇用保険法等の一部を改正する法律案を、2017年通常国会に提出し、同年３月に成立後、同年４月から施行された。 | 2019年度まで雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 生活保護等 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】<br><br>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】<br><br>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】<br><br>※本制度は2015年４月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討 | 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】<br><br>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】<br><br>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】<br><br>※本制度は2015年４月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討 |

**＜㊸生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞**

生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す

2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）

**＜㊹雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討＞**

積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第15条の規定、国庫が果たすべき役割等を勘案し、当面の国庫負担の在り方について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる

≪厚生労働省≫

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 生活保護等 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】<br><br>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】<br><br>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】<br><br>自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ（連絡・調整や同行等）件数【見える化】<br><br>― | 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】<br><br>継続的支援対象者の１年間でのステップアップ率（※）【2018年度までに90%】<br>（※）「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合<br><br>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】<br><br>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】<br><br>― |

**＜㊸生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞**

生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す

2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）

**＜㊹雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討＞**

「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度（2017年度）から実現する」とした

2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする法案を、2017年通常国会に提出する

**重要課題：生活保護等**

**改革項目：㊸生活困窮者自立支援制度の着実な推進**
**㊹雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討**

## KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数 | 40万件（2018年度） | 222,426件（2017年3月末） | B | 2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。自立相談支援事業の周知徹底を図るとともに、関係機関から自立相談支援事業につないでもらえるよう関係機関の制度等に対する理解促進を図る。 |
| | 自立生活のためのプラン作成件数 | 年間新規相談件数の50%（2018年度） | 30.0%（2017年3月末） | B | 2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。上記関係機関の制度等に対する理解促進を図ることにより、自立相談支援事業の新規相談件数を増やしていくとともに、定期的に実施状況の確認を行いつつ、課題等がある場合には、運用上、必要な対応を検討する。 |
| | 自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数 | プラン作成件数の60%（2018年度） | 47.8%（2017年3月末） | B | 2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。上記関係機関の制度等に対する理解促進を図ることにより、自立相談支援事業の新規相談件数を増やしていくとともに、定期的に実施状況の確認を行いつつ、課題等がある場合には、運用上、必要な対応を検討する。 |
| | 自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ（連絡・調整や同行等）件数 | 見える化 | 5,278件（2016年5月） | F | 2017年度の数値は2018年7～8月頃に把握。 |
| 第二階層 | 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 | 75%（2018年度） | 71.0%（2017年3月末） | A | 2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。引き続き、自立相談支援事業におけるアセスメントにより対象像に応じた就労支援メニューにつなげていくとともに、就労準備支援事業等の着実な実施により、一般就労への移行を促進する。 |
| | 継続的支援者対象者の1年間でのステップアップ率<br>※「自立意欲等」、「経済的困窮」、「就労」に関する状況が改善している者の割合 | 90%（2018年度） | 67.2%（2017年6月末） | A | 2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業や家計相談支援事業等を効果的に用いた伴走型支援を行うことにより、左記ステップアップ率の向上を図っていく。 |
| | 生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果 | 見える化 | ①プラン作成支援により就労した者、増収した者（全国計）<br>22,714人<br>（2017年3月末）<br><br>②プランを作成せず、他機関につないだ後に就労した者、増収した者（全国計）<br>10,073人<br>（2017年3月末） | F | 2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | 2014・2015年度 ≪主担当府省庁等≫ | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 生活保護等 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】<br><br>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】<br><br>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】<br><br>※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討 | 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】<br><br>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】<br><br>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】<br><br>※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討 |

**＜㊸生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞**

生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す

2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）

**＜㊹雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討＞**

積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第15条の規定、国庫が果たすべき役割等を勘案し、当面の国庫負担の在り方について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる

≪厚生労働省≫

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## 経済・財政再生計画　改革工程表

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 生活保護等 | ≪厚生労働省≫ 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】<br><br>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】<br><br>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】<br><br>自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ（連絡・調整や同行等）件数【見える化】<br><br>― | 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】<br><br>継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率（※）【2018年度までに90%】<br>（※）「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合<br><br>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】<br><br>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】<br><br>― |

**＜㊸生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞**

生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す

2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）

**＜㊹雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討＞**

「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度（2017年度）から実現する」とした

2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする法案を、2017年通常国会に提出する

**重要課題：生活保護等**

**改革項目：㊸生活困窮者自立支援制度の着実な推進**
**㊹雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討**

KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第二階層 | 任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況 | 見える化 | （全国実施割合）<br>①就労準備支援事業：39％<br>②家計相談支援事業：34％<br>③一時生活支援事業：26％<br>④子どもの学習支援事業：47％<br>⑤生活保護受給者等就労自立促進事業：84％<br>（2016年度） | F | 2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。 |

# 【社会資本整備等】

（2017年10月31日時点）

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | ＜①コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新＞ | | | | | | | |
| | 【立地適正化計画の作成促進】<br>■ 市町村に対する支援措置等を講ずることにより、立地適正化計画の作成を促進 | | | | | | 立地適正化計画を作成する市町村数【目標：2020年までに150市町村】 | |
| | 都市機能や居住を誘導・集約するための立地適正化計画制度の創設（2014年度） | | | | | | | |
| | 立地適正化計画制度の周知・普及、市町村による同計画の作成に対する予算措置等による支援（2014年度～） | | | | | | | 立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数【目標：2020年までに100市町村】 |
| 《国土交通省》 | 【立地適正化計画の実施促進】<br>■ 市町村に対する支援措置等を講ずることにより、立地適正化計画の実施を促進 | | | | | | | |
| | 予算措置等の創設（2014年度） | 立地適正化計画に基づき、誘導施設や公共交通ネットワークの整備など、都市機能の立地誘導等に対する予算措置等による支援 | | | | | | |
| | コンパクトシティ形成支援チーム設置（2015年3月～） | コンパクトシティ形成支援チームを通じた、市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実 | | | | | | 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数【目標：2020年までに100市町村】 |
| | | 【モデルケース化・横展開（2015年度～）】<br>目指す都市像や目標値が明確で、コンパクトシティによる効果の発揮が期待され、他の市町村の参考となる取組について、関係省庁が連携して支援 | | | | | | |
| | | 【個別市町村の取組の成果の「見える化」、継続的な検証（2015年度～）】<br>・市町村に対し、経済財政面・健康面など、コンパクトシティ化による多様な効果に関する指標を提供し、他の都市との比較を通じて、これらの効果を事後的に検証することを推奨<br>・支援チームを通じ、市町村における取組の進捗状況や効果、課題などを関係省庁で継続的にモニタリング・検証<br>・健康面の指標の開発は速やかに検討着手 | | | | | | 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合【目標：三大都市圏 90.5%→90.8%、地方中枢都市圏 78.7%→81.7%、地方都市圏 38.6%→41.6%、※（2014年度→2020年度）】 |
| | ＜コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）＞ | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | ＜①コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新＞ | | | | | | |
| | 【立地適正化計画の作成・実施の促進】<br>■市町村の取組を支援することにより、立地適正化計画の作成・実施を促進<br>■「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、「支援施策の充実」を推進 | | | | | 立地適正化計画を作成する市町村数【目標：2020年までに150市町村】 | |
| コンパクト・プラス・ネットワークの形成 | 立地適正化計画制度、予算制度の創設（2014年度） | 【計画に対する予算措置等による支援】<br>・現地訪問コンサルティングを継続的に実施するとともに、予算措置等により市町村の計画作成を支援<br>・計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援<br>・国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する | | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | 立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数【目標：2020年までに100市町村】 |
| | コンパクトシティ形成支援チームの設置（2014年度） | | | | | | |
| | ブロック別説明会、現地訪問コンサルティング等の実施（2014年度～） | 【支援施策の充実】<br>・市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う<br>・まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進 | | | | | 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数【目標：2020年までに100市町村】 |
| | 支援施策集の公表（2015年度） | | | | | | 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合【目標：三大都市圏 90.5%→90.8%、地方中枢都市圏 78.7%→81.7%、地方都市圏 38.6%→41.6%、※（2014年度→2020年度）】 |
| 《国土交通省》<br>《コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）》 | | | | | | | |

**重要課題：コンパクト・プラス・ネットワークの形成**

**改革項目：①コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新**
**・立地適正化計画の作成・実施の促進**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 現地訪問コンサルティングを継続的に実施するとともに、予算措置等により市町村の計画作成を支援 | 現地訪問等によるコンサルティングを実施（平成28年度実績約190都市）。予算措置により市町村の計画作成の支援を行っているところ。<br>（順調） | 引き続き、市町村に対してコンサルティングを実施するとともに、予算措置等により計画作成の支援を行う。 |
| 計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援 | 2017年度予算において支援策の充実、重点化を行い、予算措置等による支援を行っている。<br>（順調） | 引き続き、支援策の充実、重点化を行い、予算措置等による支援を行う。 |
| 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する | 国土交通省ウェブサイト上にて、立地適正化計画に関する支援措置等を掲載したページを設け、立地適正化計画に係る支援措置を一覧で掲載するとともに、施策毎に関連資料を掲載する等の工夫を行っている。<br>（順調） | 引き続き、わかりやすい情報提供を心がけるとともに、支援策の充実、重点化を行う。 |
| 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う | ・関係省庁の施策についてコンパクトシティ政策との連携強化を実現した。<br>・関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じて、2017年度の支援措置を国土交通省ウェブサイトにて公表するとともに、関係施策との連携に当たって活用可能な支援措置を項目毎に掲載することで市町村へわかりやすく情報提供を行っている。<br>（順調） | 引き続き、支援施策集の更新を行うとともに、支援策の充実、重点化を行いながら、市町村への情報提供を行う。 |
| まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進 | 2017年度予算において社会資本整備総合交付金の交付対象誘導施設に子育て支援施設を追加するなどの重点化を行った。<br>（順調） | 引き続き、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの支援策の重点化を行う。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 立地適正化計画を作成する市町村数 | 150市町村（2020年） | 112市町村（2017年7月1日時点） | A | 改革工程表通り実施していく。 |
| 第二階層 | － | － | － | － | － |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

集中改革期間

| 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

通常国会　概算要求 税制改正要望等　年末　通常国会

## ＜①コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新＞

### 【立地適正化計画の作成促進】

**■ 市町村に対する支援措置等を講ずることにより、立地適正化計画の作成を促進**

- 都市機能や居住を誘導・集約するための立地適正化計画制度の創設（2014年度）
- 立地適正化計画制度の周知・普及、市町村による同計画の作成に対する予算措置等による支援（2014年度～）

《国土交通省》

KPI（第一階層）：立地適正化計画を作成する市町村数【目標：2020年までに150市町村】

KPI（第二階層）：立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数【目標：2020年までに100市町村】

### 【立地適正化計画の実施促進】

**■ 市町村に対する支援措置等を講ずることにより、立地適正化計画の実施を促進**

- 予算措置等の創設（2014年度）：立地適正化計画に基づき、誘導施設や公共交通ネットワークの整備など、都市機能の立地誘導等に対する予算措置等による支援
- コンパクトシティ形成支援チーム設置（2015年3月～）：コンパクトシティ形成支援チームを通じた、市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実
- 【モデルケース化・横展開（2015年度～）】目指す都市像や目標値が明確で、コンパクトシティによる効果の発揮が期待され、他の市町村の参考となる取組について、関係省庁が連携して支援
- 【個別市町村の取組の成果の「見える化」、継続的な検証（2015年度～）】
  - ・市町村に対し、経済財政面・健康面など、コンパクトシティ化による多様な効果に関する指標を提供し、他の都市との比較を通じて、これらの効果を事後的に検証することを推奨
  - ・支援チームを通じ、市町村における取組の進捗状況や効果、課題などを関係省庁で継続的にモニタリング・検証
  - ・健康面の指標の開発は速やかに検討着手

《 コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省） 》

KPI（第二階層）：市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数【目標：2020年までに100市町村】

KPI（第二階層）：公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合【目標：三大都市圏 90.5%→90.8%、地方中枢都市圏 78.7%→81.7%、地方都市圏 38.6%→41.6%（2014年度→2020年度）】

# 経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版（平成28年12月21日）

集中改革期間

| ～2016年度《主担当府省庁等》 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|

通常国会　概算要求 税制改正要望等　年末　通常国会

## ＜①コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新＞

### 【立地適正化計画の作成・実施の促進】

**■「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、「モデル都市の形成・横展開」を推進**

- 先行的取組事例集の公表（2016年度）
  - 【モデル都市の形成・横展開】
    - ・都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する
    - ・過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直し
  - 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況、計画の実例、評価指標等をわかりやすく情報提供する
- 改革期間を通じ、同様の取組を実施

《国土交通省》
《コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）》

KPI（第一階層）：立地適正化計画を作成する市町村数【目標：2020年までに150市町村】

KPI（第二階層）：立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数【目標：2020年までに100市町村】

### コンパクト・プラス・ネットワークの形成

**■「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、「取組成果の見える化」を推進**

- 評価指標の公表（2014年度）
  - 【取組成果等の見える化】
    - ・市町村の取組の状況や成果、課題などを関係省庁で継続的にモニタリング・検証し、実効的なPDCAサイクルを推進
  - 都市計画情報の集約（2016年度）
    - ・都市計画情報について、均質なデータの集積が可能となるよう、都市計画基礎調査の共通フォーマットを作成
    - ・都市の状況を横一列で比較できるよう、都市構造に関する情報をまとめたカルテを自治体ごとに作成
  - 歩行量に関するガイドラインの作成（2016年度）
    - ・健康面、経済財政面などのコンパクトシティ化による多様な効用を明らかにする指標の活用の推進
    - ・「まちの活性化」を測る指標として、経済効果や財政効果を表す指標を既存の統計データから整理し、人口密度との相関も見つつ開発
  - ビッグデータを活用した人の属性ごとの行動データの把握に関する手引きの作成（2016年度）：人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法をプログラム化したシステムの開発に取り組み、オープンなシステムとして運用し、その普及を図る
  - 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況、計画の実例、評価指標等をわかりやすく情報提供する
- 改革期間を通じ、同様の取組を実施

《国土交通省》
《コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）》

KPI（第二階層）：市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数【目標：2020年までに100市町村】

KPI（第二階層）：公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合【目標：三大都市圏 90.5%→90.8%、地方中枢都市圏 78.7%→81.7%、地方都市圏 38.6%→41.6%（2014年度→2020年度）】

**重要課題：コンパクト・プラス・ネットワークの形成**

**改革項目：①コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新**
**・立地適正化計画の作成・実施の促進**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する | H29年5月に、それまでに作成・公表された計画のうち、優れた取組を行っている都市を支援チームを通じ、モデル都市として10都市選定し、公表することで横展開を行った。<br>（順調） | ・引き続き、優れた取組を行っている都市を選定・公表する等横展開を図っていく。 |
| 過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直し | 支援チームを通じ、作成・公表された計画のうち、優れた取組を行っている都市を10都市選定した。あわせて、分野間連携の点で優れた先行的取組事例を収集し、そのノウハウ等を公表することで、市町村との共有を行っている。<br>（順調） | ・引き続き、優れた取組を行っている都市を選定・公表するとともに先行的取組事例を収集・公表することで、ノウハウ等を市町村と共有を行っていく。 |
| 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況、計画の実例、評価指標等をわかりやすく情報提供する | 立地適正化計画の作成・公表状況について、国土交通省ウェブサイト上に掲載するとともに、立地適正化作成の手引き及びQ＆Aを発出することで評価指標等の情報提供を行っている。<br>（順調） | 引き続き、市町村の取組状況を公表していくとともに、手引き及びQ＆Aを更新し、市町村へ情報提供を行っていく。 |
| 市町村の取組の状況や成果、課題などを関係省庁で継続的にモニタリング・検証し、実効的なPDCAサイクルを推進 | 支援チームを通じ、作成・公表された計画のうち、優れた取組を行っている都市を10都市選定した。あわせて、分野間連携の点で優れた先行的取組事例を収集し、そのノウハウ等を関係府省庁と共有した。（順調） | 支援チームを通じ、市町村における取組状況等を関係府省庁で継続的にモニタリング・検証を行い、実行的なPDCAサイクルを推進できる体制を整える。 |
| 都市計画情報について、均質なデータの集積が可能となるよう、都市計画基礎調査の共通フォーマットを作成 | ・検討会を7月に設置し、個人情報保護等の観点からの検討を開始。<br>・各地方公共団体の調査項目について、現状を調査し、整理中。<br>（順調） | 個人情報保護に係る課題の整理や地方公共団体の調査項目の現状の整理を踏まえ、都市間比較が可能な項目を抽出・整理して、調査フォーマットの共通化を図る。 |
| 都市の状況を横一列で比較できるよう、都市構造に関する情報をまとめたカルテを自治体ごとに作成 | ・都市構造に関係する項目をリストアップし、それらのデータの収集方法等について整理中。<br>・一部データについては、収集・入力中。（順調） | カルテに収録する項目を整理した上で、残りの項目についてもデータを収集・入力し、カルテを作成する。 |
| 健康面、経済財政面などのコンパクトシティ化による多様な効用を明らかにする指標の活用の推進 | 2016年度に作成した歩行量に関するガイドラインに関して、地方公共団体向けの会議や研修等において周知を図った。<br>（順調） | 引き続き、各種会議等において周知を図るとともに、立地適正化計画作成のコンサルティングにおいて活用を促す。 |
| 「まちの活性化」を測る指標として、経済効果や財政効果を表す指標を既存の統計データから整理し、人口密度との相関も見つつ開発 | 経済効果や財政効果を表す指標について、既存統計データから、都市のコンパクトさを示す指標（人口密度等）との相関を分析中。<br>（順調） | ・分析結果を踏まえ、経済効果、財政効果を表すふさわしい指標を選定予定。<br>・既存統計データで現状把握が困難な指標については、必要に応じて、ICT等を活用した新たな調査手法の検討を行う。 |
| 人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法をプログラム化したシステムの開発に取り組み、オープンなシステムとして運用し、その普及を図る | 2016年度に作成した手引きに関して、土木学会と連携したセミナーや地方公共団体向けの説明会等により分析手法の普及を図った。<br>（順調） | ・子育て支援施設における実証等、複数の都市における分析手法の検証を行い、プログラム化したシステムの高度化に取り組む。<br>・オープンなシステムとして普及を図る。 |
| 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況、計画の実例、評価指標等をわかりやすく情報提供する（再掲） | ※再掲 | ※再掲 |

# ※前ページつづき

**重要課題：コンパクト・プラス・ネットワークの形成**

**改革項目：①コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新**
**・立地適正化計画の作成・実施促進**

## KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | ― | ― | ― | | ― |
| 第二階層 | 立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 | 100市町村（2020年） | ―<br>本KPIは、計画作成年度と後年度の実績値を比較してはじめて把握できるものであり、平成28年度が計画作成年度となる立地適正化計画について、現時点で進捗を測ることはできない（進捗は無い）。今後、29年度及び過年度の実績値を調査し、30年度中にその進捗状況を把握する。 | N | 改革工程表通り実施していく。 |
| | 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 | 100市町村（2020年） | | | 改革工程表通り実施していく。 |
| | 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 | 三大都市圏<br>90.5%<br>→90.8%<br>地方中枢都市圏<br>78.7%<br>→81.7%<br>地方都市圏<br>38.6%<br>→41.6%<br><br>（2014→2020年度） | 三大都市圏 90.9%<br>地方中枢都市圏 79.3%<br>地方都市圏 38.9%<br>（平成28年度末時点）<br><br>コンパクト・プラス・ネットワークを推進する施策の一つとして、交通結節点の整備やバリアフリー化、都市内公共交通の支援などを行っているが、公共交通の利便性の高いエリアへの居住は、施策実施後すぐに効果として発現するものでないため、低密度に広がった市街地の形成が課題となっている地方中枢都市圏、地方都市圏については、現段階において、目標設定を下回る伸び率にとどまっている。 | B | 引き続き、既存事業による支援を継続するとともに、地方都市については、目標達成に向けて、自治体が策定する「立地適正化計画」による土地利用施策と連動した支援の充実・強化を図る。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版（平成28年12月21日）

集中改革期間

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 2017年度 | 2018<br>年度 | 2019年度 | 2020<br>年度～ | KPI<br>（第一階層） | KPI<br>（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| コンパクト・プラス・ネットワークの形成 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | |
| | ＜①コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新＞<br>【不動産情報の充実等による既存住宅・空き家等の流通活性化】<br>中心市街地の土地・資産の流動性を高めて有効利用を進め、投資や円滑な買換を促すため、不動産情報の充実等により既存住宅・空き家等の流通を活性化<br>民間の2次活用に役立つ不動産関連情報等のオープンデータ化等<br>宅地建物取引業法の重要事項説明に建物状況調査（インスペクション）の実施の有無等を位置付け<br>不動産取引のプロである宅建業者が、専門家による建物状況調査（インスペクション）の活用を促すことで、売主・買主が安心して取引ができる市場環境を整備<br>《国土交通省》 | | | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合<br>【目標：2025年までに20%】 | 既存住宅流通の市場規模<br>【目標：2025年までに８兆円】 |
| | 【都市計画道路等に関する課題の点検、見直し】<br>審議会における検討の開始（2016年度）<br>・都市計画に関する諸課題について検討する中で、都市計画道路見直しについて、地域ごとの実情を把握した上で、推進方策の取りまとめを行う<br>・まちづくりの過去の取組事例について、効果、課題などを分析＜再掲＞<br>都市計画道路見直しの実績のある地方公共団体から収集した具体的な進め方を整理し、手引きを発出<br>手引きの周知等を行い、先進事例の横展開を推進<br>地方公共団体の取組状況を踏まえ、引き続き見直し推進方策を検討<br>《国土交通省》 | | | | | | |

**重要課題：コンパクト・プラス・ネットワークの形成**

**改革項目：①コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新**
**・不動産情報の充実等による既存住宅・空き家等の流通活性化**
**・都市計画道路等に関する課題の点検、見直し**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 中心市街地の土地・資産の流動性を高めて有効利用を進め、投資や円滑な買換を促すため、不動産情報の充実等により既存住宅・空き家等の流通を活性化 | ・平成29年3月末まで、横浜市、静岡市、大阪市、福岡市において、様々な機関に分散して存在する不動産に関する情報を一元的に把握できる「不動産総合データベース」の試行運用を実施。<br>・全国の空き家・空き地がワンストップで検索可能な全国版空き家・空き地バンクを構築し、平成29年10月より運用開始。<br>・建物状況調査（インスペクション）の実施の有無等を重要事項説明に位置づけた改正宅建業法の平成30年度の施行に向け、事業者向け説明会を全国にて開催。<br>（順調） | ・不動産総合データベースの平成30年度中の本格運用に向け必要な検討・調整を行う。<br>・引き続き全国版空き家・空き地バンクを活用した空き家等の流通を促進。<br>・改正宅建業法について引き続き事業者向けの説明会を実施。 |
| 民間の2次活用に役立つ不動産関連情報等のオープンデータ化等 | | |
| 不動産取引のプロである宅建業者が、専門家による建物状況調査（インスペクション）の活用を促すことで、売主・買主が安心して取引ができる市場環境を整備 | | |
| 都市計画に関する諸課題について検討する中で、都市計画道路見直しについて、地域ごとの実情を把握した上で、推進方策の取りまとめを行う | ・2017年7月に「都市計画道路の見直しの手引き（第1版）」を国土交通省HPにおいて公表。<br>・現在は、2017年度末の策定を目標としている「都市計画道路の見直しの手引き（第2版）」に向けて、都市計画道路の見直しに係る地方公共団体の取組状況の調査・分析を行っている。<br>（順調） | 2017年度末を目標に、具体の見直し事例をもとに、見直しの方策を取りまとめた「都市計画道路の見直しの手引き（第2版）」を策定する。 |
| まちづくりの過去の取組事例について、効果、課題などを分析＜再掲＞ | | |
| 手引きの周知等を行い、先進事例の横展開を推進 | | |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合 | 20%（2025年） | ー<br>KPIの実績値は2020年頃更新予定 | N | 改革工程表通り実施していく。 |
| 第二階層 | 既存住宅流通の市場規模 | 8兆円（2025年） | ー<br>KPIの実績値は2020年頃更新予定 | N | 改革工程表通り実施していく。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公共施設のストック適正化 | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |

**＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞**
**＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞**
**【公共施設等総合管理計画等の策定促進】**
**■地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画等について、特別交付税措置等によりその策定を支援**

- 計画の策定を総務大臣通知により要請（2014年4月）《総務省》
- 計画策定経費への特別交付税措置等（2014年度～2016年度）による計画策定の支援《総務省》
- 公共施設等総合管理計画は、公共施設等の現況及び将来の見通し（老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等）を踏まえて策定するよう引き続き促進《総務省》
- 公共施設等総合管理計画を策定（～2016年度）《地方公共団体》
- 地方公共団体が策定する個別施設計画において、計画期間内に要する対策費用の概算等を整理するよう促すとともに、個別施設計画の策定に必要な技術的支援等を実施（2013年度～2020年度）《関係省庁》

KPI（第一階層）：公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数【目標：2016年度末までに100%】
KPI（第二階層）：個別施設（道路、公園など各施設）ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率【目標：2020年度末までに100%】

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | |

**＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞**
**＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞**
**【公共施設等総合管理計画等の策定促進】**
**■地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画等について、特別交付税措置等によりその策定を支援**

- 計画策定経費への特別交付税措置等（2014年度～2016年度）による計画策定の支援《総務省》
- 公共施設等総合管理計画は、公共施設等の現況及び将来の見通し（老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等）を踏まえて策定するよう引き続き促進《総務省》
- 長寿命化、集約化・複合化等の取組の進捗や個別施設計画の策定を踏まえた継続的な公共施設等総合管理計画の見直し・充実化を促進（対象期間をできるだけ中長期とすることや、広域での取組推進等のための都道府県の役割など、公共施設等総合管理計画の改訂に当たっての留意点を2017年度に通知）
- 引き続き、公共施設等総合管理計画の見直し・充実化を促進
- 公共施設等総合管理計画を策定（～2016年度）《地方公共団体》
- 地方公共団体が策定する個別施設計画において、計画期間内に要する対策費用の概算等を整理するよう促すとともに、個別施設計画の策定に必要な技術的支援等を実施（2013年度～2020年度）《関係省庁》

KPI（第一階層）：公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数【目標：2016年度末までに100%】
KPI（第二階層）：個別施設（道路、公園など各施設）ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率【目標：2020年度末までに100%】

**重要課題：公共施設のストック適正化**

**改革項目：②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割**
**③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備**
**・公共施設等総合管理計画等の策定促進**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 長寿命化、集約化・複合化等の取組の進捗や個別施設計画の策定を踏まえた継続的な公共施設等総合管理計画の見直し・充実化を促進<br>（対象期間をできるだけ中長期とすることや、広域での取組推進等のための都道府県の役割など、公共施設等総合管理計画の改訂に当たっての留意点を2017年度に通知） | 公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表の更新作業に合わせ、記載内容に係る課題を洗い出す等、公共施設等総合管理計画の改訂に当たっての留意事項を整理<br>（順調） | 左記の内容等を踏まえ、2017年度末までに公共施設等総合管理計画の改訂に当たっての留意点を地方公共団体あてに通知 |
| 地方公共団体が策定する個別施設計画において、計画期間内に要する対策費用の概算等を整理するよう促すとともに、個別施設計画の策定に必要な技術的支援等を実施（2013年度～2020年度） | 【文部科学省】<br>個別施設計画策定のための解説書、ガイドライン及び先進事例集等による技術的支援を実施<br>（順調）<br>【国土交通省】<br>個別施設計画策定のための長寿命化ガイドラインを11分野において策定し、HP等に掲載。<br>（順調）<br>【農林水産省】<br>個別施設計画策定のための基準・手引き・先進事例等をホームページに公表し、技術的支援を実施<br>（順調）<br>【環境省】（廃棄物処理施設）<br>・循環型社会形成推進交付金により、市町村等による長寿命化計画（個別施設計画）策定に対する財政的支援を実施。<br>・「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」を整備し、概算額の整理を促すなど市町村等による個別施設計画策定に対する技術的支援を実施。<br>・市町村等による個別施設計画の策定状況を、「一般廃棄物処理事業実態調査」において毎年把握することにより、個別施設計画策定率の進捗管理を実施。<br>（順調）<br>【厚生労働省】（水道）<br>アセットマネジメントの手引きや簡易ツールを周知し、計画期間内に要する対策費用の概算等を整理するように促すなど、目標達成に向けて順調である。 | 【文部科学省】<br>2020年度末までの達成に向けて、集約化・複合化等や広域化、長寿命化対策等が盛り込まれた実効的な個別施設計画の策定を引き続き支援<br>【国土交通省】<br>社会資本メンテナンス戦略小委員会にて、地方公共団体における個別施設計画の策定にむけた課題等を抽出し、課題解決にむけて検討を行う予定。<br>【農林水産省】<br>施設分野により進捗状況が大きく異なることから、各施設分野の策定率を踏まえ、2020年度末までの達成に向けて、実効的な個別施設計画の策定を引き続き支援。<br>【環境省】（廃棄物処理施設）<br>継続して実施。<br>【厚生労働省】（水道）<br>引き続き目標達成に向けて取り組みを進める |

# ※前ページつづき

**重要課題：公共施設のストック適正化**

**改革項目：②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割**
**③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備**
**・公共施設等総合管理計画等の策定促進**

## KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 | 100%<br>（2016年度末） | 98.2%<br>（2016年度末時点） | A | ほとんどの地方公共団体において策定が完了している。<br>未策定の団体については、引き続き、策定状況等のフォローアップを行う。 |
| | 個別施設（道路、公園など各施設）ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 | 100%<br>（2020年度末） | ・学校施設4%<br>・文化施設10%<br>・社会教育施設8%<br>・スポーツ施設10%<br>・水道73%<br>・医療0%<br>・福祉17%<br>・農業水利施設62%<br>・農道13%<br>・農業集落排水施設36%<br>・地すべり防止施設8%<br>・治山施設37%<br>・林道施設22%<br>・漁港施設70%<br>・漁場の施設53%<br>・漁業集落環境施設14%<br>・道路（橋梁）65%<br>・道路（トンネル）26%<br>・河川84%<br>・ダム47%<br>・砂防62%<br>・海岸18%<br>・下水道43%<br>・港湾99%<br>・空港100%<br>・鉄道100%<br>・自動車道4%<br>・航路標識100%<br>・公園90%<br>・官庁施設89%<br>・公営住宅89%<br>・一般廃棄物処理施設7% | B | 各施設分野により策定率が異なることから、それぞれの進捗状況を踏まえて計画策定を推進し、2020年度末までの目標達成を目指す。策定率が20%を下回る施設の今後の取組は下記のとおり。<br>〇学校施設<br>「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」について、全国各地で講習会の実施や策定済みの地方公共団体の事例の紹介など、必要な支援策を講ずる。<br>〇文化施設、社会教育施設<br>地方公共団体の参考となる集約化・複合化等の先進事例を収集し、地方公共団体に周知する。<br>〇スポーツ施設<br>「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（案）」を示すとともに、先進事例形成を支援し、横展開を図る。<br>〇医療<br>個別施設計画の策定をさらに支援していくため、個別施設計画の策定に資する参考様式を配布すること等の具体的な方策を行う。<br>〇福祉<br>各自治体に計画策定を促すとともに、定期的に策定率の調査を行う。また、計画のガイドラインの作成等、個別施設計画の策定支援について検討する。<br>〇農道<br>個別施設計画の策定に係る手引き書の作成・公表や、個別施設計画について全国各地で説明会を実施したところであり、引き続きこれらにより計画策定の推進を促す。<br>〇地すべり防止施設<br>個別施設計画の策定に係る手引き書の作成・公表や、個別施設計画の策定を要件化した事業を創設したところであり、引き続きこれらにより計画策定の推進を促す。<br>〇漁業集落環境施設<br>毎年策定状況を把握するとともに、策定予定が定まっていない自治体に対しては、参考となる取組事例の横展開などにより、確実な実施を促す。<br>〇海岸<br>先行事例の紹介や、個別に相談に応じるなどの技術的な支援により、海岸管理者による個別施設計画の策定を推進する。<br>〇自動車道<br>平成29年5月に個別施設計画の策定例を事業者に送付したところであり、引き続き事業者団体の総会で説明を行うなど、策定率の向上に取り組む。<br>〇一般廃棄物処理施設<br>個別施設計画策定に係る手引きの作成や毎年の進捗管理を行っており、引き続き全国主管課長会議等の場で要請を行い、策定作業を進めるよう働きかける。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |

**＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞**
**＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞**

**【公共施設等総合管理計画等の策定促進】**
**■地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画等について、特別交付税措置等によりその策定を支援**

（施設の集約・複合化を促すガイドライン等の策定・周知）

公共施設のストック適正化

- 上水道については、厚生労働省において、人口減少社会の到来等の事業環境の変化に対応した計画的な水道施設の更新に向け、施設の統廃合・再構築の事例（2010年3月策定）やアセットマネジメントの手引き（2009年7月策定）等を周知。引き続き、新水道ビジョン推進に関する地域懇談会等の機会を通じて先進事例等の情報共有を図り、水道事業者の取組を促進。
  《厚生労働省》
- 汚水処理施設については、国土交通省、農林水産省、環境省が共同して「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を2014年1月に策定するとともに、地方公共団体への説明会を開催し、都道府県構想の見直しを要請
  《国土交通省、農林水産省、環境省》
- 学校施設については、文部科学省が「適正規模・適正配置等に関する手引」を2015年1月に策定するとともに、統合を決断した学校への教員定数の加配等の支援策の提供を通じて、適正規模や適正配置に関する地方公共団体の取組を促進
  《文部科学省》
- 都市公園については、都市機能の向上等に資する都市公園のストック再編を推進するため、国土交通省において、統廃合を行う場合の考え方、事例等を取りまとめる → ガイドラインとして周知を行う予定
  《国土交通省》
- 公営住宅については、国土交通省において、建替えの機会を捉えた再生・再編や民間住宅ストックの活用等に関する地方公共団体の具体的な取組事例を取りまとめる → ガイドラインとして周知を行う予定
  《国土交通省》
- 個別施設計画の策定（～2020年度）
  《関係省庁》

KPI（第一階層）：個別施設（道路、公園など各施設）ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 【目標：2020年度末までに100%】

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常国会 | 概算要求 | 年末 | 通常国会 | | | |

**＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞**
**＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞**

**【公共施設等総合管理計画等の策定促進】**
**■地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画等について、特別交付税措置等によりその策定を支援**

（施設の集約・複合化や事業の広域化を促すガイドライン等の策定・周知）

○上水道

- 上水道については、計画的な施設更新に向け事例や手引き等の周知や、新水道ビジョン推進に関する地域懇談会等の機会を通じて先進事例等の情報共有を図り、水道事業者の取組を促進
  《厚生労働省》
- 引き続き先進事例等の情報共有を図るとともに、都道府県を推進役とする広域連携や持続可能な水道事業とするための適切な資産管理等を推進
- 個別施設計画（水道事業ビジョンを含む）の策定状況や、水道事業の広域連携の進捗状況を踏まえ、引き続き水道事業の持続性の確保のための支援策を講ずる

○汚水処理施設

- 汚水処理施設については、地方公共団体への説明会を開催し、都道府県構想の見直しを要請
- ・施設の統廃合や処理区域の再編等を含む効率的な汚水処理施設の整備及び運営管理を実現するため、全都道府県における都道府県構想の見直しを推進
  ・改正下水道法に基づく、広域的な連携に向けた協議会の活用を含め、広域化の取組を支援
- 個別施設計画や都道府県構想の策定状況、及び汚水処理事業の広域化の進捗状況を踏まえ、引き続き汚水処理事業の持続性の確保のための支援策を講ずる

《国土交通省、農林水産省、環境省》

○廃棄物処理施設

- 廃棄物処理施設については、一般廃棄物処理事業実態調査の結果を踏まえた広域化に関する考え方や推進策・具体的な事例を取りまとめ、地方公共団体に示すこと等により、地方公共団体における広域化・集約化のための技術的な支援を実施
- 個別施設計画の策定状況や広域化や集約化等の取組状況を踏まえ、引き続き必要な支援策を講ずる

《環境省》

○学校施設・文化施設・社会教育施設・スポーツ施設

- 学校施設については、手引の策定・周知や、統合を決断した学校への教員定数の加配措置等により、適正規模や適正配置に関する地方公共団体の取組を促進
- 引き続き、委託研究により統合による魅力ある学校づくり等のモデル創出に取り組むとともに、学校規模の適正化の好事例を周知し、地方公共団体の取組を促進
- 他の地方公共団体の参考となる学校規模の適正化等の取組を把握し、引き続き必要な支援策を講ずる

《文部科学省》

- 学校施設については、計画策定に係る解説書の周知や個別施設計画策定支援事業、計画の策定状況の把握により、個別施設計画の策定を促進
- 引き続き、個別施設計画の策定状況を把握しつつ、個別施設計画策定中の地方公共団体を中心に必要な支援策を講ずる
- 文化施設・社会教育施設については、個別施設計画の策定状況の把握や相乗効果の高い集約化・複合化等の先進事例の収集・横展開を実施
- 引き続き、個別施設計画の策定状況や他の地方公共団体の参考となる集約化・複合化等の取組を把握しつつ、個別施設計画策定中の地方公共団体を中心に必要な支援策を講ずる
- スポーツ施設については、個別施設計画の策定状況の把握やガイドラインによる技術的な支援や先進事例の収集・横展開を実施
- 引き続き、個別施設計画の策定状況や他の地方公共団体の参考となる集約化・複合化等の取組を把握しつつ、個別施設計画策定中の地方公共団体を中心に必要な支援策を講ずる

《文部科学省》

KPI（第一階層）：個別施設（道路、公園など各施設）ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 【目標：2020年度末までに100%】

**重要課題：公共施設のストック適正化**

**改革項目：②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割**
**③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備**
**・公共施設等総合管理計画等の策定促進**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 引き続き先進事例等の情報共有を図るとともに、都道府県を推進役とする広域連携や持続可能な水道事業とするための適切な資産管理等を推進 | 広域連携の実施状況や検討中の事例とアセットマネジメントの手引きや簡易ツールを厚生労働省HPで周知するとともに、都道府県や水道事業者等との懇談会（全国5ブロック）や各種説明会等を通じて、広域連携とアセットマネジメントの優良事例の紹介等を行うことにより、広域連携やアセットマネジメントを推進しており、順調である。 | 引き続き、左記の取組に努めるとともに、都道府県に対する広域的な連携の推進役としての責務の規定やアセットマネジメントの実施と公表に努めることとした水道法改正案（国会への早期の再提出を予定）により、広域連携とアセットマネジメントを推進する。 |
| 施設の統廃合や処理区域の再編等を含む効率的な汚水処理施設の整備及び運営管理を実現するため、全都道府県における都道府県構想の見直しを推進<br>改正下水道法に基づく、広域的な連携に向けた協議会の活用を含め、広域化の取組を支援 | ・2016年度末時点で29都府県において、見直し完了済み。<br>・改正下水道法に基づく協議会については、現在4地域（124団体）で設置されており、施設の統廃合や維持管理の共同化等について検討中。協議会の活用を含め、広域化に取り組む地域について、モデル事業として支援。<br>（順調） | ・全都道府県における2018年度までの都道府県構想の見直し完了を目標に、取組を引き続き支援。<br>・改正下水道法に基づく協議会制度の活用等、地域の実情に応じた広域化の取組をより一層推進。<br>・「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ、2022年度までの広域化を推進するための目標を今年度中に設定し、目標に向けた取組を支援。 |
| 廃棄物処理施設については、一般廃棄物処理事業実態調査の結果を踏まえた広域化に関する考え方や推進策・具体的な事例を取りまとめ、地方公共団体に示すこと等により、地方公共団体における広域化・集約化のための技術的な支援を実施 | 広域化・集約化の具体的な事例等の収集・整理及び広域化・集約化の考え方や推進方策等の検討・取りまとめを実施中。<br>（順調） | 広域化に関する考え方や推進策・具体的な事例は今年度を目途に取りまとめる予定。 |
| 引き続き、委託研究により統合による魅力ある学校づくり等のモデル創出に取り組むとともに、学校規模の適正化の好事例を周知し、地方公共団体の取組を促進 | 平成29年度において、26の自治体でモデル創出のための委託研究を実施中。<br>また、平成27年度、平成28年度に実施した委託研究の成果を当省ウェブサイトで公表し、周知。<br>（順調） | 引き続き、委託事業を実施し、そこで得られた好事例を分析・発信するとともに、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を周知する。 |
| 学校施設については、計画策定に係る解説書の周知や個別施設計画策定支援事業、計画の策定状況の把握により、個別施設計画の策定を促進 | 平成29年3月に作成した「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」を用いて、計画策定の進め方や地方公共団体の事例を紹介する講習会を、全国主要都市（6会場）で開催するとともに、各都道府県主催の研修会においても講演を実施。<br>また、個別施設計画策定支援事業についても契約を締結し順調に事業を進めている。<br>（順調） | 引き続き、平成32年度までに全ての地方公共団体が個別施設計画を策定できるよう、策定状況を把握するとともに、文部科学省が作成した「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」について、全国各地で講習会の実施や策定済みの地方公共団体の事例を紹介するなど、必要な支援策を講ずる。 |
| 文化施設・社会教育施設については、個別施設計画の策定状況の把握や相乗効果の高い集約化・複合化等の先進事例の収集・横展開を実施 | 文化施設、社会教育施設について、相乗効果の高い集約化・複合化等の先進事例を収集し、全国生涯学習・社会教育主管部課長会議等で地方公共団体に周知した。<br>（順調） | 引き続き、地方公共団体の参考となる集約化・複合化等の取組を行いつつ、個別施設計画の策定状況の把握に努める。 |
| スポーツ施設については、個別施設計画の策定状況の把握やガイドラインによる技術的な支援や先進事例の収集・横展開を実施 | ・スポーツ施設の個別施設計画の策定状況について調査を実施（策定率10%）。<br>・平成29年5月に「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（案）」を策定済。<br>・ガイドラインを踏まえ、地方公共団体のスポーツ施設の個別施設計画策定を支援し、先進事例の形成・横展開を図ることを目的とした委託事業「スポーツ施設の個別施設計画策定支援事業」の公募を実施中。総額900万円、3件程度を予定。<br>（順調） | 引き続き、個別施設計画の策定状況や他の地方公共団体の参考となる集約化・複合化等の取組を把握しつつ、個別施設計画策定中の地方公共団体を中心に必要な支援を講ずる。 |

# ※前ページつづき

**重要課題：公共施設のストック適正化**

**改革項目：②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割**
**③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備**
**・公共施設等総合管理計画等の策定促進**

## KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 個別施設（道路、公園など各施設）ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 | 100%<br>（2020年度末） | *（再掲）* | *（再掲）* | *（再掲）* |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公共施設のストック適正化 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |

**＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞**
**＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞**

**【公共施設等総合管理計画等の策定促進】**
**■地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画等について、特別交付税措置等によりその策定を支援**

（施設の集約・複合化を促すガイドライン等の策定・周知）

- 上水道については、厚生労働省において、人口減少社会の到来等の事業環境の変化に対応した計画的な水道施設の更新に向け、施設の統廃合・再構築の事例（2010年3月策定）やアセットマネジメントの手引き（2009年7月策定）等を周知。引き続き、新水道ビジョン推進に関する地域懇談会等の機会を通じて先進事例等の情報共有を図り、水道事業者の取組を促進。
  《厚生労働省》
- 汚水処理施設については、国土交通省、農林水産省、環境省が共同して「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を2014年1月に策定するとともに、地方公共団体への説明会を開催し、都道府県構想の見直しを要請
  《国土交通省、農林水産省、環境省》
- 学校施設については、文部科学省が「適正規模・適正配置等に関する手引」を2015年1月に策定するとともに、統合を決断した学校への教員定数の加配等の支援策の提供を通じて、適正規模や適正配置に関する地方公共団体の取組を促進
  《文部科学省》
- 都市公園については、都市機能の向上等に資する都市公園のストック再編を推進するため、国土交通省において、統廃合を行う場合の考え方、事例等を取りまとめる → ガイドラインとして周知を行う予定
  《国土交通省》
- 公営住宅については、国土交通省において、建替えの機会を捉えた再生・再編や民間住宅ストックの活用等に関する地方公共団体の具体的な取組事例を取りまとめる → ガイドラインとして周知を行う予定
  《国土交通省》
- 個別施設計画の策定（～2020年度）
  《関係省庁》

KPI（第一階層）：個別施設（道路、公園など各施設）ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率【目標：2020年度末までに100%】

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | |

**＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞**
**＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞**

**【公共施設等総合管理計画等の策定促進】**
**■地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画等について、特別交付税措置等によりその策定を支援**

（施設の集約・複合化や事業の広域化を促すガイドライン等の策定・周知）

○都市公園
- 都市公園については、都市機能の向上等に資する都市公園のストック再編の推進に向けて、「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」（2016年5月策定）を周知 → 個別施設計画の策定状況や他の地方公共団体の参考となる先進的な複合化等の取組を把握し、引き続き必要な支援策を講ずる
  《国土交通省》

○公営住宅
- 公営住宅については、建替えの機会を捉えた再生・再編や民間住宅ストックの活用等に関する地方公共団体の具体的な取組事例を2016年度中に取りまとめ、ガイドラインとして2017年度に周知 → 個別施設計画の策定状況や他の地方公共団体の参考となる先進的な複合化等の取組を把握し、引き続き必要な支援策を講ずる
  《国土交通省》

○農業水利施設等
- 農業水利施設、林道施設、治山施設及び漁港施設については、予防保全による長寿命化や効率的な施設の集約化等を含む実効的な個別施設計画の策定のため、ガイドライン等による技術的な支援に加え、計画策定等にかかる費用への財政的な支援を実施 → 個別施設計画の策定状況や他の地方公共団体等の参考となる集約化等の取組を把握し、引き続き必要な支援策を講ずる
  《農林水産省》

○その他の施設分野
- 広域的・分野横断的な集約化・複合化等の先進的な取組事例を把握し、必要に応じてガイドラインや事例集の見直しや先進事例の横展開などを実施し、実効的な個別施設計画の策定を支援
  《関係省庁》
- 個別施設計画の策定支援（～2020年度）
  《関係省庁》

KPI（第一階層）：個別施設（道路、公園など各施設）ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率【目標：2020年度末までに100%】

**重要課題：公共施設のストック適正化**

**改革項目：②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割**
**③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備**
**・公共施設等総合管理計画等の策定促進**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 都市公園については、都市機能の向上等に資する都市公園のストック再編の推進に向けて、「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」（2016年5月策定）を周知 | 「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」を国土交通省HPに掲載し、広く周知。<br>（順調） | 個別施設計画の策定状況や他の地方公共団体の参考となる先進的な複合化等の取組を把握し、引き続き必要な支援策を講ずる。 |
| 公営住宅については、建替えの機会を捉えた再生・再編や民間住宅ストックの活用等に関する地方公共団体の具体的な取組事例を2016年度中に取りまとめ、ガイドラインとして2017年度に周知 | 地方公共団体の先進的な取組事例を2016年度中に取りまとめ、ガイドラインの策定に向けて整理・分析を実施。<br>（順調） | 収集した取組事例をガイドラインとして2017年度中に周知。2017年度以降も取組事例を収集し、引き続き必要な支援を実施。 |
| 農業水利施設、林道施設、治山施設及び漁港施設については、予防保全による長寿命化や効率的な施設の集約化等を含む実効的な個別施設計画の策定のため、ガイドライン等による技術的な支援に加え、計画策定等にかかる費用への財政的な支援を実施 | 個別施設計画策定のための基準・手引き等を策定し、技術的支援を実施するとともに、計画策定に係る点検・診断等への財政的支援を実施<br>（順調） | 2020年度末までの達成に向けて引き続き個別施設計画を策定する地方公共団体に対し支援。 |
| 広域的・分野横断的な集約化・複合化等の先進的な取組事例を把握し、必要に応じてガイドラインや事例集の見直しや先進事例の横展開などを実施し、実効的な個別施設計画の策定を支援 | 地方公共団体における個別施設計画策定のためのガイドラインの策定や、取組事例の周知等により、実効的な個別施設計画の策定を支援 | 施設分野により進捗状況が大きく異なることから、各施設分野の進捗状況を踏まえ、2020年度末までの達成に向けて、集約化・複合化等や広域化、長寿命化対策等が盛り込まれた実効的な個別施設計画の策定を引き続き支援 |
| 個別施設計画の策定支援（～2020年度） | 地方公共団体における個別施設計画策定のためのガイドラインの策定等による技術的支援を実施 | 施設分野により進捗状況が大きく異なることから、各施設分野の進捗状況を踏まえ、2020年度末までの達成に向けて、集約化・複合化等や広域化、長寿命化対策等が盛り込まれた実効的な個別施設計画の策定を引き続き支援 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 個別施設（道路、公園など各施設）ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 | 100%<br>（2020年度末） | *（再掲）* | *（再掲）* | *（再掲）* |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公共施設のストック適正化 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |

**＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞**
**＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞**

**【公共施設に関する情報の「見える化」】**

**■ 地方公共団体の保有する公的ストックの状況を「見える化」し、その適切な利用を促す。**

- 地方公会計の整備について総務大臣通知により地方公共団体へ要請（2015年1月）《総務省》
- 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備（～2017年度）
- 各種研修の実施により地方公共団体を支援
- 公会計のマニュアルの公表《総務省》
- 標準的なソフトウエアの提供
- 個別団体ごとの資産老朽化比率や一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報について、経年比較や類似団体比較を実施した上で各団体の分析コメントを付して公表《総務省》

KPI（第一階層）：固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数【目標：2017年度末までに100%】

# 経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | |

**＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞**
**＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞**

**【公共施設に関する情報の「見える化」】**

**■ 地方公共団体の保有する公的ストックの状況を「見える化」し、その適切な利用を促す。**

- 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備（～2017年度）
- 各種研修の実施により地方公共団体を支援《総務省》
- 標準的なソフトウエアの提供《総務省》
- 財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表
  - ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率
  - ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり床面積等
  - ・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報

《総務省》

KPI（第一階層）：固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数【目標：2017年度末までに100%】

| 重要課題：公共施設のストック適正化 |
|---|
| 改革項目：②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割<br>③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備<br>・公共施設に関する情報の「見える化」 |

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備（～2017年度）<br>各種研修の実施により地方公共団体を支援<br>標準的なソフトウエアの提供 | 統一的な基準による財務書類については、2015年度決算について、9.4%の団体において作成済み（2017年3月末）<br>2017年度末までに、98.8%の団体において、固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備予定<br>（順調） | 固定資産台帳が適切に更新されるよう各種研修等の実施により地方公共団体を支援 |
| 財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表<br>・所有資産全体の有形固定資産減価償却率<br>・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり床面積等<br>・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報 | 2016年度決算においても、財政状況資料集上で、固定資産台帳の整備に合わせ、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表<br>・所有資産全体の有形固定資産減価償却率<br>・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり床面積等<br>・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報<br>（順調） | 引き続き、毎年度の各地方公共団体の保有する公的ストックの状況を「見える化」 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 | 100%<br>2017年度末 | 9.4%<br>（2016年度末時点） | A | 「統一的な基準による財務書類の整備予定等調査」（2017年3月31日時点）によると、2017年度中に、98.8%の団体で統一的な基準による地方公会計の整備が完了する予定 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公共施設のストック適正化 | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| | ＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞<br>＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞ | | | | | | | |
| | 【公共施設等総合管理計画等の具体化促進】<br>■事業債の活用により地方公共団体が行う公共施設の集約化・複合化等を具体的に支援。 | | | | | | | |
| | 除却事業に係る地方債（2014年度～）による施設の除却支援 | | | | | | | |
| | 《総務省》 | | | | | | | |
| | 公共施設最適化事業債（2015～17年度）による集約化・複合化支援 | | | 活用状況等を踏まえ必要な支援策を実施 | | | | 施設の集約化・複合化等を実施（公共施設最適化事業債等を活用）した地方公共団体数<br>【目標：－】<br>※目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする |
| | 地域活性化事業債（2015～17年度）による転用支援 | | | | | | | |
| | 《総務省》 | | | | | | | |
| | ■ 地方公共団体による公共施設の集約化・複合化を含む老朽化対策を促進するための支援を講じる。 | | | | | | | |
| | 民間資格の登録制度の創設（2014年度～）や国・地方公共団体の施設管理者が一堂に会する会議の開催（2014年度～）、包括的民間委託の導入に向けた検討の推進等を実施 | | | | | | | |
| | 《国土交通省》 | | | | | | | |
| | 維持管理に関する基準・マニュアルの整備や、研修の充実・強化などの技術支援 | | | | | | | |
| | 《関係省庁》 | | | | | | | |
| | 防災・安全交付金における長寿命化計画の策定要件化などにより、老朽化対策を財政的に支援 | | | | | | | |
| | 《関係省庁》 | | | | | | | |
| | 道路橋等における直轄診断（2014年度～）や道路管理者からの要請に基づく修繕代行事業や大規模修繕・更新補助事業（2015年度～）を実施・支援 | | | | | | | |
| | 《国土交通省》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公共施設のストック適正化 | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | ＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞<br>＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞ | | | | | | |
| | 【公共施設等総合管理計画等の具体化促進】<br>■事業債の活用により地方公共団体が行う公共施設の集約化・複合化等を具体的に支援。 | | | | | | |
| | 除却事業に係る地方債（2014年度～）による施設の除却支援 | | | | | | |
| | 《総務省》 | | | | | | |
| | 公共施設最適化事業債（2015～17年度）による集約化・複合化支援 | | | 総合管理計画に基づく集約化・複合化等を促進するため、活用状況等を踏まえ必要な支援策を検討して実施 | | － | 施設の集約化・複合化等を実施（公共施設最適化事業債等を活用）した地方公共団体数<br>【目標：－】<br>※目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする |
| | 地域活性化事業債（2015～17年度）による転用支援 | | | | | | |
| | 《総務省》 | | | | | | |
| | ■ 地方公共団体による公共施設の集約化・複合化を含む老朽化対策を促進するための支援を講じる。 | | | | | | |
| | 民間資格の登録制度の創設や国・地方公共団体の施設管理者が一堂に会する会議の開催、包括的民間委託や広域的な維持管理の発注の導入に向けた検討の推進等を実施 | | | 民間事業者を活用した効率的な維持管理を引き続き促進する | | | |
| | 《国土交通省》 | | | | | | |
| | ・ 維持管理に関する基準・マニュアルの整備や、研修の充実・強化などの技術支援<br>・ 予防保全や維持管理の効率化に資する新技術、ICTの開発・導入等の国における長寿命化の取組について、地方公共団体の老朽化対策にも導入されるよう技術的支援を実施 | | | 効率的な維持管理の取組状況を踏まえ引き続き必要な方策を講ずる | | | |
| | 《関係省庁》 | | | | | | |
| | ・ 防災・安全交付金における長寿命化計画の策定要件化などにより、老朽化対策を財政的に支援<br>・ 計画の策定要件化や予防保全、広域化、集約化・複合化等への重点配分など、それぞれの公共施設等の状況や特性に応じた方策により、その他の分野においても老朽化対策を財政的に支援 | | | 計画的な老朽化対策の進捗状況を踏まえて引き続き必要な方策を講ずる | | | |
| | 《関係省庁》 | | | | | | |
| | 道路橋等における直轄診断（2014年度～）や道路管理者からの要請に基づく修繕代行事業や大規模修繕・更新補助事業（2015年度～）を実施・支援 | | | 計画的な老朽化対策の進捗状況を踏まえて引き続き必要な方策を講ずる | | | |
| | 《国土交通省》 | | | | | | |

**重要課題：公共施設のストック適正化**

**改革項目：②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割**
**③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備**
**・公共施設等総合管理計画等の具体化促進**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 除却事業に係る地方債（2014年度～）による施設の除却支援 | 2017年度より、新たに「公共施設等適正管理推進事業債」として、除却支援を実施<br>（順調） | 引き続き地方債による除却支援を実施 |
| 公共施設最適化事業債（2015～17年度）による集約化・複合化支援<br>地域活性化事業債（2015～17年度）による転用支援 | 2017年度より、新たに「公共施設等適正管理推進事業債」として、集約化・複合化等支援を実施<br>（順調） | 引き続き地方債による集約化・複合化等支援を実施 |
| 民間資格の登録制度の創設や国・地方公共団体の施設管理者が一堂に会する会議の開催、包括的民間委託や広域的な維持管理の発注の導入に向けた検討の推進等を実施 | 民間資格の登録制度については、2016年度に37資格を新たに登録し、点検・診断等の登録資格数は延べ136資格に増加した。<br>会議については、道路、港湾等のメンテナンス会議等を設置し、関係機関の連携により課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図っている。包括的民間委託については勉強会を設立し、勉強会での検討により4自治体で新たに包括的民間委託に関する取組が始まった。<br>（順調） | 技術力の確保及び技術者の育成のため、登録された資格を活用していく。また、包括的民間委託の勉強会や各種会議における、先行事例の横展開等を通じて包括的民間委託等の導入を推進していく。 |
| 維持管理に関する基準・マニュアルの整備や、研修の充実・強化などの技術支援 | 【文部科学省】<br>・学校施設設置者のための維持管理手引を作成し、維持管理（点検）の重要性や早期是正の必要性を周知するとともに、建築基準法の規定等に基づく点検実施を要請また、教育委員会の施設担当者等を対象とした研修会やセミナーにおいて維持管理の重要性を周知<br>（順調）<br>【国土交通省】<br>点検要領等について、13分野で策定。研修について、各分野で実施。平成28年度までで、年各分野合わせて約14,000人の地方公共団体職員等が参加。<br>（順調）<br>【農林水産省】<br>各分野の点検マニュアルや個別施設計画策定のための基準・手引き等を策定するとともに、実務的な点検の適切な実施・評価に資する研修体制を充実<br>（順調）<br>【環境省】（廃棄物処理施設）<br>・「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」等を整備し、維持管理等に関する技術的支援を実施。<br>【厚生労働省】（水道）<br>「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を作成中である（順調）。 | 【文部科学省】<br>引き続き、研修会において、維持管理の重要性を周知<br><br>【国土交通省】<br>今後、定期点検等による知見の蓄積等をふまえて基準類の更新等を進めていく。また、研修については引き続き、地方公共団体等の参加を促しつつ進めていく。<br>【農林水産省】<br>引き続き、地方公共団体における維持管理に対する技術的支援を実施。<br><br>【環境省】（廃棄物処理施設）<br>継続して実施。<br><br>【厚生労働省】（水道）<br>水道事業者等に、点検を含む施設の維持・修繕を行うことを義務付けることとした水道法改正案（国会への早期の再提出を予定）の成立後に発出予定。 |

※前ページつづき

**重要課題：公共施設のストック適正化**

**改革項目：②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割**
**③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備**
**・公共施設等総合管理計画等の具体化促進**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 予防保全や維持管理の効率化に資する新技術、ICTの開発・導入等の国における長寿命化の取組について、地方公共団体の老朽化対策にも導入されるよう技術的支援を実施 | 【国土交通省】<br>インフラメンテナンス国民会議において、施設管理者等が抱える課題（ニーズ）に対し、民間企業等がシーズ技術のプレゼンを行うイベントを試行的に実施。<br>このような取組を通じて6件の官民マッチングが実現して現場試行を行った。<br>（順調）<br>【農林水産省】<br>予防保全や維持管理の効率化に資する技術等をとりまとめた「農業農村整備に関する技術開発計画」を平成29年4月に策定し、地方公共団体へ配布するほか、施設情報のデータベース化や施設点検へのICTの活用等について調査や技術者育成のための研修を実施するなど、技術的支援を実施<br>（順調）<br>【厚生労働省】（水道）<br>IOTによる水道事業の効率化のための標準仕様を開発中である<br>（順調） | 【国土交通省】<br>試行を踏まえ、国民会議はSIP地域実装支援チームと連携して取り組みを全国展開し、地方公共団体における新技術実装のための現場実証や優良事例の横展開などの支援に取り組んでいく。<br><br>【農林水産省】<br>引き続き、地方公共団体における老朽化対策に対する技術的支援を実施。<br><br>【厚生労働省】（水道）<br>異なる機器・システム間におけるデータ流通ルールを規定する標準仕様書をまとめる予定 |
| 防災・安全交付金における長寿命化計画の策定要件化などにより、老朽化対策を財政的に支援 | ・防災・安全交付金において長寿命化計画の策定を要件化し、地方公共団体における計画的・効率的な老朽化対策を支援<br>（順調） | 予算執行調査を踏まえた必要な見直しや好事例の横展開等により、交付金事業の質を向上させ、計画的・効率的な老朽化対策を引き続き支援 |
| 計画の策定要件化や予防保全、広域化、集約化・複合化等への重点配分など、それぞれの公共施設等の状況や特性に応じた方策により、その他の分野においても老朽化対策を財政的に支援 | 【文部科学省】<br>公立学校施設整備費（平成29年度予算額：約690億円、平成28年度補正予算：約1400億円）の中で、地方公共団体における公立学校施設の計画的・効率的な老朽化対策を財政的に支援（順調）<br>【農林水産省】<br>農業水利施設、地すべり防止施設、海岸保全施設等に関する補助事業について個別施設計画の策定を要件化するなど、老朽化対策を財政的に支援。（順調）<br>【環境省】（廃棄物処理施設）<br>循環型社会形成推進交付金において、交付要件に人口・面積要件を設け、広域化の取組を実施（順調）<br>【厚生労働省】（水道）<br>生活基盤施設耐震化等事業計画を策定した都道府県に対して、当該計画に基づき耐震化対策を実施するための費用の一部を交付しており、平成29年度は268事業に交付している（順調） | 【文部科学省】<br>引き続き、公立学校施設整備費（平成30年度概算要求：約2006億円）の中で、地方公共団体における公立学校施設の計画的・効率的な老朽化対策を財政的に支援<br>【農林水産省】<br>引き続き、個別施設計画の策定を要件化するなど、老朽化対策を財政的に支援。<br><br>【環境省】（廃棄物処理施設）<br>継続して実施。<br><br>【厚生労働省】（水道）<br>引き続き、必要な予算の確保に努め、都道府県からの要望に対応する。 |
| 道路橋等における直轄診断（2014年度～）や道路管理者からの要請に基づく修繕代行事業や大規模修繕・更新補助事業（2015年度～）を実施・支援 | 橋梁等に対する直轄診断を実施するとともに、直轄診断の結果を踏まえ、修繕代行事業や大規模修繕・更新事業により支援<br>（順調） | 引き続き、緊急かつ高度な技術力を要する橋梁等に係る技術的支援を実施 |

# ※前ページつづき

**重要課題**：公共施設のストック適正化

**改革項目**：②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割
③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備
・公共施設等総合管理計画等の具体化促進

## KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第二階層 | 施設の集約化・複合化等を実施（公共施設最適化事業債等を活用）した地方公共団体数 | ※目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする | 2016年度において、公共施設最適化事業債・地域活性化事業債（転用）・除却事業に係る地方債を活用した地方公共団体数は、延べ234団体 | F | 各地方公共団体における公共施設等の適正管理の取組を一層推進するため、平成29年度地方財政計画において、「公共施設等適正管理推進事業費」を計上しているところであり、引き続き、各団体による公共施設等の集約化・複合化等の取組を推進。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公共施設のストック適正化 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | | ＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞<br>＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞ | | | | | | |
| | | ■ 総合管理計画の進捗状況や推進に当たっての課題をモニターする仕組みの構築 | | | | | | |
| | | 施設更新等の経費見込みや延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、資産老朽化比率や毎年度の取組内容も含めて横比較できるように各地方公共団体分を統合したものを総務省ホームページで公表 | | | | | | （再掲）<br>施設の集約化・複合化等を実施（公共施設最適化事業債等を活用）した地方公共団体数<br>【目標：－】<br>※目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする |
| | | 各地方公共団体の総合管理計画の改訂の有無等を毎年度調査・公表 | | | | | | |
| | | 資産老朽化比率等の複数の指標を適切に組み合わせて経年比較や横比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」 | | | | | | |
| | | 《総務省》 | | | | | | |
| | | ■ 公共施設の集約・再編、廃止等の状況を点検する仕組みの構築 | | | | | | |
| | | 個別施設計画等に基づく集約・再編、廃止等の状況を点検する仕組みを構築 | 仕組みに基づき取組状況を毎年度点検 | | | | | |
| | | 《関係省庁》 | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | ＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞<br>＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞ | | | | | | |
| | ■ 総合管理計画の進捗状況や推進に当たっての課題をモニターする仕組みの構築 | | | | | | |
| | 将来の人口の見通しや維持管理・更新・修繕等の経費の今後の推計、延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、有形固定資産減価償却率や毎年度の取組内容と併せて横比較できるように各地方公共団体分を統合したものを総務省ホームページで公表 | | | | | | 有形固定資産減価償却費率<br>【目標：－】 |
| | 各地方公共団体の総合管理計画の改訂の有無等を毎年度調査・公表 | | | | | | |
| | ・財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表<br>・所有資産全体の有形固定資産減価償却率<br>・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり床面積等<br>・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報<br>・有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、将来に向けた財政負担も踏まえた老朽化対策の進捗状況を「見える化」 | | | | | － | （再掲）<br>施設の集約化・複合化等を実施（公共施設最適化事業債等を活用）した地方公共団体数<br>【目標：－】<br>※目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする |
| | 《総務省》 | | | | | | |
| | ■ 公共施設の集約・再編、廃止等の状況を点検する仕組みの構築 | | | | | | |
| | 個別施設計画等に基づく集約・再編、廃止等の状況を点検する仕組みを構築 | 仕組みに基づき取組状況を毎年度点検 | | | | | |
| | 《関係省庁》 | | | | | | |

**重要課題：公共施設のストック適正化**

**改革項目：②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割**
**③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 将来の人口の見通しや維持管理・更新・修繕等の経費の今後の推計、延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、有形固定資産減価償却率や毎年度の取組内容と併せて横比較できるように各地方公共団体分を統合したものを総務省ホームページで公表 | 各地方公共団体における公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表を2017年3月31日時点版に更新し、2017年10月に公表<br>（順調） | 引き続き公共施設等総合管理計画の主たる記載項目の内容について比較可能な形式で公表 |
| 各地方公共団体の総合管理計画の改訂の有無等を毎年度調査・公表 | 上欄の一覧表において、策定・改訂年度を記載しており、2017年10月に公表<br>（順調） | 引き続き改訂の有無について毎年度調査・公表 |
| 財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表<br>・所有資産全体の有形固定資産減価償却率<br>・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり床面積等<br>・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報<br>・有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、将来に向けた財政負担も踏まえた老朽化対策の進捗状況を「見える化」 | 2016年度決算においても、財政状況資料集上で、固定資産台帳の整備に合わせ、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表<br>・所有資産全体の有形固定資産減価償却率<br>・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり床面積等<br>・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報<br>（順調） | 引き続き、毎年度の各地方公共団体の保有する老朽化対策の進捗状況を「見える化」 |
| ■公共施設の集約・再編、廃止等の状況を点検する仕組みの構築<br>仕組みに基づき取組状況を毎年度点検 | 【文部科学省】<br>集約化・複合化等が盛り込まれた個別施設計画の策定支援を実施<br>（順調）<br>【国土交通省】<br>個別施設計画に基づく集約・再編、廃止等の状況を点検する仕組みを構築し、点検を実施中。<br>（順調）<br>【農林水産省】<br>個別施設計画の策定状況等を確認する際に施設の集約・再編、廃止等の状況を点検<br>（順調）<br>【環境省】（廃棄物処理施設）<br>「一般廃棄物処理事業実態調査」において、市町村等における施設整備状況を把握。<br>（順調）<br>【厚生労働省】（水道）<br>水道事業者に対して、水道分野の個別施設計画である水道事業ビジョンの作成とそれに基づく施設の集約化等を促している<br>（順調） | 【文部科学省】<br>引き続き、個別施設計画の取組状況について把握<br><br>【国土交通省】<br>仕組みに基づき、取組状況を毎年度点検。<br><br>【農林水産省】<br>引き続き毎年度の取組状況を点検。<br><br>【環境省】（廃棄物処理施設）<br>継続して実施。<br><br>【厚生労働省】（水道）<br>必要に応じて仕組みの構築に向けて、今後検討していく。 |

# ※前ページつづき

**重要課題：公共施設のストック適正化**

**改革項目：②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割**
**③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備**

## KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第二階層 | 有形固定資産減価償却費率 | ― | 2015年度の状況について把握・公表済み | F | 各都道府県、市町村の2017年3月末時点の数値を把握し、今後公表予定。 |
| | 施設の集約化・複合化等を実施（公共施設最適化事業債等を活用）した地方公共団体数 | ※目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする | *（再掲）* | *（再掲）* | *（再掲）* |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国公有資産の適正化 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | | |

**＜④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進＞**

**【公共施設等総合管理計画等の具体化促進および国公有資産情報の「見える化」】**

**■地方公会計の整備等により、国公有資産の「見える化」を支援**

1）国有財産の「見える化」

- 国有財産は、原則としてすべての資産情報（売却予定、貸付募集を含む）を公開 《財務省》

2）地方公共団体が保有する資産の「見える化」の促進

- 地方公会計の整備について総務大臣通知により地方公共団体へ要請（2015年1月） 《総務省》
- 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備（～2017年度）
- 各種研修の実施により地方公共団体を支援
- 公会計のマニュアルの公表 《総務省》
- 標準的なソフトウェアの開発提供
- 固定資産台帳において、公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用資産や売却可能資産の情報を「見える化」し、公有資産の有効利用や売却の検討に活用 《総務省》
- 保有する財産の活用や処分に関する基本方針は、固定資産台帳が整備され保有する財産の状況が網羅的に把握された時点で検討 《総務省》

KPI（第一階層）：
（再掲）公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数【目標：2016年度末までに100%】

（再掲）固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数【目標：2017年度末までに100%】

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国公有資産の適正化 | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | | |

**＜④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進＞**

**【公共施設等総合管理計画等の具体化促進および国公有資産情報の「見える化」】**

**■地方公会計の整備等により、国公有資産の「見える化」を支援**

1）国有財産の「見える化」

- 国有財産は、原則として全ての資産情報（売却予定、貸付募集を含む）を公開 《財務省》

2）地方公共団体が保有する資産の「見える化」の促進

- 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備（～2017年度）
- 各種研修の実施により地方公共団体を支援 《総務省》
- 標準的なソフトウエアの提供 《総務省》
- ・ 固定資産台帳において、公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用資産や売却可能資産の情報を「見える化」し、公有資産の有効利用や売却の検討に活用
  ・ 財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、施設類型ごとの一人当たり面積等を公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量について「見える化」 《総務省》
- 固定資産台帳が整備され保有する財産の状況が網羅的に把握された時点で、保有する財産の活用や処分に関する基本方針について検討 《総務省》

KPI（第一階層）：
（再掲）公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数【目標：2016年度末までに100%】

（再掲）固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数【目標：2017年度末までに100%】

**重要課題:国公有資産の適正化**

**改革項目:④国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進**
**・公共施設等総合管理計画等の具体化促進および国公有資産情報の「見える化」**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 国有財産は、原則として全ての資産情報（売却予定、貸付募集を含む）を公開 | 一般会計所属の普通財産のうち未利用国有地についての保有状況及び処分等の実績をホームページで引き続き公表<br>（順調） | 引き続き資産情報の公開を実施 |
| 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備（～2017年度）<br>各種研修の実施により地方公共団体を支援<br>標準的なソフトウエアの提供 | 統一的な基準による財務書類については、2015年度決算について、9.4%の団体において作成済み（2017年3月末）<br>2017年度末までに、98.8%の団体において、固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備予定<br>（順調） | 固定資産台帳が適切に更新されるよう各種研修等の実施により地方公共団体を支援 |
| 固定資産台帳において、公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用資産や売却可能資産の情報を「見える化」し、公有資産の有効利用や売却の検討に活用 | 固定資産台帳を公表することにより、各地方公共団体の所有する全ての固定資産の所在地・用途・売却可能区分等を「見える化」するよう要請<br>（順調） | KPIの達成に向けた固定資産台帳の整備支援と併せて、引き続き固定資産台帳の公表による公有財産に係る情報の「見える化」について要請 |
| 財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、施設類型ごとの一人当たり面積等を公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量について「見える化」 | 2016年度決算においても、財政状況資料集上で、固定資産台帳の整備に合わせ、施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり床面積等<br>について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表<br>（順調） | 引き続き、毎年度の各地方公共団体の施設類型ごとの公共施設の保有量を「見える化」 |
| 固定資産台帳が整備され保有する財産の状況が網羅的に把握された時点で、保有する財産の活用や処分に関する基本方針について検討 | 固定資産台帳については、70.8%の団体において整備済み（2016年3月末）<br>（順調） | 整備状況を勘案しつつ、保有する財産の活用や処分に関する基本方針について検討 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 | 100%<br>（2016年度末） | *（再掲）* | *（再掲）* | *（再掲）* |
| | 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 | 100%<br>2017年度末 | *（再掲）* | *（再掲）* | *（再掲）* |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国公有資産の適正化 | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| | **＜④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進＞** | | | | | | | |
| | **【未利用資産等の活用促進】** | | | | | | | |
| | **■未利用資産等の活用促進** | | | | | | | |
| | 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望の受付け、利用要望が無い場合は一般競争入札により処分 | | | | | | （再掲）公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数【目標：2016年度末までに100%】 | |
| | 《財務省》 | | | | | | | |
| | 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開 | | | | | | （再掲）固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数【目標：2017年度末までに100%】 | 国有地の定期借地件数 ※目標は設定せず、件数をモニターする |
| | 《総務省》 | | | | | | | |
| | **■地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検** | | | | | | | |
| | 全市町村等と財務省財務局・財務事務所で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う（2015年度～） | | | | | | | |
| | 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う | | | | | | | |
| | 《財務省、総務省、国土交通省等》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国公有資産の適正化 | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | **＜④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進＞** | | | | | | |
| | **【未利用資産等の活用促進】** | | | | | | |
| | **■未利用資産等の活用促進** | | | | | | |
| | 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望の受付け、利用要望が無い場合は一般競争入札により処分 | | | 取組状況を踏まえ、引き続き国有地の有効活用を推進する | | （再掲）公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数【目標：2016年度末までに100%】 | |
| | 《財務省》 | | | | | | |
| | 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開 | | | 取組状況を踏まえ、引き続き固定資産台帳の有効活用を支援する | | （再掲）固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数【目標：2017年度末までに100%】 | 国有地の定期借地件数 ※目標は設定せず、件数をモニターする |
| | 《総務省》 | | | | | | |
| | 民間事業者も参画した公有財産の有効活用を促進するため、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開 | | | 取組状況を踏まえ、引き続き公有財産の有効活用を支援する | | | |
| | 《関係省庁》 | | | | | | |
| | **■地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検** | | | | | | |
| | 全市町村等と財務省財務局・財務事務所で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う（2015年度～） | | | 取組状況を踏まえ、引き続き国公有財産の最適利用を推進 | | ― | |
| | 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う | | | 引き続き国公有財産の最適利用についてのフォローアップを実施 | | | |
| | 《財務省、総務省、国土交通省等》 | | | | | | |

**重要課題:国公有資産の適正化**

**改革項目:④国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進**
**・未利用資産等の活用促進**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望の受付け、利用要望が無い場合は一般競争入札により処分 | 未利用国有地について、保有する必要のないものは売却し、財政収入の確保に努めつつ、地域・社会のニーズに対応した有効活用を推進<br>（順調） | 引き続き、国有地の管理・処分の基本方針に基づき処分・有効活用を推進 |
| 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開 | 固定資産台帳については、70.8%の団体において整備済み（2016年３月末）<br>（順調） | 固定資産台帳の活用事例を収集し、ホームページ等に公表する。 |
| 民間事業者も参画した公有財産の有効活用を促進するため、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開 | 【内閣府】<br>各省庁が推進するPFI関係の公有財産有効活用の優良事例を確認し、事例集等を作成。<br>（順調）<br>【総務省】<br>民間事業者とも連携した公有財産の有効活用に係る先進事例について、 全地方公共団体に周知<br>（順調）<br>【国土交通省】<br>・事業継続を条件とした譲渡先の設定等について、自治体向けに解説した、PREの民間活用の手引きを平成28年3月に作成。<br>・自治体のPRE 情報を一元的に集約するポータルサイトを平成２８年５月に開設。（順調） | 【内閣府】<br>継続して実施。<br><br>【総務省】<br>固定資産台帳も活用しながら、部局横断的な検討が進められるよう働きかける。<br><br>【国土交通省】<br>平成２９年度においては、有識者ヒアリング等を通じて、手引きの改善点を検討し、改訂予定。引き続き、地方公共団体のPREの民間活用を促進する。 |
| 全市町村等と財務省財務局・財務事務所で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う（2015年度～）<br><br>各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う | 国公有財産の最適利用に関して、地方公共団体と財務局等による協議会を各地域で立ち上げ、協議会において検討を実施し、最適利用プランを策定<br>（順調） | 賑わい創出等地域の活性化の観点も踏まえつつ、各地域で国公有財産の最適利用に向けたプランの策定等を進め、引き続き取り組みを推進 |

# ※前ページつづき

**重要課題:国公有資産の適正化**

**改革項目:④国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進**
**・未利用資産等の活用促進**

## KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 | 100%（2016年度末） | *（再掲）* | *（再掲）* | *（再掲）* |
| | 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 | 100%（2017年度末） | *（再掲）* | *（再掲）* | *（再掲）* |
| 第二階層 | 国有地の定期借地件数 | ※目標は設定せず、件数をモニターする | 77件（平成28年度末） | F | 引き続き、国有地の定期借地件数をモニターする。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| PPP／PFIの推進 | | ＜⑤ 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進＞<br>＜⑥ PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築＞<br>■PPP／PFIアクションプランの推進<br>「PPP/PFIの抜本改革向けたアクションプラン」の見直し・拡充（2015年度） | 更なる活用・促進（2016年度～） | | | | アクションプランを踏まえたPPP/PFI事業の事業規模【目標：－】※事業規模の目標の見直しについて本年度内を目途に結論を得る | |
| | | 《内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等》 | | | | | | |
| | | ■PPP／PFI手法について、国及び人口20万人以上の地方公共団体等において、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築<br>PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みの構築（～2016年度） | | 一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業について、PPP/PFI手法の優先的検討によるPPP/PFI手法の適用拡大を図る | | | PPP／PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体等の数【目標：2016年度末までに100%】 | |
| | | 《内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等》 | | | | | | |
| | | 下水道、公営住宅、都市公園の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP/PFIの導入検討の一部要件化を検討・実施 | | | | | | |
| | | 《国土交通省》 | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| PPP／PFIの推進 | ＜⑤ 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進＞<br>＜⑥ PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築＞<br>■PPP／PFIアクションプランの推進<br>フォローアップや実施結果の公表等によりPPP／PFIアクションプランの更なる活用・促進（2016年度～） | | | 取組状況を踏まえ、引き続きPPP／PFIアクションプランの活用・促進 | | 「PPP／PFI推進アクションプラン」を踏まえたPPP／PFI事業規模【目標：21兆円（2013～2022年度までの10年間）】 | |
| | 《内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等》 | | | | | | |
| | ■PPP／PFI手法について、国及び人口20万人以上の地方公共団体等において、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築<br>PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みの構築、優先的検討規程の運用の手引の策定（～2016年度） | 運用の手引の周知等を行うとともに、優先的検討規程の運用状況を踏まえつつ適用を拡大 | | 取組状況を踏まえ、引き続き優先的検討規程の適用を拡大 | | PPP／PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体等の数【目標：2016年度末までに100%】 | |
| | 《内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等》 | | | | | | |
| | 公営住宅の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP／PFIの一部要件化の実施・適用 | | | 取組状況を踏まえ、一部要件化を引き続き適用 | | | |
| | 《国土交通省》 | | | | | | |
| | | 下水道、都市公園の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP／PFIの一部要件化の実施・適用 | | 取組状況を踏まえ、一部要件化を引き続き適用 | | | |
| | | 《国土交通省》 | | | | | |

**重要課題：PPP／PFIの推進**

**改革項目：⑤日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP／PFI手法の積極的導入の推進**
**⑥PPP／PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| フォローアップや実施結果の公表等によりPPP／PFIアクションプランの更なる活用・促進（2016年度～） | フォローアップを実施し、「PPP／PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）」を本年6月9日民間資金等活用事業推進会議にて決定。アクションプランに定める推進施策を着実に実行。順調である。 | 毎年度フォローアップを実施し、結果を公表。 |
| 運用の手引の周知等を行うとともに、優先的検討規程の運用状況を踏まえつつ適用を拡大 | 全国9か所で「運用の手引」の説明会を開催（2017年2月）し周知。規程未策定の人口20万人以上の地方公共団体で速やかに策定が完了するよう助言等の支援を実施。順調でなく、策定が完了しない事情は各地方公共団体等で異なるが、現時点で策定の課題となっている可能性があると考えている事情としては、職員の目的・意義等の理解・共有不足、職員不足等が挙げられる。 | 国と全ての地方公共団体を対象に本年9月末時点の策定・運用状況の調査を実施し、課題の把握、解決方策を検討。<br>地域の実情や運用状況を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大を図る。 |
| 公営住宅の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP／PFIの一部要件化の実施・適用 | 地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、2016年度より、「PPP／PFI手法の導入検討の要件化」とともに、「その検討費用」について補助対象化。さらに、2017年度より、三大都市圏で実施する場合はPPP／PFI手法の導入を要件化。<br>（順調） | 2017年度以降についても、引き続き左記の事業について着実に支援を実施。 |
| 下水道、都市公園の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP／PFIの一部要件化の実施・適用 | 下水道：社会資本整備総合交付金等の下水道事業の事業要件に次の規定を追加。<br>①『人口20万人以上の地方公共団体が、下水処理場において工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、コンセッション方式の導入について、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による検討を了したもの。』<br>②『人口20万人以上の地方公共団体が、汚泥有効利用施設（消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却廃熱発電施設、建設資材化施設等）の新設であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる事業を実施する場合は、PPP/PFI手法（コンセッション、PFI、DBO、DB等を言う。）を活用するもの。』<br>（順調）<br>都市公園：社会資本整備総合交付金等の都市公園事業の事業要件に次の規程を追加。<br>『人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、（中略）PPP/PFI手法の導入に係る検討を了することを要件とする。』<br>（順調） | 下水道：下水道：左記のPPP/PFIの要件を適切に適用するとともに、適用状況を踏まえ、必要に応じてコンセッションの検討内容等を改善。<br><br>都市公園：左記のPPP/PFIの要件を適切に適用。 |

※前ページつづき

**重要課題：PPP／PFIの推進**

**改革項目：⑤日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP／PFI手法の積極的導入の推進**

**⑥ＰＰＰ／ＰＦＩ手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築**

## KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 「PPP／PFI推進アクションプラン」を踏まえたPPP／PFI事業規模 | 21兆円（2013～2022年度までの10年間） | 約9.1兆円（2013～2015年度までの3年間） | A | ・2013～2016年度までの4年間のデータに年内に更新予定。<br>・「ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン」に定める推進施策の実行により、一層の進捗を図る。 |
| | PPP／PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体等の数 | 100％（2016年度末） | 国：69.2%<br>人口20万人以上の地方公共団体：67.4%<br>（2016年度末） | B | ・2018年3月末の策定率も調査予定（2018年3月頃更新予定）。<br>・未策定団体の訪問等により、策定における課題の解消に向けた助言等の支援を実施することで、策定率の向上を図る。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| PPP／PFIの推進 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | | ＜⑤ 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進＞ | | | | | | |
| | | ＜⑥ PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築＞ | | | | | | |
| | | ■PPP／PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームの全国的な体制整備 | | | | | | |
| | | 地域プラットフォームの体制整備（モデル5都市を選定） → 全国への普及を図るため、ブロック単位や他の地方公共団体での地域プラットフォームの立ち上げ、関係省庁等と連携した支援の強化 | | | | | ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数 【目標：181（2018年度）】 | |
| | | 公的ストック有効活用に取り組んだ先進自治体へのアンケート調査結果の公表 → 地域の産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上による案件形成の促進 | | | | | 地域プラットフォームの形成数 【目標：47（2018年度）】 | |
| | | 《内閣府PFI推進室、国土交通省》 | | | | | PPP／PFI事業が形成された地域プラットフォームの数 【目標：－】 ※モニタリング指標 2018年度中を目途に数値目標をKPIとして設定する | |
| | | ■PPP／PFI事業の進捗をモニターするために、PPP／PFI事業の導入件数、事業総額及びコスト抑制見込み額により、進捗を管理する。 | | | | | | PPP／PFI事業の導入件数、事業総額及びコスト抑制見込み額 ※アクションプランを踏まえたPPP／PFI事業規模の設定をもとに目標値を設定する |
| | | 国は、PPP/PFI事業を導入した件数、事業総額、導入により見込まれるコスト抑制額を集約・公表（2016年度～） | | | | | | |
| | | 《内閣府PFI推進室》 | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| PPP／PFIの推進 | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | ＜⑤ 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進＞ | | | | | | |
| | ＜⑥ PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築＞ | | | | | | |
| | ■PPP／PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームの全国的な体制整備 | | | | | | |
| | 地域プラットフォームの立ち上げ、運用マニュアルの作成等の関係省庁等と連携した支援の強化 | 地域プラットフォームが形成されていない地方公共団体等に対して、説明会の実施等により運用マニュアルの周知を図るとともに、地域プラットフォームの形成を希望する地域への専門家派遣を実施するなどして、全国への普及の促進 | | 取組状況を踏まえ、引き続き地域プラットフォームの全国への普及を促進 | | ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数 【目標：181（2018年度）】 | 「PPP／PFI推進アクションプラン」に定めるコンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数 【目標】「PPP／PFI推進アクションプラン」に同じ |
| | 地域の産官学金による連携強化や、プラットフォームの形成数、参画した地方公共団体数、プラットフォームで形成された案件数等の都道府県ごとの「見える化」等による進捗・効果の把握と優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上による案件形成の促進 | | | 取組状況を踏まえ、引き続き案件形成の促進の取組を推進 | | 地域プラットフォームの形成数 【目標：47（2018年度）】 | |
| | 《内閣府PFI推進室、国土交通省》 | | | | | PPP／PFI事業が形成された地域プラットフォーム数 【目標：－】 ※モニタリング指標 2018年度中を目途に数値目標をKPIとして設定する | 「PPP／PFI推進アクションプラン」に定める歳出削減等効果（歳出削減効果及び事業実施に伴う歳入増加効果） 【目標：約2.7兆円（2013～2022年度までの10年間）】 |
| | ■PPP／PFI事業を担う人材の育成 | | | | | | |
| | PPP／PFIポータルサイトの整備等の情報提供や専門家の派遣等によりPPP／PFI事業を担う人材の育成を推進 | | | 取組状況を踏まえ、引き続きPPP／PFI事業を担う人材の育成を推進 | | | |
| | 《内閣府PFI推進室》 | | | | | | |
| | ■PPP／PFI事業の実施をモニターするために、PPP／PFI事業の導入件数、事業総額及びコスト抑制見込み額により、進捗を管理 | | | | | | |
| | 国は、「PPP／PFI推進アクションプラン」に定めるコンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数、PPP／PFI事業規模、導入により見込まれる歳出削減等効果を集計・公表（2016年度～） | | | 取組状況を踏まえ、引き続きPPP／PFI事業の導入件数等を集計・公表 | | | |
| | 《内閣府PFI推進室》 | | | | | | |

**重要課題：PPP／PFIの推進**

**改革項目：⑤日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP／PFI手法の積極的導入の推進**
**⑥PPP／PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 地域プラットフォームが形成されていない地方公共団体等に対して、説明会の実施等により運用マニュアルの周知を図るとともに、地域プラットフォームの形成を希望する地域への専門家派遣を実施するなどして、全国への普及の促進 | 今年度も内閣府、国土交通省にてコンサルタントを派遣する等、地域プラットフォームの形成支援を実施（2016年度末累計：内閣府10件、国土交通省21件）。また、ブロックプラットフォーム等の機会を利用して運用マニュアルの周知、地域プラットフォームの活動事例紹介等による普及促進の取組を実施。順調である。 | 継続して実施。 |
| 地域の産官学金による連携強化や、プラットフォームの形成数、参画した地方公共団体数、プラットフォームで形成された案件数等の都道府県ごとの「見える化」等による進捗・効果の把握と優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上による案件形成の促進 | 内閣府、国土交通省のホームページにてプラットフォーム形成数（支援先）や参画した地方公共団体の情報を公開。既成のプラットフォームにも専門家や職員等を派遣し、案件形成に向けた運営を支援。順調である。 | 地域プラットフォームの運営支援を継続するとともに、地域プラットフォームの取組の効果を把握、見える化し、優良事例の横展開を行う。 |
| PPP／PFIポータルサイトの整備等の情報提供や専門家の派遣等によりPPP／PFI事業を担う人材の育成を推進 | PPP/PFIポータルサイトを整備。専門家派遣（年間約60件）や地域プラットフォームの取組等を通じてPPP/PFIに関する情報・ノウハウの提供を実施。順調である。 | 継続して実施。 |
| 国は、「PPP／PFI推進アクションプラン」に定めるコンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数、PPP／PFI事業規模、導入により見込まれる歳出削減等効果を集計・公表（2016年度～） | 地方公共団体へのアンケート調査等を通じて、PPP／PFI事業の導入件数、事業規模、コスト抑制見込み額を把握し、2013年から2015年までの3年間の実績値を公表済み。順調である。 | 継続して実施。2013～2016年度までの4年間のデータに年内に更新予定。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数 | 181（2018年度） | 191（2016年度末） | A | 既に達成。 |
| | 地域プラットフォームの形成数 | 47（2018年度） | 31（2016年度末） | A | 今年度も内閣府、国土交通省にて地域プラットフォームの形成支援を実施。 |
| | PPP／PFI事業が形成された地域プラットフォームの数 | ―<br>※モニタリング指標<br>2018年度中を目途に数値目標をKPIとして設定する | 習志野市（千葉県）、浜松市（静岡県）においてPPP/PFI事業実施又は落札者決定。（2016年度末） | F | 既成の地域プラットフォームにおける事業形成の状況確認を定期的に実施し、その状況も踏まえて2018年度中を目途に数値目標をKPIとして設定する。 |
| 第二階層 | 「PPP／PFI推進アクションプラン」に定めるコンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数 | 「PPP／PFI推進アクションプラン」に同じ | 類型Ⅰ<br>空港：6件達成<br>道路：1件達成<br>その他：目標に向け取組中（平成29年6月9日現在）<br>類型Ⅱ<br>41件（2013～2015年度までの3年間）<br>類型Ⅲ<br>47件（2013～2015年度までの3年間） | 類型Ⅰ<br>空港・道路・文教施設・公営住宅・MICE施設：A<br>水道・下水道・クルーズ船向け旅客ターミナル施設：B<br>類型Ⅱ<br>B<br>類型Ⅲ<br>B | 「PPP／PFI推進アクションプラン」に定める推進施策の実行により、一層の進捗を図る。 |
| | 「PPP／PFI推進アクションプラン」に定める歳出削減等効果（歳出削減効果及び事業実施に伴う歳入増加効果） | 約2.7兆円（2013～2022年度までの10年間） | 約0.5兆円（2013～2015年度までの3年間） | B | 「PPP／PFI推進アクションプラン」に定める推進施策の実行により、一層の進捗を図る。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進

| 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

通常国会　概算要求 税制改正要望等　年末　通常国会

**＜⑦ 社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用＞**

**＜⑧新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価＞**

**【社会資本整備重点計画に基づく持続的な整備】**

**■機能の最大化、高度化、多機能化（賢く使う）や、経済成長、生活の質の向上、国土強靱化等による安全・安心の確保等の分野への「選択と集中」、ストック効果の評価手法の検討**

第4次社会資本整備重点計画を策定し、「賢く投資し、賢く使う」ことによりストック効果を最大化する事業に重点化する。ストック効果の評価手法を整備し、その手法を活用して集中改革期間中にストック効果を「見える化」することにより、PDCAサイクルを徹底する

《国土交通省、関係省庁》

KPI：社会資本整備重点計画として重点目標達成のための事業施策の進捗状況を把握

**【人口減少下での適切な事業評価】**

**■公共事業における事業評価の実施**

個別公共事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事前評価や事後評価を実施（1998年度より実施）

《関係省庁》

KPI：評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率（直轄事業・補助事業）【既に100％実施されており、今後も継続的に実施】

**■新規事業採択時の評価（事前評価）における維持管理費の「見える化」**

直轄の個別公共事業に関する事業評価時の費用対効果分析の中で、維持管理費を評価書の中で明示し、更なる「見える化」を図る（2015年度～）

《国土交通省》

**■地方公共団体が行う交付金に係る事業に関する評価の検討**

地方公共団体が行う交付金に係る事業について、一定の線引きを行った上で、評価のあり方を国において検討し、その結果に基づき早期に実施するよう要請

《国土交通省》

# 経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版（平成28年12月21日）

| ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|

通常国会　概算要求 税制改正要望等　年末　通常国会

**＜⑦社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用＞**

**＜⑧新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価＞**

**■機能の最大化、高度化、多機能化（賢く使う）や、経済成長、生活の質の向上、国土強靱化等による安全・安心の確保等の分野への「選択と集中」、ストック効果の評価手法の検討**

・ストック効果の客観的・定量的把握及び経済分析手法や実務的な運用方法の検討
・ユーザー等が効果を実感できるような情報提供・共有の検討
・投資面、施設の運用面、ストック効果早期発現等の工夫を行うなど、ストック効果を最大化するための取組を開始

・第4次社会資本整備重点計画等に基づき、ストック効果の高い社会資本整備の重点化に向けて、効果を多面的に計測するための指標の整備や投資面・施設運用面における工夫のインデックス化等の評価手法の整備を実施
・KPIに関する検討を実施

整備した評価手法を活用してPDCAサイクルを徹底

KPI：社会資本整備重点計画として重点目標達成のための事業施策の進捗状況を把握

ストック効果の事例・データの蓄積を推進

《国土交通省》

ストック効果の評価手法やその運用方法について検討

・評価手法や運用方法を整備して、PDCAサイクルに活用
・KPIに関する検討を実施

《農林水産省、関係省庁》

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |

**＜⑦ 社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用＞**
**＜⑧新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価＞**

**【社会資本整備重点計画に基づく持続的な整備】**

**■機能の最大化、高度化、多機能化（賢く使う）や、経済成長、生活の質の向上、国土強靱化等による安全・安心の確保等の分野への「選択と集中」、ストック効果の評価手法の検討**

第4次社会資本整備重点計画を策定し、「賢く投資し、賢く使う」ことによりストック効果を最大化する事業に重点化する。ストック効果の評価手法を整備し、その手法を活用して集中改革期間中にストック効果を「見える化」することにより、PDCAサイクルを徹底する

《国土交通省、関係省庁》

社会資本整備重点計画として重点目標達成のための事業施策の進捗状況を把握

**【人口減少下での適切な事業評価】**

**■公共事業における事業評価の実施**

個別公共事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事前評価や事後評価を実施（1998年度より実施）

《関係省庁》

評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率（直轄事業・補助事業）【既に100%実施されており、今後も継続的に実施】

**■新規事業採択時の評価（事前評価）における維持管理費の「見える化」**

直轄の個別公共事業に関する事業評価時の費用対効果分析の中で、維持管理費を評価書の中で明示し、更なる「見える化」を図る（2015年度～）

《国土交通省》

**■地方公共団体が行う交付金に係る事業に関する評価の検討**

地方公共団体が行う交付金に係る事業について、一定の線引きを行った上で、評価のあり方を国において検討し、その結果に基づき早期に実施するよう要請

《国土交通省》

# 経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | |

**＜⑦社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用＞**
**＜⑧新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価＞**

**【人口減少下での適切な事業評価】**

**■公共事業における事業評価の実施**

個別公共事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事前評価や事後評価を実施（1998年度より実施）

取組状況を踏まえ、引き続き事業評価を実施

《関係省庁》

評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率（直轄事業・補助事業）【既に100%実施されており、今後も継続的に実施】

**■新規事業採択時の評価（事前評価）における維持管理費の「見える化」**

直轄の個別公共事業に関する事業評価時の費用対効果分析の中で、維持管理費を評価書の中で明示し、更なる「見える化」を図る（2015年度～）

取組状況を踏まえ、引き続き維持管理費の「見える化」を実施

《国土交通省》

**■地方公共団体が行う交付金に係る事業に関する評価の検討**

地方公共団体が行う交付金に係る事業について、一定の線引きを行った上で、評価の在り方を国において検討し、その結果に基づき早期に実施するよう要請

地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金について一定の線引きを行った上でB／Cの算出を要件化するなど、政策目的の実現性を評価

他の補助金・交付金についても、政策目的の実現性を評価する取組を展開

《国土交通省、農林水産省、関係省庁》

| |
|---|
| **重要課題：ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進** |
| **改革項目：⑦社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用**<br>**⑧新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価** |

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| ・第４次社会資本整備重点計画等に基づき、ストック効果の高い社会資本整備の重点化に向けて、効果を多面的に計測するための指標の整備や投資面・施設運用面における工夫のインデックス化等の評価手法の整備を実施<br>・KPIに関する検討を実施 | ストック効果を多面的に計測するための指標の整備等、評価手法について検討中。KPIについても合わせて検討中。<br>（順調） | 第４次社会資本整備重点計画等に基づき、ストック効果の高い社会資本整備の重点化に向けて、整備された指標を活用し、効果の多面的な把握を実施。 |
| ストック効果の事例・データの蓄積を推進 | ストック効果について、課題や教訓なども含めた事例・データの蓄積について検討中。<br>（順調） | ストック効果について、課題や教訓なども含め、事例・データの蓄積を推進。 |
| ストック効果の評価手法やその運用方法について検討<br><br>・評価手法や運用方法を整備して、PDCAサイクルに活用<br>・KPIに関する検討を実施 | 【農林水産省】<br>ストック効果を事業評価制度に反映できるよう、これまで定性的に把握されていた効果について、定量的な把握手法を検討。順調。<br>【環境省】<br>今年度より国立公園等施設利用環境整備事業を開始し、「自然公園等施設長寿命化計画策定指針（2017年3月）」における個別施設計画において、ライフサイクルコストの縮減額を算定し、評価を実施。順調。<br>【厚生労働省】<br>水道の普及率は97.9％に達し、公衆衛生の向上や生活環境の改善というストック効果は発揮されている（順調）。<br>【文部科学省】<br>スポーツ、文化施設等については、既存施設の有効活用や地域コミュニティの拠点づくり等の観点で、ストック効果の最大化にも資する考え方や事例を示し、個別施設計画の策定支援、先進事例の形成・横展開を実施。順調。 | 【農林水産省】<br>引き続き、ストック効果の定量的な把握手法を検討し、効果算定を行うためのマニュアルを整備するなど、事業評価制度への反映を検討。<br>【環境省】<br>2020年までに予防保全型のすべての自然公園等施設で個別施設計画を策定。それらを元に、更なるストック効果の検討を進めるとともに、評価に基づく改善策についても今後検討<br>【厚生労働省】<br>引き続き、事例・データの蓄積を推進し、左記のストック効果が発揮されるよう水道事業の基盤強化に取組んでいく。<br>【文部科学省】<br>引き続き、個別施設計画の策定状況や先進的な取り組みを把握しつつ、地方公共団体に対し必要な支援を講じる。 |
| 個別公共事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事前評価や事後評価を実施（1998年度より実施） | 継続して実施<br>（順調） | 継続して実施 |
| 直轄の個別公共事業に関する事業評価時の費用対効果分析の中で、維持管理費を評価書の中で明示し、更なる「見える化」を図る（2015年度～） | 継続して実施<br>（順調） | 継続して実施 |

# ※前ページつづき

**重要課題：ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進**

**改革項目：⑦社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用**
**⑧新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価**

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金について一定の線引きを行った上でB／Cの算出を要件化するなど、政策目的の実現性を評価<br><br>他の補助金・交付金についても、政策目的の実現性を評価する取組を展開 | 【国土交通省】<br>・社会資本整備総合交付金においては、平成29年度以降に事業の着手を行うもので、一定の要件に合致するものについては、B／Cの算出を要件化しており、順調。<br>・住宅市街地総合整備促進事業費補助（密集市街地総合防災事業）においては、これまで新規事業採択時評価を実施するなどしてきたが、平成29年より新たに目標の設定を明確化しており、順調。<br>【農林水産省】<br>・農山漁村地域整備交付金について、B/Cの算出を要件化し、政策目的の実現性を評価。<br>・他の補助金・交付金についても、B/Cの算出要件化や成果指標の設定を行うなど、政策目的の実現性を評価。<br>（順調）<br>【厚生労働省】<br>水道に関する、生活基盤施設耐震化等交付金の交付を受けようする都道府県に対して、あらかじめ、計画の実現可能性等を検証することを求めている（順調）。<br>【環境省】<br>・自然環境整備交付金については、自然環境整備計画策定の際に事前評価・事後評価を位置づけて、個別事業の評価を実施。<br>・廃棄物処理施設に関する、循環型社会形成推進交付金において、一定の要件のもと、費用対効果分析を実施。<br>（順調） | 【国土交通省】<br>継続して実施。<br>【農林水産省】<br>継続して実施。<br>【厚生労働省】<br>引き続き、都道府県に対して検証を求めていく。<br>【環境省】<br>・自然公園に関する長寿命化対策に係る評価手法について検討を進めるとともに、評価に基づく改善案についても今後検討。<br>・廃棄物処理施設については、継続して実施。 |

## KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 社会資本整備重点計画として重点目標達成のための事業施策の進捗状況を把握 | — | 関係省庁において進捗状況を把握。 | N | 改革工程表通り実施していく。 |
| | 評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率（直轄事業・補助事業） | 既に100%実施されており、今後も継続的に実施 | 100% | A | 既に100%実施されており、今後も継続的に実施。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

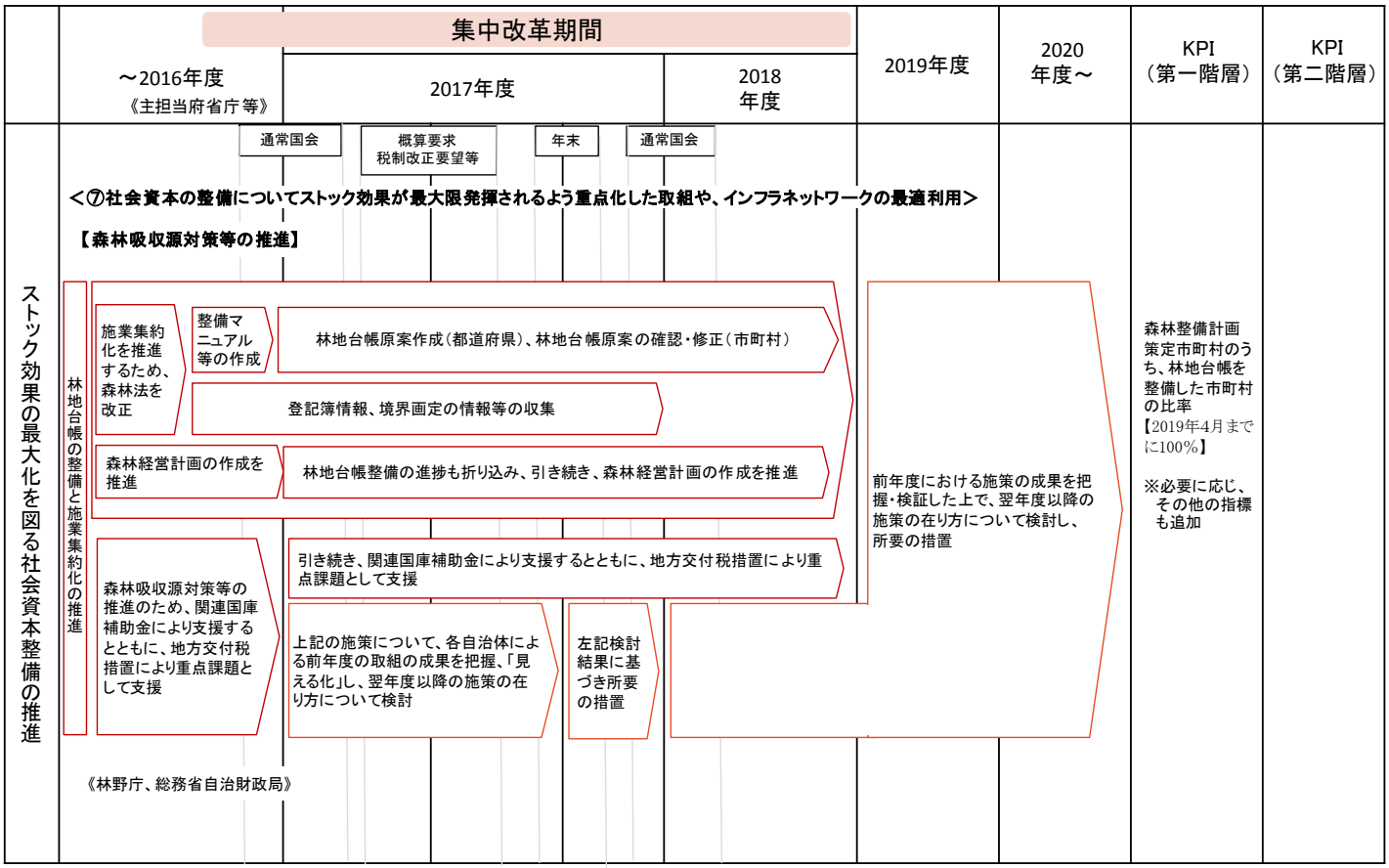

| |
|---|
| **重要課題：ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進** |
| **改革項目：⑦社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用**<br>**・森林吸収源対策等の推進** |

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 林地台帳原案作成（都道府県）、林地台帳原案の確認・修正（市町村） | 2016年度に整備マニュアル等を作成し、それに基づいて、工程表に記載のある登記情報の収集などの整備作業を実施中。2016年度末時点で、登記情報の入手については、全市町村数の8割で措置済。林地台帳原案作成は約7割の都道府県で2017年度末までに実施予定。<br><br>森林吸収源対策等の推進に必要な林地台帳の整備や施業集約化の推進等に必要な経費について、林野庁予算において支援を行うとともに、「重点課題対応分」として地方財政計画に計上し、地方交付税措置を講じている。 | 定期的な進捗状況の把握を進めるとともに、取組事例の収集・紹介などの支援を実施し、林地台帳の整備を支援する。<br><br>引き続き、必要な支援を実施。 |
| 登記簿情報、境界画定の情報等の収集 | | |
| 林地台帳整備の進捗も折り込み、引き続き、森林経営計画の作成を推進 | | |
| 引き続き、関連国庫補助金により支援するとともに、地方交付税措置により重点課題として支援 | | |
| 上記の施策について、各自治体による前年度の取組の成果を把握、「見える化」し、翌年度以降の施策の在り方について検討 | | |
| 上記検討結果に基づき所要の措置 | | |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 森林整備計画策定市町村のうち、林地台帳を整備した市町村の比率 | 100%<br>（2019年4月） | 0%<br>（2017年9月）<br>（各市町村等において工程表に基づき林地台帳の整備に向けて、登記情報等の入手等の作業が上記の通り進捗。） | B | 各市町村等において林地台帳の整備に至らないものの、工程表に沿った整備を実施しており、KPIの達成に向けて引き続き支援を実施。<br><br>上半期、下半期毎に定期的な進捗状況の把握を実施。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| | **＜⑨メンテナンス産業の育成・拡大＞**<br>**【インフラ長寿命化計画の策定】**<br>**■ インフラ長寿命化計画（行動計画（地方公共団体においては公共施設等総合管理計画）及び個別施設計画）の策定** | | | | | | | |
| | （1）国<br>インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定（～2015年度）<br>インフラ長寿命化基本計画の策定（2013年11月）<br>《関係省庁》 | | | | | | （再掲）<br>公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数<br>【目標：2016年度末までに100%】 | |
| | 個別施設計画の策定（～ 2020年度）<br>《関係省庁》 | | | | | | （再掲）<br>個別施設（道路、公園など各施設）ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率<br>【目標：2020年度末までに100%】 | |
| | （2）地方<br>公共施設のストック適正化（公共施設等総合管理計画等の策定促進）に関する施策と同じ | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | **＜⑨メンテナンス産業の育成・拡大＞**<br>**【インフラ長寿命化計画の策定】**<br>**■インフラ長寿命化計画（行動計画（地方公共団体においては公共施設等総合管理計画）及び個別施設計画）の策定** | | | | | | |
| | （1）国<br>インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定（～2015年度）<br>《関係省庁》 | | | | | （再掲）<br>公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数<br>【目標：2016年度末までに100%】 | （再掲）<br>施設の集約化・複合化等を実施（公共施設最適化事業債等を活用）した地方公共団体数<br>【目標：－】 |
| | 個別施設計画の策定（～2020年度）<br>《関係省庁》 | | | | | （再掲）<br>個別施設（道路、公園など各施設）ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率<br>【目標：2020年度末までに100%】 | ※目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする |
| | 適切に予防保全型維持管理を導入した場合の中長期の維持管理・更新等のコストの見通しの明確化（～2020年度）<br>《関係省庁》 | | | | | | |
| | （2）地方<br>公共施設のストック適正化（公共施設等総合管理計画等の策定促進）に関する施策と同じ | | | | | | |

**重要課題：ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進**

**改革項目：⑨メンテナンス産業の育成・拡大**
**・インフラ長寿命化計画の策定**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 個別施設計画の策定（～2020年度） | 【国土交通省】<br>各管理者において策定中。<br>（順調）<br>【農林水産省】<br>各分野のインフラ長寿命化計画（行動計画）に基づいて策定。（順調）<br>【環境省】<br>自然公園内の建築物については、BIMMS-Nシステムを活用して策定済。自然公園内の土木施設については、自然公園等施設長寿命化計画策定指針に基づき、策定を進める。（順調） | 【国土交通省】<br>継続的に策定を推進。<br>【農林水産省】<br>継続的に策定を推進。<br>【環境省】<br>自然公園については、2020年までに予防保全型のすべてのインフラ施設で個別施設計画を策定できるよう予算措置を行う。 |
| 適切に予防保全型維持管理を導入した場合の中長期の維持管理・更新等のコストの見通しの明確化（～2020年度） | 【国土交通省】<br>2013年に社会資本に関する将来の維持管理・更新費を推計し公表。<br>（順調）<br>【農林水産省】<br>中長期の維持管理・更新等のコストについては、これまで策定された個別施設計画に基づき検討。（順調）<br>【環境省】<br>「自然公園等施設長寿命化計画策定指針（2017年3月）」に基づく個別施設計画でのライフサイクルコストの縮減額を算定する事で、中長期の維持管理・更新等に係るコストの見直しを順次把握している。（順調） | 【国土交通省】<br>インフラの各管理者においては、個別施設計画の策定を平成32年度を目途に進めており、これらの策定を通じて、維持管理・更新等に要するコストについて検討していく予定。<br>【農林水産省】<br>引き続き検討。<br>【環境省】<br>2020年までに予防保全型のすべての自然公園等施設で個別施設計画を策定し、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しを把握していく。 |

# KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | （再掲）<br>公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 | 100%（2016年度末） | *（再掲）* | *（再掲）* | *（再掲）* |
| 第一階層 | （再掲）<br>個別施設（道路、公園など各施設）ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 | 100%（2020年度末） | *（再掲）* | *（再掲）* | *（再掲）* |
| 第二階層 | 施設の集約化・複合化等を実施（公共施設最適化事業債等を活用）した地方公共団体数 | ※目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする | *（再掲）* | *（再掲）* | *（再掲）* |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | | |
| | | **＜⑨メンテナンス産業の育成・拡大＞**<br>**【メンテナンス産業の育成・拡大】**<br>**■メンテナンス産業の育成・拡大の基礎となる公共施設等総合管理計画、および個別施設計画については、それらを策定した地方公共団体数で進捗を管理するとともに、メンテナンス技術者を育成・確保するための民間資格の登録制度を活用する。** | | | | | | |
| | | 民間資格の登録制度の活用（2015年度～）：民間技術者の育成・活用を促進、点検・診断等の業務の質を確保<br>《国土交通省、関係省庁》 | | | | | 登録された民間資格を保有している技術者数【目標：2020年度末まで増加傾向】 | |
| | | 「インフラメンテナンス国民会議」（仮称）を設置（2016年度～） | 産学官が連携し、民間の新技術の掘り起こしや異業種からの新規参入の促進、産業規模について検討、民間のノウハウの積極的な導入、メンテナンスに係る高度な技術者の育成 | | | | | |
| | | 「インフラメンテナンス大賞」（仮称）を創設（2016年度～） | インフラメンテナンスに係るベストプラクティスを普及し、事業者、研究者等の取組を促進 | | | | | |
| | | 《国土交通省、関係省庁》 | | | | | | |
| | | 民間企業の技術・ノウハウやスケールメリットを活かして効率的な維持管理を図るため、地域建設企業の活用も図りながら複数の分野や施設の維持管理業務を複数年にわたり委託する包括的民間委託を普及<br>《国土交通省》 | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | | |
| | **＜⑨メンテナンス産業の育成・拡大＞**<br>**【メンテナンス産業の育成・拡大】**<br>**■メンテナンス産業の育成・拡大の基礎となる公共施設等総合管理計画、および個別施設計画については、それらを策定した地方公共団体数で進捗を管理するとともに、メンテナンス技術者を育成・確保するための民間資格の登録制度を活用する** | | | | | | |
| | 民間技術者の育成・活用を促進、点検・診断等の業務の質を確保 | | | 取組状況を踏まえ、引き続き民間技術者の育成・活用等を実施 | | 登録された民間資格を保有している技術者数【目標：2020年度末まで増加傾向】<br>インフラメンテナンス国民会議に参加する企業・団体等の会員数【目標：2020年度末までに600】 | 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・補修をセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により効率化する割合【目標：2020年度末までに20%】 |
| | 《国土交通省、関係省庁》 | | | | | | |
| | 「インフラメンテナンス国民会議」を設置（2016年度～） | 産官学が連携し、オープンイノベーションの導入・推進によるインフラメンテナンスの生産性革命、公認フォーラム制度の導入によるビジネスチャンスの創出、ICTを含む異業種からの新規参入の促進、産業規模に関する検討、技術者の育成、メンテナンスへの市民参画等の取組を推進 | | | | | | |
| | 《国土交通省、関係省庁》 | | | | | | |
| | 「インフラメンテナンス大賞」（仮称）を創設（2016年度～） | 優れた技術開発や取組を顕彰すること等により、インフラメンテナンスに係るベストプラクティスを普及し、事業者、研究者等の取組を促進 | | | | | |
| | 《国土交通省、関係省庁》 | | | | | | |
| | 民間企業の技術・ノウハウやスケールメリットを活かして効率的な維持管理を図るため、地域建設企業の活用も図りながら複数の分野や施設の維持管理業務を複数年にわたり委託する包括的民間委託を普及 | | | 取組状況を踏まえ、引き続き包括的民間委託の普及を推進 | | | |
| | 《国土交通省》 | | | | | | |

**重要課題：ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進**

**改革項目：⑨メンテナンス産業の育成・拡大**
**・メンテナンス産業の育成・拡大**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 民間技術者の育成・活用を促進、点検・診断等の業務の質を確保 | 民間資格の登録制度については、2016年度に37資格を新たに登録し、点検・診断等の登録資格数は延べ136資格に増加（順調） | 継続的に取組を推進 |
| 産官学が連携し、オープンイノベーションの導入・推進によるインフラメンテナンスの生産性革命、公認フォーラム制度の導入によるビジネスチャンスの創出、ICTを含む異業種からの新規参入の促進、産業規模に関する検討、技術者の育成、メンテナンスへの市民参画等の取組を推進 | インフラメンテナンス国民会議において、フォーラムやセミナー、シンポジウムを開催することで会員間の交流・連携を促進した。その結果、平成29年10月現在までに、会員数は着実に増加（199者→693者）し、フォーラム等が計14回（革新的技術5、自治体支援2、技術者育成1、市民参画1、近畿本部5）開催されるなど、活動が本格化してきている。<br>（順調） | 地方ブロックごとにフォーラムを設立し、メンテナンスに係る技術開発、技術者育成や市民参画等の取組のベストプラクティスを掘り起こし、全国への横展開を図る予定。 |
| 優れた技術開発や取組を顕彰すること等により、インフラメンテナンスに係るベストプラクティスを普及し、事業者、研究者等の取組を促進 | 第1回インフラメンテナンス大賞において、平成28年11・12月に公募を実施し、248件の応募から選考委員会の審査を経て計28件の受賞者を決定した。<br>（順調） | 第2回インフラメンテナンス大賞の公募を平成29年10・11月に実施予定。 |
| 民間企業の技術・ノウハウやスケールメリットを活かして効率的な維持管理を図るため、地域建設企業の活用も図りながら複数の分野や施設の維持管理業務を複数年にわたり委託する包括的民間委託を普及 | インフラメンテナンス国民会議　自治体支援フォーラム（平成29年2月）を開催し、包括的民間委託の導入を図る自治体の取組を紹介。<br>現在まで7回にわたり包括的民間委託勉強会を開催し、導入に当たっての課題等について検討。勉強会での検討により4自治体で新たに包括的民間委託に関する取組が始まった。<br>（順調） | 包括的民間委託の勉強会や各種会議における、先行事例の横展開等を通じて包括的民間委託等の導入を推進していく。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 登録された民間資格を保有している技術者数 | 2020年度末まで増加傾向 | 約40,600人（2016年度） | A | 社会資本整備・管理等に係る各種施策の実施状況を適切に把握しながら、社会資本整備・管理等を効果的に推進する。 |
| 第一階層 | インフラメンテナンス国民会議に参加する企業・団体等の会員数 | 600（2020年度末） | 650者（2016年8月8日時点） | A | 会員数については一定の進捗が確認されたところであり、今後は国民会議の取組の質の充実強化と活性化を図る。 |
| 第二階層 | 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・補修をセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により効率化する割合 | 20%（2020年度末） | ― | N | 次世代社会インフラ用ロボットによる点検等については、水中の分野は、平成28年度より試行的導入を実施している。センサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術については、橋梁、法面・斜面、河川堤防、海洋・沿岸構造物、空港施設の5分野で、順次現場検証を開始している。戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）等の各種制度を活用しつつ、施策を推進していく。今後、可能な限り速やかに進捗の評価を行う。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等 | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| | ＜⑩ 技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保＞ | | | | | | | |
| | 【建設業の担い手の確保・育成】 | | | | | | | |
| | ■ 適正な賃金水準の確保、社会保険等未加入対策の徹底等による技能労働者の処遇改善 | | | | | | 建設業許可業者の社会保険への加入率【目標：2017年度を目途に100%】 | |
| | 元請・下請間での法定福利費の確保に向けた取組等、社会保険未加入対策を徹底 | | | | | | | |
| | 《国土交通省、関係省庁》 | | | | | | | |
| | 建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築（2016年度後半に試行運用、2017年度の運用開始を目指す） | | | | | | 「登録基幹技能者制度」（2008年度～）に基づく登録基幹技能者の数【目標：2020年度末まで増加傾向】 | |
| | 《国土交通省、関係省庁》 | | | | | | | |
| | ダンピング対策に向けて、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し働きかけを強化 | | | | | | | |
| | 《国土交通省、関係省庁》 | | | | | | | |
| | ■ 若者や女性の更なる活躍の推進、教育訓練の充実強化 | | | | | | | 女性技術者・技能者数【目標：2019年を目途に2014年比で倍増を目指す】 |
| | 若者の早期活躍を推進するため、今後の活躍が期待される若者を建設ジュニアマスターとして表彰（2015年度～）する等、誇りを持てる環境整備を推進するとともに、技術検定の学科試験（2級）を実務経験なしで受験可能に（2016年度～） | | | | | | | 35歳以下若手技術者を新規に一定割合以上雇用する企業数【目標：－】※目標値の設定は行わず、企業数の変化をモニターする |
| | 《国土交通省、関係省庁》 | | | | | | | |
| | 女性の更なる活躍を推進するため、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」（2014年度～）等を実践 | | | | | | | |
| | 教育訓練体系の整備を目指す地域連携ネットワークの構築への支援を実施（2014年度～） | | | | | | | |
| | 《国土交通省、関係省庁》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | ＜⑩技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保＞ | | | | | | |
| | 【建設業の担い手の確保・育成】 | | | | | | |
| | ■適正な賃金水準の確保、社会保険未加入対策の徹底等による技能労働者の処遇改善 | | | | | | |
| | 元請・下請間での法定福利費の確保に向けた取組等、社会保険未加入対策を徹底 | | | | | 建設業許可業者の社会保険への加入率【目標：2017年度を目途に100%】 | 女性技術者・技能者数【目標：2019年を目途に2014年比で倍増を目指す】 |
| | 《国土交通省、関係省庁》 | | | | | | |
| | 建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築 | 「建設キャリアアップシステム」による建設技能者の適正評価と処遇改善の促進 | | | | 「登録基幹技能者制度」（2008年度～）に基づく登録基幹技能者の数【目標：2020年度末まで増加傾向】 | 35歳以下若手技術者を新規に一定割合以上雇用する企業数【目標:—】※目標値の設定は行わず、企業数の変化をモニターする |
| | 《国土交通省、関係省庁》 | | | | | | |
| | ダンピング対策に向けて、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し働き かけを強化 | | | 取組状況を踏まえ、引き続き、取組を推進 | | | |
| | 《国土交通省、関係省庁》 | | | | | | |
| | ■若者や女性の更なる活躍の推進、教育訓練の充実強化 | | | | | | |
| | 若者の早期活躍を推進するため、今後の活躍が期待される若者を建設ジュニアマスターとして表彰する（2015年度～）など、誇りを持てる環境整備を推進。あわせて、技術検定の学科試験（2級）を実務経験なしで受験可能にする（2016年度～）とともに、受験会場を拡大（2015年度～）するなど、受験機会を拡大 | | | 取組状況を踏まえ、引き続き、若者の更なる活躍の推進や教育訓練の充実強化の取組を推進 | | | |
| | 教育訓練体系の整備を目指す地域連携ネットワークの構築への支援を実施（2014年度～） | | | | | | |
| | 《国土交通省、関係省庁》 | | | | | | |
| | 女性の更なる活躍を推進するため、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」（2014年度～）等を実践 | | | | | | |
| | 《国土交通省、関係省庁》 | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | | **＜⑪ 新技術・新工法の活用や施工時期の平準化など建設生産システムの生産性の向上を推進＞** | | | | | | |
| | | **【建設生産システムの生産性の向上】** | | | | | | |
| | | **■ 新技術・新工法の活用** | | | | | | |
| | | 民間事業者等により開発された新技術を公共工事等において積極的に活用・評価するため「公共工事等における新技術活用システム」（NETIS）を運用（2001年度より） | | | | | 現場実証により評価された新技術の件数 【目標：－】 ※数値目標は設定せず、件数をモニターする | |
| | | 《国土交通省、関係省庁》 | | | | | | |
| | | ICT技術の活用により高効率・高精度な施工を実現し、建設業における現場の生産性の向上や品質の確保等を図る。（2008年度※～） ※情報化施工の試行開始 | | | | | | |
| | | 《国土交通省》 | | | | | | |
| | | 生産性の飛躍的な向上を目指すべく、検討委員会等を開催し、集中改革期間中に、生産性向上に関する効果の把握、生産性向上に向けたKPIの設定及びその達成に向けたプロセスについて検討し、着手する | | | | | | |
| | | 《国土交通省》 | | | | | | |
| | | ・情報化による建設現場の生産性向上（i-Construction）を図るため、測量・設計から施工更に管理に至る全プロセスにおいて情報化を前提に新基準を導入<br>・新基準により生産性向上を促進 | | | | | | |
| | | 《国土交通省》 | | | | | | |
| | | **■ 施工時期等の平準化** | | | | | | |
| | | 計画的な事業の進捗管理を行い、工事・業務における適切な債務負担行為の活用や工事着手時期の柔軟な運用等により、年度内の工事量の偏りを抑制 | | | | | | |
| | | 《国土交通省》 | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | **＜⑪ 新技術・新工法の活用や施工時期の平準化など建設生産システムの生産性の向上を推進＞** | | | | | | |
| | **【建設生産システムの生産性の向上】** | | | | | | |
| | **■ 新技術・新工法の活用** | | | | | | |
| | 民間事業者等により開発された新技術を公共工事等において積極的に活用・評価するため「公共工事等における新技術活用システム」（NETIS）を運用（2001年度より） | | | 取組状況を踏まえ、引き続き、NETISを運用 | | 現場実証により評価された新技術の件数 【目標：－】 ※数値目標は設定せず、件数をモニターする | 【再掲】 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・補修をセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により効率化する割合 【目標：2020年度末までに20%】 |
| | 《国土交通省、関係省庁》 | | | | | | |
| | **■ i-Constructionの推進** | | | | | | |
| | ICTの活用により、高効率・高精度な施工を実現し、建設業における現場の生産性の向上や品質の確保等を図る（2008年度※～） ※情報化施工の試行開始 | | | 取組状況を踏まえ、引き続き、i-Constructionを推進 | | | |
| | 《国土交通省》 | | | | | | |
| | 生産性の飛躍的な向上を目指すべく、検討委員会等を開催し、集中改革期間中に、生産性向上に関する効果の把握、生産性向上に向けたKPIの設定及びその達成に向けたプロセスについて検討し、着手する | | | 取組状況を踏まえ、引き続き、生産性向上の取組を推進 | | | |
| | 《国土交通省》 | | | | | | |
| | ・公共工事へのICT活用のため、監督・検査基準や積算基準を整備（2015年度）<br>・ICTを導入し施工効率の高い土工（ICT土工）を適用（2016年度～）<br>・ICT活用に対応できる技術者育成のため、中小事業者や自治体向けの講習・研修を実施（2016年度～）<br>・産学官よりなるコンソーシアムを設立し、最新技術の現場導入や3次元データ利活用に向けた検討を実施（2016年度～） | 建設現場の生産性を、2025年までに20%向上を目指す<br>・土工に加え、橋梁・トンネル・ダムなどの工種及び維持管理を含む全てのプロセスにおいて、ICT活用を拡大<br>・調査・設計段階から施工、維持管理の各プロセスで3次元モデルを導入活用するための基準類を整備<br>・オープンデータ化の実現に向けた利活用ルール策定・システム構築に向けた検討を実施し、公共工事の3次元データを活用するためのプラットフォームを整備 | | | | | |
| | 《国土交通省》 | | | | | | |

**重要課題：社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等**

**改革項目：⑩技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保**
- **建設業の担い手の確保・育成**
- **建設生産システムの生産性の向上**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 元請・下請間での法定福利費の確保に向けた取組等、社会保険未加入対策を徹底 | 社会保険加入対策についての説明会及び法定福利費を内訳明示した見積書の作成についての研修会をそれぞれ全国10都市で開催（平成28・29年度）。また、平成29年度からは国土交通省直轄工事で二次以下の下請企業も加入企業に限定するとともに、標準約款の改正による契約段階での法定福利費明示の取組等を実施。平成28年10月時点で企業単位の加入率が96%となるなど、社会保険加入対策の取組は順調である。<br>（順調） | 引き続き実態を把握しつつ社会保険加入の徹底に取り組む。 |
| 「建設キャリアアップシステム」による建設技能者の適正評価と処遇改善の促進 | 平成30年秋の運用開始に向けて、システムの開発を進めるとともに、システムの円滑かつ適正な運営を進めるための合議体として、行政と建設産業関係団体において「建設キャリアアップシステム運営協議会」を設置して、システム利用料などの運用に関する基本ルールについて検討しているほか、全国10都市においてシステムの概要等の説明会を実施して周知・普及を図るなど、取組は順調に進んでいる。<br>（順調） | 平成30年秋からのシステムの運用開始に向けて、引き続きシステムの周知・普及を図るとともに、システムを活用した技能者を評価する枠組みの検討を行う。 |
| ダンピング対策に向けて、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し働きかけを強化 | ダンピング受注の排除を図るため、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し、早急に制度導入に向けた検討を行うよう要請。<br>（順調） | 引き続き、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し、働きかけを行う。 |
| 若者の早期活躍を推進するため、今後の活躍が期待される若者を建設ジュニアマスターとして表彰する（2015年度～）など、誇りを持てる環境整備を推進。あわせて、技術検定の学科試験（2級）を実務経験なしで受験可能にする（2016年度～）とともに、受験会場を拡大（2015年度～）するなど、受験機会を拡大 | 2015年度より建設ジュニアマスター表彰を行っており、2017年度は108名を表彰し、受賞者の累計は324名となる。あわせて、技術検定の受験機会の拡大に関する取り組みを継続して実施。<br>（順調） | 引き続き、建設ジュニアマスターを毎年度、表彰する。また、技術検定についても、受験機会の拡大に関する取組みを継続する。 |
| 教育訓練体系の整備を目指す地域連携ネットワークの構築への支援を実施（2014年度～） | 継続して実施。（平成28年度までの全国26団体に加え、平成29年度に新たに16団体が建設業担い手育成コンソーシアムに参加）<br>（順調） | 引き続き、支援を実施していく。 |

# ※前ページつづき

**重要課題：社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等**

**改革項目：⑩技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保**
- **建設業の担い手の確保・育成**
- **建設生産システムの生産性の向上**

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 女性の更なる活躍を推進するため、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」（2014年度～）等を実践 | 女性の受入れ、定着に悩む建設企業等の課題を解決を支援するため、「女性活躍推進相談窓口」を設置。また、女性活躍に取り組む建設企業等の代表者、技術者等による参加型イベント「建設産業女性活躍セミナー」を、全国の地域ブロック１０箇所で開催予定。<br>行動計画において示された講ずべき取組を順調に実施。<br>（順調） | 引き続き、女性の活躍を推進するため、左記の取組を着実に実行するとともに、建設業で活躍する女性技能者の入職に資する情報の発信等を行う。 |
| 民間事業者等により開発された新技術を公共工事等において積極的に活用・評価するため「公共工事等における新技術活用システム」（NETIS）を運用（2001年度より） | 継続して実施<br>（順調） | 民間事業者等により開発された新技術の公共工事等への積極的な活用・評価を目指し、引き続き運用を続ける。 |
| ICTの活用により、高効率・高精度な施工を実現し、建設業における現場の生産性の向上や品質の確保等を図る（2008年度※～）※情報化施工の試行開始 | 情報化施工の取組みを発展させ、H28年度から、基準類を整備し、施工に3次元データを活用する「ICT土工」を導入。H29年度は、舗装工、浚渫工に拡大。<br>（順調） | H31年度までに橋梁、トンネル、ダム、維持管理分野等へもICT導入を拡大 |
| 生産性の飛躍的な向上を目指すべく、検討委員会等を開催し、集中改革期間中に、生産性向上に関する効果の把握、生産性向上に向けたKPIの設定及びその達成に向けたプロセスについて検討し、着手する | ・様々な分野の産学官が連携して、生産性が高く魅力的な新しい建設現場を創出することを目的として、２０１７年１月にi-Construction推進コンソーシアムを設立。<br>・コンソーシアムの全体マネジメントを実施するための企画委員会において、KPIなどを定めたロードマップを策定<br>（順調） | ロードマップに基づき、H31年度までの橋梁、トンネル、ダム、維持管理分野等へのICT導入拡大等のi-Constructionの取組を推進 |

# ※前ページつづき

**重要課題：社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等**

**改革項目：⑩技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保**
- **建設業の担い手の確保・育成**
- **建設生産システムの生産性の向上**

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 建設現場の生産性を、2025年までに20%向上を目指す | ICT土工における、起工測量から完成検査まで土工にかかる一連ののべ作業時間の平均28.3%の短縮などの効果を確認<br>（順調） | ロードマップに基づき、2019年度までの橋梁、トンネル、ダム、維持管理分野等へのICT導入拡大等のi-Constructionの取組を推進 |
| 土工に加え、橋梁・トンネル・ダムなどの工種及び維持管理を含む全てのプロセスにおいて、ICT活用を拡大 | 情報化施工の取組みを発展させ、2016年度から、基準類を整備し、施工に3次元データを活用する「ICT土工」を導入。H29年度は、舗装工、浚渫工に拡大するとともに、橋梁分野のICT活用「i-Bridge」を試行<br>（順調） | 2019年度までに橋梁、トンネル、ダム、維持管理分野等へもICT導入を拡大するべく、基準類等の整備を実施 |
| 調査・設計段階から施工、維持管理の各プロセスで3次元モデルを導入活用するための基準類を整備 | ・2017年３月、CIM導入にあたっての受発注者の役割、基本的な作業手順、留意事項などをとりまとめた「CIM導入ガイドライン（案）」を策定<br>（順調） | 2018年度までに橋梁、トンネル、ダムなどにおけるCIMモデルの標準的な仕様を策定 |
| オープンデータ化の実現に向けた利活用ルール策定・システム構築に向けた検討を実施し、公共工事の３次元データを活用するためのプラットフォームを整備 | ・建設現場のあらゆる建設生産プロセスで３次元データ等の利活用を促進すること等を目的として、3次元データの利活用シーンや今後の取組み等を示した「３次元データ利活用方針」を策定（2017.11.28時点）<br>（順調） | 2019年度に３次元データの流通・利活用に向けたシステムを構築 |

# ※前ページつづき

**重要課題：社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等**

**改革項目：⑩技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保**
- **建設業の担い手の確保・育成**
- **建設生産システムの生産性の向上**

## KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 建設業許可業者の社会保険への加入率 | 100%（2017年度を目途） | 96%（2016年10月時点） | A | 引き続き、社会保険の加入徹底に向けて対策を講じていく。 |
| 第一階層 | 「登録基幹技能者制度」（2008年度～）に基づく登録基幹技能者の数 | 増加傾向（2020年度末） | 56,977名（2016年度末時点） | A | 引き続き、登録基幹技能者の増加に向けて取組を講じていく。 |
| 第一階層 | 現場実証により評価された新技術の件数 | ―<br>※数値目標は設定せず、件数をモニターする.。 | 620（2016年度時点） | F | 引き続き年度毎に、施策の実施状況を確認する。 |
| 第二階層 | 女性技術者・技能者数 | 2019年を目途に2014年比で倍増を目指す。 | 約10万人（2016年末時点） | B | ・特に女性技能者の数が増えていないことが課題。<br>・女性技能者の入職・定着に取り組む企業や団体に対する支援をする。<br>・建設業で活躍する女性技能者について情報発信をする。 |
| 第二階層 | 35歳以下若手技術者を新規に一定割合以上雇用する企業数 | ―<br>※目標値の設定は行わず、企業数の変化をモニターする。 | 12,188社（2017年3月）（2018年5月頃更新予定） | F | 目標値を設定しておらず、特段の対応方針なし。今後もモニタリング継続予定。 |
| 第二階層 | 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・補修をセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により効率化する割合 | 20%（2020年度末） | *（再掲）* | *（再載）* | *（再掲）* |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | 現場実証により評価された新技術の件数 【目標：－】 ※数値目標は設定せず、件数をモニターする | |

**＜⑪ 新技術・新工法の活用や施工時期の平準化など建設生産システムの生産性の向上を推進＞**

**【建設生産システムの生産性の向上】**

**■ 新技術・新工法の活用**

- 民間事業者等により開発された新技術を公共工事等において積極的に活用・評価するため「公共工事等における新技術活用システム」（NETIS）を運用（2001年度より）
  《国土交通省、関係省庁》
- ICT技術の活用により高効率・高精度な施工を実現し、建設業における現場の生産性の向上や品質の確保等を図る。（2008年度※～）※情報化施工の試行開始
  《国土交通省》
- 生産性の飛躍的な向上を目指すべく、検討委員会等を開催し、集中改革期間中に、生産性向上に関する効果の把握、生産性向上に向けたKPIの設定及びその達成に向けたプロセスについて検討し、着手する
  《国土交通省》
- ・情報化による建設現場の生産性向上（i-Construction）を図るため、測量・設計から施工更に管理に至る全プロセスにおいて情報化を前提に新基準を導入
  ・新基準により生産性向上を促進
  《国土交通省》

**■ 施工時期等の平準化**

- 計画的な事業の進捗管理を行い、工事・業務における適切な債務負担行為の活用や工事着手時期の柔軟な運用等により、年度内の工事量の偏りを抑制
  《国土交通省》

# 経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | － | |

**＜⑪ 新技術・新工法の活用や施工時期の平準化など建設生産システムの生産性の向上を推進＞**

**【建設生産システムの生産性の向上】**

**■ 施工時期の平準化**

- ・適正な工期を設定し、2箇年国債を活用することで施工時期の平準化を推進（2016-2017年度：約700億円）
  適正な工期を 設定し、公共工事における債務負担行為の活用や地域単位での発注見通しの統合・公表等により、更なる平準化を 推進
  《国土交通省》

**【インフラマネジメントに資するデータプラットフォームの構築】**

**（■ 「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、「取組成果の見える化」を推進 ＜再掲＞）**

- ビッグデータを活用した人の属性ごとの行動データの把握に関する手引きの作成（2016年度）
  人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法をプログラム化したシステムの開発に取り組み、オープンなシステムとして運用し、その普及を図る
  改革期間を通じ、同様の取組を実施
  《国土交通省》

**（■ i-Constructionの推進 ＜再掲＞）**

- ・産学官よりなるコンソーシアムを設立し、最新技術の現場導入や3次元データ利活用に向けた検討を実施（2016年度～）
  ・オープンデータ化の実現に向けた利活用ルール策定・システム構築に向けた検討を実施し、公共工事の３次元データを活用するためのプラットフォームを整備
  《国土交通省》
- 分野横断的に、官民連携して、必要なデータを把握、蓄積、利用するため、プラットフォームの連携・強化を推進
  《国土交通省、関係省庁》

**重要課題：社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等**

**改革項目：⑪新技術・新工法の活用や施工時期の平準化など建設生産システムの生産性の向上を推進**
**・建設生産システムの生産性の向上**
**・インフラマネジメントに資するデータプラットフォームの構築**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 適正な工期を設定し、公共工事における債務負担行為の活用や地域単位での発注見通しの統合・公表等により、更なる平準化を推進 | ・適正な工期を設定し、債務負担行為等を活用した工事発注を実施中<br>・発注見通しの統合・公表について、全ブロックで取組を開始<br>（順調） | ・引き続き、債務負担行為等を活用した工事発注、発注見通しの統合・公表の参加機関拡大等により、更なる平準化を推進 |
| 人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法をプログラム化したシステムの開発に取り組み、オープンなシステムとして運用し、その普及を図る | *（再掲）* | *（再掲）* |
| オープンデータ化の実現に向けた利活用ルール策定・システム構築に向けた検討を実施し、公共工事の3次元データを活用するためのプラットフォームを整備 | *（再掲）* | *（再掲）* |

# 【地方行財政改革・分野横断的な取組】

（2017年10月31日時点）

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | | ＜①地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革＞ | | | | | | |
| | | ○まち・ひと・しごと創生事業費における取組の成果の一層の反映 | | | | | | |
| | ○2015年度 ・「まち・ひと・しごと創生事業費」の創設 | 地方版総合戦略に基づく取組の実施 | | | | | ・まち・ひと・しごと創生事業費に占める成果反映配分の割合 【集中改革期間の後に５割以上を目指す】 | ・まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標<br>・地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（例えば、国税・地方税の収入額、地方債依存度など） |
| | | 「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について地域の活性化等の取組の成果の一層の反映を検討 | | | | | | |
| | | 「必要度」「成果」の算定基準に基づく各自治体への配分につき詳細内訳（自治体ごとの各項目の数値、算定結果）を「見える化」 | 地方団体の意見も聞きながら、「必要度」（2015年度：5000億円）から「成果」（2015年度：1000億円）へシフト | | 地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を集中改革期間の後は、5割以上とすることを目指す | | | |
| | 《総務省自治財政局》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | |
| | | ＜①地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革＞ | | | | | |
| | | ○まち・ひと・しごと創生事業費における取組の成果の一層の反映 | | | | | |
| | ○2015年度 「まち・ひと・しごと創生事業費」の創設 | 地方版総合戦略に基づく取組の実施 | | | | ・まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【集中改革期間の後に５割以上を目指す】 | ・まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標<br>・地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度）<br>※必要に応じその他の指標も追加 |
| | ○2016年度 ・「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について地域の活性化等の取組の成果の一層の反映を検討 | 2017年度から「取組の必要度」に応じた算定（2016年度 5,000億円）から「取組の成果」に応じた算定（2016年度 1,000億円）へ1,000億円シフト<br>地方団体への影響を踏まえて、3年間かけて段階的に実施 | | 地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を集中改革期間の後は、5割以上とすることを目指す | | | |
| | 2017年度における成果へのシフトについて方針決定 | | | | | | |
| | ・「必要度」「成果」の算定基準に基づく各自治体への配分につき詳細内訳（自治体ごとの各項目の数値、算定結果）を「見える化」（「地域の元気創造事業費」も同様） | 2017年度分の普通交付税を算定 | 左記結果のホームページでの公表により、「見える化」を推進 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | |
| | 《総務省自治財政局》 | | | | | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：①地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 2017年度から「取組の必要度」に応じた算定（2016年度　5,000億円）から「取組の成果」に応じた算定（2016年度　1,000億円）へ1,000億円シフト<br>地方団体への影響を踏まえて、３年間かけて段階的に実施 | 2017年度においては、「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ330億円シフト。<br>（順調） | 地方団体への影響を踏まえて、2017年度から段階的に3年間かけて1,000億円シフトする予定。 |
| 「必要度」「成果」の算定基準に基づく各自治体への配分につき詳細内訳（自治体ごとの各項目の数値、算定結果）を（「地域の元気創造事業費」も同様）ホームページでの公表により、「見える化」を推進 | 2017年度算定における「人口減少等特別対策事業費」及び「地域の元気創造事業費」の詳細内訳について、ホームページで公表済み。<br>（順調） | 改革期間を通じ、同様の取組を実施。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | ・まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 | 集中改革期間の後に5割以上 | 必要度に応じた算定：4,670億円（2017年度）<br>成果に応じた算定：1,330億円（2017年度） | A | 2017年度から段階的に3年間かけて1,000億円シフトする予定。<br>必要度に応じた算定：4,000億円（2019年度）<br>成果に応じた算定：2,000億円（2019年度） |
| 第二階層 | まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（人口増減率、年少者人口比率、自然増減率、若年者就業率、女性就業率） | ― | ①人口増減率<br>−0.2%（2016年）<br>②年少者人口比率<br>12.7%（2017年）<br>③出生率<br>1.45（2015年）<br>④若年者就業率<br>55.1%（2015年）<br>⑤女性就業率<br>65.9%（2015年） | F | 2017年度又は直近の実績値を2017年7月頃に把握。 |
| | 地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度） | ― | 地方税収入額　38.2兆円<br>地方債依存度　10.5%<br>（2015年度） | N | 2016年度決算の数値は、2017年11月頃に把握予定。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

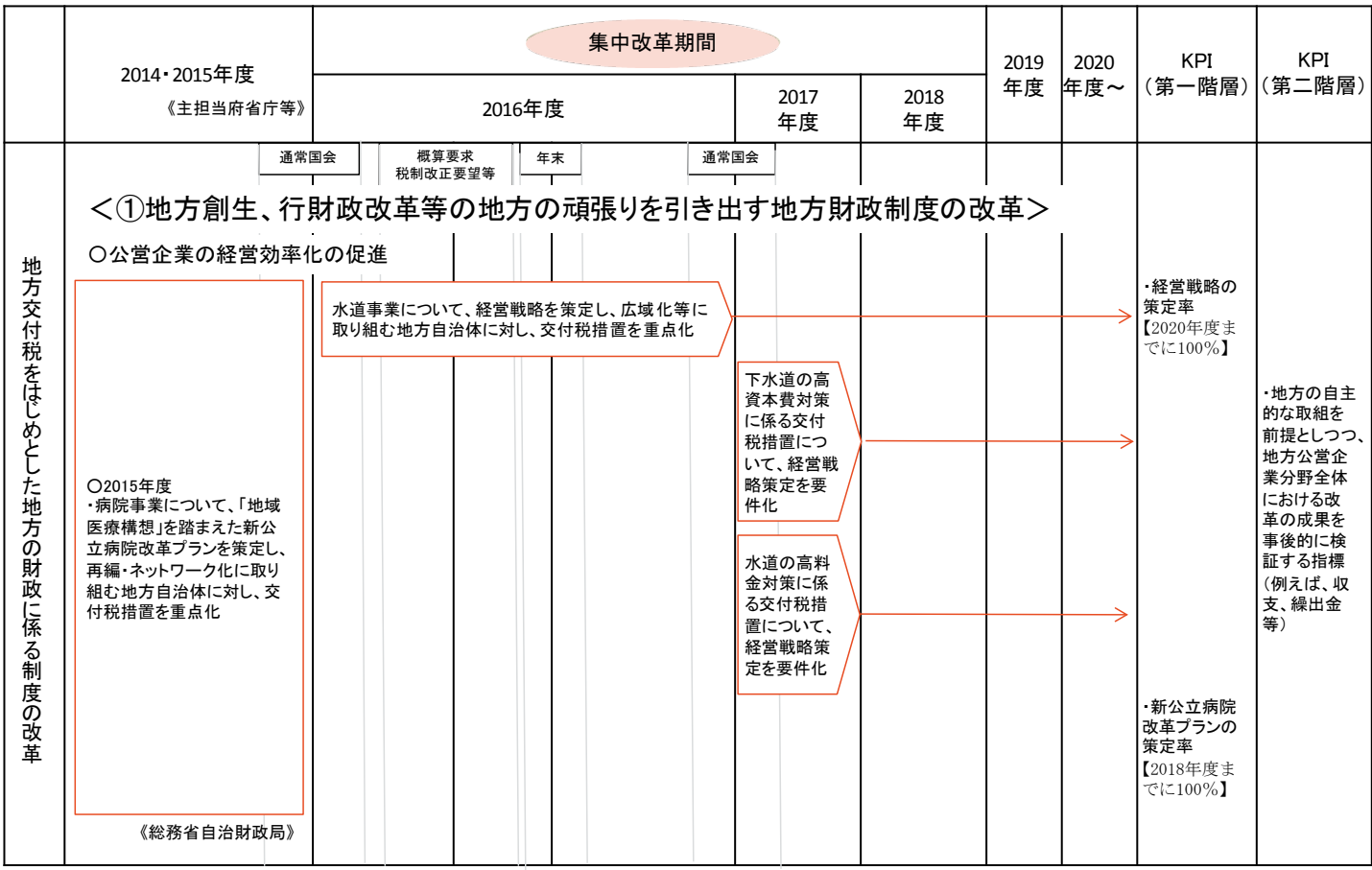


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

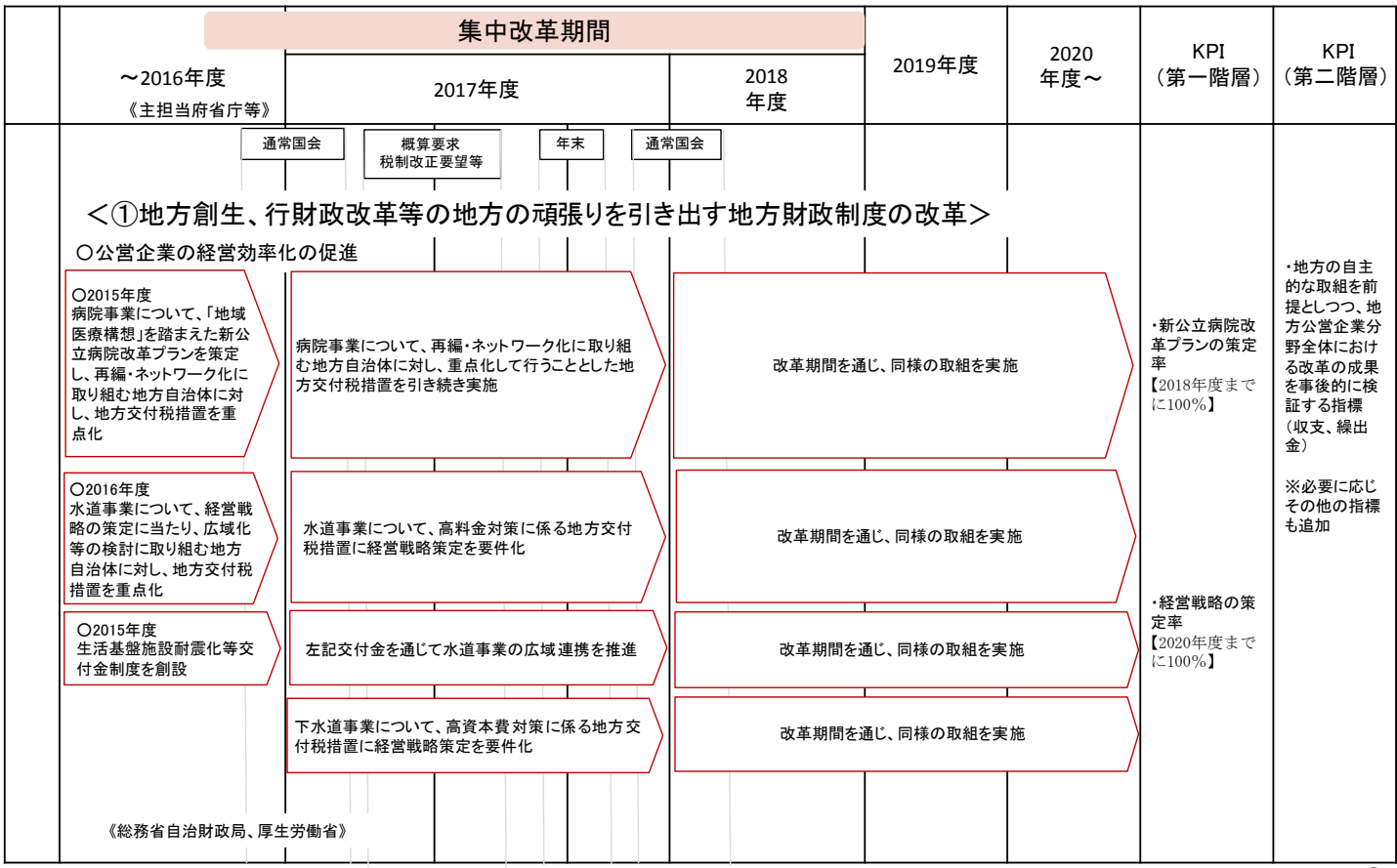

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：①地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 病院事業について、再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、重点化して行うこととした地方交付税措置を引き続き実施 | 【総務省】2015年度から、新公立病院改革プランに基づき行われる再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債（特別分）を措置し、その元利償還金の40%を普通交付税措置（通常は25%）。（順調） | 【総務省】2018年度以降についても、引き続き、同様の取組を実施。 |
| 水道事業について、高料金対策に係る地方交付税措置に経営戦略策定を要件化 | 【総務省】2017年度から、水道事業の高料金対策に係る地方交付税措置に経営戦略策定を要件化。（順調） | 【総務省】2018年度以降についても、引き続き、同様の取組を実施。 |
| 生活基盤施設耐震化等交付金を通じて水道事業の広域連携を推進 | 【厚労省】生活基盤施設耐震化等事業計画を策定した都道府県に対して、当該計画に基づき広域連携の推進に資する事業を実施するための費用の一部を交付しており、平成29年度は48事業に交付している。（順調） | 【厚労省】引き続き、必要な予算の確保に努め、都道府県からの要望に対応する。 |
| 下水道事業について、高資本費対策に係る地方交付税措置に経営戦略策定を要件化 | 【総務省】2017年度から、下水道事業の高資本費対策に係る地方交付税措置に経営戦略策定を要件化。（順調） | 【総務省】2018年度以降についても、引き続き、同様の取組を実施。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 経営戦略の策定率 | 2020年度までに100% | 策定済み　44.2%（2016年度末時点） | A | 2020年度までに策定予定の事業は2016年度末で82.3%（策定済を含む）。<br>2017年度の策定状況は2018年８月頃に把握。 |
| 第一階層 | 新公立病院改革プランの策定率 | 2018年度までに100% | 策定済み　92.7%（2016年度末時点） | A | 2017年度実績は2018年８月頃把握。 |
| 第二階層 | 地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（収支、繰出金） | ― | ①収支　7,235億円の黒字<br>②繰出金　２兆9,570億円<br>（2016年度決算） | N | 2017年度決算における実績は2018年９月末頃把握予定。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | | |
| | ＜①地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革＞ | | | | | | | |
| | ○広域連携への支援 | | | | | | | |
| | ・広域連携（連携中枢都市圏（2015年度～）・定住自立圏）を地方交付税で支援<br>※各地方公共団体が作成する「地方版総合戦略」を踏まえ、連携中枢都市圏の形成数のKPIを設定 | 広域連携（連携中枢都市圏・定住自立圏）を地方交付税で支援 | | | | | ・広域連携に取り組む圏域数【連携中枢都市圏は2015年度に目標圏域数を設定。定住自立圏は2020年度までに140圏域】 | ・社会人口増減など事後的な検証を行うための指標 |
| | | 左記KPIを踏まえ、取組を推進 | | | | | | |
| | 《総務省自治行政局・地域力創造グループ》 | | | | | | | |
| | ○公共施設の集約化、複合化等の支援 | | | | | | ・公共施設等総合管理計画を策定した自治体数【2016年度までに100%】 | |
| | ○2015年度<br>公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の集約化・複合化等に取り組む地方自治体に対し、交付税措置のある地方債の特例を創設（2015年4月） | 公共施設の集約化、複合化等を地方交付税で支援 | | 活用状況等を踏まえ、必要な支援策を実施 | | | ・施設の集約化・複合化等を実施した自治体数【増加、進捗検証】 | ・資産老朽化比率 |
| | 《総務省自治財政局》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | |
| | ＜①地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革＞ | | | | | | |
| | ○広域連携への支援 | | | | | | |
| | ○2015年・2016年<br>・広域連携（連携中枢都市圏（2015年度～）・定住自立圏）を地方交付税で支援 | 連携中枢都市圏・定住自立圏の取組による広域連携を引き続き地方交付税で支援 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | ・広域連携に取り組む圏域数【連携中枢都市圏は2020年度までに30圏域。定住自立圏は2020年度までに140圏域】 | ・社会人口増減など事後的な検証を行うための指標 |
| | | KPIを踏まえ、取組を推進 | | | | | |
| | 《総務省自治行政局・地域力創造グループ》 | | | | | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：①地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 広域連携（連携中枢都市圏・定住自立圏）を地方交付税で支援<br><br>2016年度中に設定したKPIを踏まえ、取組を推進 | 連携中枢都市圏・定住自立圏の形成について、交付税措置により支援。（順調） | 引き続き同様の措置により支援。<br>社会人口増減などを事後的に検証。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 広域連携に取り組む圏域数 | 【連携中枢都市圏】<br>30圏域(2020年度まで)<br>【定住自立圏】<br>140圏域(2020年度まで) | 【連携】23圏域<br>（2017年10月1日現在）<br>【定住】119圏域<br>（2017年10月1日現在） | A | 2018年度の実績は2018年10月に把握 |
| 第二階層 | 社会人口増減など事後的な検証を行うための指標 | 各圏域において設定 | 【連携】連携中枢都市圏ビジョンを策定している23圏域において指標を設定済み。<br>（各圏域における指標の設定状況を集計中。）<br>【定住】共生ビジョンを策定している110圏域（連携中枢都市圏に移行済みの4圏域を除く）のうち、85圏域において指標を設定済み。（その他の圏域については、次回の共生ビジョンの改訂に向けて指標を検討中。15圏域がH29年内に、7圏域がH29年度内に設定見込み。残りの3圏域については連携中枢都市圏への移行等を検討中。）<br>（各圏域における指標の設定状況を集計中。） | N | 引き続き、各圏域における成果指標の設定、進捗管理を促す。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | | |
| | ＜①地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革＞ | | | | | | | |
| | ○広域連携への支援 | | | | | | | |
| | ・広域連携（連携中枢都市圏（2015年度～）・定住自立圏）を地方交付税で支援<br>※各地方公共団体が作成する「地方版総合戦略」を踏まえ、連携中枢都市圏の形成数のKPIを設定 | 広域連携（連携中枢都市圏・定住自立圏）を地方交付税で支援 → | | | | | ・広域連携に取り組む圏域数【連携中枢都市圏は2015年度に目標圏域数を設定。定住自立圏は2020年度までに140圏域】 | ・社会人口増減など事後的な検証を行うための指標 |
| | | 左記KPIを踏まえ、取組を推進 | | | | | | |
| | 《総務省自治行政局・地域力創造グループ》 | | | | | | | |
| | ○公共施設の集約化、複合化等の支援 | | | | | | | |
| | ○2015年度<br>公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の集約化・複合化等に取り組む地方自治体に対し、交付税措置のある地方債の特例を創設（2015年4月） | 公共施設の集約化、複合化等を地方交付税で支援 → | | 活用状況等を踏まえ、必要な支援策を実施 | | | ・公共施設等総合管理計画を策定した自治体数【2016年度までに100%】<br>・施設の集約化・複合化等を実施した自治体数【増加、進捗検証】 | ・資産老朽化比率 |
| | 《総務省自治財政局》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | |
| | ＜①地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革＞ | | | | | | |
| | ○公共施設の集約化、複合化等の支援 | | | | | | |
| | ○2015年度<br>公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の集約化・複合化等に取り組む地方公共団体に対し、地方交付税措置のある地方債の特例を創設（2015年4月） | 左記の地方債を活用した公共施設等の集約化・複合化等の取組を促進 | | | | ・公共施設等総合管理計画を策定した自治体数【2016年度までに100%】<br>・施設の集約化・複合化等を実施した自治体数【増加、進捗検証】 | ・有形固定資産減価償却率 |
| | | 上記の地方債の活用状況等を踏まえ、2018年度以降必要な支援を検討し方針決定 | 左記の方針に従い、必要な支援策を実施 | | | | |
| | 《総務省自治財政局》 | | | | | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：①地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 地方交付税措置のある地方債を活用した公共施設等の集約化・複合化等の取組を促進 | 2017年度より、新たに「公共施設等適正管理推進事業債」として、集約化・複合化等支援を実施。（順調） | 引き続き公共施設等適正管理推進事業債による公共施設等の集約化・複合化等の支援を実施 |
| 地方債の活用状況等を踏まえ、2018年度以降必要な支援を検討し方針決定 | | |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 公共施設等総合管理計画を策定した地方自治体数【再掲】 | 2016年度末までに100% | 策定済み　98.2%（2016年度末時点） | A | 未策定の32団体のうち、28団体は2017年度中に策定完了予定であり、残りの4団体はいずれも東日本大震災被災地の団体である。未策定の団体については、引き続き、策定状況等のフォローアップを行う。 |
| 第一階層 | 施設の集約化・複合化等を実施した地方自治体数【再掲】 | 増加、進捗検証 | 2016年度において、公共施設最適化事業債・地域活性化事業債（転用）・除却事業に係る地方債を活用した地方公共団体数は、延べ234団体 | F | 各地方公共団体における公共施設等の適正管理の取組を一層推進するため、平成29年度地方財政計画において、「公共施設等適正管理推進事業費」が計上されており、引き続き、各団体による公共施設等の集約化・複合化等の取組を推進する。 |
| 第二階層 | 有形固定資産減価償却率 | ― | 都道府県　44.9<br>市町村　55.6<br>※平成27年度決算（平成28年３月末）時点全国平均値 | F | 各都道府県、市町村の2017年３月末時点の数値を把握し、今後公表予定。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | ・反映を開始した対象業務【23業務全てについてできる限り集中改革期間中に導入を目指す】 | ・歳出効率化の成果（事後的に検証する指標）※どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果を挙げたか |

＜②先進的自治体の経費水準の基準財政需要額算定への反映等＞

- 歳出効率化に向けた業務改革で他自治体のモデルとなるようなものを基準財政需要額の算定に反映（自治体への影響等を考慮しつつ、複数年にかけて段階的に反映）
  地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている自治体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務（23業務）が検討対象
- 対象業務の選定（23業務）
  庶務業務、情報システムの運用など16業務について基準財政需要額の算定に反映開始
  自治体への影響等を考慮しつつ、複数年（概ね3～5年程度）かけて段階的に反映
  残る7業務について、課題等を検討し、可能なものから導入
  自治体への影響等を考慮しつつ、段階的に反映
- 地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に反映（自治体への影響等を考慮しつつ、複数年にかけて段階的に反映）
  上位3分の1の自治体が達成している徴収率（過去5年平均）を標準的な徴収率として算定
- 標準的な徴収率を設定
  基準財政収入額の算定に反映開始
  自治体への影響等を考慮しつつ、2020年度までに段階的に反映

《総務省自治財政局》

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | ・反映を開始した対象業務【23業務全てについてできる限り集中改革期間中に導入を目指す】 | ・歳出効率化の成果（事後的に検証する指標）※どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果を挙げたか |

＜②先進的自治体の経費水準の基準財政需要額算定への反映等＞

- ・歳出効率化に向けた業務改革で他自治体のモデルとなるようなものを基準財政需要額の算定に反映
  （自治体への影響等を考慮しつつ、複数年にかけて段階的に反映）
- ・地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている自治体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務（23業務）を検討対象とし、16業務については2016年度に導入するとともに、7業務については課題等を検討し、2017年度以降可能なものから導入
- ・民間委託の進捗状況等をはじめ、 既導入分の状況について把握

- ○2015年度対象業務の選定（23業務）
  ○2016年度16業務について基準財政需要額の算定に反映開始
  自治体への影響等を考慮しつつ、複数年（概ね3～5年程度）かけて段階的に反映
- 2017年度からの新たな導入業務について方針決定
  青少年教育施設管理業務、公立大学運営業務について、基準財政需要額の算定に反映開始
  自治体への影響等を考慮しつつ、段階的に反映
- 2016年度地方行政サービス改革に係る調査結果等を踏まえ、2018年度対象業務について方針を検討
  2018年度における対応について方針決定
  左記方針に基づき対応

《総務省自治財政局・自治行政局》

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：②先進的自治体の経費水準の基準財政需要額算定への反映等**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 歳出効率化に向けた業務改革で他自治体のモデルとなるようなものを基準財政需要額の算定に反映（自治体への影響等を考慮しつつ、複数年にかけて段階的に反映）<br>地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている自治体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務（23業務）を検討対象とし、16業務については2016年度に導入するとともに、7業務については課題等を検討し、2017年度以降可能なものから導入 | 2017年度においては、2016年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施するとともに、青少年教育施設管理業務、公立大学運営業務について、新たにトップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。<br>（順調） | 自治体への影響等を考慮し、引き続き、段階的に反映。 |
| 青少年教育施設管理業務、公立大学運営業務について、基準財政需要額の算定に反映開始 | | |
| 2016年度地方行政サービス改革に係る調査結果等を踏まえ、2018年度対象業務について方針を検討、決定する。 | 図書館、博物館、公民館、児童館等管理の4業務については、地方団体の意見等を踏まえて導入を見送り。<br>窓口業務については、引き続き検討。（順調） | 窓口業務に係る2018年度の対応について方針決定。 |

# KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 反映を開始した対象業務 | 23業務全てについてできる限り集中改革期間中に導入を目指す | 18業務 | A | ・図書館、博物館、公民館、児童館等管理の4業務については、地方団体の意見等を踏まえて導入を見送り。<br>・窓口業務については、引き続き検討。 |
| 第二階層 | 歳出効率化の成果（事後的に検証する指標） | ― | ― | N | ・「業務改革モデルプロジェクト」によるBPR実施団体が試算・公表した歳出効率化効果は、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握・公表する予定。<br>・「業務改革モデルプロジェクト」実施団体以外の自治体についても、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握できる歳出効率化効果については、一覧にまとめて公表することを検討。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | | 通常国会 / 概算要求税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | ・反映を開始した対象業務【23業務全てについてできる限り集中改革期間中に導入を目指す】 | ・歳出効率化の成果（事後的に検証する指標）※どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果を挙げたか |
| | | ＜②先進的自治体の経費水準の基準財政需要額算定への反映等＞ | | | | | | |
| | | 歳出効率化に向けた業務改革で他自治体のモデルとなるようなものを基準財政需要額の算定に反映（自治体への影響等を考慮しつつ、複数年にかけて段階的に反映）<br>地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている自治体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務（23業務）が検討対象 | | | | | | |
| | | 対象業務の選定（23業務） | 庶務業務、情報システムの運用など16業務について基準財政需要額の算定に反映開始 | 自治体への影響等を考慮しつつ、複数年（概ね3～5年程度）かけて段階的に反映 | | | | |
| | | | 残る7業務について、課題等を検討し、可能なものから導入 | 自治体への影響等を考慮しつつ、段階的に反映 | | | | |
| | | 地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に反映（自治体への影響等を考慮しつつ、複数年にかけて段階的に反映）<br>上位3分の1の自治体が達成している徴収率（過去5年平均）を標準的な徴収率として算定 | | | | | | |
| | | 標準的な徴収率を設定 | 基準財政収入額の算定に反映開始 | 自治体への影響等を考慮しつつ、2020年度までに段階的に反映 | | | | |
| | 《総務省自治財政局》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | | 通常国会 / 概算要求税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | ・反映を開始した対象業務【23業務全てについてできる限り集中改革期間中に導入を目指す】（再掲） | ・歳出効率化の成果（事後的に検証する指標）※どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果を挙げたか（再掲） |
| | | ＜②先進的自治体の経費水準の基準財政需要額算定への反映等＞ | | | | | |
| | | 地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に反映（自治体への影響等を考慮しつつ、複数年にかけて段階的に反映）<br>上位3分の1の自治体が達成している徴収率（過去5年平均）を標準的な徴収率として算定 | | | | | |
| | | 2015年度標準的な徴収率を設定 / 2016年度基準財政収入額の算定に反映開始 | 自治体への影響等を考慮しつつ、2020年度までに段階的に反映 | | | | |
| | | ○2016年度先進的な取組の具体的な内容等とともに、トップランナー方式の導入の趣旨、経費の算定基準、今後のスケジュールをホームページで公表 | 2017年度分の普通交付税を算定 | ホームページで公表した内容を更新し、トップランナー方式に関する周知を推進 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | |
| | 《総務省自治財政局》 | | | | | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：②先進的自治体の経費水準の基準財政需要額算定への反映等**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に反映<br>（自治体への影響等を考慮しつつ、複数年にかけて段階的に反映）<br>上位3分の1の自治体が達成している徴収率（過去5年平均）を標準的な徴収率として算定 | 上位3分の1の自治体が達成している標準的な徴収率について、2016年度から基準財政収入額の算定に反映開始。自治体への影響等を考慮しつつ、2020年度までに段階的に反映。<br>（順調） | 引き続き、段階的に反映。 |
| 2017年度分の普通交付税を算定ホームページで公表した内容（先進的な取組、トップランナー方式導入の趣旨、経費の算定基準等）を更新し、トップランナー方式に関する周知を推進 | トップランナー方式の取組内容について、2017年度算定を踏まえた内容に更新してホームページで公表済み。<br>（順調） | 改革期間を通じ、同様の取組を実施。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 反映を開始した対象業務【再掲】 | 23業務全てについてできる限り集中改革期間中に導入を目指す | 18業務 | A | ・図書館、博物館、公民館、児童館等管理の4業務については、地方団体の意見等を踏まえて導入を見送り。<br>・窓口業務については、引き続き検討。 |
| 第二階層 | 歳出効率化の成果（事後的に検証する指標）【再掲】 | ― | ― | N | ・「業務改革モデルプロジェクト」によるBPR実施団体が試算・公表した歳出効率化効果は、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握・公表する予定。<br>・「業務改革モデルプロジェクト」実施団体以外の自治体についても、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握できる歳出効率化効果については、一覧にまとめて公表することを検討。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| | ＜③地方財政制度の改革に係る経済効果の検証＞ | | | | | | | |
| | ○改革の経済効果の検証（民間委託等に係るものも含む） | | | | | | | |
| | 総務省から基礎データの提供を受け、経済効果の検証手法について、内閣府を中心に検討 | | 左記検討結果に基づき検証 | | | | | |
| | 《内閣府政策統括官（経済社会システム担当）、総務省自治財政局》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | ＜③地方財政制度の改革に係る経済効果の検証＞ | | | | | | |
| | ○改革の経済効果の検証（民間委託等に係るものも含む） | | | | | | |
| | 総務省から基礎データの提供を受け、経済効果の検証手法について、内閣府を中心に検討 | 総務省に基礎データの収集状況を確認した上で、財政効果・経済効果を仮試算 | 総務省から基礎データの提供を受け、当該データを活用して財政効果を推計した上で、経済効果を検証 | 改革期間を通じ、引き続き検証 | | ― | ― |
| | 学識者の協力を得ながら、ミクロ分析及びマクロ分析により経済効果の定性的・定量的分析 | 自治体の頑張りを多面的に評価する経済指標について、最新の数値を収集 | 左記データを都道府県、市町村別にホームページで公表 | | | | |
| | 《内閣府政策統括官（経済社会システム担当）、総務省自治財政局》 | | | | | | |

| 重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 |
| --- |
| 改革項目：③地方財政制度の改革に係る経済効果の検証 |

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
| --- | --- | --- |
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 総務省に基礎データの収集状況を確認した上で、財政効果・経済効果を検証 | 内閣府において、経済効果の検証手法について検討し、第５回国と地方のシステムWG（29年4月）において、仮試算結果を公表。<br>今後、総務省から基礎データの提供を受け、当該データを活用して、財政効果を推計した上で、年度内に経済効果を検証。（順調） | 改革期間を通じ、引き続き検証 |
| 自治体の頑張りを多面的に評価する経済指標について、最新の数値を収集し、都道府県、市町村別にホームページで公表 | 昨年度までの検討を踏まえ、第５回WG（29年4月）において、「主たるモニタリング指標」とされた指標等について、年度内に「見える化DB」に収録する。（順調） | 改革期間を通じ、引き続き実施 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | － | － | － | － | － |
| 第二階層 | － | － | － | － | － |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | | ＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞ ○公営企業会計の全面的な「見える化」 | | | | | | |
| | ○2014年度 ・2015年度から2019年度までの5年間で、下水道及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け、公営企業会計の適用に取り組むよう地方自治体に要請（2015年1月） ○2015年度 ・新会計基準に基づく決算の公表（2015年9月） ・経営比較分析表について、2015年度は上・下水道事業について公表 《総務省自治財政局》 | 地方財政措置等により支援 | | | | | | |
| | | 重点事業（下水道事業、簡易水道事業）を中心に、公営企業会計の適用を推進 | | | （重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策（法制化等）について、検討） | | ・重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人以上）【2020年度予算から対象自治体の100%】【人口３万人未満の自治体については進捗検証】 | |
| | | 公営企業会計の適用の進捗状況を調査、各都道府県・市町村別に公表（毎年度） | | | | | | |
| | | 「経営比較分析表」の公表分野の拡大（毎年度2～3事業分野程度）や廃止・民営化等の検討に資する指標を研究会等で検討の上、追加する等内容の充実を図り、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進 | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | |
| | | ＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞ ○公営企業会計の全面的な「見える化」 | | | | | |
| | ○2015年度 新会計基準に基づく決算の公表開始 | 2016年度決算について新会計基準に基づき公表し、決算情報の「見える化」を推進 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | | |
| | ○2015年度 上・下水道事業の経営比較分析表の公表を開始し、給水原価等を含む経営状況の「見える化」を推進 ○2016年度 経営比較分析表の公表分野の拡大や廃止・民営化等の検討に資する指標を研究会において検討 | 研究会における検討結果を踏まえ、「経営比較分析表」の公表分野の拡大（毎年度2～3事業分野程度）や廃止・民営化等の検討に資する指標の追加等内容の充実を図り、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進 | 集中改革期間を通じ、同様の取組を実施 | 左記の取組を踏まえ、更なる方針を検討し、実行 | | | ― |
| | | 重点事業（下水道事業、簡易水道事業）を中心に、地方財政措置等により、公営企業会計の適用を推進 | | （重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策（法制化等）について、検討） | 左記の取組を踏まえ、更なる方針を検討し、実行 | ・重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人以上）【2020年度予算から対象自治体の100%】【人口３万人未満の自治体については進捗検証】 | |
| | 公営企業会計の適用の進捗状況を調査、各都道府県市町村別に公表 《総務省自治財政局》 | 公営企業会計の適用の2016年度における進捗状況を調査・公表 | 調査結果を基に適用拡大を更に推進 | 引き続き同様の取組を実施 | | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：④公営企業、第三セクター等の経営の改革**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 2016年度決算について新会計基準に基づき公表し、決算情報の「見える化」を推進 | 2016年度決算の概要について新会計基準に基づき、公表（2017年９月）。<br>（順調） | 2017年度決算についても新会計基準に基づき、公表予定。 |
| 研究会における検討結果を踏まえ、「経営比較分析表」の公表分野の拡大（毎年度２～３事業分野程度）や廃止・民営化等の検討に資する指標の追加等内容の充実を図り、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進 | 「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」を公表（2017年３月）。<br>同報告書を踏まえ、「経営比較分析表」を既に作成・公表している水道事業及び下水道事業に加え、交通事業（バス事業）及び電気事業の２事業について、廃止・民営化等の検討に資する指標を含む「経営比較分析表」を作成・公表（2017年９月）。<br>（順調） | 「経営比較分析表」の作成・公表対象事業の更なる拡大を検討。 |
| 重点事業（下水道事業、簡易水道事業）を中心に、地方財政措置等により、公営企業会計の適用を推進 | 2015年度～2020年度において、公営企業会計の適用に直接必要な経費に対して財政措置を実施することとしており、2017年度においても同様に措置。<br>（順調） | 2018年度以降についても、引き続き、財政措置を実施。 |
| 公営企業会計の適用の2016年度における進捗状況を調査・公表。調査結果を基に適用拡大を更に推進 | 2017年４月１日時点における公営企業会計適用の取組状況を調査し、結果を公表（2017年８月）。<br>重点事業について、公営企業会計適用の取組が遅れている団体が多い都道府県を対象にヒアリングを実施（2017年10月）。<br>（順調） | 2018年度以降についても、引き続き、同様の取組を実施。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人以上） | （人口3万人以上の自治体）2020年度予算から対象自治体の100% | 【下水道事業】<br>適用済み　40.0%<br>取組中　58.8%<br>計　98.8%<br><br>【簡易水道事業】<br>適用済み　57.9%<br>取組中　34.7%<br>計　92.6%<br>（2017年4月1日時点） | A | 2018年４月１日時点の取組状況について、2018年８月頃把握予定。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| | ＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞<br>○公営企業の抜本的な改革（事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用）の検討の推進 | | | | | | | |
| | ○2014年度<br>・各地方自治体に対し、公営企業の経営健全化等に取り組む前提として、廃止・民営化等を含めた経営のあり方を検討するよう要請するとともに、引き続き、公営企業として事業を継続する場合は、「経営戦略」を策定し、その策定にあたっては、広域化や民間の資金・ノウハウの活用等についても検討するよう要請（2014年8月）<br><br>・病院事業について、新公立病院改革ガイドラインを策定し、各地方自治体に対し、新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進等に取り組むよう要請（2015年3月）<br><br>《総務省自治財政局》 | 抜本的な改革についての優良事例集を作成し、横展開を推進<br>（優良事例を抽出）<br>抜本的な改革の取組状況や課題等について、毎年度調査結果について、個別団体ごとに公表し、「見える化」を推進<br>（課題等を抽出）<br>研究会を立ち上げ、廃止・民営化等の考え方や対象・課題・方策、広域連携、改革の成果の検証等の方策について検討 | （以降、定期的に更新し、内容の充実を図る）<br><br><br><br>検討結果に基づき、左記の方策を実施 | | | ・収支赤字事業数<br>【2014年度決算（1174事業）より減少】 | ・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標<br>（例えば、収支、繰出金等） |
| | | 個別事業における広域化等の推進<br>（連携中枢都市圏構想等における都市間連携の推進、各都道府県別の広域化検討体制の構築（水道）、最適化・広域化・共同化の推進（下水道）、新改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進（病院）） | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | ＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞<br>○公営企業の抜本的な改革（事業廃止、民営化及び民間活用）の検討の推進 | | | | | | |
| | ○2016年度<br>・抜本的な改革の取組状況や課題等について調査するとともに、その結果について、個別団体ごとに公表し、「見える化」を推進<br>・抜本的な改革についての優良事例集を作成し、横展開を推進 | 抜本的な改革の取組状況や課題等について、最新の状況を調査し、結果を公表<br>・調査結果について、個別団体ごとに公表し、「見える化」を推進<br>・優良事例集を更新し、内容を充実<br>・更新した優良事例集を活用し、引き続き、横展開を推進 | 集中改革期間を通じ、同様の取組を実施 | 左記の取組を踏まえ、更なる方針を検討し、実行 | ・収支赤字事業数<br>【2014年度決算（1,174事業）より減少】 | ・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標<br>（収支、繰出金）<br><br>※必要に応じその他の指標も追加 |
| | ○2016年度<br>研究会を立ち上げ、廃止・民営化等の抜本的な改革の検討に当たっての課題や事業別の改革の方向性等について検討<br><br>《総務省自治財政局》 | 研究会における検討結果に基づき、抜本的な改革を推進 | 集中改革期間を通じ、同様の取組を実施 | 左記の取組を踏まえ、更なる方針を検討し、実行 | | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：④公営企業、第三セクター等の経営の改革**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 抜本的な改革の取組状況や課題等について、最新の状況を調査し、結果を公表<br><br>調査結果について、個別団体ごとに公表し、「見える化」を推進。優良事例集を更新し、優良事例集を活用し、引き続き、横展開を推進 | 2017年3月31日時点における抜本的な改革の取組状況等に係る調査を実施し、調査結果を取りまとめるとともに個別団体ごとに公表（2017年９月）。<br>「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」を作成・公表（2017年３月）。<br>（順調） | 抜本的な改革の取組状況等について、2018年度以降も調査を実施し、「見える化」を徹底。<br>左記調査結果に基づき、直近の先進的な取組事例を追加するなど、「地方公営企業における抜本的な改革等の先進・優良事例集」を更新し、内容の充実を図る予定（2017年度中）。 |
| 研究会における検討結果に基づき、抜本的な改革を推進 | 2017年３月に作成・公表した「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」、「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」等について、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議（2017年４月21日）はじめ、様々な会議・講演などの機会を通じて周知徹底。<br>（順調） | 引き続き、様々な機会を通じて周知徹底を図っていく。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 収支赤字事業数 | 2014年度決算（1,174事業）より減少 | 828事業<br>（2016年度決算） | A | 2017年度決算における実績は2018年９月末頃把握予定。 |
| 第二階層 | 地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（収支、繰出金） | ー | ①収支　7,235億円の黒字<br>②繰出金　２兆9,570億円<br>（2016年度決算） | N | 2017年度決算における実績は2018年９月末頃把握予定。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

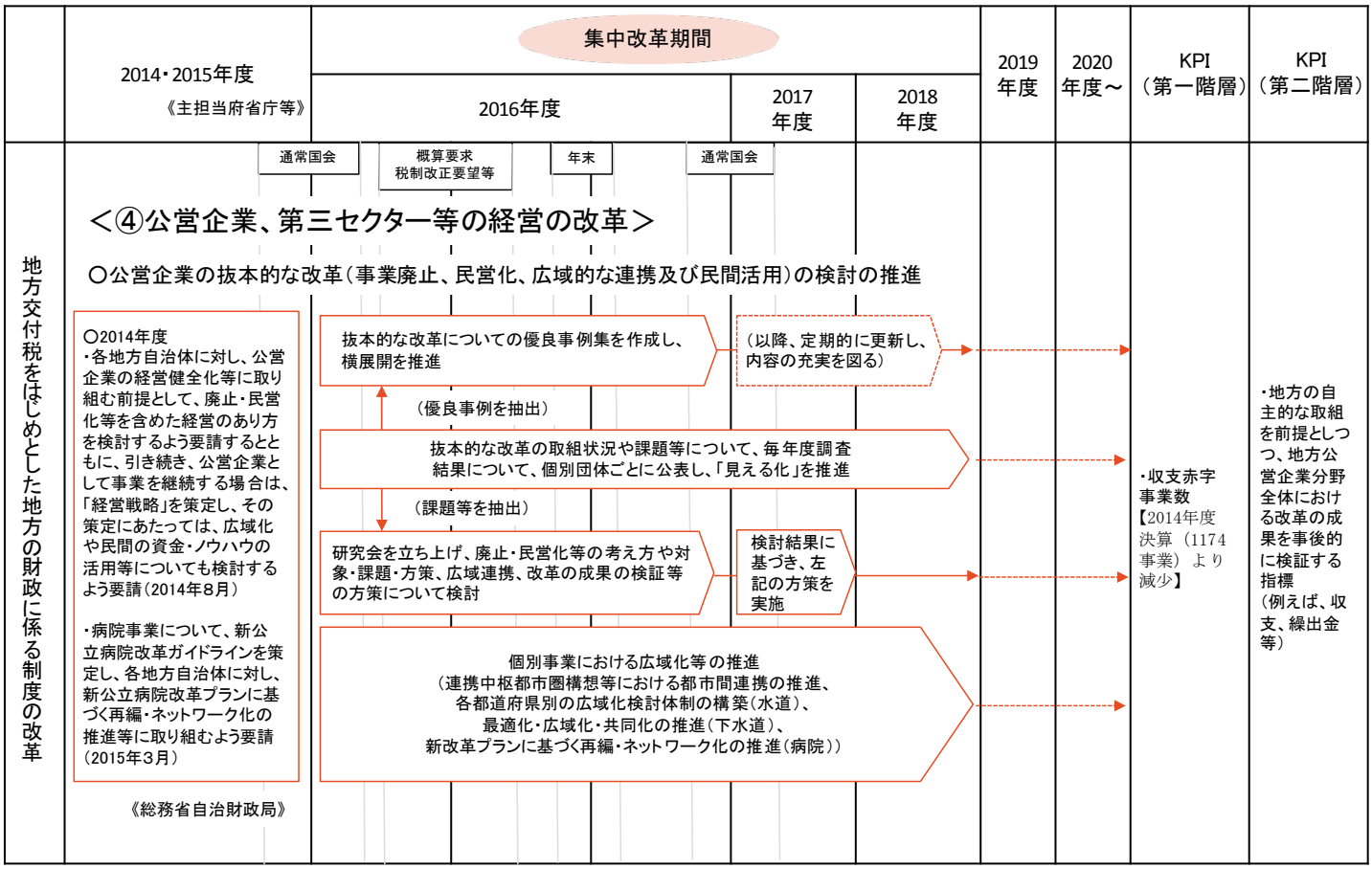


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

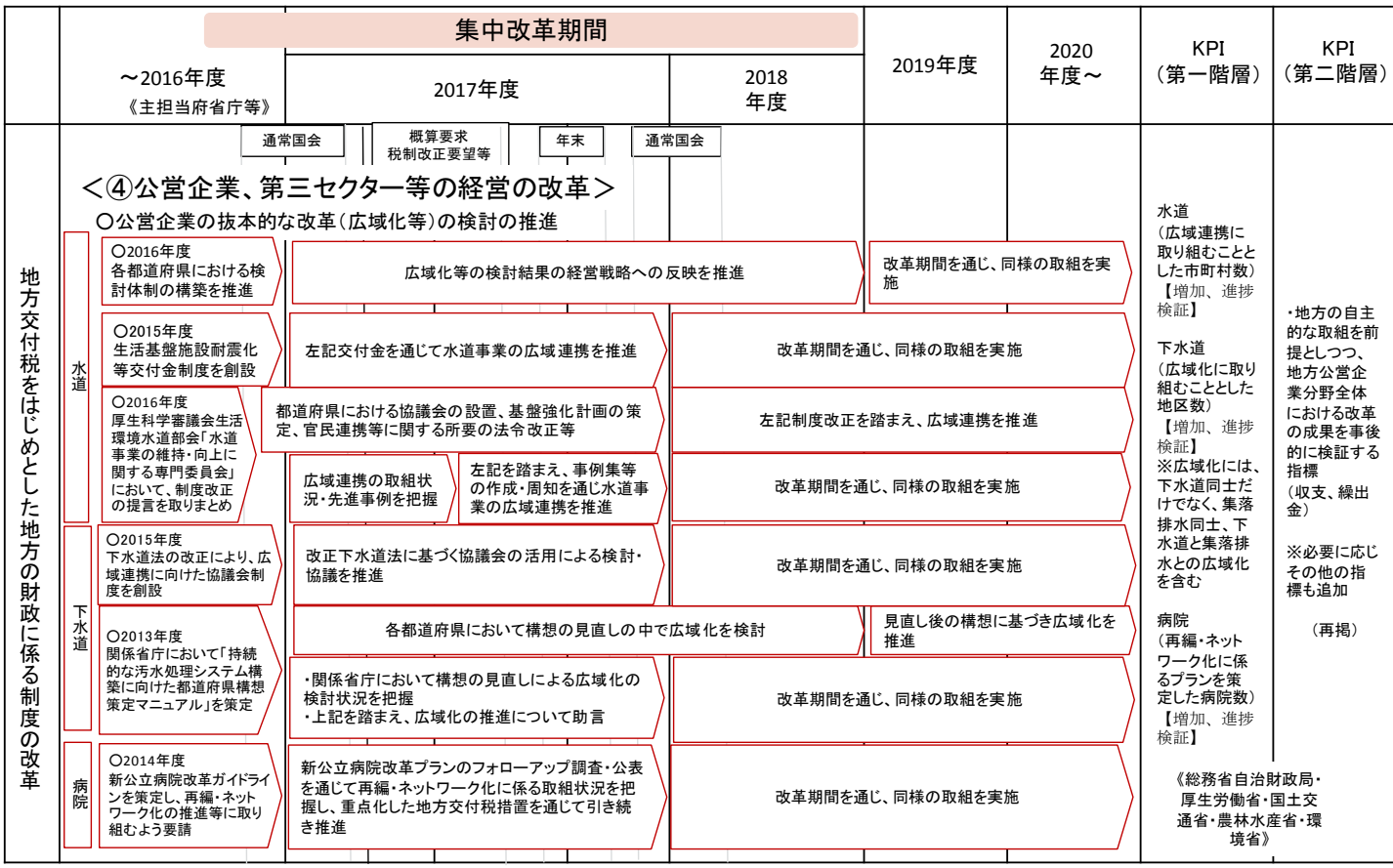

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：④公営企業、第三セクター等の経営の改革**

改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 【水道】水道事業について、各都道府県における広域化等の検討結果の経営戦略への反映を推進 | 【総務省】46道府県において水道事業の広域化等検討体制が設置された（2017年３月）。道府県の検討体制における先進的な取組について各都道府県へ情報共有（2017年４月、８月）。（順調） | 【総務省】道府県ごとの広域化等の検討結果が市町村等の経営戦略へ反映されるよう、都道府県に対するフォローアップを行っていく。 |
| 【水道】生活基盤施設耐震化等交付金を通じて、水道事業の広域連携を推進 | 【厚労省】生活基盤施設耐震化等事業計画を策定した都道府県に対して、当該計画に基づき広域連携の推進に資する事業を実施するための費用の一部を交付しており、平成29年度は48事業に交付している。（順調） | 【厚労省】引き続き、必要な予算の確保に努め、都道府県からの要望に対応する。 |
| 【水道】都道府県における協議会の設置、基盤強化計画の策定、官民連携等に関する所要の法令改正等 | 【厚労省】平成29年３月７日に第193回国会に提出した水道法の一部を改正する法律案については、継続審議の扱いとなっていたが、同年９月28日の衆議院の解散に伴い、審議未了により廃案となった。 | 【厚労省】同法案の国会への早期の再提出に向けて取り組む。 |
| 【水道】広域連携の取組状況、先進事例を把握、事例集等の作成・周知を通じ水道事業の広域連携を推進 | 【厚労省】全国の水道事業における広域連携の取組状況を調査し、広域連携の実施状況や検討中の事例を厚生労働省HPで公開するとともに、都道府県や水道事業者等との懇談会（全国5ブロック）や各種説明会等を通じて、広域連携の優良事例の紹介等を行うことにより、広域連携を推進している。（順調）<br>【総務省】水道事業の広域化等の取組を含む「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」を作成・公表（2017年３月）。<br>また、事業統合を行った事業者に対し、経営状況の違いに関する状況調査を行うとともに、この違いをどのように乗り越えたかに関する聞き取り調査を実施し、日本水道協会の地方支部総会等で説明（2017年６～８月）。（順調） | 【厚労省】引き続き、同様の取組に努め、広域連携を推進する。<br><br>【総務省】直近の先進的な取組事例を追加するなど、「地方公営企業における抜本的な改革等の先進・優良事例集」を更新し、内容の充実を図る予定（2017年度中）。 |
| 【下水道】改正下水道に基づく協議会の活用による検討協議を推進 | 【国交省】改正下水道法に基づく協議会については、現在4地域（124団体）で設置されており、施設の統廃合や維持管理の共同化等について検討中。協議会の活用を含め、広域化に取り組む地域について、モデル事業として支援。（順調） | 【国交省】<br>改正下水道法に基づく協議会制度の活用等、地域の実情に応じた広域化の取組をより一層推進。 |
| 【下水道】各都道府県において構想の見直しの中で広域化を検討<br><br>【下水道】関係省庁において構想の見直しによる広域化の検討状況を把握、広域化の推進について助言 | 【総務省】「都道府県構想」の見直しを踏まえ、先進的な取組の横展開やアドバイザー派遣等の経営戦略の策定支援を通じた広域化等の検討を推進。（順調）<br>【農水省・国交省・環境省】・各都道府県において、都道府県構想見直しの中で、広域化について検討中。2016年度末時点で29都府県において、見直し完了済み。（順調） | 【総務省】引き続き、関係3省庁と連携し、「都道府県構想」の見直しを踏まえ、先進的な取組の横展開やアドバイザー派遣等の経営戦略の策定支援を通じた広域化等の検討を推進。<br>【農水省・国交省・環境省】全都道府県における2018年度までの都道府県構想の見直し完了を目標に、取組を引き続き支援。<br>・「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ、2022年度までの広域化を推進するための目標を今年度中に設定し、目標に向けた取組を支援。 |
| 【病院】新公立病院改革プランのフォローアップ調査・公表を通じて再編・ネットワーク化に係る取組状況を把握し、重点化した地方交付税措置を通じて引き続き推進 | 【総務省】新公立病院改革プランのフォローアップ調査・ヒアリング（2017年11月～）を通じて、取組状況を把握することとしており、地方交付税措置を重点化している病院事業債（特別分）の積極的な活用を助言。（順調） | 【総務省】左記取組を通じて、再編・ネットワーク化に係る取組状況を把握し、検討の加速に向けた助言を行うとともに、結果を公表（2017年度中）。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| | ＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞<br>○公営企業の抜本的な改革（事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用）の検討の推進 | | | | | | | |
| | ○2014年度<br>・各地方自治体に対し、公営企業の経営健全化等に取り組む前提として、廃止・民営化等を含めた経営のあり方を検討するよう要請するとともに、引き続き、公営企業として事業を継続する場合は、「経営戦略」を策定し、その策定にあたっては、広域化や民間の資金・ノウハウの活用等についても検討するよう要請（2014年8月）<br><br>・病院事業について、新公立病院改革ガイドラインを策定し、各地方自治体に対し、新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進等に取り組むよう要請（2015年3月）<br><br>《総務省自治財政局》 | 抜本的な改革についての優良事例集を作成し、横展開を推進<br>（優良事例を抽出） | （以降、定期的に更新し、内容の充実を図る） | | | | | ・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（例えば、収支、繰出金等） |
| | | 抜本的な改革の取組状況や課題等について、毎年度調査結果について、個別団体ごとに公表し、「見える化」を推進<br>（課題等を抽出） | | | | | ・収支赤字事業数【2014年度決算（1174事業）より減少】 | |
| | | 研究会を立ち上げ、廃止・民営化等の考え方や対象・課題・方策、広域連携、改革の成果の検証等の方策について検討 | 検討結果に基づき、左記の方策を実施 | | | | | |
| | | 個別事業における広域化等の推進<br>（連携中枢都市圏構想等における都市間連携の推進、各都道府県別の広域化検討体制の構築（水道）、最適化・広域化・共同化の推進（下水道）、新改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進（病院）） | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | ＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞<br>○公営企業の抜本的な改革（広域化等）の検討の推進 | | | | | | |
| 水道 | ○2016年度<br>各都道府県における検討体制の構築を推進 | 広域化等の検討結果の経営戦略への反映を推進 | | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | 水道（広域連携に取り組むこととした市町村数）【増加、進捗検証】<br><br>下水道（広域化に取り組むこととした地区数）【増加、進捗検証】<br>※広域化には、下水道同士だけでなく、集落排水同士、下水道と集落排水との広域化を含む<br><br>病院（再編・ネットワーク化に係るプランを策定した病院数）【増加、進捗検証】 | ・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（収支、繰出金）<br><br>※必要に応じその他の指標も追加<br><br>（再掲） |
| | ○2015年度<br>生活基盤施設耐震化等交付金制度を創設 | 左記交付金を通じて水道事業の広域連携を推進 | | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | |
| | ○2016年度<br>厚生科学審議会生活環境水道部会「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」において、制度改正の提言を取りまとめ | 都道府県における協議会の設置、基盤強化計画の策定、官民連携等に関する所要の法令改正等 | | 左記制度改正を踏まえ、広域連携を推進 | | | |
| | | 広域連携の取組状況・先進事例を把握 | 左記を踏まえ、事例集等の作成・周知を通じ水道事業の広域連携を推進 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | |
| 下水道 | ○2015年度<br>下水道法の改正により、広域連携に向けた協議会制度を創設 | 改正下水道法に基づく協議会の活用による検討・協議を推進 | | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | |
| | ○2013年度<br>関係省庁において「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定 | 各都道府県において構想の見直しの中で広域化を検討 | | 見直し後の構想に基づき広域化を推進 | | | |
| | | ・関係省庁において構想の見直しによる広域化の検討状況を把握<br>・上記を踏まえ、広域化の推進について助言 | | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | |
| 病院 | ○2014年度<br>新公立病院改革ガイドラインを策定し、再編・ネットワーク化の推進等に取り組むよう要請 | 新公立病院改革プランのフォローアップ調査・公表を通じて再編・ネットワーク化に係る取組状況を把握し、重点化した地方交付税措置を通じて引き続き推進 | | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | 《総務省自治財政局・厚生労働省・国土交通省・農林水産省・環境省》 | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：④公営企業、第三セクター等の経営の改革**

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 【水道】<br>広域連携に取り組むこととした市町村数 | 増加、進捗検証 | 174市町村<br>（2016年度末） | F | 【厚労省】2017年度実績については、年度内に取りまとめを行う予定。なお、KPIは、水道法改正案（国会への早期の再提出を予定）の成立後に見直し予定。 |
| | 【下水道】<br>広域化に取り組むこととした地区数 | | 740箇所<br>（2016年度末時点） | F | 【農水省・国交省・環境省】2017年度末時点実績値は、2018年10月頃に把握予定。 |
| | 【病院】<br>再編・ネットワーク化に係るプランを策定した病院数 | | 28病院<br>（2016年度末時点）<br>※新公立病院改革プランを作成予定の病院数：863病院 | F | 【総務省】新公立病院改革プランのフォローアップ調査・ヒアリング（2017年11月～）を通じて、再編・ネットワーク化に係る取組状況を把握し、検討の加速に向けた助言を行うとともに、再編・ネットワーク化の取組等に関する事例集の作成・周知（2017年度中）により検討を加速。<br>なお、2017年度の実績は2019年9月頃把握予定。 |
| 第二階層 | 地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（収支、繰出金）【再掲】 | ー | ①収支　7,235億円の黒字<br>②繰出金　2兆9,570億円<br>（2016年度決算） | N | 2017年度決算における実績は2018年9月末頃把握予定。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | ＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞<br>○経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化<br>○2014年度<br>・各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を地方自治体に要請（2014年8月）<br>・病院事業について、新公立病院改革ガイドラインを策定し、各地方自治体に対し、「地域医療構想」を踏まえた新公立病院改革プランを策定するよう要請（2015年3月）<br>○2015年度<br>・「経営戦略ガイドライン」の策定<br>・病院事業について、新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化<br>《総務省自治財政局》 | 経営戦略の策定について、財政支援措置を講じ、集中的に推進<br>経営戦略の策定に係る進捗状況を毎年度調査<br>調査結果について、個別団体ごとに公表し、取組状況の「見える化」を推進<br>水道事業について、経営戦略を策定し、広域化等に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化 | | 水道の高料金対策及び下水道の高資本費対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化 | 策定の遅れている団体・分野の取組を促進 | | ・経営戦略の策定率<br>【2020年度までに100%】<br>・新公立病院改革プランの策定率<br>【2018年度までに100%】<br>・収支赤字事業数<br>【2014年度決算（1174事業）より減少】 | ・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標<br>（例えば、収支、繰出金等） |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | ＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞<br>○経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化<br>○2015年度「経営戦略ガイドライン」の策定<br>○2015年度<br>病院事業について、新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、地方交付税措置を重点化<br>○2016年度<br>水道事業について、経営戦略の策定に当たり、広域化等の検討に取り組む地方自治体に対し、地方交付税措置を重点化<br>《総務省自治財政局》 | 2016年度より、経営戦略の策定について、地方交付税措置を講じ、集中的に推進<br>経営戦略の策定に係る進捗状況を調査<br>広域化等の検討状況を含め、経営戦略の策定に係る最新の進捗状況を調査し、結果を公表<br>調査結果について、個別団体ごとに公表し、取組状況の「見える化」を推進<br>病院事業について、再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、重点化して行うこととした地方交付税措置を引き続き実施<br>水道事業について、高料金対策に係る地方交付税措置に経営戦略策定を要件化<br>下水道事業について、高資本費対策に係る地方交付税措置に経営戦略策定を要件化 | 集中改革期間を通じ、同様の取組を実施<br>集中改革期間を通じ、同様の取組を実施<br>集中改革期間を通じ、同様の取組を実施<br>集中改革期間を通じ、同様の取組を実施 | 策定の遅れている団体・分野の取組を促進 | | ・経営戦略の策定率<br>【2020年度までに100%】<br>・新公立病院改革プランの策定率<br>【2018年度までに100%】<br>・収支赤字事業数<br>【2014年度決算（1174事業）より減少】 | ・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標<br>（収支、繰出金）<br>※必要に応じその他の指標も追加<br>（再掲） |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：④公営企業、第三セクター等の経営の改革**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 2016年度より、経営戦略の策定について、地方交付税措置を講じ、集中的に推進 | 2016年度～2018年度において、経営戦略の策定に要する経費に対して交付税措置を実施することとしており、2017年度においても同様に措置。（順調） | 2018年度についても、引き続き交付税措置を実施。 |
| 広域化等の検討状況を含め、経営戦略の策定に係る最新の進捗状況を調査<br><br>調査結果について、個別団体ごとに公表し、取組状況の「見える化」を推進 | 2017年3月31日時点における経営戦略の策定状況を調査。2016年3月末時点の策定率は44.2%。<br><br>2017年３月末時点での全都道府県、市町村の事業別の策定状況を公表（2017年８月）。<br>策定予定年度未定の事業について、ヒアリングを実施（2017年10月）。<br>（順調） | 2020年度までに策定予定の事業は2016年度末で82.3%（策定済を含む）。<br>2018年度以降も、引き続き、全都道府県、市町村の事業別の策定状況を公表する予定（2018年８月頃を予定）。 |
| 病院事業について、再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、重点化して行うこととした地方交付税措置を引き続き実施 | 2015年度から、新公立病院改革プランに基づき行われる再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債（特別分）を措置し、その元利償還金の40%を普通交付税措置（通常は25%）。（順調） | 2018年度以降についても、引き続き、同様の取組を実施。 |
| 水道事業について、高料金対策に係る地方交付税措置に経営戦略策定を要件化 | 2017年度から、水道事業の高料金対策に係る地方交付税措置に経営戦略策定を要件化。<br>（順調） | 2018年度以降についても、引き続き、同様の取組を実施。 |
| 下水道事業について、高資本費対策に係る地方交付税措置に経営戦略策定を要件化 | 2017年度から、下水道事業の高資本費対策に係る地方交付税措置に経営戦略策定を要件化。<br>（順調） | 2018年度以降についても、引き続き、同様の取組を実施。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| | ＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞<br>○経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化<br>○2014年度<br>・各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を地方自治体に要請（2014年8月）<br>・病院事業について、新公立病院改革ガイドラインを策定し、各地方自治体に対し、「地域医療構想」を踏まえた新公立病院改革プランを策定するよう要請（2015年3月）<br>○2015年度<br>・「経営戦略ガイドライン」の策定<br>・病院事業について、新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化<br>《総務省自治財政局》 | 経営戦略の策定について、財政支援措置を講じ、集中的に推進<br>経営戦略の策定に係る進捗状況を毎年度調査<br>調査結果について、個別団体ごとに公表し、取組状況の「見える化」を推進<br>水道事業について、経営戦略を策定し、広域化等に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化 | 水道の高料金対策及び下水道の高資本費対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化 | | 策定の遅れている団体・分野の取組を促進 | | ・経営戦略の策定率<br>【2020年度までに100%】<br>・新公立病院改革プランの策定率<br>【2018年度までに100%】<br>・収支赤字事業数<br>【2014年度決算（1174事業）より減少】 | ・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標<br>（例えば、収支、繰出金等） |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | ＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞<br>○経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化<br>○2015年度「経営戦略ガイドライン」の策定<br>○2015年度<br>病院事業について、新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、地方交付税措置を重点化<br>○2016年度<br>水道事業について、経営戦略の策定に当たり、広域化等の検討に取り組む地方自治体に対し、地方交付税措置を重点化<br>《総務省自治財政局》 | 2016年度より、経営戦略の策定について、地方交付税措置を講じ、集中的に推進<br>経営戦略の策定に係る進捗状況を調査<br>広域化等の検討状況を含め、経営戦略の策定に係る最新の進捗状況を調査し、結果を公表<br>調査結果について、個別団体ごとに公表し、取組状況の「見える化」を推進<br>病院事業について、再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、重点化して行うこととした地方交付税措置を引き続き実施<br>水道事業について、高料金対策に係る地方交付税措置に経営戦略策定を要件化<br>下水道事業について、高資本費対策に係る地方交付税措置に経営戦略策定を要件化 | 集中改革期間を通じ、同様の取組を実施<br>集中改革期間を通じ、同様の取組を実施<br>集中改革期間を通じ、同様の取組を実施<br>集中改革期間を通じ、同様の取組を実施 | 策定の遅れている団体・分野の取組を促進 | | ・経営戦略の策定率<br>【2020年度までに100%】<br>・新公立病院改革プランの策定率<br>【2018年度までに100%】<br>・収支赤字事業数<br>【2014年度決算（1174事業）より減少】 | ・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標<br>（収支、繰出金）<br>※必要に応じその他の指標も追加<br>（再掲） |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：④公営企業、第三セクター等の経営の改革**

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 経営戦略の策定率【再掲】 | 2020年度までに100% | 策定済み　44.2%（2016年度末時点） | A | 2020年度までに策定予定の事業は2016年度末で82.3%（策定済を含む）。なお、2017年度の策定状況は2018年8月頃把握予定。 |
| | 新公立病院改革プランの策定率【再掲】 | 2018年度までに100% | 策定済み　92.7%（2016年度末時点） | A | 2018年度までに策定予定の事業は2016年度末100.0%（策定済を含む）。未策定の公立病院についても、早期の策定を目指し、引き続き、策定に向けた進捗のフォローアップを行う（2017年11月～）。なお、2017年度の策定状況は2018年8月頃把握予定。 |
| | 収支赤字事業数【再掲】 | 2014年度決算（1,174事業）より減少 | 828事業（2016年度決算） | A | 2017年度決算における実績は2018年9月末頃把握予定。 |
| 第二階層 | 地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（収支、繰出金）【再掲】 | ー | ①収支　7,235億円の黒字<br>②繰出金　2兆9,570億円（2016年度決算） | N | 2017年度決算における実績は2018年9月末頃把握予定。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | | 通常国会<br>概算要求<br>税制改正要望等<br>年末<br>通常国会 | | | | | | |
| | ＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞<br>○第三セクター等の改革<br>○2014年度<br>・「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定し、各地方自治体に対し、2014年度以降においても、引き続き、関係を有する第三セクター等について効率化・経営健全化に取り組むことを要請（2014年8月）<br>《総務省自治財政局》 | 第三セクター改革などの先進事例集の作成・公表<br>第三セクター等の財政的リスク等を調査・公表し、各地方団体の経営健全化の取組を推進 | （以降、定期的に更新し、内容の充実を図る） | | 健全経営の維持に向けた取組を引き続き推進 | | | ・第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償等）【減少】 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | 通常国会<br>概算要求<br>税制改正要望等<br>年末<br>通常国会 | | | | | | |
| | ＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞<br>○第三セクター等の改革<br>○2016年度<br>・財政的リスク等の調査・公表<br>・先進事例集の作成・公表<br>《総務省自治財政局》 | 財政的リスク等について、最新の状況を調査し、結果を公表<br>・調査内容を個別団体ごとに公表し、各地方団体による経営健全化の取組を推進<br>・先進事例集を更新し、内容を充実<br>・更新した事例集を活用し、引き続き横展開を推進 | 集中改革期間を通じ、同様の取組を引き続き推進 | 健全経営の維持に向けた取組を引き続き推進 | | ― | ・第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証）【減少】 |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：④第三セクター等の改革**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 財政的リスク等について、最新の状況を調査し、結果を公表<br>各地方団体による経営健全化の取組を推進、先進事例集を更新し、引き続き横展開を推進 | 2015年度決算における第三セクター等7,410法人のうち、地方公共団体が損失補償等を行っている1,193法人 について財政的リスクの状況調査を実施（2016年７月）し、調査結果を公表（2017年１月）。調査結果は団体別・法人別の形式で調査対象法人すべてについて公表。<br>「第三セクター改革等先進事例集」を作成・公表（2017年３月）。（順調） | 今後も引き続き同様の取組を実施。<br>整理・再生等の抜本的改革及び損失補償の削減や債務超過の解消等の経営健全化の取組事例について、調査を実施し、「第三セクター改革等先進事例集」を更新し、内容の充実を図る予定（2017年度中）。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第二階層 | 第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証） | 減少 | 【補助金】2,682億円<br>【損失補償・債務保証】<br>3.5兆円<br>（2015年度決算） | A | 2016年度決算における実績は2017年12月頃把握予定。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | ＜⑤地方創生の取組支援のための新型交付金の創設・活用＞ | | | | | | | |
| | ・2014年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定。これを踏まえ、2015年度中に、地方公共団体において「地方版総合戦略」を策定<br>・2016年度当初予算での新型交付金の創設に向けて、予算額で1,000億円超、事業費ベースで2,000億円超の概算要求を行い、予算編成過程において、具体的な制度設計を行う | 地方創生の取組支援のための新型交付金の活用<br>自治体から事業申請 → KPIの設定状況や先駆性について審査 → 交付決定 | 新型交付金の支援対象となる事業に対して自治体が設定したKPIの達成状況を把握し、必要に応じて「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定について検討を行うとともに、翌年度以降の事業の採択に反映 | | | | ・新型交付金対象事業について自治体において設定するKPI【全事業】<br>・新型交付金の交付対象とする個別事業（先駆的・優良事例）の数【2020年度までの累計数について、予算の執行状況を勘案しつつ検討】 | ・新型交付金事業全体の効果（経済・財政効果等）（事後的に検証する指標）<br>・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI |
| | | 自治体が設定したKPIを把握し、毎年モニタリングしていく | | | | | | |
| | | 新型交付金事業全体の進捗検証、PDCAを実行 | | | | | | |
| | 《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | ＜⑤地方創生の取組支援のための新型交付金（地方創生推進交付金）の創設・活用等＞ | | | | | | |
| | （新規申請分）<br>2015年度中に、地方公共団体において「地方版総合戦略」を策定 | 地方版総合戦略に基づいて、地方創生に向けた事業を検討<br>国は、自治体の取組のうち、先導性が高いものを、地方創生推進交付金の対象として採択<br>→ 自治体は地方創生推進交付金を活用して推進 | | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | ・地方創生推進交付金対象事業について自治体において設定するKPI【全事業】<br>・地方創生推進交付金の交付対象とする個別事業（先駆的・優良事例）の数【2020年度までの累計数について、予算の執行状況を勘案しつつ検討】 | ・地方創生推進交付金事業全体の効果（経済・財政効果等）<br>・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI |
| | （継続事業分）<br>国は自治体の取組のうち、先導性が高いものを、地方創生推進交付金の対象として採択<br>→ 自治体は地方創生推進交付金を活用して、採択事業を推進 | 2016年度末時点におけるKPIの実績見込みを把握<br>KPIの実績見込みに基づき、自治体が効果検証<br>→次年度以降の事業の内容に反映<br>国において、KPIやPDCAの実施状況に基づき、継続事業を審査<br>→（KPIやPDCAを適切に実施している場合）自治体が地方創生推進交付金を活用して取組を推進<br>→（KPIやPDCAが不十分である場合）国は当該事業を不採択 | | | | | | |
| | | KPIの実績を把握<br>→ 自治体において外部有識者の意見や議会の関与を得ながら、効果検証<br>→ 国に検証結果を報告<br>国は報告内容を分析し、その結果を取りまとめ<br>採択事業のうち、特に特徴的な事例について、国の効果検証分析事業により詳細に検証<br>→検証結果は全体の取りまとめに反映 | | | | | | |
| | 2016年度当初予算での地方創生推進交付金の創設（予算額1,000億円、事業費ベース2,000億円） | 2017年度以降の地方創生推進交付金の採択に当たっては、KPIの実績見込みや効果検証結果を反映<br>交付金を活用して地域間連携を促すとともに、先駆的事例の全国展開を推進 | 2017年度予算において、所要額を計上<br>2018年度予算において、所要額を計上 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | |
| | 2016年度補正予算で措置した「地方創生加速化」交付金の効果検証事業を実施 | 「地方創生加速化交付金」及び「地方創生推進交付金」の効果検証を実施 | | | | | |
| | | 交付金事業全体の効果把握手法等の検討、結果の取りまとめ | | | | | |
| | | | | | 《内閣府地方創生推進事務局》 | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑤地方創生の取組支援のための新型交付金（地方創生推進交付金）の創設・活用等**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 国は、自治体の取組のうち、先導性が高いものを、地方創生推進交付金の対象として採択<br>→　自治体は地方創生推進交付金を活用して推進 | 地方創生推進交付金により、地方公共団体が複数年度にわたり取り組む先導的な事業を安定的・継続的に支援。平成29年度の募集に際しては、平成29年3月23日締切で第1回募集を行い、514億円を交付決定。8月31日締切で第2回募集を行い、10月13日採択、11月上旬交付決定予定。（順調） | 引き続き地方公共団体が複数年にわたり自主的・主体的に実施する地方創生の深化に向けた取組を安定的・継続的に支援を行う。 |
| KPIの実績見込みに基づき、自治体が効果検証<br>→次年度以降の事業の内容に反映 | 各自治体は、事業年度毎にKPIの達成状況について、外部有識者や議会の関与等も含め効果検証を行い、その結果を公表、国への報告をおこなうとともに、次年度以降の事業内容に反映する。（順調） | 引き続き、各自治体において検証を実施。 |
| 2017年度以降の地方創生推進交付金の採択に当たっては、KPIの実績見込みや効果検証結果を反映 | 地方創生推進交付金で採択した事業については、KPIの設定を要件としており、申請書類等から把握。採択事業のKPIについては、翌年度以降の申請にあたり、KPIの実績見込みや効果検証結果に基づくPDCAが実施されているかどうかを含め、審査結果に反映。（順調） | 引き続き同様の取組を実施。 |
| 交付金を活用して地域間連携を促すとともに、先駆的事例の全国展開を推進 | 先駆的事例については、交付金の採択にあたり、採択事業の中から特に特徴的な事例をまとめた資料をHPにおいて公表（平成29年度も実施予定）。また、交付金の申請前に実施する個別相談会や事前相談の際に、地方公共団体の提案内容に類似した先駆的事例を紹介し、その内容に基づいた事業スキームの改善のためのアドバイスを個別に実施し、先駆的事例の全国展開を推進する。（順調） | 引き続き同様の取組を実施。 |
| 「地方創生加速化交付金」及び「地方創生推進交付金」の効果検証を実施 | 「地方創生加速化交付金」の効果検証を委託調査により実施中。今後「平成28年度地方創生推進交付金」についても実施予定。（順調） | 今年度中に取りまとめ予定。 |
| 交付金事業全体の効果把握手法等の検討、結果の取りまとめ | 上記調査の中で交付金事業全体の効果把握手法等についても検討中。（順調） | 上記調査の中で取りまとめ予定。 |

# KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 地方創生推進交付金対象事業について自治体において設定するKPI | 全事業 | 全事業 | A | 各事業実施主体が設定したKPIの達成状況を把握、モニタリング |
| 第一階層 | 地方創生推進交付金の交付対象とする個別事業（先駆的・優良事例）の数 | 2020年度までの累計数について、予算の執行状況を勘案しつつ検討 | 334件（2017年度） | A | 各事業実施主体の個別事業から先駆的な取組の検証を引き続き実施。 |
| 第2階層 | 地方創生推進交付金の対象事業全体の効果（経済・財政効果等） | 効果等の把握と併わせ、検討 | 「地方創生加速化交付金」の効果検証を委託調査により実施中。今後「平成28年度地方創生推進交付金」についても実施予定。 | N | 「地方創生加速化交付金」「平成28年度地方創生推進交付金」については今年度中に取りまとめ予定。 |
| 第2階層 | 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI | KPI毎に設定（2020年度末） | 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）」に記載 | N | 引き続きPDCAメカニズムの下、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、KPIの達成に向けて施策の推進を図る。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | ＜⑤地方創生の取組支援のための新型交付金の創設・活用＞ | | | | | | | |
| | ・2014年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定。これを踏まえ、2015年度中に、地方公共団体において「地方版総合戦略」を策定<br>・2016年度当初予算での新型交付金の創設に向けて、予算額で1,000億円超、事業費ベースで2,000億円超の概算要求を行い、予算編成過程において、具体的な制度設計を行う | 地方創生の取組支援のための新型交付金の活用<br>自治体から事業申請 ⇒ KPIの設定状況や先駆性について審査 ⇒ 交付決定 | 新型交付金の支援対象となる事業に対して自治体が設定したKPIの達成状況を把握し、必要に応じて「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定について検討を行うとともに、翌年度以降の事業の採択に反映 | | | | ・新型交付金対象事業について自治体において設定するKPI【全事業】<br>・新型交付金の交付対象とする個別事業（先駆的・優良事例）の数【2020年度までの累計数について、予算の執行状況を勘案しつつ検討】 | ・新型交付金事業全体の効果（経済・財政効果等）（事後的に検証する指標）<br>・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI |
| | | 自治体が設定したKPIを把握し、毎年モニタリングしていく | | | | | | |
| | | 新型交付金事業全体の進捗検証、PDCAを実行 | | | | | | |
| | 《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | |
| | ＜⑤地方創生の取組支援のための新型交付金（地方創生推進交付金）の創設・活用等＞ | | | | | | |
| | ○高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくり（地域運営組織）の推進 | | | | | | |
| | 先発事例の整理・情報提供など、地域運営組織の持続的な運営に関する調査研究や環境整備を推進 | 地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開<br>「地域の課題解決に向けた地域運営組織に関する有識者会議」最終報告を踏まえ、地縁型組織の法人化の促進に向けた検討 | 前年度における施策の成果を把握・検証した上で、翌年度以降の施策の在り方について検討し、所要の措置 | | | ・地域運営組織の形成数【2020年までに3,000団体】<br>※必要に応じ、その他の指標も追加 | ・地方創生推進交付金事業全体の効果（経済・財政効果等）（再掲）<br>・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI（再掲） |
| | 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進のため、地方創生推進交付金も活用して支援するとともに、地域運営組織の持続的な運営等について、地方交付税措置により重点課題として支援 | 引き続き、地方創生推進交付金等も活用して支援するとともに、地方交付税措置により重点課題として支援 | | | | | |
| | | 上記の施策について、各自治体による前年度の取組の成果を把握、「見える化」し、翌年度以降の施策の在り方について検討<br>左記検討結果に基づき所要の措置 | | | | | |
| | ※地方交付税措置により重点課題として支援する他の取組については右記を参照 ・P83「自治体情報システム構造改革の推進」 ・P47「森林吸収源対策等の推進」 | | | | | | |
| | 《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局、総務省自治財政局》 | | | | | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑤地方創生の取組支援のための新型交付金（地方創生推進交付金）の創設・活用等**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開 | 地域運営組織形成支援のための全国フォーラム（29年3月に東京で実施）や都道府県別の説明会・意見交換会（29年4月～9月までに4箇所で実施）を実施。<br>情報発信のためのポータルサイトを29年5月に開設し、優良事例集や関係府省の支援制度等を取りまとめてホームページで公表。（順調） | 引き続き、説明会や研修会等を実施する予定<br>ポータルサイトにおいて、優良事例等の紹介を行う予定 |
| 「地域の課題解決に向けた地域運営組織に関する有識者会議」最終報告を踏まえ、地縁型組織の法人化の促進に向けた検討 | 法人化促進のためのガイドブック等の作成に向けた調査を実施。<br>総務省において「地域自治組織のあり方に関する研究会」を開催し、7月に報告書を取りまとめ。（順調） | 法人化促進のためのガイドブック等を29年末までに作成し公表予定<br>地縁型組織の法人化の促進に向け今後議論を深化 |
| 引き続き、地方創生推進交付金等も活用して支援するとともに、地方交付税措置により重点課題として支援 | 必要な経費について、地方創生推進交付金等による支援を行うとともに、「重点課題対応分」として地方財政計画に計上し、地方交付税措置を講じている。（順調） | 引き続き、必要な財政的支援を実施 |
| 上記の施策について、各自治体による前年度の取組の成果を把握、「見える化」し、翌年度以降の施策の在り方について検討 | 全国の自治体に対して取組状況を調査し、全国の取組状況をホームページで公表。（順調） | 引き続き、各自治体の取組状況を把握し、ホームページで公表 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 地域運営組織の形成数 | 2020年までに3,000団体 | 3071団体（2016年度） | A | KPIの見直しについて検討し、引き続き、KPIの達成状況を把握、モニタリング。 |
| 第2階層 | 地方創生推進交付金の対象事業全体の効果（経済・財政効果等）【再掲】 | 効果等の把握と併わせ、検討 | 「地方創生加速化交付金」の効果検証を委託調査により実施中。今後「平成28年度地方創生推進交付金」についても実施予定。 | N | 「地方創生加速化交付金」「平成28年度地方創生推進交付金」については今年度中に取りまとめ予定。 |
| | 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI【再掲】 | KPI毎に設定（2020年度末） | 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）」に記載 | N | 引き続きPDCAメカニズムの下、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、KPIの達成に向けて施策の推進を図る。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| 地方行財政の「見える化」 | ＜⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示＞ | | | | | | | |
| | ○地方財政の全面的な「見える化」 | | | | | | | |
| | 各団体の行政コスト等の経年比較や他団体比較、団体自らの分析結果を取りまとめた財政状況資料集（Excel形式）等を総務省ホームページにおいて公表 | 住民一人当たり行政コストについて、<br>・維持補修費、普通建設事業費（新規整備・既存更新）等の性質別<br>・民生費、衛生費、教育費等の目的別<br>で網羅的に、財政分析の内容も含めて「見える化」 | | | 集中改革期間の取組の効果を踏まえ、「見える化」の促進についてさらに検討 | | | |
| | | 公共施設等の老朽化対策という新たな課題に対応し、固定資産台帳の整備に合わせて<br>・各自治体の「資産老朽化比率」を「見える化」し、将来負担比率との「組合せ分析」を導入<br>・施設類型毎の一人当たり面積等のストック情報や固定資産台帳による土地情報等を「見える化」<br>により、ストック情報を全面的に「見える化」 | | | | | | |
| | | データ検索機能や分析のためのグラフ作成機能の追加等により、地方財政決算情報ホームページの使いやすさの一層の向上を図る | 面積や人口規模、高齢化比率等の条件を指定して、自治体や住民が他団体と比較できるよう、データベースの整備を検討し、必要に応じて適切な措置を実施 | | | | | |
| | | 予算・決算の対比に関する情報開示の充実による「見える化」につき、自治体の事務負担にも配慮しながら取り組む | | | | | | |
| | 《総務省自治財政局》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方行財政の「見える化」 | ＜⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示＞ | | | | | | |
| | ○2016年度<br>住民一人当たり行政コストについて、経年比較や類似団体間比較を含めて性質別・目的別で網羅的に「見える化」し、様々な条件で自治体間の比較を可能とする | ○地方財政の全面的な「見える化」<br>2016年度決算に係る住民一人当たり行政コストを公表し、決算情報の「見える化」を推進 | 集中改革期間を通じ、同様の取組を実施 | 集中改革期間の取組の効果を踏まえ、「見える化」の促進について更に検討 | | ― | ― |
| | | 公共施設等の老朽化対策という新たな課題に対応し、固定資産台帳の整備に合わせて2015年度決算より、<br>・各地方公共団体の「有形固定資産減価償却率」を「見える化」し、将来負担比率との「組合せ分析」を導入<br>・施設類型ごとの一人当たり面積等のストック情報や固定資産台帳による土地情報等を「見える化」<br>により、ストック情報を全面的に「見える化」（土地情報については、用途や売却可能区分等を開示すること等により、未利用資産の売却・有効活用に取り組むよう地方公共団体に対して周知しており、引き続き働きかけ） | | | | | |
| | ○2016年度<br>面積や人口規模、高齢化比率等の条件を指定して自治体や住民が他団体と比較できるよう決算情報をe-Statに登録し、データ検索や他の登録データと組み合わせた分析を可能とするなど、決算情報の利活用を行う上での利便性を向上 | e-Stat機能の活用状況等を踏まえ、必要に応じて決算情報の登録方法等の改善を検討するなど適切な措置を実施 | | | | | |
| | ○2016年度<br>予算・決算の対比に関する情報開示の充実による「見える化」につき、都道府県・政令指定都市分について総務省において一覧性ある形で「見える化」 | 2016年度に係る予算・決算の対比について、引き続き総務省において一覧性ある形で公表することにより、「見える化」を推進 | 集中改革期間を通じて同様の取組を実施 | | | | |
| | | 政令指定都市以外の市について、公表手法を検討し、「見える化」に取り組む | | | | | |
| | 《総務省自治財政局》 | | | | | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 2016年度決算に係る住民一人当たり行政コストを公表し、決算情報の「見える化」を推進 | 2016年度決算においても、経年比較や類似団体間比較を含めて性質別・目的別で住民一人当たり行政コストを財政状況資料集において公表予定。（順調） | 引き続き、同様の内容をホームページに公表することにより、各地方公共団体の住民一人当たりコストの「見える化」を推進 |
| 公共施設等の老朽化対策という新たな課題に対応し、固定資産台帳の整備に合わせて2015年度決算より、<br>・各地方公共団体の「有形固定資産減価償却率」を「見える化」し、将来負担比率との「組合せ分析」を導入<br>・施設類型ごとの一人当たり面積等のストック情報や固定資産台帳による土地情報等を「見える化」<br>により、ストック情報を全面的に「見える化」（土地情報については、用途や売却可能区分等を開示すること等により、未利用資産の売却・有効活用に取り組むよう地方公共団体に対して周知しており、引き続き働きかけ） | 2016年度決算においても、財政状況資料集上で、固定資産台帳の整備に合わせ、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表。<br>・所有資産全体の有形固定資産減価償却率<br>・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり床面積等<br>・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報<br>（順調） | 引き続き、同様の毎年度の各地方公共団体の保有するストック情報の「見える化」を推進 |
| e-Stat機能の活用状況等を踏まえ、必要に応じて決算情報の登録方法等の改善を検討するなど適切な措置を実施 | e-Stat利用者の要望等を把握し、必要に応じて適切な措置を実施。（順調） | 引き続き、必要に応じて適切な措置を実施 |
| 2016年度に係る予算・決算の対比について、引き続き総務省において一覧性ある形で公表することにより、「見える化」を推進<br>政令指定都市以外の市について、公表手法を検討し、「見える化」に取り組む | 2016年度に係る予算・決算における都道府県及び政令指定都市について公表予定。政令指定都市以外の市についての公表手法を引き続き検討<br>（順調） | 引き続き、都道府県・政令指定都市の予算・決算について「見える化」を推進<br>政令指定都市以外の市について、公表手法の検討、結果を踏まえて、「見える化」に取り組む。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

集中改革期間

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | | |
| 地方行財政の「見える化」 | ＜⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示＞ | | | | | | | |
| | ○公共施設等総合管理計画 | | | | | | | |
| | 特別交付税措置等により支援 | | | | | | | |
| | 公共施設等総合管理計画は、公共施設等の現況及び将来の見通し（老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等）を踏まえて策定するよう引き続き促進 | | | 更新・統廃合・長寿命化等の取組の進捗を踏まえた継続的な計画の見直し・充実化 | | | ・公共施設等総合管理計画を策定した地方自治体数【2016年度までに100%】 | ・資産老朽化比率 |
| | | | | 施設の集約化・複合化等を促進 | | | ・施設の集約化・複合化等を実施した地方自治体数【増加、進捗検証】 | |
| | ○2014年度<br>・公共施設等総合管理計画の策定を総務大臣通知により要請（2014年4月） | 先進団体の取組・ノウハウを横展開 | | | | | | |
| | ○2015年度<br>・公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となるよう努める旨を総務大臣通知により要請（2015年8月） | 施設更新等の経費見込みや延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、資産老朽化比率や毎年度の取組内容も含めて横比較できるように各地方公共団体分を統合したものを総務省ホームページで公表 | | | | | | |
| | | 各地方公共団体の総合管理計画の改訂の有無等を毎年度調査・公表 | | | | | | |
| | | 資産老朽化比率等の複数の指標を適切に組み合わせて経年比較や横比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」 | | | | | | |
| | | 集約化・複合化等による成果事例の収集及び成果の把握手法の検討 | | | | | | |
| | | | | 上記結果に基づき成果を検証 | | | | |
| | | 個別団体ごとの資産老朽化比率や一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報について、経年変化や類似団体比較等を実施した上で各団体の分析コメントを付して公表 | | | | | | |
| | 《総務省自治財政局》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

集中改革期間

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | | |
| 地方行財政の「見える化」 | ＜⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示＞ | | | | | | |
| | ○公共施設等総合管理計画に基づく施設の集約化・複合化等の促進 | | | | | | |
| | 公共施設等総合管理計画は、公共施設等の現況及び将来の見通し（老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等）を踏まえて策定するよう引き続き促進 | 長寿命化、集約化・複合化等の取組の進捗や個別施設計画の策定を踏まえた継続的な公共施設等総合管理計画の見直し・充実化を促進（対象期間をできるだけ中長期とすることや、広域での取組推進等のための都道府県の役割など、公共施設等総合管理計画の改訂に当たっての留意点を2017年度に通知） | 引き続き、公共施設等総合管理計画の見直し・充実化を促進 | | ・公共施設等総合管理計画を策定した地方自治体数【2016年度までに100%】<br>・施設の集約化・複合化等を実施した地方自治体数【増加、進捗検証】 | ・有形固定資産減価償却率 |
| | 将来の人口の見通しや維持管理・更新・修繕等の経費の今後の推計、延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、有形固定資産減価償却率や毎年度の取組内容と併せて横比較できるように各地方公共団体分を統合したものを総務省ホームページで公表 | | | | | | |
| | 各地方公共団体の総合管理計画の改訂の有無等を毎年度調査・公表 | | | | | | |
| | ○2015年度・2016年度<br>公共施設等総合管理計画策定や同計画に基づく集約化・複合化等の先進的な取組事例を収集・周知 | 新たな先進的な取組事例を収集 | 収集した取組事例を周知し、横展開を推進 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | |
| | 2016年度より、集約化・複合化等による成果事例の収集及び成果の検証手法の検討 | | | 左記結果に基づき成果を検証 | | | |
| | ・財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表<br>・所有資産全体の有形固定資産減価償却率<br>・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり床面積等<br>・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報<br>・有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、将来に向けた財政負担も踏まえた老朽化対策の進捗状況を「見える化」 | | | | | | |
| | 《総務省自治財政局》 | | | | | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示**

# 改革工程の進捗状況－①

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 長寿命化、集約化・複合化等の取組の進捗や個別施設計画の策定を踏まえた継続的な公共施設等総合管理計画の見直し・充実化を促進<br>（対象期間をできるだけ中長期とすることや、広域での取組推進等のための都道府県の役割など、公共施設等総合管理計画の改訂に当たっての留意点を2017年度に通知） | 公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表の更新作業に合わせ、記載内容に係る課題を洗い出す等、公共施設等総合管理計画の改訂に当たっての留意事項を整理。<br>（順調） | 左記の内容等を踏まえ、2017年度末までに公共施設等総合管理計画の改訂に当たっての留意点を地方公共団体あてに通知 |
| 将来の人口の見通しや維持管理・更新・修繕等の経費の今後の推計、延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、有形固定資産減価償却率や毎年度の取組内容と併せて横比較できるように各地方公共団体分を統合したものを総務省ホームページで公表 | 各地方公共団体における公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表を2017年３月31日時点版に更新し、2017年10月に公表<br>（順調） | 引き続き公共施設等総合管理計画の主たる記載項目の内容について比較可能な形式で公表 |
| 各地方公共団体の総合管理計画の改訂の有無等を毎年度調査・公表 | 上欄の一覧表において、策定・改訂年度を記載しており、2017年10月に公表。（順調） | 引き続き改訂の有無について毎年度調査・公表 |
| ・財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表<br>・所有資産全体の有形固定資産減価償却率<br>・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり床面積等<br>・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報<br>・有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、将来に向けた財政負担も踏まえた老朽化対策の進捗状況を「見える化」 | 2016年度決算においても、財政状況資料集上で、固定資産台帳を整備した団体について、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表<br>・所有資産全体の有形固定資産減価償却率<br>・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり床面積等<br>・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報<br>（順調） | 引き続き、毎年度の各地方公共団体の保有する老朽化の進捗状況を「見える化」。<br>新たに固定資産台帳を整備した団体についても、有形固定資産減価償却率等を公表。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

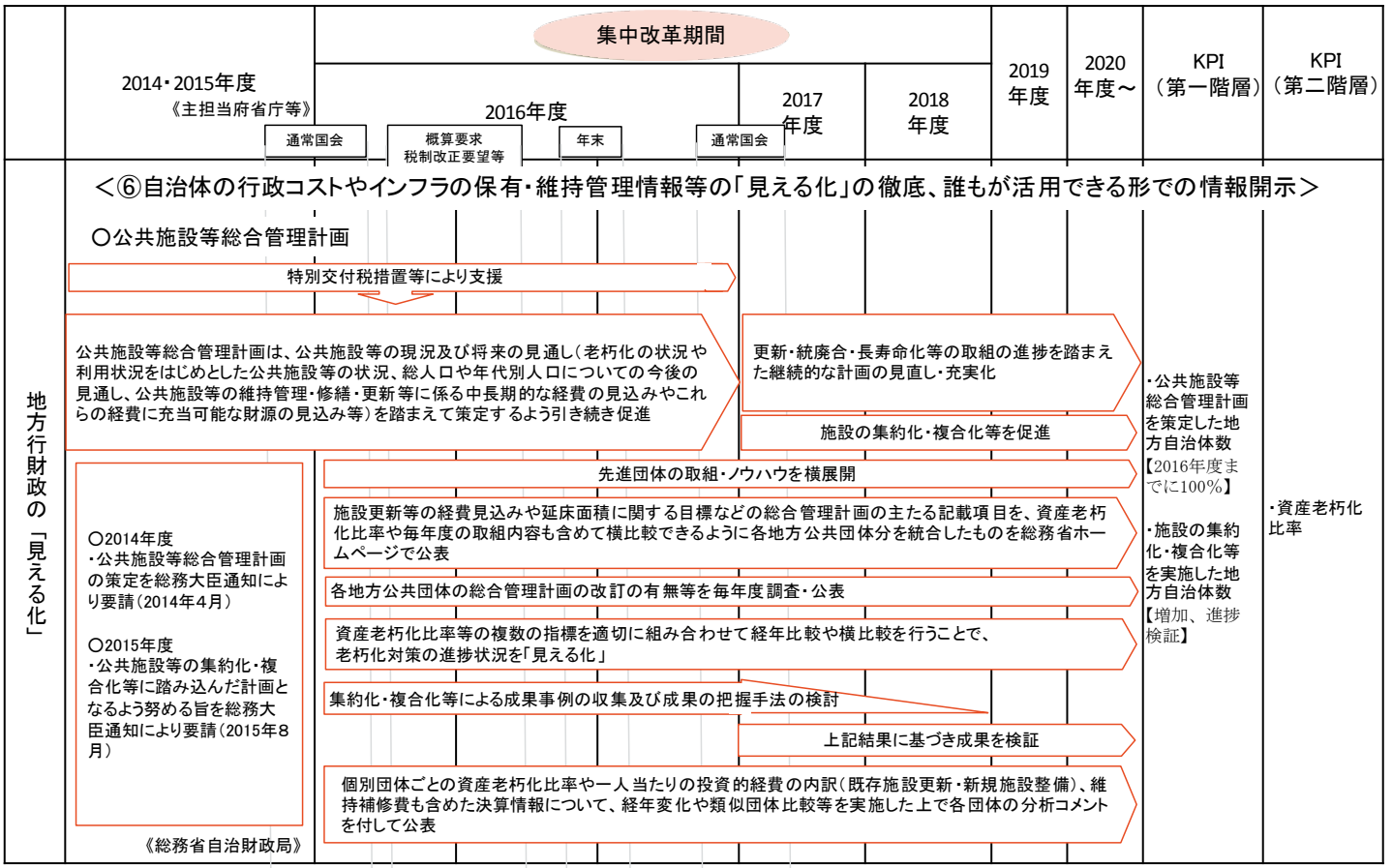


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

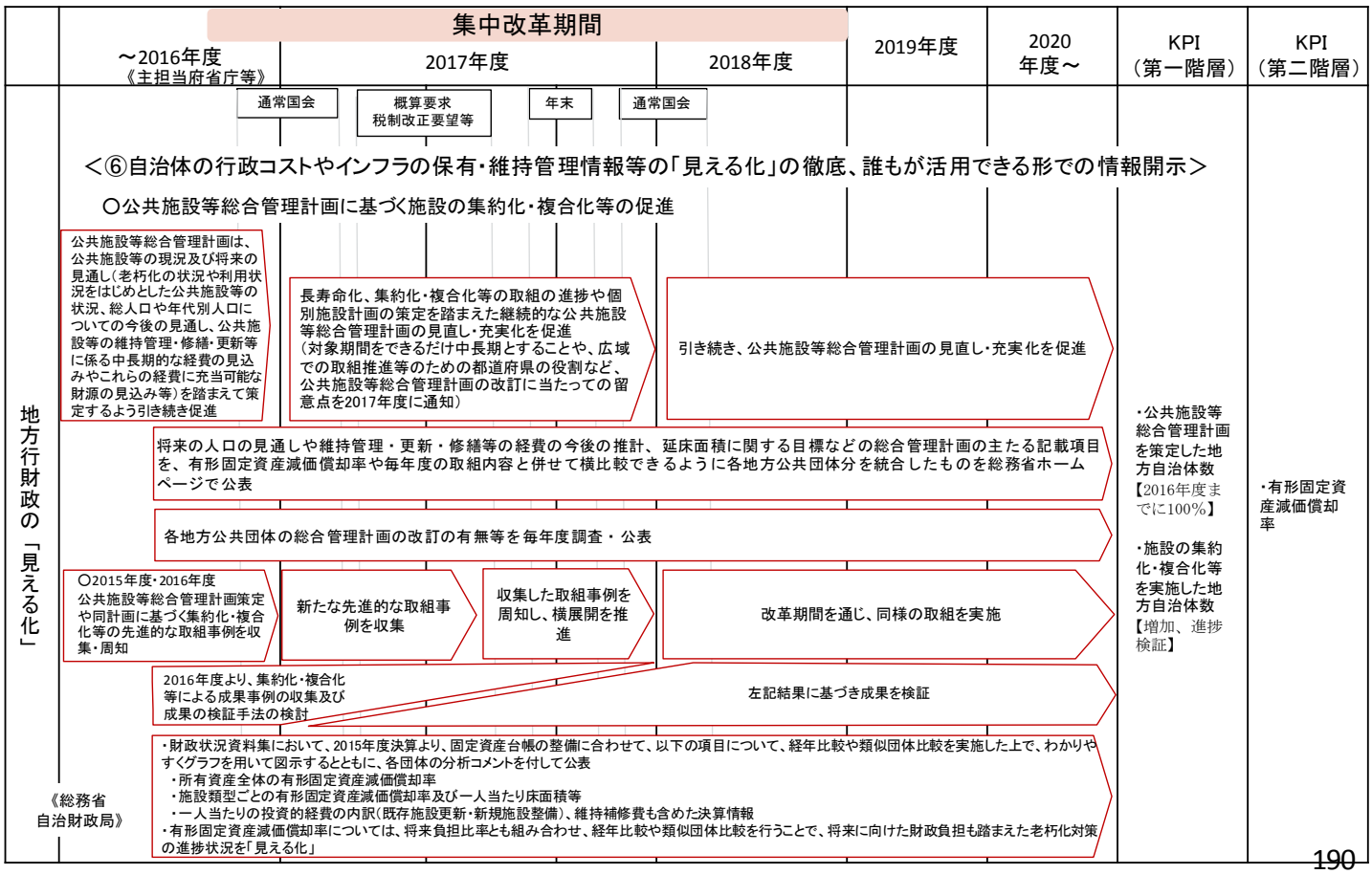

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示**

# 改革工程の進捗状況－②

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 新たな先進的な取組事例を収集、収集した取組事例を周知し、横展開を推進 | 公共施設最適化事業債を活用した先進事例を収集し、内容を精査中。（順調） | 2017年度中に収集した取組事例を周知し、横展開を推進 |
| 集約化・複合化等による成果事例の収集及び成果の把握手法の検討 | 集約化・複合化等の成果の検証手法の検討に資するよう、公共施設最適化事業債を活用した先進事例を収集しつつ、成果の検証手法を2017年度中に検討。（順調） | 引き続き、事例の収集と、集約化・複合化等による成果の検証手法の検討を進め、当該結果に基づき成果を検証 |

# KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 公共施設等総合管理計画を策定した地方自治体数【再掲】 | 2016年度末までに100% | 策定済み　98.2%（2016年度末時点） | A | 未策定の32団体のうち、28団体は2017年度中に策定完了予定であり、残りの4団体はいずれも東日本大震災被災地の団体である。未策定の団体については、引き続き、策定状況等のフォローアップを行う。 |
| 第一階層 | 施設の集約化・複合化等を実施した地方自治体数【再掲】 | 増加、進捗検証 | 2016年度において、公共施設最適化事業債・地域活性化事業債（転用）・除却事業に係る地方債を活用した地方公共団体数は、延べ234団体 | F | 各地方公共団体における公共施設等の適正管理の取組を一層推進するため、平成29年度地方財政計画において、「公共施設等適正管理推進事業費」が計上されており、引き続き、各団体による公共施設等の集約化・複合化等の取組を推進する。 |
| 第二階層 | 有形固定資産減価償却率 | ー | 都道府県　44.9<br>市町村　55.6<br>※平成27年度決算（平成28年３月末）時点全国平均値 | F | 各都道府県、市町村の2017年３月末時点の数値を把握し、今後公表予定。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方行財政の「見える化」 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| | ＜⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示＞ | | | | | | | |
| | ○地方公会計 | | | | | | | |
| | ○2014年度<br>・固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備を総務大臣通知により要請（2015年1月） | 特別交付税措置等により支援 | | | | | ・固定資産台帳を整備した地方自治体数【2017年度までに100%】 | |
| | | 統一的な基準による地方公会計の整備を促進 | | | | | | |
| | | | | 各団体の財務書類や固定資産台帳を総務省ホームページにおいても公表 | | | ・統一的な基準による地方公会計を整備した地方自治体数【2017年度までに100%】 | |
| | | | | 地方公会計等を活用し、予算編成等の財政マネジメントを強化 | | | | |
| | | 先進団体の取組・ノウハウを横展開 | | | | | | |
| | 《総務省自治財政局》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方行財政の「見える化」 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | ＜⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示＞ | | | | | | |
| | ○地方公会計 | | | | | | |
| | 2014年度より、地方交付税措置等により統一的な基準による地方公会計の整備を支援 | | | | | | |
| | ○2016年度<br>各地方公共団体において作成・整備された財務書類や固定資産台帳を、順次、総務省ホームページにおいても公表 | 総務省ホームページにおける公表内容を随時更新し、取組状況の「見える化」を推進 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | ・固定資産台帳を整備した地方自治体数【2017年度までに100%】 | ― |
| | ○2016年度<br>地方公会計等を活用した予算編成等の財政マネジメントの強化の推進のため、地方公会計の先進的な活用事例の収集・周知 | 新たな先進的な活用事例を収集 | 収集した事例を周知し、横展開を推進 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | ・統一的な基準による地方公会計を整備した地方自治体数【2017年度までに100%】 | |
| | 《総務省自治財政局》 | | | | | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 2014年度より、地方交付税措置等により統一的な基準による地方公会計の整備を支援 | 統一的な基準による地方公会計の整備について、今年度中の整備完了に向け、地方交付税措置等により促進。（順調） | 引き続き、地方公共団体において財務書類等の更新及び活用が図られるよう支援を実施。 |
| 総務省ホームページに公表された各団体の財務書類や固定資産台帳を随時更新し、取組状況の「見える化」を推進 | 各団体の財務書類や固定資産台帳について、総務省ホームページにおいて公表。（順調） | 総務省ホームページにおける公表内容を随時更新し、取組状況の「見える化」を推進。 |
| 新たな先進的な活用事例を収集、収集した事例を周知し、横展開を推進 | 活用事例を収集し、総務省ホームページ等で横展開を推進。（順調） | 引き続き、新たな先進的な活用事例を収集・周知し、横展開を推進。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 固定資産台帳を整備した地方自治体数 | 2017年度までに100% | 69.6%（2016年度末時点） | A | 「統一的な基準による財務書類の整備予定等調査」（2017年3月31日時点）によると、2017年度中に、99.8%の団体で固定資産台帳の整備が完了する予定。<br>引き続き、財政措置や研修の実施などにより、固定資産台帳の整備を推進し、進捗を管理することとされている。 |
| | 統一的な基準による地方公会計を整備した地方自治体数 | 2017年度までに100% | 9.4%（2016年度末時点） | A | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| 地方行財政の「見える化」 | ＜⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示＞ | | | | | | | |
| | ○公営企業会計 | | | | | | | |
| | ○2014年度<br>・2015年度から2019年度までの5年間で、下水道及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け、公営企業会計の適用に取り組むよう地方自治体に要請（2015年1月）<br><br>○2015年度<br>・新会計基準に基づく決算の公表（2015年9月）<br>・経営比較分析表について、2015年度は上・下水道事業について公表<br>《総務省自治財政局》 | 地方財政措置等により支援<br>重点事業（下水道事業、簡易水道事業）を中心に、公営企業会計の適用を推進<br>公営企業会計の適用の進捗状況を調査、各都道府県・市町村別に公表（毎年度）<br>「経営比較分析表」の公表分野の拡大（毎年度2～3事業分野程度）や廃止・民営化等の検討に資する指標を研究会等で検討の上、追加する等内容の充実を図り、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進 | | | | （重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策（法制化等）について、検討）<br>・重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人以上）【2020年度予算から対象自治体の100%】【人口３万人未満の自治体については進捗検証】 | |
| | ○地方交付税 | | | | | | | |
| | ・地方交付税（都道府県分）の基準財政需要額の内訳等について総務省ホームページに公開<br>《総務省自治財政局》 | 地方交付税の各自治体への配分の考え方・内容の詳細、経年変化について、市町村分も含め誰もが活用できる形で総務省ホームページに公開 | | 引き続き、「見える化」の内容について充実を図る | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方行財政の「見える化」 | ＜⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示＞ | | | | | | |
| | ○公営企業会計 | | | | | | |
| | ○2015年度<br>新会計基準に基づく決算の公表開始 | 2016年度決算について新会計基準に基づき公表し、決算情報の「見える化」を推進 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | | |
| | ○2015年度<br>上・下水道事業の経営比較分析表の公表を開始し、給水原価等を含む経営状況の「見える化」を推進<br>○2016年度<br>経営比較分析表の公表分野の拡大や廃止・民営化等の検討に資する指標を研究会において検討 | 研究会における検討結果を踏まえ、「経営比較分析表」の公表分野の拡大（毎年度2～3事業分野程度）や廃止・民営化等の検討に資する指標の追加等内容の充実を図り、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進 | 集中改革期間を通じ、同様の取組を実施 | 左記の取組を踏まえ、更なる方針を検討し、実行 | | ・重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人以上）【2020年度予算から対象自治体の100%】【人口３万人未満の自治体については進捗検証】 | ― |
| | 重点事業（下水道事業、簡易水道事業）を中心に、地方財政措置等により、公営企業会計の適用を推進 | | | （重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策（法制化等）について、検討） | 左記の方針を踏まえ、更なる方針を検討し、実行 | | |
| | 公営企業会計の適用の進捗状況を調査、各都道府県市町村別に公表 | 公営企業会計の適用の2016年度における進捗状況を調査・公表 | 調査結果を基に適用拡大を更に推進 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | |
| | ○地方交付税 | | | | | | |
| | 地方交付税の基準財政需要額の内訳等について、都道府県分については2015年度から、市町村分については2016年度から、誰もが活用できる形で総務省ホームページに公開 | 2017年度分の普通交付税を算定 | 2017年度分の基準財政需要額の内訳等を公開し経年変化を充実し、交付税算定の「見える化」を推進 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | 《総務省自治財政局》 | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 2016年度決算について新会計基準に基づき公表し、決算情報の「見える化」を推進 | 2016年度決算の概要について新会計基準に基づき、公表（2017年９月）。（順調） | 2017年度決算についても新会計基準に基づき、公表予定。 |
| 研究会における検討結果を踏まえ、「経営比較分析表」の公表分野の拡大（毎年度２～３事業分野程度）や廃止・民営化等の検討に資する指標の追加等内容の充実を図り、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進 | 「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」を公表（2017年３月）。<br>同報告書を踏まえ、「経営比較分析表」を既に作成・公表している水道事業及び下水道事業に加え、交通事業（バス事業）及び電気事業の２事業について、廃止・民営化等の検討に資する指標を含む「経営比較分析表」を作成・公表（2017年９月）。（順調） | 「経営比較分析表」の作成・公表対象事業の更なる拡大を検討。 |
| 重点事業（下水道事業、簡易水道事業）を中心に、地方財政措置等により、公営企業会計の適用を推進 | 2015年度～2020年度において、公営企業会計の適用に直接必要な経費に対して財政措置を実施することとしており、2017年度においても同様に措置。（順調） | 2018年度以降についても、引き続き財政措置を実施。 |
| 公営企業会計の適用の2016年度における進捗状況を調査・公表、調査結果を基に適用拡大を更に推進 | 2017年４月１日時点における公営企業会計適用の取組状況を調査し、結果を公表（2017年８月）。<br>重点事業について、公営企業会計適用の取組が遅れている団体が多い都道府県を対象にヒアリングを実施（2017年10月）。（順調） | 2018年度以降についても、引き続き、同様の取組を実施。 |
| 2017年度分の普通交付税を算定。<br>2017年度分の基準財政需要額の内訳等を公開し経年変化を充実し、交付税算定の「見える化」を推進 | 地方交付税の基準財政需要額の内訳等について、2017年度算定分も含めてホームページに公開済み。（順調） | 改革期間を通じ、同様の取組を実施。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人以上）【再掲】 | （人口3万人以上の自治体）2020年度予算から対象自治体の100%<br>人口３万人未満の自治体については進捗検証 | 【下水道事業】<br>適用済み　40.0%<br>取組中　58.8%<br>計　98.8%<br><br>【簡易水道事業】<br>適用済み　57.9%<br>取組中　34.7%<br>計　92.6%<br>（2017年4月1日時点） | A | 2018年４月１日時点の取組状況について、2018年８月頃把握予定。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方行財政の「見える化」 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |

＜⑦民間委託やクラウド化等への取組状況の比較可能な形での開示＞

- 助言通知発出（平成27年8月28日付総務大臣通知）
- 総務省において、取組状況や今後の対応方針について、調査・ヒアリング等を実施し、必要に応じて助言等を実施 → 改革期間を通じ、同様の取組を実施
- 現状について、「見える化」・比較可能な形での公表を実施予定
- 総務省・各自治体において、民間委託やクラウド化等の取組状況（実施率）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形での公表を検討・実施 → 改革期間を通じ、同様の取組を実施
- 民間委託に係る歳出効率化等の成果について、業務改革モデルプロジェクトにおいて把握手法を検討・確立 → 上記手法を活用し、歳出効率化等の成果を検証

《総務省自治行政局、地域力創造グループ》

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方行財政の「見える化」 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |

＜⑦民間委託やクラウド化等への取組状況の比較可能な形での開示＞

- 総務省・各自治体において、民間委託やクラウド化等の業務別・団体規模別の取組状況（実施率。窓口業務等の民間委託については、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等を含む。）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形での公表を検討・実施
  - 実施率等について2016年3月結果公表
  - クラウド化の導入対象業務数を含む「見える化」
  - 自治体クラウドグループの取組事例について、深掘り・分析及び整理・類型化（平成28年8月）
- → 改革期間を通じ、同様の取組を実施

《総務省自治行政局、地域力創造グループ》

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑦民間委託やクラウド化等への取組状況の比較可能な形での開示**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 総務省・各自治体において、民間委託やクラウド化等の業務別・団体規模別の取組状況（実施率。窓口業務等の民間委託については、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等を含む。）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形での公表を検討・実施 | ・平成２７年度より、毎年、「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」を行っており、各団体の民間委託の実施状況や指定管理者制度の状況を把握した上で、見える化・比較可能な形で公表。（平成28年度に実施した調査については、平成29年３月３０日公表）<br>・平成28年度に「BPRによる業務改革の効果把握状況調査」を実施し、公表。（平成29年３月３０日公表）<br>（順調） | ・引き続き、地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査を行い、各団体の民間委託の実施状況や指定管理者制度の状況を、見える化・比較可能な形で公表。<br>・「BPRによる業務改革の効果把握状況調査」により、業務量に応じたコスト分析等が可能か検討。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | － | － | － | | － |
| 第二階層 | － | － | － | | － |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| 地方行財政の「見える化」 | ＜⑧公共サービス関連情報の「見える化」、エビデンスに基づくPDCAサイクルの抜本的強化＞<br>＜⑨法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野におけるパフォーマンス指標の「見える化」と関係法令等の見直し、それを踏まえた国庫支出金等の配分の見直し＞ 《制度所管府省庁担当局》<br>＜⑩法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野におけるパフォーマンス指標の「見える化」と関係法令等の見直し、それを踏まえた地方交付税の配分の見直し＞ 《総務省自治財政局》<br>公共サービス関連情報の「見える化」について、具体的に検討（内閣府において取りまとめ、経済財政諮問会議においても議論）<br>法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野（例えば医療、介護、教育等）におけるパフォーマンス指標（各府省庁の行う規模が一定以上である等の主要な事業に対する成果を計測する指標）を行政事業レビューの成果目標も参照しつつ具体的に検討・特定（内閣府において取りまとめ、経済財政諮問会議においても議論）<br>《内閣府政策統括官（経済社会システム担当）》 | | 左記の検討結果に基づき実施<br>パフォーマンス指標の進捗状況を「見える化」し、行政事業レビューの取組とも連携しつつ、各府省庁、各自治体自らが成果を評価したり類似団体間で比較可能とする<br>左記の「見える化」を踏まえた国庫支出金等の配分の見直し<br>左記の見直しを踏まえた地方交付税の配分の見直し<br>都道府県別の一人当たり行政コストとその財源内訳（地方税・地方交付税・国庫支出金等）の「見える化」を行い、比較可能な状態にすることで、その経年変化のモニタリング等を行う。その際、都道府県とも、域内の基礎自治体の情報を共有し、連携して取り組む<br>KPIやパフォーマンス指標（又は行政事業レビューの成果目標）等を掲げた事業について、行政事業レビューの取組とも連携しつつ、自治体と関係府省庁が協力し、「行政サービス・事業に要した費用」及び「経済社会面、行財政面からの効果」（費用対効果）が分かる指標・データを検討し、明らかにする | | | | ・都道府県別の住民一人当たり行政コストとその財源内訳（地方税・地方交付税・国庫支出金等） |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| 地方行財政の「見える化」 | **＜⑧公共サービス関連情報の「見える化」、エビデンスに基づくPDCAサイクルの抜本的強化＞**<br>**＜⑨法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野におけるパフォーマンス指標の「見える化」と関係法令等の見直し、それを踏まえた国庫支出金等の配分の見直し＞** 《制度所管府省庁担当局》<br>**＜⑩法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野におけるパフォーマンス指標の「見える化」と関係法令等の見直し、それを踏まえた地方交付税の配分の見直し＞** 《総務省自治財政局》<br>公共サービス関連情報の「見える化」について、具体的に検討（内閣府において取りまとめ、経済財政諮問会議においても議論）<br>国庫支出金に係る調査や所管府省ヒアリングを実施し、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等について具体的に検討。内閣府及び所管府省庁は、調査・ヒアリングの内容も踏まえ、国庫支出金の性格に応じ、地方自治体によるパフォーマンス指標の設定、またその活用、「見える化」を進める<br>《内閣府政策統括官（経済社会システム担当）》 | 左記検討を踏まえ、引き続き、「見える化」ポータルサイト、「見える化」データベース等の更新・充実により、自治体の窓口業務等に関係する住民一人当たり行政コストを含め、公共サービス関連情報の「見える化」を実施<br>パフォーマンス指標の進捗状況を「見える化」し、行政事業レビューの取組とも連携しつつ、各府省庁、各自治体自らが成果を評価したり類似団体間で比較可能とする | 引き続き、同様の取組を実施<br>左記の「見える化」を踏まえた国庫支出金の配分のメリハリ<br>左記の見直しを踏まえた地方交付税の配分の見直し<br>都道府県別の一人当たり行政コストとその財源内訳（地方税・地方交付税・国庫支出金等）の「見える化」を行い、比較可能な状態にすることで、その経年変化のモニタリング等を行う。その際、都道府県とも、域内の基礎自治体の情報を共有し、連携して取り組む<br>KPIやパフォーマンス指標（又は行政事業レビューの成果目標）等を掲げた事業について、行政事業レビューの取組とも連携しつつ、自治体と関係府省庁が協力し、「行政サービス・事業に要した費用」及び「経済社会面、行財政面からの効果」（費用対効果）が分かる指標・データを検討し、明らかにする | | ― | ・都道府県別の住民一人当たり行政コストとその財源内訳（地方税・地方交付税・国庫支出金等） |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑧公共サービス関連情報の「見える化」、エビデンスに基づくPDCAサイクルの抜本的強化**
**⑨法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野におけるパフォーマンス指標の「見える化」と関係法令等の見直し、それを踏まえた国庫支出金等の配分の見直し**
**⑩法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野におけるパフォーマンス指標の「見える化」と関係法令等の見直し、それを踏まえた地方交付税の配分の見直し**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 「見える化」ポータルサイト、「見える化」データベース等の更新・充実により、自治体の窓口業務等に関係する住民一人当たり行政コストを含め、公共サービス関連情報の「見える化」を実施 | 引き続き、「見える化」ポータルサイト、「見える化」データベース等の更新・充実により、自治体の窓口業務等に関係する住民一人当たり行政コストを含め、公共サービス関連情報の「見える化」を実施。（順調） | 引き続き、同様の取組を実施 |
| パフォーマンス指標の進捗状況を「見える化」し、行政事業レビューの取組とも連携しつつ、各府省庁、各自治体自らが成果を評価したり類似団体間で比較可能とする | ・本年３月に国と地方のシステムWGにおいて、50億円以上の国庫支出金について、パフォーマンス指標の設定・「見える化」等の状況の調査結果を報告。<br>・社会資本整備以外の分野では、調査対象24件のうち、<br>▶指標設定済：14件<br>▶29年度に指標設定又は充実：５件<br>▶今後指標設定又は充実を検討：９件<br>・社会資本整備分野では、調査対象17件全てで指標設定済。<br>・関係府省から今後指標設定または検討するとした国庫支出金についてその取組状況を聴取しつつ、指標設定・「見える化」等の促進を働きかけ。<br>・28・29年度に新たに創設された50億円以上の国庫支出金について関係府省に調査を実施した結果、14件中10件の国庫支出金について指標設定が可能と回答。<br>（順調） | パフォーマンス指標の設定・「見える化」等の進捗状況把握のため、①指標を設定済みの国庫支出金②新規の国庫支出金や今後指標を設定または充実を検討するとした国庫支出金の進捗状況調査及び③指標設定困難等としている国庫支出金について、指標設定の可否に係る調査を実施し、来年３月目途にWGに報告すべく作業を進める予定。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第二階層 | 都道府県別の住民一人当たり行政コストとその財源内訳（地方税・地方交付税・国庫支出金等） | － | 2015年度決算分析データを29年3月26日WGにおいて「見える化」 | A | 2016年度決算状況については、総務省から公表される全国速報値・確報値を基に、2017年度中に「見える化」を行う。また、その結果は、年度末の国と地方のシステムWGに報告する。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

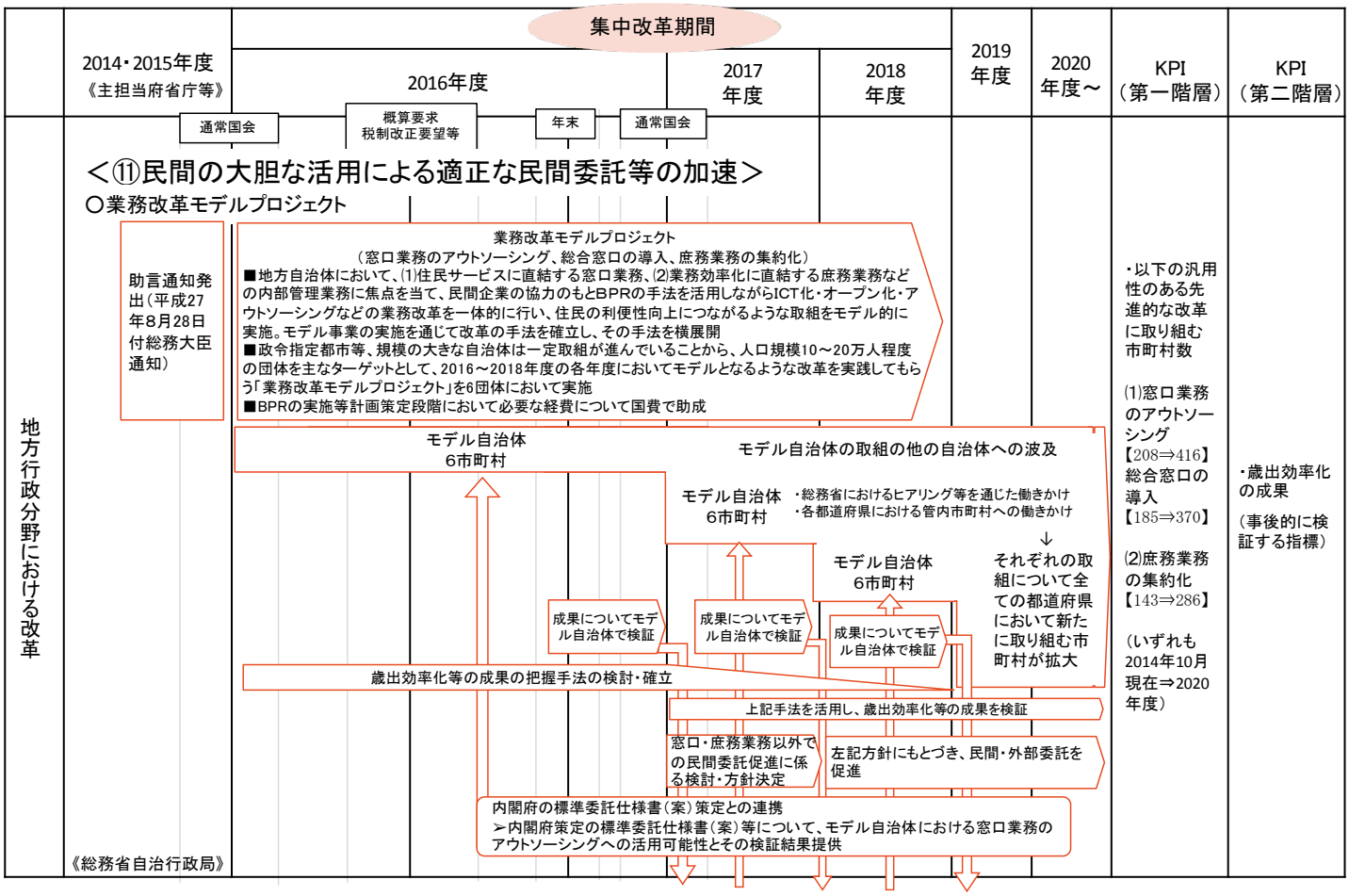


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

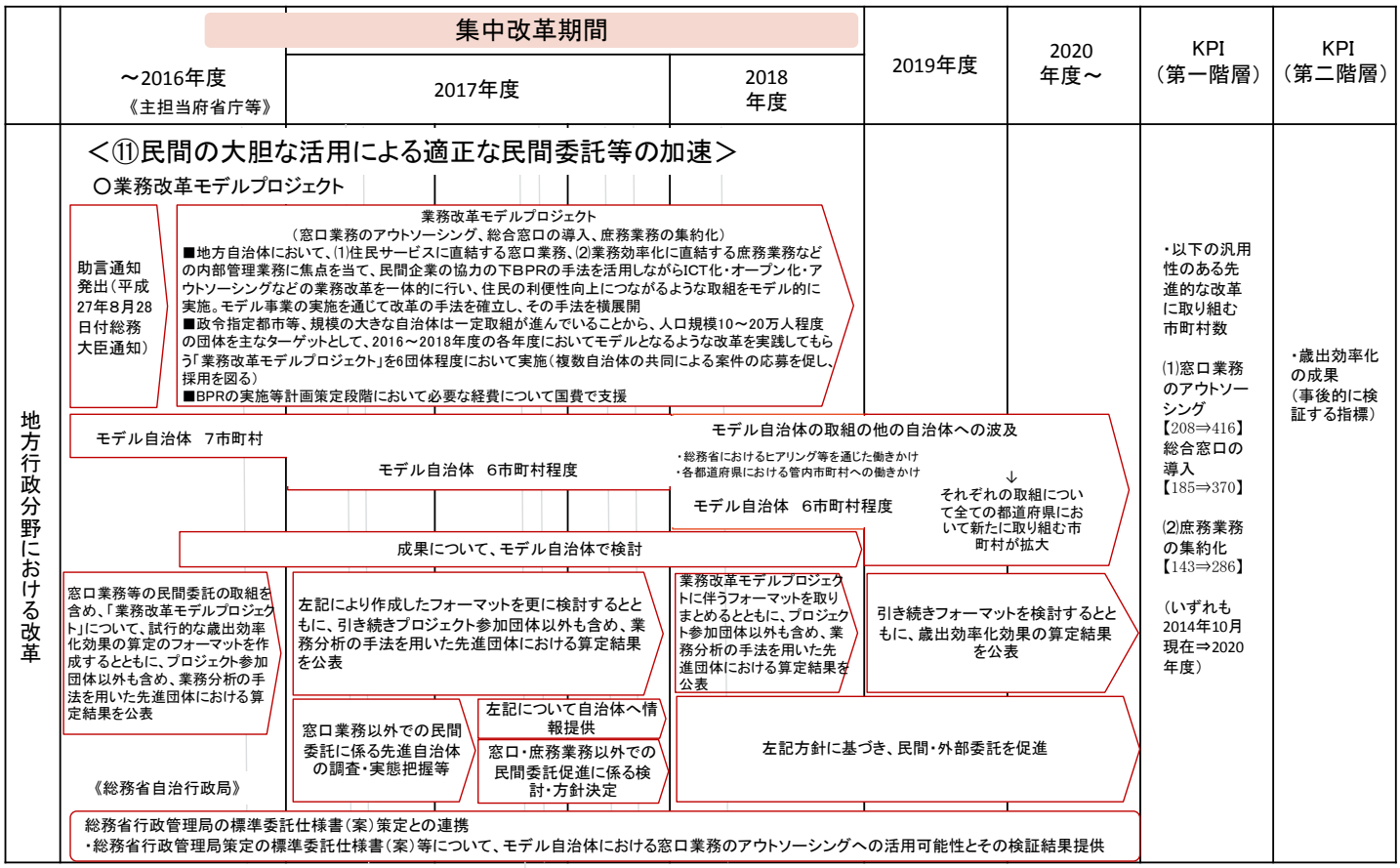

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑪民間の大胆な活用による適正な民間委託等の加速**

改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 業務改革モデルプロジェクト<br>（窓口業務のアウトソーシング、総合窓口の導入、庶務業務の集約化） | 業務改革モデルプロジェクトを、平成２８年度及び平成２９年度にそれぞれ７団体実施。（平成２８年度、２９年度予算額各１億円）<br>平成２９年度業務改革モデルプロジェクトにおいて、複数自治体での広域的な取り組みを採択（滋賀県草津市、大阪府河内長野市、福岡県須恵町）<br>（順調） | 平成30年度においても、引き続き同数程度の団体で業務改革モデルプロジェクトを実施予定（概算要求額１億円）<br>平成30年度業務改革モデルプロジェクトにおいても、複数自治体での広域的な案件の応募を促進。 |
| 歳出効率化効果の算定のフォーマットを更に検討するとともに、引き続きプロジェクト参加団体以外も含め、業務分析の手法を用いた先進団体における算定結果を公表 | 歳出効率化効果に関し、「業務改革モデルプロジェクト」を通じて、以下の課題が明らかになった。<br>・「窓口業務」は、職員の兼務、複数の部署への分散など、その範囲は一義的に決まらない。また、従事職員の正規・臨時・民間の構成割合も多様。<br>・「窓口業務改革」の内容・範囲についても一義的に決まっていない。よって、一律の効果指標設定では実態と乖離。<br>（一例）<br>・鳥取市・・・届出を総合窓口でワンストップで受け付けし、各担当課が同時並行処理する体制を導入<br>・草津市・・・基幹システムを共同利用する近隣団体との共同アウトソーシングに向けた事務の集約を検討<br>・別府市・・・特定の出張所の窓口業務に関し、社会福祉法人が受託し、障がい者を雇用して業務実施を検討。<br>上記課題を踏まえ、ＢＰＲ実施団体毎に公表する歳出効率化効果の指標例について検討。<br>（順調） | 「業務改革モデルプロジェクト」の成果を横展開するため、同プロジェクトによるBPR実施団体の具体的な取組と、その取組を踏まえた歳出効率化効果の指標例の組み合わせを、分かりやすい形で周知を図る。 |
| 窓口業務以外での民間委託に係る先進自治体の調査・実態把握等、自治体への情報提供。<br>窓口・庶務業務以外での民間委託促進に係る検討・方針決定 | ・先進事例の横展開については、毎年「地方公共団体における行政改革の取組」を取りまとめ、総務省HPで公開するとともに、改革工程表（「都道府県と協力した全国展開の推進」）に沿って、都道府県・政令指定都市の行革担当課及び都道府県市町村担当課へのヒアリングを実施し、個々の団体の取組状況や今後の対応方針・課題に対応した先進的な取組を助言・情報提供。<br>・民間委託や指定管理者制度等、業務改革の状況や今後の対応方針について「見える化」し、全国及び類似団体と比較可能な形で公表（平成28年4月1日時点の状況を平成29年3月30日に公表）。<br>（順調） | 平成２７年８月に発出した総務大臣通知を踏まえ、窓口・庶務業務以外での民間委託等の外部資源の活用方策について検討。 |
| 総務省行政管理局の標準委託仕様書（案）策定との連携<br>・総務省行政管理局策定の標準委託仕様書（案）等について、モデル自治体における窓口業務のアウトソーシングへの活用可能性とその検証結果提供 | 標準委託仕様書（案）について、業務改革モデルプロジェクト実施団体に意見照会を行い、その結果を仕様書（案）の検討に反映。<br>（順調） | 平成29年度中に完成予定の標準委託仕様書の活用について、業務改革モデルプロジェクト実施団体に検討を依頼。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

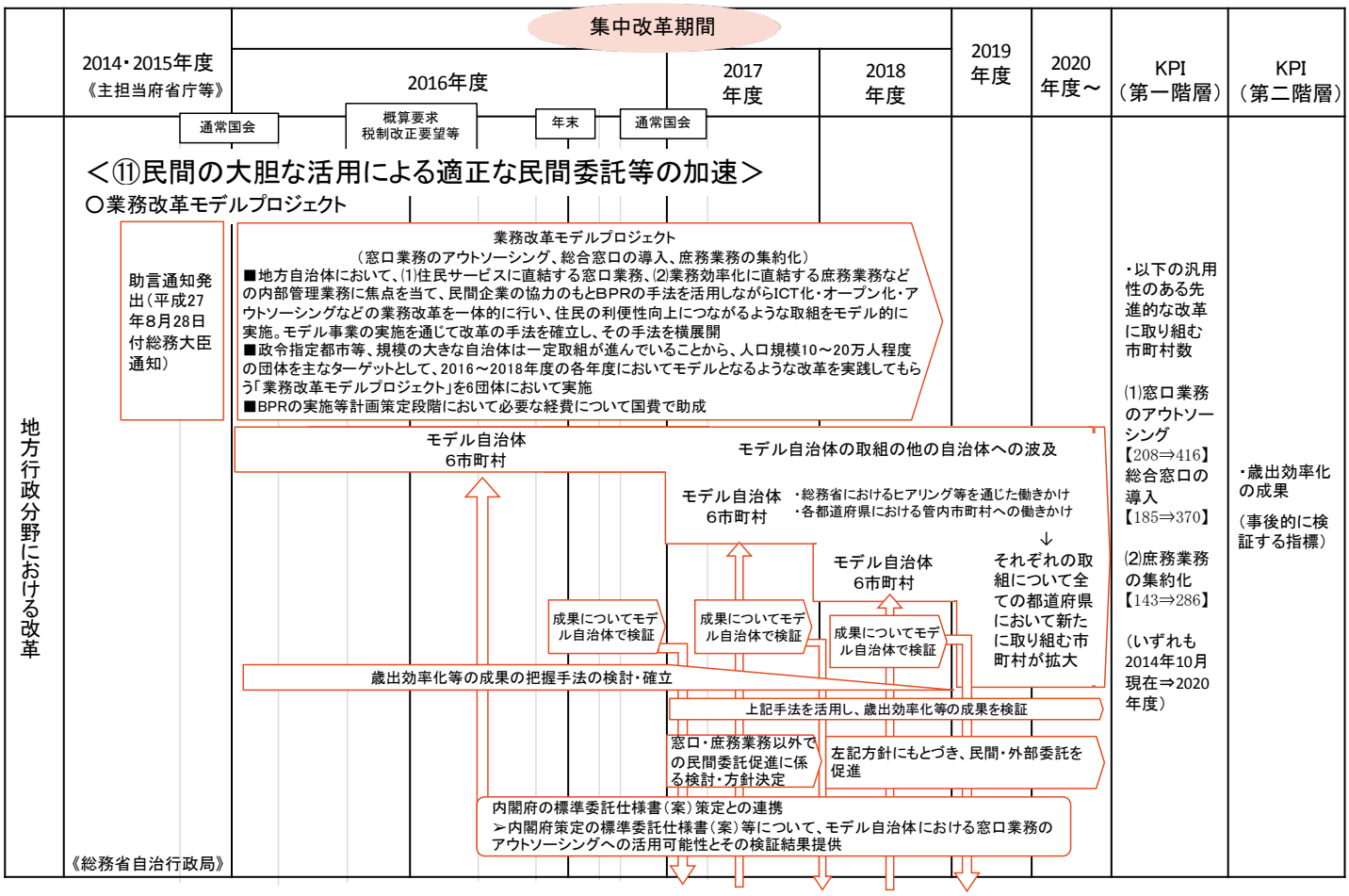


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

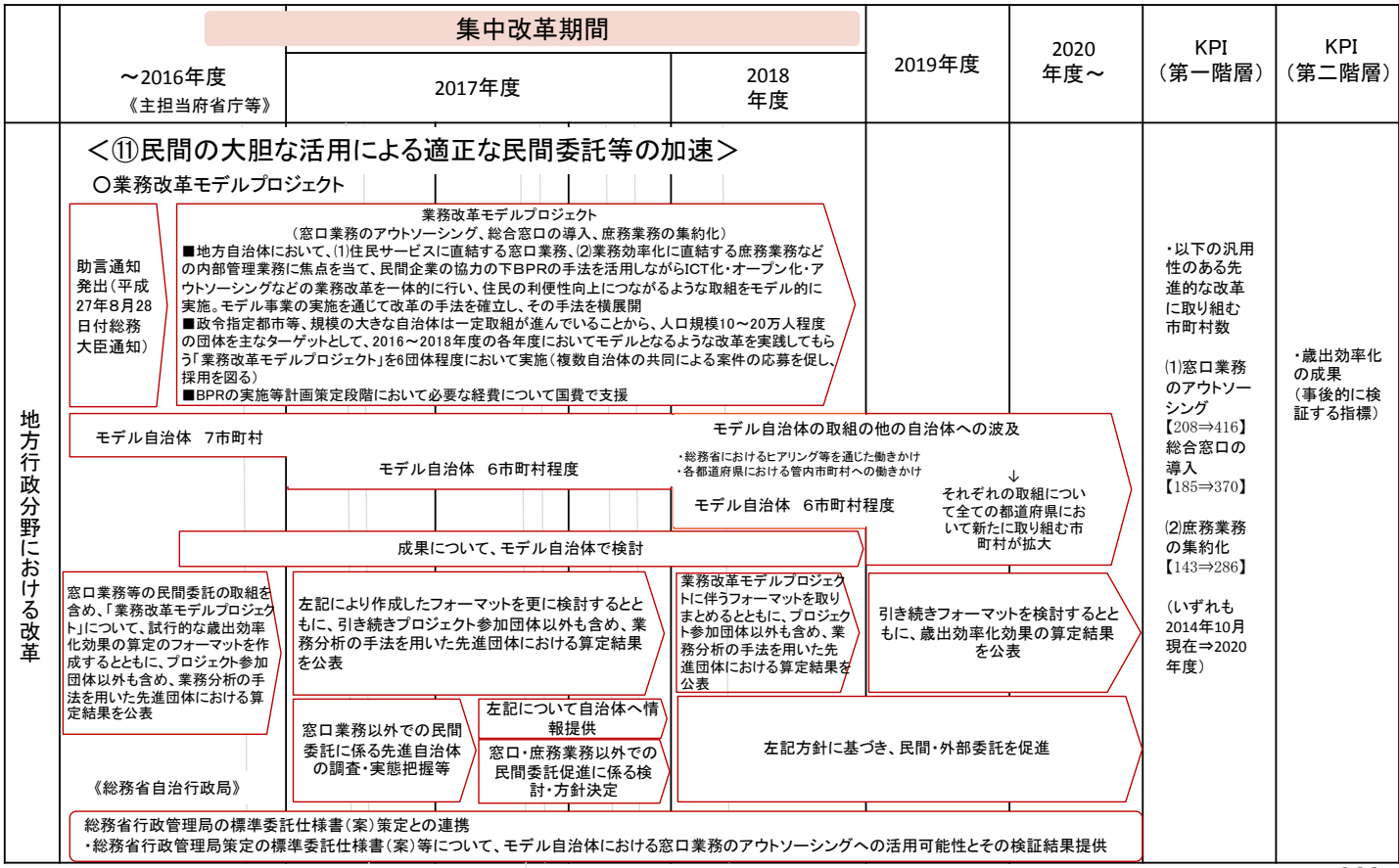

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑪民間の大胆な活用による適正な民間委託等の加速**

# KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 | － | ― | － | ― |
| | ①－１窓口業務のアウトソーシング | 2020年度までに416団体 | 301団体（2017年４月速報値） | B | 2017年４月確報値は、2018年３月頃に公表。 |
| | ①－２　総合窓口の導入 | 2020年度までに370団体 | 215団体（2017年４月速報値） | B | 2017年４月確報値は、2018年３月頃に公表。 |
| | ②　庶務業務の集約化 | 2020年度までに286団体 | 413団体（2017年４月速報値） | A | 2017年４月確報値は、2018年３月頃に公表。 |
| 第二階層 | 歳出効率化の成果（事後的に検証する指標） | ― | ― | N | ・「業務改革モデルプロジェクト」によるBPR実施団体が試算・公表した歳出効率化効果は、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握・公表する予定。<br>・「業務改革モデルプロジェクト」実施団体以外の自治体についても、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握できる歳出効率化効果については、一覧にまとめて公表することを検討。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

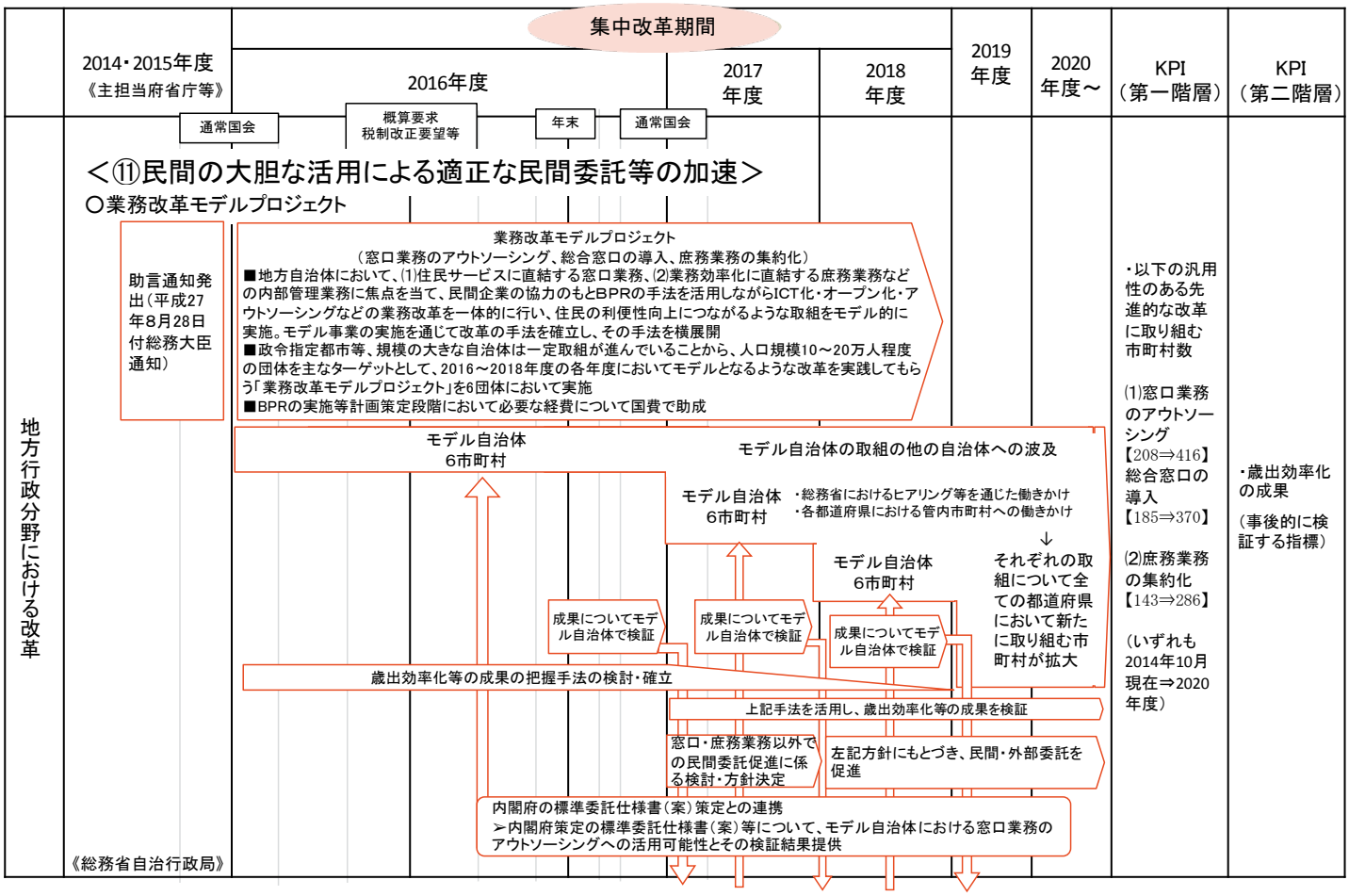


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

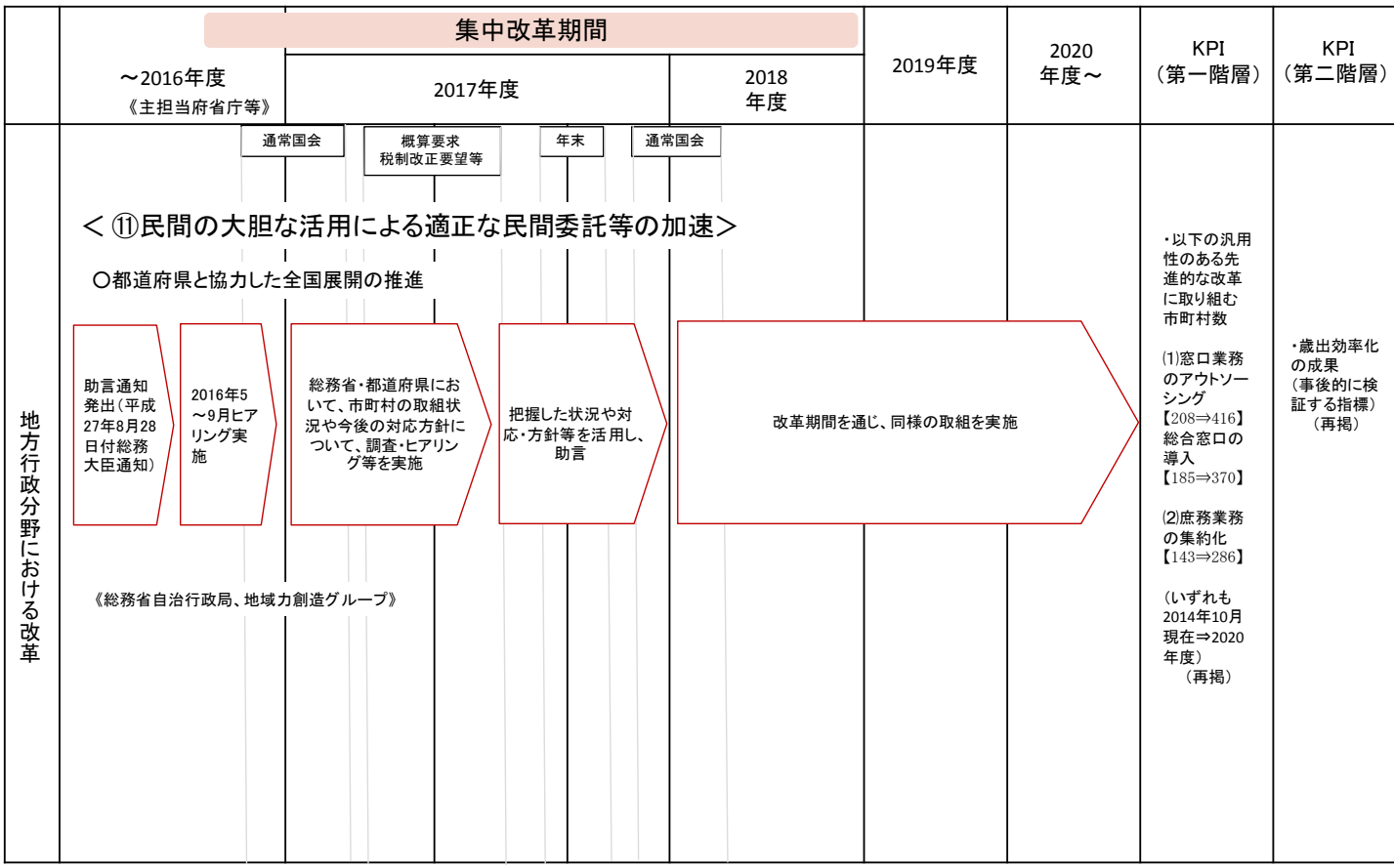

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑪民間の大胆な活用による適正な民間委託等の加速**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 総務省・都道府県において、市町村の取組状況や今後の対応方針について、調査・ヒアリング等を実施、把握した状況や対応・方針等を活用し、助言 | 平成２７年８月に大臣通知を発出し、「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」を実施するとともに、取組状況について国・都道府県においてフォローアップを実施するよう通知。平成29年度においては、４月に調査を実施し、国においてヒアリング（市区町村分は都道府県を通じたヒアリング）を実施。　（順調） | 引き続き、地方行政サービス改革に関する取組状況を調査及びヒアリングを実施。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 | － | ― | － | ― |
| | ①－１窓口業務のアウトソーシング | 2020年度までに416団体 | 301団体（2017年４月速報値） | B | 2017年４月確報値は、2018年３月頃に公表。 |
| | ①－２　総合窓口の導入 | 2020年度までに370団体 | 215団体（2017年４月速報値） | B | 2017年４月確報値は、2018年３月頃に公表。 |
| | ②　庶務業務の集約化 | 2020年度までに286団体 | 413団体（2017年４月速報値） | A | 2017年４月確報値は、2018年３月頃に公表。 |
| 第二階層 | 歳出効率化の成果（事後的に検証する指標） | ― | ― | N | ・「業務改革モデルプロジェクト」によるBPR実施団体が試算・公表した歳出効率化効果は、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握・公表する予定。<br>・「業務改革モデルプロジェクト」実施団体以外の自治体についても、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握できる歳出効率化効果については、一覧にまとめて公表することを検討。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

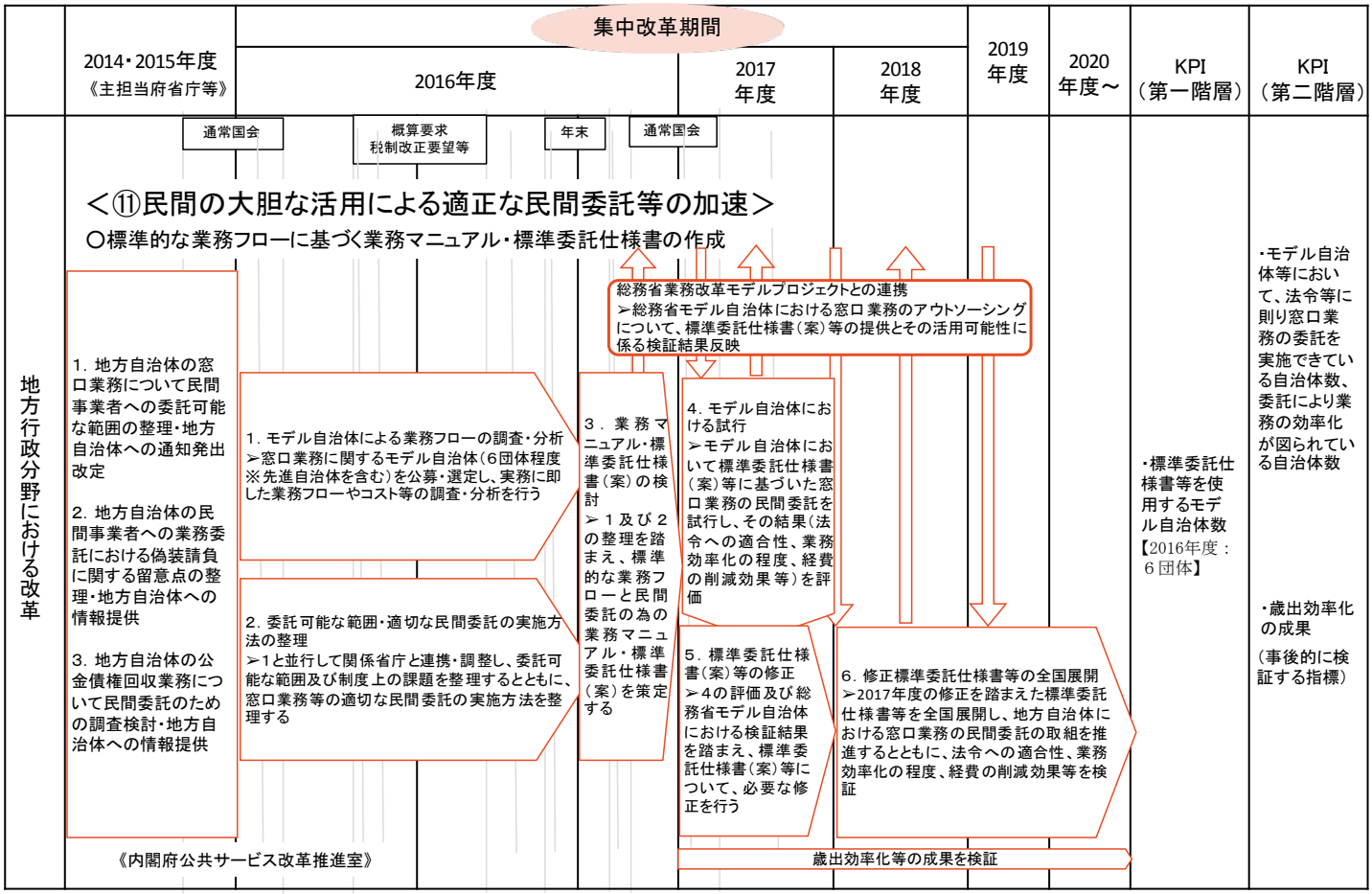


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

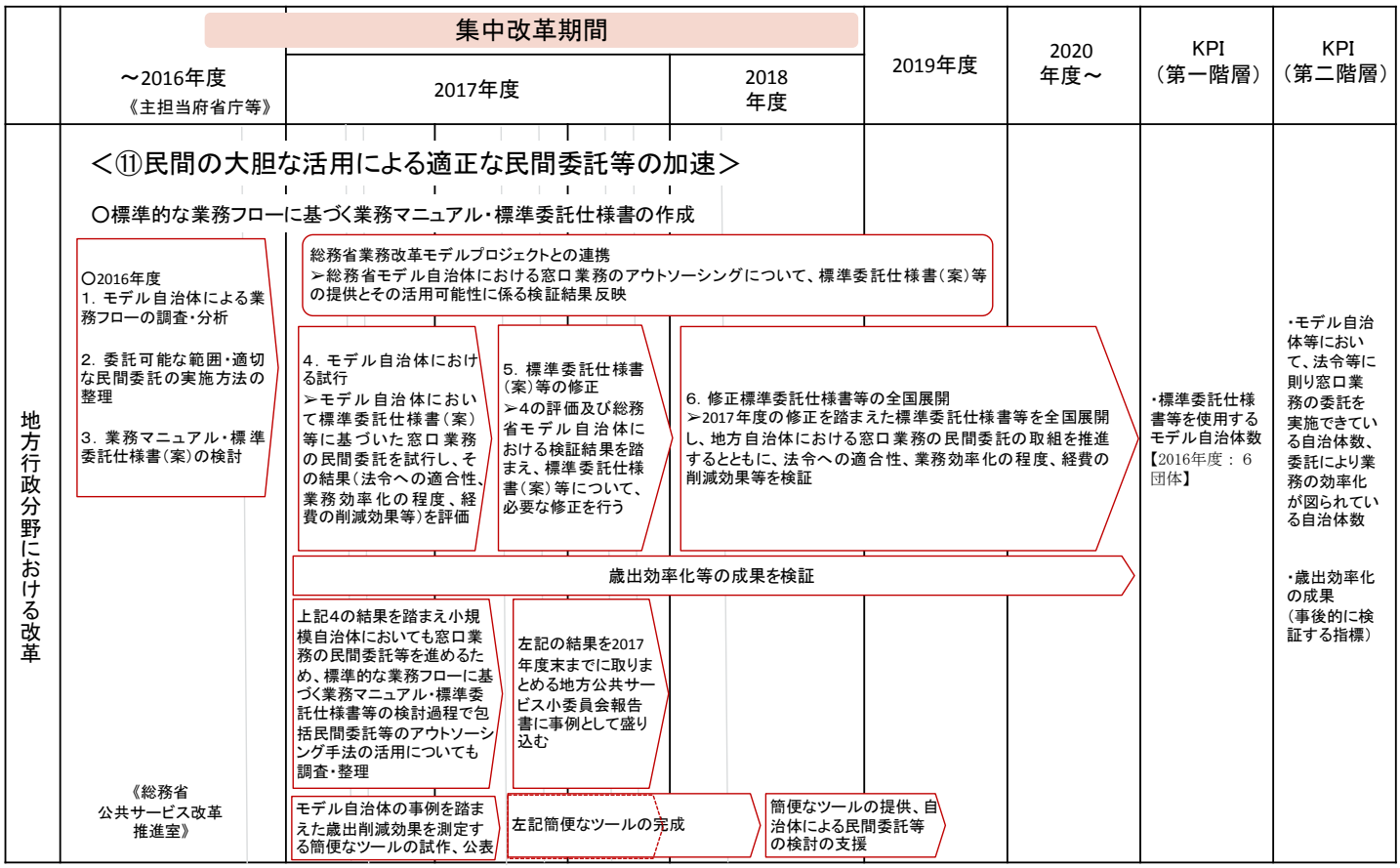

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑪民間の大胆な活用による適正な民間委託等の加速**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 標準的な業務フローに基づく業務マニュアル・標準委託仕様書の作成<br>1．モデル自治体における試行<br>2．標準委託仕様書（案）等の修正<br>3．修正標準委託仕様書等の全国展開 | 1．2について<br>・標準委託仕様書等（案）については、4分野において作成し、4つのモデル自治体において使用中である。<br>・また、モデル自治体からの意見等に基づく修正については、都度関係省庁と実施している。<br>（順調） | 3について<br>・今年度末を目途にウェブ公開及び事務連絡等により全国展開を行う予定である。 |
| 小規模自治体においても窓口業務の民間委託等を進めるため、標準的な業務フローに基づく業務マニュアル・標準委託仕様書等の検討過程で包括民間委託等のアウトソーシング手法の活用についても調査・整理を行い、29年度末までに取りまとめる地方公共サービス小委員会報告書に事例として盛り込む | ・複数自治体にヒアリングを行い、取りまとめを行っているところである。<br>（順調） | ・今年度中に地方公共サービス小委員会報告書に盛り込む予定である。 |
| モデル自治体の事例を踏まえた歳出削減効果を測定する簡便なツールの試作を、公表 | ・窓口業務の民間委託を実施してる自治体について、民間委託の内容・委託費等のデータを収集・整理したデータシートを作成しているところであり、近日中に公表予定である。<br>（順調） | ・窓口業務の民間委託を実施している自治体について、可能な範囲で委託前後に要した経費を収集・分析を行う予定。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 標準委託仕様書等を使用するモデル自治体数 | 6団体<br>（2016年度） | 4団体<br>（各自治体の申入れにより下方修正） | B | 2017年度実績については、2018年3月頃把握。 |
| 第二階層 | モデル自治体等において法令等に則り窓口業務の委託を実施できている自治体数、委託により業務の効率化が図られている自治体数 | ― | | N | 2017年度実績については、2018年3月頃把握。 |
| 第二階層 | 歳出効率化の成果（事後的に検証する指標） | ― | | N | 一律の効果指標設定は困難であるものの、可能な範囲で委託前後に要した経費を収集・分析を行う |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方行政分野における改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | | |

＜⑫公共サービスの広域化＞

○連携中枢都市圏の形成促進等

連携中枢都市圏制度開始（2015年１月～）
※各地方公共団体が作成する「地方版総合戦略」を踏まえ、形成数のKPIを設定

■地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とする。連携中枢都市圏を全国展開するため、圏域の形成に向けた取組を支援

圏域の形成について、以下の取組等を通じ推進
・圏域形成の検討のために必要な経費について国費で助成（2016年度概算要求2.2億円）
・各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供

左記KPIを踏まえ、圏域の形成を推進

（注）現在の連携中枢都市（圏）の要件
⑴地方圏の指定都市、新中核市（人口20万以上）であって、
⑵昼夜間人口比率概ね１以上を満たす都市を中心とする圏域

2018年度に、これまでの圏域形成に関する取組状況について、検証を行う。この検証を踏まえつつ、KPI達成に向けた取組を推進

KPI（第一階層）：・「連携中枢都市圏」の形成数【2015年度に目標圏域数を設定】

KPI（第二階層）：・社会人口増減など（事後的に検証する指標）

○定住自立圏の形成促進等

定住自立圏制度開始（2009年４月）

■中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として生活に必要な都市機能（行政サービス・民間サービス等）を確保することを目的とする。各圏域の取組を支援するとともに、新たな圏域の形成を推進

新たな圏域の形成を推進
2015年度中に実施する取組成果の再検証の結果を踏まえ、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築

左記の新たな仕組みにより、取組を推進

KPI（第一階層）：・「定住自立圏」の協定締結等圏域数【2020年度までに140圏域】

（注）定住自立圏における中心市の要件
⑴地方圏の市（人口５万程度以上）であって、⑵昼夜間人口比率１以上を満たすこと

《総務省自治行政局・地域力創造グループ》

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方行政分野における改革 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | |

＜⑫公共サービスの広域化＞

○連携中枢都市圏の形成促進等

（注）連携中枢都市（圏）の要件
⑴地方圏の指定都市、新中核市（人口20万以上）であって、昼夜間人口比率概ね１以上を満たす都市を中心とする圏域
⑵ただし、⑴を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率１以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね１時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、⑴の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする

連携中枢都市圏制度開始（2015年１月～）

■地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とする。連携中枢都市圏を全国展開するため、圏域の形成に向けた取組を支援

圏域の形成について、以下の取組等を通じ推進
・圏域形成の検討のために必要な経費について国費で支援（2017年度概算要求2.1億円）
・各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供

KPI（第一階層）：・「連携中枢都市圏」の形成数【2020年度までに30圏域】

KPI（第二階層）：・社会人口増減など（事後的に検証する指標）

総務省より各圏域に対し、2016年度中に、各圏域の特性を踏まえ、施策や事業に応じて成果指標（KPI）を設定することを含め、成果を検証する仕組みを構築し、結果を明らかにするよう要請

各圏域において、産学金官民を構成員とする「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」等における議論を経て、「連携中枢都市圏ビジョン」に各圏域の特性を踏まえた成果指標（KPI）を設定

（総務省）
取組事例の情報提供等による新たな圏域形成の促進
（各圏域） 各圏域において成果を検証し、必要に応じて「連携中枢都市圏ビジョン」を改定

これまでの圏域形成に関する取組状況について、検証

左記検証を踏まえつつ、KPI達成に向けた取組を推進

改革期間を通じ、引き続き実施

左記による構築した仕組みに基づき設定された指標の設定状況・達成状況を総務省において把握

把握した状況を総務省において一元的に評価し公表。その情報提供等により新たな圏域形成を推進

改革期間を通じ、引き続き実施

《総務省自治行政局》

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑫公共サービスの広域化**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 連携中枢都市圏について、圏域の形成について、以下の取組等を通じ推進<br><br>・圏域形成の検討のために必要な経費について国費で助成<br>・各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供 | ・圏域形成を支援するために国費による委託事業を実施（平成29年度は2圏域で委託事業を実施。）。<br>・各圏域の中心都市が集まる会議（連携中枢都市連絡会議）において、各圏域における特徴的な取組事例の紹介や先進的な取組事例についての情報提供を実施。（順調） | 引き続き同様の取組を実施。 |
| 「連携中枢都市圏ビジョン」に各圏域の特性を踏まえた成果指標（KPI）の設定状況・達成状況を総務省において把握、一元的に評価し公表。その情報提供等により新たな圏域形成を推進 | ・連携中枢都市圏を形成している23圏域のうち、15圏域において各圏域の特性を踏まえた施策や事業に応じたKPIを設定済み。<br>（2017年度中に設定状況等を公表。）<br>・連携中枢都市連絡会議（平成29年9月15日開催）において、各圏域のKPIの設定状況について情報提供を実施。（順調） | 引き続き各圏域の特性を踏まえた施策や事業に応じたKPIの設定を要請し、各圏域に対して情報提供を実施。 |
| （総務省）取組事例の情報提供等による新たな圏域形成の促進<br><br>（各圏域）各圏域において成果を検証し、必要に応じて「連携中枢都市圏ビジョン」を改定 | （総務省）<br>・連携中枢都市連絡会議等において取組事例の情報提供等を実施。<br>（各圏域）<br>・連携中枢都市圏を形成している23圏域のうち、15圏域において各圏域の特性を踏まえた施策や事業に応じたKPIを設定済み。（各圏域の施策又は事業に応じた成果指標については、2016年度又は2017年度中に設定しており、圏域において成果を検証し、必要に応じて「連携中枢都市圏ビジョン」を改定。）<br>（順調） | （総務省）<br>引き続き同様の取組を実施。<br><br>（各圏域）<br>成果を検証し、必要に応じて「連携中枢都市ビジョン」を改定。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 「連携中枢都市圏」の形成数 | 2020年度までに30圏域 | 23圏域<br>（2017年10月1日現在） | A | 2018年度の実績は2018年10月に把握 |
| 第二階層 | 社会人口増減など（事後的に検証する指標） | 各圏域において設定 | 連携中枢都市圏ビジョンを策定している23圏域において指標を設定済み。 | N | 引き続き、各圏域における成果指標の設定、進捗管理を促す。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方行政分野における改革 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |

## ＜⑫公共サービスの広域化＞

### ○連携中枢都市圏の形成促進等

連携中枢都市圏制度開始（2015年１月～）
※各地方公共団体が作成する「地方版総合戦略」を踏まえ、形成数のKPIを設定

■地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とする。連携中枢都市圏を全国展開するため、圏域の形成に向けた取組を支援

圏域の形成について、以下の取組等を通じ推進
・圏域形成の検討のために必要な経費について国費で助成（2016年度概算要求2.2億円）
・各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供

左記KPIを踏まえ、圏域の形成を推進

（注）現在の連携中枢都市（圏）の要件
⑴地方圏の指定都市、新中核市（人口20万以上）であって、
⑵昼夜間人口比率概ね1以上を満たす都市を中心とする圏域

2018年度に、これまでの圏域形成に関する取組状況について、検証を行う。この検証を踏まえつつ、KPI達成に向けた取組を推進

・「連携中枢都市圏」の形成数【2015年度に目標圏域数を設定】

・社会人口増減など（事後的に検証する指標）

### ○定住自立圏の形成促進等

定住自立圏制度開始（2009年４月）

■中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として生活に必要な都市機能（行政サービス・民間サービス等）を確保することを目的とする。各圏域の取組を支援するとともに、新たな圏域の形成を推進

新たな圏域の形成を推進
2015年度中に実施する取組成果の再検証の結果を踏まえ、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築

左記の新たな仕組みにより、取組を推進

・「定住自立圏」の協定締結等圏域数【2020年度までに140圏域】

（注）定住自立圏における中心市の要件
⑴地方圏の市（人口５万程度以上）であって、⑵昼夜間人口比率１以上を満たすこと

《総務省自治行政局・地域力創造グループ》

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方行政分野における改革 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |

## ＜⑫公共サービスの広域化＞

### ○定住自立圏の形成促進等

（注）定住自立圏における中心市の要件
⑴地方圏の市（人口５万程度以上）であって、
⑵昼夜間人口比率１以上を満たすこと　等

定住自立圏制度開始（2009年４月）

■中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として生活に必要な都市機能（行政サービス・民間サービス等）を確保することを目的とする。各圏域の取組を支援するとともに、新たな圏域の形成を推進

総務省より各圏域に対し、2016年度中に、各圏域の特性を踏まえた成果指標（KPI）を設定することも含め、成果を検証する仕組みを構築し、各団体に結果を明らかにするよう要請

各圏域において、民間や地域の関係者を構成員とする圏域共生ビジョン懇談会における議論を経て、定住自立圏共生ビジョンに、各圏域の特性、施策や事業に応じて成果指標（KPI）等を設定

（総務省）
取組事例の情報提供等による新たな圏域形成の促進
（各圏域）
各圏域において成果を検証し、必要に応じて「定住自立圏共生ビジョン」を改定

改革期間を通じ、引き続き実施

左記による構築した仕組みに基づき設定された指標の設定状況・達成状況を総務省において把握

把握した状況を総務省において一元的に評価し公表。
その情報提供等により新たな圏域形成を推進

改革期間を通じ、引き続き実施

・「定住自立圏」の協定締結等圏域数【2020年度までに140圏域】

・社会人口増減など（事後的に検証する指標）（再掲）

《総務省地域力創造グループ》

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑫公共サービスの広域化**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 定住自立圏について、新たな圏域の形成を推進<br><br>定住自立圏共生ビジョンに、各圏域の特性、施策や事業に応じて成果指標（KPI）等の設定状況・達成状況を総務省において把握、把握した状況を総務省において一元的に評価し公表。その情報提供等により新たな圏域形成を推進 | ・共生ビジョンを策定している110圏域（連携中枢都市圏に移行済みの4圏域を除く）のうち、85圏域において指標を設定済み。<br>・HP等において、各圏域のKPIの設定状況等を公表。（2017年度中に公表）<br>（順調） | 引き続き各圏域の特性を踏まえた施策や事業に応じたKPIの設定を要請し、各圏域に対して情報提供を実施。 |
| （総務省）<br>取組事例の情報提供等による新たな圏域形成の促進<br><br>（各圏域）各圏域において成果を検証し、必要に応じて「定住自立圏共生ビジョン」を改定 | （総務省）<br>取組事例集を作成し、情報提供等を実施。<br><br>（各圏域）<br>共生ビジョンを策定している110圏域（連携中枢都市圏に移行済みの4圏域を除く）のうち、85圏域において指標を設定済み。<br>（順調） | （総務省）<br>引き続き同様の取組を実施。<br><br>（各圏域）<br>成果を検証し、必要に応じて「定住自立圏共生ビジョン」を改定。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 「定住自立圏」の協定締結等圏域数 | 2020年度までに140圏域 | １１９圏域<br>（2017年10月1日現在） | A | 2018年度の実績は2018年10月に把握 |
| 第二階層 | 社会人口増減など（事後的に検証する指標）【再掲】 | 各圏域において設定 | 共生ビジョンを策定している110圏域（連携中枢都市圏に移行済みの4圏域を除く）のうち、85圏域において指標を設定済み。 | N | 引き続き、各圏域における成果指標等の設定、進捗管理を促す。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | |
| IT化と業務改革、行政改革等 | ＜⑬マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示等＞ | | | | | | |
| | eガバメント閣僚会議の下に設置された「国・地方IT化・BPR推進チーム」（主査：政府CIO）において第一次報告書を2015年6月に取りまとめ | マイナンバー・個人番号カード活用によるオンラインサービス改革の検討（2015年度～2016年度） | 検討を踏まえた対応方針の具体化 | 左記対応方針の実施 | | | ・各種証明書のコンビニ交付の利用件数【目標は2016年度中に設定】 |
| | | 国・地方IT化・BPR推進チーム 第一次報告書に沿って、申請等手続の現状調査、オンライン化・自治体の取組促進策の検討等を進め、追加・見直しの結論を得る | 左記の結論について、自治体に周知徹底し、自治体の計画的な取組を促す | 左記に基づき引き続き実施 | | | ・左記の取組促進策等に沿ってIT化・BPRに取り組んだ自治体数【目標は2016年度中に設定】 |
| | 変革意欲のある自治体に対して、政府CIO等がアドバイスし、支援できる仕組みの整備に向けた活動を開始 | 政府CIO等によるアドバイスについて、変革意欲をより効果的に生かせる方法を検討しつつ、引き続き実施 | | | | | |
| | | 地方においてIT戦略等を推進する人材の育成やCIOの役割を果たす人材確保について実態に応じた支援の在り方につき検討、方針を決定 | 左記の結果を踏まえ、自治体と連携しつつ、取組を促進 | | | | ・自治体にアドバイスや意見交換等を行った件数【目標は2016年度中に設定】 |
| | 地方公共団体のIT化に係る実態の把握、相談・支援の仕組みの方針を検討 | 国と自治体等の間の情報・意見交換の場をITを活用して提供する仕組みを含め、各省の施策と連携しつつ、自治体を支援する仕組みの内容等を具体的に検討し、決定 | 左記の結果を踏まえ、対策を実施 | | | | |
| | | 上記の諸施策の経済・財政効果等の検証手法等の検討 | | | | | |
| | 《内閣官房 情報通信技術（IT）戦略室、社会保障改革担当室、総務省関係部局》 | | | | | | ・マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果（事後的に検証する指標） |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| IT化と業務改革、行政改革等 | ＜⑬マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示等＞ | | | | | | |
| | ○2016年度「国・地方IT化・BPR推進チーム」において第二次報告書を取りまとめ | | | | | | |
| | ○2016年度 マイナンバー・個人番号カード活用によるオンラインサービス改革の検討（2015年度～2016年度） | 検討を踏まえた対応方針の具体化 | 左記対応方針の実施 | | | ・各種証明書のコンビニ交付の実施団体数（人口）【2016年度中に300団体（実施団体の人口6000万人）】 | ・マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果（事後的に検証する指標） |
| | マイナポータルにおける子育てワンストップサービス、コンビニ交付サービス等に関し、関係府省で構成する「ワンストップ・カードプロジェクトチーム」にて、「アクションプログラム」を、2016年内に取りまとめ | マイナポータルの設計・構築、運用準備 | マイナポータルの内容を充実 | | | | |
| | 子育てワンストップ検討タスクフォースにおいて、子育て関連の手続を一覧視・検索できる機能の実装について検討するとともに、優先課題を設定した上でオンライン申請の対象手続と実現時期、お知らせ機能の活用例等について取りまとめ、自治体に周知 | マイナポータルの本格運用開始 | | | | | |
| | | 子育てワンストップサービスの開始 | 順次、サービスメニューを拡充 | | | | |
| | マイナンバー及びマイナンバーカード利用の全体像を明らかにする（2013年度～2016年度） | マイナンバーの利用範囲の拡大の検討及びマイナンバーカードの利活用の拡大に合わせ、引き続き全体像を明らかにする | 改革期間を通じ、引き続き全体像を明らかにする | | | ・左記の取組促進策等に沿ってIT化・BPRに取り組んだ自治体数【目標は2016年度中に設定】 | |
| | 災害対策・生活再建支援タスクフォースにおいて、例えば、簡便な被災者本人確認や自治体業務の効率化等、災害対策・生活再建支援分野におけるマイナンバー制度の活用について検討し、「中間取りまとめ」の上、自治体に周知 | 災害発生時や生活再建支援時等におけるマイナンバー制度の活用について具体的な方策を検討し、検討結果について自治体に周知徹底 | 左記検討結果に基づき順次実施 | | | | |
| | | 関係省庁が連携して、マイナンバーカードの健康保険証としての活用や、公的個人認証の民間部門における普及に向けた検討に取り組む | 左記検討結果に基づき順次実施 | | | | |
| | 《内閣官房 情報通信技術（IT）戦略室、社会保障改革担当室、総務省関係部局、厚生労働省関係部局》 | | | | | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑬マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示等**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| マイナンバー・マイナンバーカード活用によるオンラインサービス改革の検討を踏まえた対応方針の具体化 | 【総務省】コンビニ交付サービス等については、2016年12月に「アクションプログラム」をとりまとめた。これに基づき、コンビニ交付サービスについては、システム改修経費が最大約5割程度削減される廉価版クラウドの導入や、郵便局でのキオスク端末の設置等を実施。（順調）<br>【番号室】情報連携については、2017年秋に本格運用を開始し、添付書類の省略が可能になる予定。<br>マイナポータルについては、提供する機能についてAPI群を公開し、官民でのサービス開発を加速するため、平成30年度に約22.9億円を要求。（順調） | 【総務省】「アクションプログラム」に基づき、引き続きコンビニ交付サービス導入団体の拡大等を推進。<br>【番号室】マイナポータルで提供する機能をAPI群として公開し、住宅ローンの申込、引越に係る手続等に利活用できるようにする予定。 |
| 国マイナポータルの設計・構築、運用準備<br>・マイナポータルの本格運用開始<br>・子育てワンストップサービスの開始 | 【番号室】マイナポータルについては、2017年1月にアカウント開設等のサービス、7月に情報提供等記録表示サービス、自己情報表示サービス、子育てワンストップサービス、10月に電子署名付き電子申請が可能になった。2017年秋の本格運用の開始に併せて、添付書類が省略可能になる予定。<br>子育てワンストップサービスにおいては、子育て関連の各種申請手続のオンライン化を順次進めているところ。（順調） | 【番号室】マイナポータルの順次機能改善を図る。<br>子育てワンストップサービス対応メニューの順次拡充を図る。 |
| マイナンバーの利用範囲の拡大の検討及びマイナンバーカードの利活用の拡大に合わせ、引き続き全体像を明らかにする | 【番号室】「経済財政運営と改革の基本方針2017」、「未来投資戦略2017」等に基づき、工程を整理し、戸籍事務、旅券、在外邦人の情報管理、証券分野等の公共性の高い分野におけるマイナンバー利用範囲の拡大を検討中。（順調） | 【番号室】各所管府省の検討を踏まえ、2019年通常国会に戸籍事務等への利用拡大を含むマイナンバー法改正法案を提出できるよう準備を進める。 |
| 災害発生時や生活再建支援時等におけるマイナンバー制度の活用について具体的な方策を検討し、検討結果について自治体に周知徹底 | 【IT室】平成29年5月30日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、「災害対策・生活再建支援へのマイナンバー制度活用検討」を重点的に講ずべき施策として位置付け。 | 【IT室】マイナンバー制度利活用による被災者支援の具体的な方策について平成29年度中に取りまとめを実施予定。 |
| 関係省庁が連携して、マイナンバーカードの健康保険証としての活用や、公的個人認証の民間部門における普及に向けた検討に取り組む | 【厚生労働省】マイナンバーカードの健康保険証としての活用については、2018年度からの段階的運用開始を目指して、着実に準備を進めているところ。（順調）<br>〈2017年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金　オンライン資格確認システム12,093,347千円、2018年度概算要求　11,926,821千円 〉<br>【総務省】公的個人認証については、2017年10月現在9社が総務大臣認定を受け、各種サービスを展開中。<br>（順調） | 【厚生労働省】<br>2018年度～　オンライン資格確認の段階的運用開始<br>2020年～　オンライン資格確認の本格運用開始<br><br>【総務省】引き続き民間部門における普及を推進。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

集中改革期間

| 2014・2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 《主担当府省庁等》 | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | |

## ＜⑬マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示等＞

**IT化と業務改革、行政改革等**

- eガバメント閣僚会議の下に設置された「国・地方IT化・BPR推進チーム」（主査：政府CIO）において第一次報告書を2015年6月に取りまとめ
- マイナンバー・個人番号カード活用によるオンラインサービス改革の検討（2015年度～2016年度）
  - → 検討を踏まえた対応方針の具体化
  - → 左記対応方針の実施
- 国・地方IT化・BPR推進チーム 第一次報告書に沿って、申請等手続の現状調査、オンライン化・自治体の取組促進策の検討等を進め、追加・見直しの結論を得る
  - → 左記の結論について、自治体に周知徹底し、自治体の計画的な取組を促す
  - → 左記に基づき引き続き実施
- 変革意欲のある自治体に対して、政府CIO等がアドバイスし、支援できる仕組みの整備に向けた活動を開始
  - → 政府CIO等によるアドバイスについて、変革意欲をより効果的に生かせる方法を検討しつつ、引き続き実施
- 地方においてIT戦略等を推進する人材の育成やCIOの役割を果たす人材確保について実態に応じた支援の在り方につき検討、方針を決定
  - → 左記の結果を踏まえ、自治体と連携しつつ、取組を促進
- 地方公共団体のIT化に係る実態の把握、相談・支援の仕組みの方針を検討
- 国と自治体等の間の情報・意見交換の場をITを活用して提供する仕組みを含め、各省の施策と連携しつつ、自治体を支援する仕組みの内容等を具体的に検討し、決定
  - → 左記の結果を踏まえ、対策を実施
- 上記の諸施策の経済・財政効果等の検証手法等の検討

**KPI（第一階層）**

- ・各種証明書のコンビニ交付の利用件数【目標は2016年度中に設定】
- ・左記の取組促進策等に沿ってIT化・BPRに取り組んだ自治体数【目標は2016年度中に設定】
- ・自治体にアドバイスや意見交換等を行った件数【目標は2016年度中に設定】

**KPI（第二階層）**

- ・マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果（事後的に検証する指標）

《内閣官房 情報通信技術（IT）戦略室、社会保障改革担当室、総務省関係部局》

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

集中改革期間

| ～2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 《主担当府省庁等》 | | | | | | |

## ＜⑬マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示等＞

**IT化と業務改革、行政改革等**

- ○2016年度「国・地方IT化・BPR推進チーム」において第二次報告書を取りまとめ
- ○2016年度 マイナンバー・個人番号カード活用によるオンラインサービス改革の検討（2015年度～2016年度）
  - マイナポータルにおける子育てワンストップサービス、コンビニ交付サービス等に関し、関係府省で構成する「ワンストップ・カードプロジェクトチーム」にて、「アクションプログラム」を、2016年内に取りまとめ
  - → 検討を踏まえた対応方針の具体化
  - → 左記対応方針の実施
- 子育てワンストップ検討タスクフォースにおいて、子育て関連の手続を一覧視・検索できる機能の実装について検討するとともに、優先課題を設定した上でオンライン申請の対象手続と実現時期、お知らせ機能の活用例等について取りまとめ、自治体に周知
  - マイナポータルの設計・構築、運用準備
  - マイナポータルの本格運用開始
  - → マイナポータルの内容を充実
  - 子育てワンストップサービスの開始
  - → 順次、サービスメニューを拡充
- マイナンバー及びマイナンバーカード利用の全体像を明らかにする（2013年度～2016年度）
  - マイナンバーの利用範囲の拡大の検討及びマイナンバーカードの利活用の拡大に合わせ、引き続き全体像を明らかにする
  - → 改革期間を通じ、引き続き全体像を明らかにする
- 災害対策・生活再建支援タスクフォースにおいて、例えば、簡便な被災者本人確認や自治体業務の効率化等、災害対策・生活再建支援分野におけるマイナンバー制度の活用について検討し、「中間取りまとめ」の上、自治体に周知
  - 災害発生時や生活再建支援時等におけるマイナンバー制度の活用について具体的な方策を検討し、検討結果について自治体に周知徹底
  - → 左記検討結果に基づき順次実施
- 関係省庁が連携して、マイナンバーカードの健康保険証としての活用や、公的個人認証の民間部門における普及に向けた検討に取り組む
  - → 左記検討結果に基づき順次実施

**KPI（第一階層）**

- ・各種証明書のコンビニ交付の実施団体数（人口）【2016年度中に300団体（実施団体の人口6000万人）】
- ・左記の取組促進策等に沿ってIT化・BPRに取り組んだ自治体数【目標は2016年度中に設定】

**KPI（第二階層）**

- ・マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果（事後的に検証する指標）

《内閣官房 情報通信技術（IT）戦略室、社会保障改革担当室、総務省関係部局、厚生労働省関係部局》

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑬マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示等**

# KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 各種証明書のコンビニ交付の実施団体数（人口） | 2016年度中に300団体（実施団体の人口6000万人） | 430団体、約7,693万人（2017年8月31日時点） | A | 【総務省】<br>430団体、約7,693万人<br>（2017年８月31日時点）<br>508団体、約8,540万人<br>（2017年度末見込み）<br>引き続きコンビニ交付サービス導入団体の拡大を推進。 |
| 第一階層 | IT化・BPRに取り組んだ自治体数 | 検討中（2016度中に設定） | （参考）<br>【番号室】<br>子育てワンストップサービス対応自治体件数<br>サービス検索：1,507団体<br>電子申請：152団体<br>（2017年10月31日時点） | F | 【IT室】IT化・BPRへ取り組んだ自治体を判定する基準の設定が困難。判定基準を確定し、今年度中に目標値の設定を予定。<br>【番号室】<br>子育てワンストップサービス対応自治体件数<br>サービス検索：2017年中に全市区町村（1,741団体）<br>電子申請：本格運用の開始後に目標設定 |
| 第二階層 | マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果（事後的に検証する指標） | ― | ― | N | 【IT室】マイナンバー制度の活用については、2017年度末を目途に効果試算を整理。また、国による地方自治体のIT化・BPR推進については、第1階層の目標決定後、対応方針を検討する予定。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

集中改革期間

| | 2014・2015年度 《主担当府省庁等》 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | |
| ＜⑬マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示等＞ | | | | | | | |
| IT化と業務改革、行政改革等 | eガバメント閣僚会議の下に設置された「国・地方IT化・BPR推進チーム」（主査：政府CIO）において第一次報告書を2015年6月に取りまとめ | マイナンバー・個人番号カード活用によるオンラインサービス改革の検討（2015年度～2016年度） | 検討を踏まえた対応方針の具体化 | 左記対応方針の実施 | | | ・各種証明書のコンビニ交付の利用件数【目標は2016年度中に設定】 |
| | | 国・地方IT化・BPR推進チーム 第一次報告書に沿って、申請等手続の現状調査、オンライン化・自治体の取組促進策の検討等を進め、追加・見直しの結論を得る | 左記の結論について、自治体に周知徹底し、自治体の計画的な取組を促す | 左記に基づき引き続き実施 | | | ・左記の取組促進策等に沿ってIT化・BPRに取り組んだ自治体数【目標は2016年度中に設定】 |
| | 変革意欲のある自治体に対して、政府CIO等がアドバイスし、支援できる仕組みの整備に向けた活動を開始 | 政府CIO等によるアドバイスについて、変革意欲をより効果的に生かせる方法を検討しつつ、引き続き実施 | | | | | |
| | | 地方においてIT戦略等を推進する人材の育成やCIOの役割を果たす人材確保について実態に応じた支援の在り方につき検討、方針を決定 | 左記の結果を踏まえ、自治体と連携しつつ、取組を促進 | | | | ・自治体にアドバイスや意見交換等を行った件数【目標は2016年度中に設定】 |
| | 地方公共団体のIT化に係る実態の把握、相談・支援の仕組みの方針を検討 | 国と自治体等の間の情報・意見交換の場をITを活用して提供する仕組みを含め、各省の施策と連携しつつ、自治体を支援する仕組みの内容等を具体的に検討し、決定 | 左記の結果を踏まえ、対策を実施 | | | | |
| | | 上記の諸施策の経済・財政効果等の検証手法等の検討 | | | | | |
| | | | | | | | ・マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果（事後的に検証する指標） |

《内閣官房 情報通信技術（IT）戦略室、社会保障改革担当室、総務省関係部局》

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

集中改革期間

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| ＜⑬マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示等＞ | | | | | | | |
| IT化と業務改革、行政改革等 | 政府CIO等によるアドバイスについて、変革意欲をより効果的に生かせる方法を検討しつつ、引き続き実施（政府CIO補佐官を政府CIOの行う取組の支援等に充て、取組を強化） | | 改革期間を通じ、引き続き推進 | | | | |
| | 地方においてIT戦略等を推進する人材の育成や確保についての支援を検討、方針を決定 | 左記の結果を踏まえ、自治体と連携しつつ、取組を促進 | | | | | |
| | | 内閣官房において、政府CIO補佐官の助言も得つつ、変革意欲のある地方公共団体におけるIT戦略等を推進する人材の育成やCIOの役割を果たす人材確保について支援 | 改革期間を通じ、引き続き推進 | | | ・自治体にアドバイスや意見交換等を行った件数【目標は2016年度中に設定】 | |
| | 国と自治体等の間の情報・意見交換の場をITを活用して提供する仕組みを含め、各省の施策と連携しつつ、自治体を支援する仕組みの内容等を具体的に検討し、決定 | 左記の結果を踏まえ、対策を実施 | | | | | |
| | | 国が実施した業務・システム改革等の取組のうち地方公共団体に役立つ事例や、オープンデータ伝道師の派遣や地方公共団体向けオープンデータ支援ツールなどオープンデータ2．0に基づく各種支援策、自治体クラウドの先進事例について、政府CIOから首長等に紹介し意識改革を促進するなど、変革意欲のある地方公共団体を支援する取組を更に推進 | 改革期間を通じ、引き続き推進 | | | | |
| | マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果の検証方法について検討 | 経済・財政効果の検討結果の取りまとめ | 左記検討結果に基づき検証 | 改革期間を通じ、引き続き検証 | | | |
| | | 行政手続のオンライン化の進展を調査・公表<br>自治体が共同で構築する電子申請システムの活用推進 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | | |
| | | | | | | | ・マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果（事後的に検証する指標）（再掲） |

《内閣官房 情報通信技術（IT）戦略室、社会保障改革担当室、総務省関係部局》

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑬マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示等**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 政府CIO等によるアドバイスについて、変革意欲をより効果的に生かせる方法を検討しつつ、引き続き実施（政府CIO補佐官を政府CIOの行う取組の支援に充て取組を強化） | 【IT室】政府CIO等による地方公共団体への訪問、意見交換、勉強会等の取組を実施するとともにその後の継続的なフォローアップを通じて、変革意欲のある団体からIT・BPRに取り組むことができるよう支援。（順調） | 【IT室】自治体にアドバイスや意見交換等を行う件数について、2018年度までに150件を目標に引き続き同様の取組を実施。 |
| 地方においてIT戦略等を推進する人材の育成や確保についての支援を検討、方針決定を踏まえ、自治体と連携しつつ、取組を促進 | 【IT室】地方自治体への国の成果の横展開を通じ、変革意欲のある地方自治体におけるIT戦略等を推進する人材の育成を支援。（順調） | 【IT室】左記支援方針を踏まえ、自治体と連携しつつ、取組を推進。 |
| 内閣官房において、政府CIO補佐官の助言も得つつ、変革意欲のある地方公共団体におけるIT戦略等を推進する人材の育成やCIOの役割を果たす人材確保について支援 | 【IT室】総務省の調査を元に、外部の人材をCIO／CIO補佐官として任用している自治体の募集要項をIT室にて整理・分類。（順調） | 【IT室】左記の結果を踏まえ、政府CIO補佐官等の助言も得つつ、今後の方針を検討。 |
| 国と自治体等の間の情報・意見交換の場をITを活用して提供する仕組みを含め、各省の施策と連携しつつ、自治体を支援する仕組みの内容等を具体的に検討し、決定の結果を踏まえ、対策を実施 | 【IT室】地方公共団体の官民データ推進計画策定支援を目的とした「地方の官民データ活用推進計画策定の手引」を作成するために、地方公共団体と国の各府省庁を委員とする「地方の官民データ活用推進計画に関する委員会」を設置。本委員会は手引策定後も地方と国とが官民データ活用推進等について情報・意見交換をしていく場として継続。　（順調） | 【IT室】地方公共団体等からの相談に応じるため、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室に総合的な相談窓口を設置。地方自治体からの相談に対応。 |
| 国が実施した業務・システム改革等の取組のうち地方公共団体に役立つ事例や、オープンデータ伝道師の派遣や地方公共団体向けオープンデータ支援ツールなどオープンデータ2．0に基づく各種支援策、自治体クラウドの先進事例について、政府CIOから首長等に紹介し意識改革を促進するなど、変革意欲のある地方公共団体を支援する取組を更に推進 | 【IT室】政府CIO等が地方公共団体への訪問し、オープンデータ、自治体クラウド等の導入についてアドバイスを実施。また、オープンデータ伝道師の派遣や地方公共団体向けオープンデータ支援ツールを提供するとともに、地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン及び手引書の改定や新たにオープンデータに取り組む地方公共団体向けの「推奨データセット」の策定を検討中であり、本年11月を目途に公表予定。（順調） | 【IT室】引き続き、総務省と連携し、政府CIO等による地方公共団体への訪問を実施。<br>各省の施策と連携しつつ、2020年度までに全ての地方公共団体でオープンデータに取り組むよう支援の充実を検討。<br>地方のIT化を推進するため、地方における官民データ活用推進計画の策定を支援。 |
| マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果の検討結果の取りまとめ | 【IT室】マイナンバー制度の活用については、新たなマイナンバーカードやマイナポータルの利活用場面も想定されるようになってきたことから、効果項目の再整理を実施しているところ。<br>（順調） | 【IT室】マイナンバー制度の活用については、2017年度末までに検討結果を取りまとめる。<br>また、国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果については、第1階層の目標決定後、対応方針を検討。 |
| 行政手続のオンライン化の進展を調査・公表<br>自治体が共同で構築する電子申請システムの活用推進 | 【総務省】重点化したオンライン利用促進対象手続の状況を調査・把握するとともに地方公共団体に対し更なるオンライン化を進めるよう助言を実施。　（順調） | 【総務省】<br>引き続き、左記の調査・助言を実施。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

集中改革期間

| | 2014・2015年度 《主担当府省庁等》 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| ＜⑬マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示等＞ | | | | | | | | |
| IT化と業務改革、行政改革等 | eガバメント閣僚会議の下に設置された「国・地方IT化・BPR推進チーム」（主査：政府CIO）において第一次報告書を2015年6月に取りまとめ | マイナンバー・個人番号カード活用によるオンラインサービス改革の検討（2015年度～2016年度） | 検討を踏まえた対応方針の具体化 | 左記対応方針の実施 | | | ・各種証明書のコンビニ交付の利用件数【目標は2016年度中に設定】 | ・マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果（事後的に検証する指標） |
| | | 国・地方IT化・BPR推進チーム 第一次報告書に沿って、申請等手続の現状調査、オンライン化・自治体の取組促進策の検討等を進め、追加・見直しの結論を得る | 左記の結論について、自治体に周知徹底し、自治体の計画的な取組を促す | 左記に基づき引き続き実施 | | | ・左記の取組促進策等に沿ってIT化・BPRに取り組んだ自治体数【目標は2016年度中に設定】 | |
| | 変革意欲のある自治体に対して、政府CIO等がアドバイスし、支援できる仕組みの整備に向けた活動を開始 | 政府CIO等によるアドバイスについて、変革意欲をより効果的に生かせる方法を検討しつつ、引き続き実施 | | | | | | |
| | | 地方においてIT戦略等を推進する人材の育成やCIOの役割を果たす人材確保について実態に応じた支援の在り方につき検討、方針を決定 | 左記の結果を踏まえ、自治体と連携しつつ、取組を促進 | | | | ・自治体にアドバイスや意見交換等を行った件数【目標は2016年度中に設定】 | |
| | 地方公共団体のIT化に係る実態の把握、相談・支援の仕組みの方針を検討 | 国と自治体等の間の情報・意見交換の場をITを活用して提供する仕組みを含め、各省の施策と連携しつつ、自治体を支援する仕組みの内容等を具体的に検討し、決定 | 左記の結果を踏まえ、対策を実施 | | | | | |
| | | 上記の諸施策の経済・財政効果等の検証手法等の検討 | | | | | | |

《内閣官房 情報通信技術（IT）戦略室、社会保障改革担当室、総務省関係部局》

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

集中改革期間

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| ＜⑬マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示等＞ | | | | | | | |
| IT化と業務改革、行政改革等 | 政府CIO等によるアドバイスについて、変革意欲をより効果的に生かせる方法を検討しつつ、引き続き実施（政府CIO補佐官を政府CIOの行う取組の支援等に充て、取組を強化） | | 改革期間を通じ、引き続き推進 | | | | |
| | 地方においてIT戦略等を推進する人材の育成や確保についての支援を検討、方針を決定 | 左記の結果を踏まえ、自治体と連携しつつ、取組を促進 | 改革期間を通じ、引き続き推進 | | | ・自治体にアドバイスや意見交換等を行った件数【目標は2016年度中に設定】 | ・マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果（事後的に検証する指標）（再掲） |
| | | 内閣官房において、政府CIO補佐官の助言も得つつ、変革意欲のある地方公共団体におけるIT戦略等を推進する人材の育成やCIOの役割を果たす人材確保について支援 | | | | | |
| | 国と自治体等の間の情報・意見交換の場をITを活用して提供する仕組みを含め、各省の施策と連携しつつ、自治体を支援する仕組みの内容等を具体的に検討し、決定 | 左記の結果を踏まえ、対策を実施 | 改革期間を通じ、引き続き推進 | | | | |
| | | 国が実施した業務・システム改革等の取組のうち地方公共団体に役立つ事例や、オープンデータ伝道師の派遣や地方公共団体向けオープンデータ支援ツールなどオープンデータ2．0に基づく各種支援策、自治体クラウドの先進事例について、政府CIOから首長等に紹介し意識改革を促進するなど、変革意欲のある地方公共団体を支援する取組を更に推進 | | | | | |
| | マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果の検証方法について検討 | 経済・財政効果の検討結果の取りまとめ | 左記検討結果に基づき検証 | 改革期間を通じ、引き続き検証 | | | |
| | | 行政手続のオンライン化の進展を調査・公表<br>自治体が共同で構築する電子申請システムの活用推進 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | | |

《内閣官房 情報通信技術（IT）戦略室、社会保障改革担当室、総務省関係部局》

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑬マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示等**

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 自治体にアドバイスや意見交換等を行った件数 | 150件（2018年度まで） | 2017年度末に集計予定 | N | 【IT室】2017年度末に集計予定 |
| 第二階層 | マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果（事後的に検証する指標）【再掲】 | ー | － | N | 【IT室】マイナンバー制度の活用については、2017年度末を目途に効果試算を整理。<br>また、国による地方自治体のIT化・BPR推進については、第1階層の目標決定後の対応方針を検討する予定。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | | |
| IT化と業務改革、行政改革等 | ＜⑭国のオンラインサービス改革、各府省庁の業務改革、政府情報システムのクラウド化・統廃合＞ | | | | | | | |
| | 世界最先端IT国家創造宣言（平成26年6月24日閣議決定）を2015年6月に改定 | 政府CIO等による各府省へのヒアリング・レビューや「政府情報システム改革ロードマップ」、「政府情報システムに係るコスト削減計画」の見直し等を通じ、世界最先端IT国家創造宣言等に基づく政府情報システムのクラウド化・統廃合、運用コストの削減に向けた取組等を着実に実施する | 左記の方針を踏まえ、引き続き取り組む | | | | ・政府情報システム数【2012年度：1450 目標：2018年度までに半減（現在、約63%の削減が可能となる見込み）】 | ・政府情報システム運用コスト【2013年度：4000億円 目標：2021年度を目途に３割圧縮（現在約27%の圧縮が可能となる見込み）】 |
| | 《内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室、総務省行政管理局》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 / 年末 | 通常国会 | | | | |
| IT化と業務改革、行政改革等 | ＜⑭国のオンラインサービス改革、各府省庁の業務改革、政府情報システムのクラウド化・統廃合＞ | | | | | | |
| | ○2015年度・2016年度 世界最先端IT国家創造宣言（2013年6月14日閣議決定）を2015年6月及び2016年5月に改定 | 政府CIO等による各府省へのヒアリング・レビューや「政府情報システム改革ロードマップ」、「政府情報システムに係るコスト削減計画」の見直し等を通じ、世界最先端IT国家創造宣言等に基づく政府情報システムのクラウド化・統廃合、運用コストの削減に向けた取組等を着実に実施する | 左記の方針を踏まえ、引き続き取り組む | | | ・政府情報システム数【2012年度：1450 目標：2018年度までに半減（現在、約６割の削減が可能となる見込み）】 | ・政府情報システム運用コスト【2013年度：4000億円 目標：2021年度を目途に３割圧縮（現在約28%の圧縮が可能となる見込み）】 |
| | 2016年4月に各府省に専任の審議官（サイバーセキュリティ・情報化審議官）等を設置して各府省の体制強化等を図り、実効的な取組を推進 | | | | | | |
| | | 政府情報システムのクラウド化・統廃合や運用コスト削減の状況をフォローアップ | 左記を踏まえ、各府省と連携し、目標達成に向けた取組の更なる徹底 | | | | |
| | 《内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室、総務省行政管理局》 | | | | | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑭国のオンラインサービス改革、各府省庁の業務改革、政府情報システムのクラウド化・統廃合**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 政府CIO等による各府省へのヒアリング・レビューや「政府情報システム改革ロードマップ」、「政府情報システムに係るコスト削減計画」の見直し等を通じ、世界最先端IT国家創造宣言等に基づく政府情報システムのクラウド化・統廃合、運用コストの削減に向けた取組等を着実に実施する | 【IT室】「政府情報システム改革ロードマップ」、「政府情報システムに係るコスト削減計画」の見直し等を行うとともに、政府CIO自ら500回（平成25年６月～）を超える各府省へのヒアリング・レビューを実施。現時点において、政府情報システム数については2018年度までに894システムの減（2012年度比で62%減）、運用コストについては2021年度までを目途に1104億円の削減（2013年度比で29%減）を見込んでいるところ。（順調） | 【IT室】KPI目標（2018年度までにシステム数半減、2021年度をめどにシステム運用コストの３割圧縮）の達成に向け、引き続き政府情報システムのクラウド化・統廃合や運用コスト削減の状況をフォローアップするとともに、各府省と連携し、目標達成に向けた取組の更なる徹底を行う。 |
| 政府情報システムのクラウド化・統廃合や運用コスト削減の状況をフォローアップ、各府省と連携し、目標達成に向けた取組の更なる徹底 | | |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 政府情報システム数 | 2012年度から2018年度までに半減（2012年度：1450） | 1117（2016年度末） | A | 2018年度までに894システムの減（62%減）の見込み。<br>2017年度末実績は翌年度末に把握。 |
| 第二階層 | 政府情報システム運用コスト | 2013年度から2021年度めどに３割圧縮（2013年度：4000億円） | 2013年度と比べて257億円の削減（2015年度） | A | 2021年度までに約29%の削減見込み（2016年度末時点）<br>2016年度実績及び2017年度実績はそれぞれ翌年度末に把握。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| Ｉ Ｔ化と業務改革、行政改革等 | ＜⑮（地方）業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的展開＞ | | | | | | | |
| | 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」のフォローアップ結果を具体的に取りまとめ、自治体に対し、助言・情報提供等を実施 | 国・地方IT化・BPR推進チームにおいて、自治体クラウドの取組事例（全国で54グループ）について、クラウド化業務範囲、関連経費詳細項目の比較等や、当該経費の削減方策・効果等について深掘り・分析し、その結果を整理・類型化 | 国・地方IT化・BPR推進チームにおける深掘り・分析及び整理・類型化の結果について、自治体に対し、具体的に分かりやすく提供し、助言を実施することにより倍増目標を達成<br>クラウド化を通じた業務の簡素化・標準化の推進 | クラウド化していない自治体・システムの要因の検証 | 左記の要因の検証を踏まえ、クラウド化・業務改革を一層推進 | | ・クラウド導入市区町村数【2014年度：550団体 目標：2017年度までに倍増（約1,000団体）を図る】 | ・歳出効率化の成果（事後的に検証する指標）<br>・地方公共団体の情報システム運用コスト【目標：３割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】 |
| | | 都道府県における情報システム運用コストの削減に向けた方策を調査・研究し、その結果を具体的に分かりやすく提供し、助言を実施 | | | 左記の提供・助言を引き続き実施 | | | |
| | 《総務省地域力創造グループ、内閣官房　情報通信技術（IT）総合戦略室》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｉ Ｔ化と業務改革、行政改革等 | ＜⑮（地方）業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的展開等＞ | | | | | | |
| | ○2015年度・2016年度 自治体クラウドの取組事例（全国で56グループ）について国・地方IT化・BPR推進チームにおいて深掘り・分析し、その結果を整理・類型化し、自治体に対 し、助言・情報提供等を実施 | 自治体に対し、左記の深掘り・分析及び整理・類型化の結果を具体的に分かりやすく助言・提供し、普及促進を徹底<br>複数団体による自治体クラウドの導入を、地方交付税措置により重点的に支援<br>・IT室と総務省が、市町村を中心に首長を直接訪問し、自治体クラウド導入の具体的検討を働きかけ<br>・都道府県に対しても、具体的な動きが見えてきた市町村の取組を支援するよう働きかけ<br>自治体クラウド導入を通じた業務の簡素化・標準化の推進 | ・クラウド化した団体の実装の詳細を把握・検証<br>・クラウド化していない自治体・システムの要因の検証 | 左記の要因の検証を踏まえ、クラウド化・業務改革を一層推進 | | ・クラウド導入市区町村数【2014年度：550団体 目標：2017年度までに倍増（約1,000団体）を図る】 | ・歳出効率化の成果（事後的に検証する指標）<br>・地方公共団体の情報システム運用コスト【目標：３割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】 |
| | 庁内システムの現状・課題等について都道府県にヒアリング | 都道府県における情報システム運用コストの削減に向けた方策を調査・研究 | 調査・研究の結果を具体的に分かりやすく提供し、助言を実施 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | |
| | | 地方公共団体の情報システム運用コスト（住民一人当たりコストを含む）の試算・公表 | 地方公共団体の情報システム運用コストの算出・公表 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | |
| | | 自治体クラウド導入団体（56グループ）における歳出効率化の成果の測定方法の検討・結果の公表 | 順次自治体クラウドを新たに導入した自治体においても歳出効率化の成果を公表 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | |
| | 《総務省地域力創造グループ、内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室》 | | | | | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑮（地方）業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的展開**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 自治体に対し、左記の深掘り・分析及び整理・類型化の結果を具体的に分かりやすく助言・提供し、普及促進を徹底 | 【総務省】自治体クラウドの取組事例（全国で56グループ）のクラウド化業務範囲、経費の削減方策等について深掘り・分析及び整理・類型化した資料である「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」を活用して自治体に対して助言を実施した。（順調） | 【総務省】新しい自治体クラウドグループの事例を踏まえて、「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」を必要に応じて改訂するとともに、クラウド未導入の要因を検証し、引き続き助言を実施する。 |
| 複数団体による自治体クラウドの導入を、地方交付税措置により重点的に支援 | 【総務省】必要な経費について、「重点課題対応分」として地方財政計画に計上し、地方交付税措置を講じている。（順調） | 【総務省】引き続き、必要な支援を実施。 |
| ・IT室と総務省が、市町村を中心に首長を直接訪問し、自治体クラウド導入の具体的検討を働きかけ<br>・都道府県に対しても、具体的な動きが見えてきた市町村の取組を支援するよう働きかけ | 【総務省】市長会、町村会の情報通信担当委員会（市町村長により構成）等の場において、自治体クラウドの推進を要請した。また、政府CIOと連携して地方訪問を実施した。<br>都道府県に対しては、市町村へのサポートについて、個別訪問やヒアリングを通じて直接要請するとともに、官民データ活用推進基本法に基づく「都道府県官民データ活用推進計画策定の手引」において、都道府県内の市町村のクラウド化に向けて都道府県が支援を行う必要があることを明記した。（順調）<br><br>【IT室】総務省と連携し、県、市町村の首長等の訪問を実施。（順調） | 【総務省】左記取組を引き続き実施する。<br><br>【IT室】引き続き、総務省と連携し、首長等の訪問を実施。 |
| 自治体クラウド導入を通じた業務の簡素化・標準化の推進 | 【総務省】自治体のクラウド化を促進することにより、業務の簡素化・標準化を推進する。（順調） | 【総務省】引き続き推進する。 |
| 都道府県における情報システム運用コストの削減に向けた方策を調査・研究 | 【総務省】「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」及び同調査に基づくヒアリングを通じ、都道府県における情報システム運用コストの削減に向けた方策を調査中。（順調） | 【総務省】調査・研究の結果を具体的に分かりやすく提供する。 |
| 地方公共団体の情報システム運用コスト（住民一人当たりコストを含む）の試算・公表 | 【総務省】2017年度中に公表すべく、現在調査中。（順調） | 【総務省】平成29年度中に試算・公表する。 |
| 自治体クラウド導入団体（56グループ）における歳出効率化の成果の測定方法の検討・結果の公表 | 【総務省】2017年度中に公表すべく、現在調査中。（順調） | 【総務省】平成29年度中に結果を公表する。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| I T化と業務改革、行政改革等 | ＜⑮（地方）業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的展開＞ | | | | | | | |
| | 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」のフォローアップ結果を具体的に取りまとめ、自治体に対し、助言・情報提供等を実施 | 国・地方IT化・BPR推進チームにおいて、自治体クラウドの取組事例（全国で54グループ）について、クラウド化業務範囲、関連経費詳細項目の比較等や、当該経費の削減方策・効果等について深掘り・分析し、その結果を整理・類型化 | 国・地方IT化・BPR推進チームにおける深掘り・分析及び整理・類型化の結果について、自治体に対し、具体的に分かりやすく提供し、助言を実施することにより倍増目標を達成<br>クラウド化を通じた業務の簡素化・標準化の推進 | クラウド化していない自治体・システムの要因の検証 | 左記の要因の検証を踏まえ、クラウド化・業務改革を一層推進 | | ・クラウド導入市区町村数【2014年度：550団体 目標：2017年度までに倍増（約1,000団体）を図る】 | ・歳出効率化の成果（事後的に検証する指標）<br>・地方公共団体の情報システム運用コスト【目標：３割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】 |
| | | 都道府県における情報システム運用コストの削減に向けた方策を調査・研究し、その結果を具体的に分かりやすく提供し、助言を実施 | | | 左記の提供・助言を引き続き実施 | | | |
| | 《総務省地域力創造グループ、内閣官房　情報通信技術（IT）総合戦略室》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| I T化と業務改革、行政改革等 | ＜⑮（地方）業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的展開等＞ | | | | | | |
| | ○2015年度・2016年度 自治体クラウドの取組事例（全国で56グループ）について国・地方IT化・BPR推進チームにおいて深掘り・分析し、その結果を整理・類型化し、自治体に対 し、助言・情報提供等を実施 | 自治体に対し、左記の深掘り・分析及び整理・類型化の結果を具体的に分かりやすく助言・提供し、普及促進を徹底<br>複数団体による自治体クラウドの導入を、地方交付税措置により重点的に支援<br>・IT室と総務省が、市町村を中心に首長を直接訪問し、自治体クラウド導入の具体的検討を働きかけ<br>・都道府県に対しても、具体的な動きが見えてきた市町村の取組を支援するよう働きかけ<br>自治体クラウド導入を通じた業務の簡素化・標準化の推進 | ・クラウド化した団体の実装の詳細を把握・検証<br>・クラウド化していない自治体・システムの要因の検証 | 左記の要因の検証を踏まえ、クラウド化・業務改革を一層推進 | | ・クラウド導入市区町村数【2014年度：550団体 目標：2017年度までに倍増（約1,000団体）を図る】 | ・歳出効率化の成果（事後的に検証する指標）<br>・地方公共団体の情報システム運用コスト【目標：３割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】 |
| | 庁内システムの現状・課題等について都道府県にヒアリング | 都道府県における情報システム運用コストの削減に向けた方策を調査・研究 | 調査・研究の結果を具体的に分かりやすく提供し、助言を実施 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | |
| | | 地方公共団体の情報システム運用コスト（住民一人当たりコストを含む）の試算・公表 | 地方公共団体の情報システム運用コストの算出・公表 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | |
| | | 自治体クラウド導入団体（56グループ）における歳出効率化の成果の測定方法の検討・結果の公表 | 順次自治体クラウドを新たに導入した自治体においても歳出効率化の成果を公表 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | |
| | 《総務省地域力創造グループ、内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室》 | | | | | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑮（地方）業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的展開**

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | クラウド導入市町村数 | 2014年度から2017年度までに倍増（約1000団体） | 948団体（2017年4月1日） | A | 2017年度末確報値は、2019年３月頃に公表予定 |
| 第二階層 | 歳出効率化の成果（事後的に検証する指標） | － | ― | N | 2017年度中に公表すべく、現在調査中 |
| | 地方公共団体の情報システム運用コスト | ３割圧縮（集中改革期間中に設定） | ― | N | 2018年度までに目標期限を設定予定 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| IT化と業務改革、行政改革等 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | ＜⑮（地方）業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的展開＞ | | | | | | | |
| | 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」のフォローアップ結果を具体的に取りまとめ、自治体に対し、助言・情報提供等を実施 | 国・地方IT化・BPR推進チームにおいて、自治体クラウドの取組事例（全国で54グループ）について、クラウド化業務範囲、関連経費詳細項目の比較等や、当該経費の削減方策・効果等について深掘り・分析し、その結果を整理・類型化 | 国・地方IT化・BPR推進チームにおける深掘り・分析及び整理・類型化の結果について、自治体に対し、具体的に分かりやすく提供し、助言を実施することにより倍増目標を達成<br>クラウド化を通じた業務の簡素化・標準化の推進 | クラウド化していない自治体・システムの要因の検証 | 左記の要因の検証を踏まえ、クラウド化・業務改革を一層推進 | | ・クラウド導入市区町村数【2014年度：550団体 目標：2017年度までに倍増（約1,000団体）を図る】 | ・歳出効率化の成果（事後的に検証する指標）<br>・地方公共団体の情報システム運用コスト【目標：3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】 |
| | | 都道府県における情報システム運用コストの削減に向けた方策を調査・研究し、その結果を具体的に分かりやすく提供し、助言を実施 | | | 左記の提供・助言を引き続き実施 | | | |
| | 《総務省地域力創造グループ、内閣官房　情報通信技術（IT）総合戦略室》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| IT化と業務改革、行政改革等 | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | ＜⑮（地方）業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的展開等＞ | | | | | | |
| | ○自治体情報システム構造改革の推進 | | | | | | |
| | ○2015年度・2016年度 自治体クラウドの取組事例（全国で56グループ）について国・地方IT化・BPR推進チームにおいて深掘り・分析し、その結果を整理・類型化し、自治体に対し、助言・情報提供等を実施 | 自治体に対し、左記の深掘り・分析及び整理・類型化の結果を具体的に分かりやすく助言・提供し、普及促進を徹底<br>自治体クラウド導入を通じた業務の簡素化・標準化の推進 | 前年度における施策の成果を把握・検証した上で、翌年度以降の施策の在り方について検討し、所要の措置 | | ・クラウド導入市区町村数【2014年度：550団体 目標：2017年度までに倍増（約1,000団体）を図る】 | ・クラウド導入に伴う歳出効率化の成果（事後的に検証する指標）（再掲）<br>・地方公共団体の情報システム運用コスト【目標：3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】（再掲） |
| | 自治体情報システム構造改革の推進のため、複数団体による自治体クラウドの導入を、地方交付税措置により重点課題として支援 | 引き続き、複数団体による自治体クラウドの導入を、地方交付税措置により重点課題として支援 | | | | | |
| | | 上記の施策について、各自治体による前年度の取組の成果を把握、「見える化」し、翌年度以降の施策の在り方について検討<br>左記検討結果に基づき所要の措置 | | | | | |
| | 《総務省地域力創造グループ・自治財政局》 | | | | | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑮（地方）業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的展開**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 自治体に対し、自治体クラウドの取組事例の深掘り・分析及び整理・類型化の結果を具体的に分かりやすく助言・提供し、普及促進を徹底 | 【総務省】自治体クラウドの取組事例（全国で56グループ）のクラウド化業務範囲、経費の削減方策等について深掘り・分析及び整理・類型化した資料である「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」を活用して自治体に対して助言を実施した。（順調） | 【総務省】新しい自治体クラウドグループの事例を踏まえて、「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」を必要に応じて改訂するとともに、クラウド未導入の要因を検証し、引き続き助言を実施する。 |
| 自治体クラウド導入を通じた業務の簡素化・標準化の推進 | 【総務省】自治体のクラウド化を促進することにより、業務の簡素化・標準化を推進する。　（順調） | 【総務省】引き続き推進する。 |
| 複数団体による自治体クラウドの導入を、地方交付税措置により重点課題として支援 | 【総務省】必要な経費について、「重点課題対応分」として地方財政計画に計上し、地方交付税措置を講じている。（順調） | 【総務省】引き続き、必要な支援を実施。 |
| 上記の施策について、各自治体による前年度の取組の成果を把握、「見える化」し、翌年度以降の施策の在り方について検討 | 【総務省】2017年４月１日時点の状況について、「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」を実施済み。　（順調） | 【総務省】取組の進捗を踏まえ、必要な取組を検討。 |

# KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | クラウド導入市区町村数【再掲】 | 2014年度から2017年度までに倍増（約1000団体） | 948団体（2017年4月1日） | A | 2017年度末確報値は、2019年3月頃に公表予定 |
| 第二階層 | クラウド導入に伴う歳出効率化の成果（事後的に検証する指標）【再掲】 | － | ― | N | 2017年度中に公表すべく、現在調査中 |
| 第二階層 | 地方公共団体の情報システム運用コスト【再掲】 | 3割圧縮（集中改革期間中に設定） | ― | N | 2018年度までに目標期限を設定予定 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| I T化と業務改革、行政改革等 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | ＜⑯公共サービスイノベーションに係る先進事例の全国展開＞ | | | | | | | |
| | 「公共サービスイノベーション・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた課題と対応を取りまとめ | 必要に応じ会合を開催し、公共サービスイノベーション・プラットフォームで取りまとめた自治体等における先進的な取組を全国展開するためのアクションプランの実行、PDCA、必要な制度改正の検討について議論 | | 左記の取組状況を踏まえ、更なる取組を検討・実施する | | | ・公共サービスイノベーションの進捗を検証するための指標 | ・公共サービスイノベーションによる経済・財政効果（事後的に検証する指標） |
| | 《内閣府政策統括官（経済社会システム担当）、公共サービスイノベーション・プラットフォーム参加省庁等》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度 《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| I T化と業務改革、行政改革等 | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | ＜⑯公共サービスイノベーションに係る先進事例の全国展開＞ | | | | | | |
| | 「公共サービスイノベーション・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた「課題と対応」を取りまとめ（2015年12月） | プラットフォーム会合において、各年度の取組計画を検討、確認 | 必要に応じ会合を開催し、公共サービスイノベーション・プラットフォームで取りまとめた自治体等における先進的な取組を全国展開するためのアクションプランの実行、PDCA、必要な制度改正の検討について議論 | 左記の取組状況を踏まえ、更なる取組を検討・実施する | | ・公共サービスイノベーションの進捗を検証するための指標 | ・公共サービスイノベーションによる経済・財政効果（事後的に検証する指標） |
| | | プラットフォーム会合の地方開催（鳥取県、埼玉県） | 都市部、地方部の地域特性等を踏まえつつ、公共サービスイノベーション・プラットフォーム会合を地方開催 | | | | |
| | | 公共サービスイノベーション・ホームページの開設 | 公共サービスイノベーション・ホームページの掲載内容を更新 | | | | |
| | 《内閣府政策統括官（経済社会システム担当）、公共サービスイノベーション・プラットフォーム参加省庁等》 | | | | | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑯公共サービスイノベーションに係る先進事例の全国展開**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 必要に応じ会合を開催し、公共サービスイノベーション・プラットフォームで取りまとめた自治体等における先進的な取組を全国展開するためのアクションプランの実行、PDCA、必要な制度改正の検討について議論 | 公共サービスイノベーションプラットフォームを開催し、進捗状況の整理、先進・優良事例の収集、課題・解決策の分析等を実施。検討結果はホームページに公表し、先進・優良事例の全国展開に資するよう「見える化」を実施。<br>（順調） | 2018年度も引き続き同様の取組を実施。 |
| 都市部、地方部の地域特性等を踏まえつつ、公共サービスイノベーション・プラットフォーム会合を地方開催 | 各地域の取組状況を踏まえ、地方版公共サービスイノベーションプラットフォームを開催（計3回）。<br>（順調） | 2018年度も引き続き同様の取組を実施。 |
| 公共サービスイノベーション・ホームページの掲載内容を更新 | 公共サービスイノベーションに係る先進・優良事例を整理して公表する「公共サービスイノベーション・ウェブサイト」を更新。地方版PFで取り上げられた先進・優良事例や意見交換の内容を掲載。<br>（順調） | 2018年度も引き続き同様の取組を実施。 |

# KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 公共サービスイノベーションの進捗を検討するための指標 | － | － | － | － |
| 第一階層 | ①窓口業務のアウトソーシング【再掲】 | 2020年度までに416団体 | 301団体（2017年4月速報値） | A | 2017年4月確報値は、2018年3月頃に公表 |
| 第一階層 | ②総合窓口の導入【再掲】 | 2020年度までに370団体 | 215団体（2017年4月速報値） | A | 2017年4月確報値は、2018年3月頃に公表 |
| 第一階層 | ③庶務業務の集約化【再掲】 | 2020年度までに286団体 | 413団体（2017年4月） | A | 2017年4月確報値は、2018年3月頃に公表 |
| 第一階層 | ④クラウド導入市区町村数【再掲】 | 2017年度までに約1000団体 | 948団体（2017年4月1日） | A | 2017年度末確報値は、2019年3月頃に公表予定 |
| 第一階層 | ⑤地方公共団体の情報システム運用コスト【再掲】 | 3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定） | ― | N | 2018年度までに目標期限を設定予定 |
| 第二階層 | 公共サービスイノベーションによる経済・財政効果（事後的に検証する指標） | ― | ― | N | 各分野・工程の取組状況を踏まえ、2017年度中に検証 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| IT化と業務改革、行政改革等 | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | | ＜⑰地方税における徴収対策の推進＞ | | | | | | |
| | | 徴収事務の着実な実施（滞納整理機構などの徴収事務の共同処理を含む）及び納税者が税を納付しやすい納税環境の整備を、地方団体に要請 | | | | | | |
| | | ■滞納整理機構などの徴収事務の共同処理を行っている団体の効果や課題について深掘り・分析し、その結果を整理・類型化<br>■インターネット公売など、効率的・効果的な滞納整理の手法を導入した団体の効果や課題について整理・分類<br>■電子申告の推進や収納手段の多様化（コンビニエンスストア、クレジットカードの活用等）に取り組む団体の効果や課題について整理 | | | | | | |
| | | 《総務省自治税務局》 | 地方団体が行っている先進的な徴収対策の取組を調査・研究した結果を整理・類型化して、具体的に分かりやすく提供 | 左記により、効果的な徴収対策の全国展開 | | | | ・地方税の徴収率【向上】（2015年度中に基準財政収入額算定上の「標準的な徴収率」を設定）<br>※徴収率については実績をモニタリング |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| IT化と業務改革、行政改革等 | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | ＜⑰地方税における徴収対策の推進＞ | | | | | | |
| | 徴収事務の着実な実施及び納税者が税を納付しやすい納税環境の整備を、地方団体に要請 | | | | | | |
| | ○2016年度<br>■徴収事務の共同処理を行っている団体の効果や課題について深掘り・分析し、整理・類型化<br>■効率的・効果的な滞納整理の手法を導入した団体の効果や課題について整理・分類<br>■電子申告の推進や収納手段の多様化（電子納税を含む）に取り組む団体の効果や課題について整理<br>↓<br>地方団体が行っている先進的な徴収対策の取組を調査・研究した結果を整理・類型化して公表 | 最新の実態を把握し、整理類型化の内容を更新 | 更新した内容の通知等により、滞納に対する共同徴収の促進など徴収対策の推進を助言 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | ― | ・地方税の徴収率【向上】（2015年度中に基準財政収入額算定上の「標準的な徴収率」を設定）<br>※徴収率については実績をモニタリング |
| | | 個人住民税の特別徴収の実施状況を把握 | 把握した実態に基づき自治体の取組の推進を助言 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | |
| | | 電子納税の実施状況を把握 | 把握した実態に基づき、取組の推進方策を検討・助言 | 改革期間を通じ、同様の取組を実施 | | | |
| | 《総務省自治税務局》 | | | | | | |

**重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革**

**改革項目：⑰地方税における徴収対策の推進**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 最新の地方団体が行っている先進的な徴収対策の取組の実態を把握し、整理類型化の内容を更新。更新した内容の通知等により、滞納に対する共同徴収の促進など徴収対策の推進を助言 | 平成２８年度は、徴収事務の共同処理、効率的・効果的な滞納整理の方法、収納手段の多様化、個人住民税の特別徴収や電子申告・電子納税の推進に係る先進的な取組みを行っている地方団体の効果や課題について整理・類型化し、地方団体に情報提供を行い、徴収対策の推進について助言したところ。<br>現在、徴収対策の取組について実地調査を実施するなど、各地方団体の徴収対策の実態に関する情報収集・分析に努めているところであり、今後、その結果をとりまとめ、年度内に地方団体に情報提供予定。（順調） | 今後、先進的な取組みについて、整理・類型化の内容を更新し、地方団体へ情報提供するなど、徴収対策の推進に向けて引き続き助言していく。 |
| 個人住民税の特別徴収の実施状況を把握、把握した実態に基づき自治体の取組の推進を助言 | | |
| 電子納税の実施状況を把握、把握した実態に基づき、取組の推進方策を検討・助言 | | |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第二階層 | 地方税の徴収率 | 向上（2015年度中に基準財政需要額算定上の「標準的な徴収率」を設定） | 2014年度<br>：98.9%【現年分】<br>2016年度（見込み）<br>：99.2%【現年分】 | A | 2016年度、2017年度実績については、翌年11月頃把握・公表。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| I T化と業務改革、行政改革等 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| | ＜⑱国・地方の公務員人件費の総額の増加の抑制＞<br>○国家公務員<br>国家公務員の総人件費について、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）を決定 | 国家公務員の給与については、労働基本権制約の代償措置として民間準拠で行われる人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、決定<br>人事院勧告<br>※人事院勧告の有無については年度によって異なる<br>人事院勧告が行われた場合、給与については、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から検討を行った上で取扱いを決定する<br>国家公務員の総人件費について、地域間・世代間の給与配分を見直す「給与制度の総合的見直し」の実施や定員合理化等を行うことなどにより、人件費の抑制を図る<br>定員要求<br>定員査定・決定 | 計画期間を通じ、左記の方針を踏まえ、引き続き取り組む | | | | ・総人件費の額<br>・総定員数<br>（事後的に捕捉する指標） |
| | 《内閣官房内閣人事局》<br>○地方公務員<br>地方公務員については、各地方公共団体において、「給与制度の総合的見直し」に着実に取り組むとともに、各地方公共団体の給与事情等を踏まえ、給与の適正化を図る | 人事委員会勧告<br>地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って、各団体の議会において条例で定める | 計画期間を通じ、左記の方針を踏まえ、引き続き取り組む | | | | ・総人件費の額<br>・総定員数<br>・給与制度の総合的見直しの取組自治体数<br>（事後的に捕捉する指標） |
| | 《総務省公務員部》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| I T化と業務改革、行政改革等 | ＜⑱国・地方の公務員人件費の総額の増加の抑制＞<br>○国家公務員<br>国家公務員の総人件費について、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）を決定 | 国家公務員の給与については、労働基本権制約の代償措置として民間準拠で行われる人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、決定<br>人事院勧告<br>※人事院勧告の有無については年度によって異なる<br>人事院勧告が行われた場合、給与については、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から検討を行った上で取扱いを決定する<br>国家公務員の総人件費について、地域間・世代間の給与配分を見直す「給与制度の総合的見直し」の実施や定員合理化等を行うことなどにより、人件費の抑制を図る<br>定員要求<br>要求状況の公表<br>定員審査・決定<br>審査結果の公表 | 計画期間を通じ、左記の方針を踏まえ、引き続き取り組む | | ― | ・総人件費の額<br>・総定員数<br>（事後的に捕捉する指標） |
| | 《内閣官房内閣人事局》<br>○地方公務員<br>地方公務員については、各地方公共団体において、「給与制度の総合的見直し」に着実に取り組むとともに、各地方公共団体の給与事情等を踏まえ、給与の適正化を図る | 人事委員会勧告<br>地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って、各団体の議会において条例で定める | 計画期間を通じ、左記の方針を踏まえ、引き続き取り組む | | | ・総人件費の額<br>・総定員数<br>・給与制度の総合的見直しの取組自治体数<br>（事後的に捕捉する指標） |
| | 《総務省公務員部》 | | | | | | |

**重要課題：IT化と業務改革、行政改革等**

**改革項目：⑱国・地方の公務員人件費の総額の増加の抑制**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| ・国家公務員の給与については、労働基本権制約の代償措置として民間準拠で行われる人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、決定<br>・人事院勧告<br>・人事院勧告が行われた場合、給与については、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から検討を行った上で取扱いを決定する<br>・国家公務員の総人件費について、地域間・世代間の給与配分を見直す「給与制度の総合的見直し」の実施や定員合理化等を行うことなどにより、人件費の抑制を図る<br>・定員要求、定員査定・決定 | 平成26年の一般職給与法の改正に盛り込んだ「給与制度の総合的見直し」において、初任給を据え置く一方、高齢者層の俸給表水準を4％引き下げることにより、俸給表水準を平均2％引き下げるとともに、地域手当の支給割合等を見直すことにより、世代間・地域間の給与配分を見直すなどの取組を行っている。<br>定員審査については、CIQの体制や海上保安体制の強化など、内閣の重要課題に的確に対応できる体制の整備を図る一方、業務改革等による計画的な定員の合理化に取り組んでいる。<br>（順調） | 今後も、引き続き、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」に沿って、総人件費の抑制に努める。 |
| ・地方公務員については、各地方公共団体において、「給与制度の総合的見直し」に着実に取り組むとともに、各地方公共団体の給与事情等を踏まえ、給与の適正化を図る<br>・地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って、各団体の議会において条例で定める | 各地方公共団体において、定員の削減や給与の適正化に取り組んでおり、給与制度の総合的見直しについても全ての団体が実施。　（順調） | 今後も、引き続き、地方公務員の給与の適正化や地方公共団体における適正な定員管理を着実に推進。 |

# KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第二階層 | ＜国家公務員＞<br>Ⅰ 総人件費の額<br>（事後的に捕捉する指標） | ― | 5.2兆円<br>（2017年度当初予算） | F | 2018年度当初予算の計数は、当初予算成立と同日に把握 |
| | ＜国家公務員＞<br>Ⅱ 総定員数<br>（事後的に捕捉する指標） | － | 57.6万人<br>（2017年度末定員） | F | 2018年度当初予算の計数は、当初予算成立と同日に把握 |
| | ＜地方公務員＞<br>Ⅲ 総人件費の額<br>（事後的に捕捉する指標） | － | 25.5兆円<br>（2015年度決算） | F | 2016年度決算の計数は2017年末に把握 |
| | ＜地方公務員＞<br>Ⅳ 総定員数<br>（事後的に捕捉する指標） | － | 273.7万人<br>（2016年4月1日現在） | F | 2017年4月1日現在の状況は、2017年末に把握 |
| | ＜地方公務員＞<br>Ⅴ 給与制度の総合的見直しの取組自治体数<br>（事後的に捕捉する指標） | － | 全団体<br>（2017年4月1日現在） | F | ― |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

## ＜「税制抜本改革法」を踏まえた地域間の税源の偏在を是正する方策、課税自主権の拡充＞《総務省》

「税制抜本改革法」を踏まえ地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る。

■地域間の税源の偏在の是正については、平成28年度与党税制改正大綱等に沿って、具体的な措置を講じる。
＜平成28年度与党税制改正大綱＞
○ 地方創生を推進するためには、地方公共団体が安定的な財政運営を行うことのできる地方税体系を構築する必要がある。こうした観点も踏まえ、地方法人課税については、消費税率（国・地方）8％段階の措置に引き続き、消費税率10％段階においても、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための措置を講ずる。また、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元するとともに、これに代わる偏在是正措置を講ずる。
具体的には、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税の税率を当該引下げ分相当引上げ、その税収全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。更に、地方法人特別税・譲与税に代わる偏在是正措置に伴う市町村の減収補てん、市町村間の税源の偏在性の是正及び市町村の財政運営の安定化を図る観点から、法人事業税の一定割合を市町村に交付する制度を創設する。なお、この偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。

■課税自主権の拡充については、その一層の拡充を図る観点から、必要な制度の見直しを行うとともに、情報提供など地方団体への支援を行う。法定外税の導入件数等については、毎年度、調査の上、公表。

## ＜地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革＞《制度所管府省庁》

■地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革を進める。 国が果たすべき役割の範囲を制度上明確にする際、地方自治の原則に十分配慮する。
例えば乳幼児医療費などの一部負担金減免については、その在り方について、現行制度の趣旨や国民健康保険財政に与える影響等を考慮しながら、厚生労働省において議論を続けていくこととしている。

## ＜地方交付税制度改革に合わせた留保財源率についての必要な見直し＞《総務省》

■地方交付税制度の改革に合わせて、留保財源率については必要な見直しを検討する。

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

## ＜「税制抜本改革法」を踏まえた地域間の税源の偏在を是正する方策、課税自主権の拡充＞《総務省》

「税制抜本改革法」を踏まえ地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る

■地域間の税源の偏在の是正については、平成28年度与党税制改正大綱等に沿って、具体的な措置を講じる
＜平成28年度与党税制改正大綱等＞
○ 地方創生を推進するためには、地方公共団体が安定的な財政運営を行うことのできる地方税体系を構築する必要がある。こうした観点も踏まえ、地方法人課税については、消費税率（国・地方）8％段階の措置に引き続き、消費税率10％段階においても、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための措置を講ずる。また、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元するとともに、これに代わる偏在是正措置を講ずる
具体的には、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税の税率を当該引下げ分相当引上げ、その税収全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。更に、地方法人特別税・譲与税に代わる偏在是正措置に伴う市町村の減収補てん、市町村間の税源の偏在性の是正及び市町村の財政運営の安定化を図る観点から、法人事業税の一定割合を市町村に交付する制度を創設する。なお、この偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して、地方財政計画に歳出を計上する
○ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年11月28日第86号）により、消費税率10％への引上げ時期の変更に併せて偏在是正措置の実施時期を2年半延期し、平成31年10月とすることとしている

■課税自主権の拡充については、その一層の拡充を図る観点から、必要な制度の見直しを行うとともに、情報提供など地方団体への支援を行う。法定外税の導入件数等については、毎年度、調査の上、公表

## ＜地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革＞《制度所管府省庁》

■地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革を進める。 国が果たすべき役割の範囲を制度上明確にする際、地方自治の原則に十分配慮する
例えば子どもの医療に関する国保の減額調整措置については、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）のロードマップにおいて、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめにおいて、少子化対策を推進する中で自治体の取組を支援する観点から早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた。その際、医療保険制度の規律や負担の公平性、過度な給付拡大競争の抑制等の観点を踏まえ検討を行うべきとされたことも踏まえ、年末までに結論を得る。」とされたことを踏まえ行う検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる

## ＜地方交付税制度改革に合わせた留保財源率についての必要な見直し＞《総務省》

■地方交付税制度の改革に合わせて、留保財源率については必要な見直しを検討する

**重要課題:その他**

**改革項目:その他の検討項目**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| ＜「税制抜本改革法」を踏まえた地域間の税源の偏在を是正する方策、課税自主権の拡充＞<br>「税制抜本改革法」を踏まえ地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る。<br>地域間の税源の偏在の是正については、平成28年度与党税制改正大綱等に沿って、具体的な措置を講じる。<br>課税自主権の拡充については、その一層の拡充を図る観点から、必要な制度の見直しを行うとともに、情報提供など地方団体への支援を行う。法定外税の導入件数等については、毎年度、調査の上、公表。 | 総務省において、地方団体からの相談に応じるとともに、ホームページや各種会議において必要な情報提供を行う等、地方団体への支援を行い、一層の活用を働きかけが行われているところ。<br>法定外税については、地方団体が、自らの判断と責任において導入するものであることから、数値目標の設定は困難であり、引き続き毎年度の導入件数・税収額の動向をモニタリングすることが適当と考えられる。<br>（参考データ）<br>【法定外税導入件数】<br>H27.4.1現在：55件 → H29.4.1現在：57件<br>【税収額】<br>429億円(H26決算)→ 517億円(H28決算速報値)<br>（順調） | 今後とも、引き続き、地方団体からの相談に応じるとともに、ホームページや各種会議において必要な情報提供を行う等、地方団体への支援を行い、一層の活用の働きかけを行う。 |
| ＜地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革＞<br>地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革を進める。 国が果たすべき役割の範囲を制度上明確にする際、地方自治の原則に十分配慮する。<br>例えば子どもの医療に関する国保の減額調整措置については、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年６月２日閣議決定）のロードマップにおいて、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめにおいて、少子化対策を推進する中で自治体の取組を支援する観点から早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた。その際、医療保険制度の規律や負担の公平性、過度な給付拡大競争の抑制等の観点を踏まえ検討を行うべきとされたことも踏まえ、年末までに結論を得る。」とされたことを踏まえ行う検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる | 【厚生労働省】国保の減額調整措置については、関係審議会における議論等も踏まえて検討を行った結果、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、地方公共団体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整は行わないこととした。<br>（順調） | 【厚生労働省】検討結果を踏まえ、地方公共団体の少子化対策の取組を支援する観点から、未就学児までを対象とする医療費助成について、平成30年度より国保の減額調整を廃止。 |
| ＜地方交付税制度改革に合わせた留保財源率についての必要な見直し＞<br>地方交付税制度の改革に合わせて、留保財源率については必要な見直しを検討する。 | ― | 地方交付税制度の改革に合わせて、必要な見直しを検討する。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

＜共助社会づくり＞《内閣府》

■「共助社会づくり懇談会」において取りまとめられた報告書「共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して～」を踏まえ、共助社会づくりを推進する。

＜ソーシャル・インパクト・ボンドの活用拡大＞《行政・民間》

■貧困・失業対策をはじめとする幅広い分野において、官民連携によるソーシャル・インパクト・ボンド等の活用を拡大する。

＜エビデンスに基づくPDCAサイクルの抜本的強化＞
＜（行政事業レビュー）定量的な成果目標設定の徹底と一層厳格な自己点検＞
＜（行政改革推進会議）府省横断的・継続的な検証の推進＞

■経済・財政一体改革推進委員会の取組と連携しつつ、各府省庁の事業の必要性、効率性、有効性の自己検証・点検を進める。

# 経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版（平成28年12月21日）

＜共助社会づくり＞《内閣府》

■「共助社会づくり懇談会」において取りまとめられた報告書「共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して～」を踏まえ、共助社会づくりを推進する。このため、平成28年6月に成立した改正NPO法の円滑な施行を図るとともに、社会的成果（インパクト）評価の普及を図る

＜ソーシャル・インパクト・ボンドの活用拡大＞《行政・民間》

■貧困・失業対策をはじめとする幅広い分野において、官民連携によるソーシャル・インパクト・ボンド等の活用を拡大する。このため、関係省庁や関係団体において、パイロット事業を実施するとともに、成果志向の事業遂行を促進する社会的インパクト評価を推進する

＜エビデンスに基づくPDCAサイクルの抜本的強化＞
＜（行政事業レビュー）定量的な成果目標設定の徹底と一層厳格な自己点検＞
＜（行政改革推進会議）府省横断的・継続的な検証の推進＞
《内閣官房 行政改革推進本部事務局》

■行政事業レビュー実施要領（平成28年3月29日改定）において、行政事業レビューシートに、「経済・財政再生アクション・プログラム」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）における改革項目及びKPIと、当該改革項目等に関連する事務事業に係るレビュー対象事業の成果との対応関係を明記するとともに、当該KPIの達成状況を記載するよう改定を行っており、経済・財政再生計画の取組は、行政事業レビューの取組と連携しながら、PDCAを回すこととしている。引き続き、経済・財政一体改革推進委員会の取組と連携しつつ、各府省庁の事業の必要性、効率性、有効性の自己点検・検証を進める

**重要課題:その他**

**改革項目:その他の検討項目**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| ＜共助社会づくり＞<br>「共助社会づくり懇談会」において取りまとめられた報告書「共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して～」を踏まえ、共助社会づくりを推進する。このため、平成28年6月に成立した改正NPO法の円滑な施行を図るとともに、社会的成果（インパクト）評価の普及を図る | ・平成28年6月に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立し、一部を除いて平成29年4月1日に施行された。（順調）<br>・平成28年度中において、社会的インパクト評価の事例蓄積とノウハウ抽出のためのモデル構築のための調査研究を実施した。<br>（順調） | ・引き続き、改正NPO法の円滑な運用・周知に努める。<br>・今後も引き続き、インパクト評価ツールを検討するための調査を実施する。 |
| ＜ソーシャル・インパクト・ボンドの活用拡大＞<br>貧困・失業対策をはじめとする幅広い分野において、官民連携によるソーシャル・インパクト・ボンド等の活用を拡大する。このため、関係省庁や関係団体において、パイロット事業を実施するとともに、成果志向の事業遂行を促進する社会的インパクト評価を推進する | 貧困・失業対策をはじめとする幅広い分野において、官民連携によりソーシャル・インパクト・ボンド等の活用を拡大する。関係省庁や各団体において、関係省庁や各団体において、パイロット事業を実施するとともに、成果思考の事業遂行を促進する社会的インパクト評価を推進。 | 引き続き、パイロット事業の実施、社会的インパクト評価等を推進する。 |
| ＜エビデンスに基づくPDCAサイクルの抜本的強化＞<br>行政事業レビュー実施要領（平成28年3月29日改定）において、行政事業レビューシートに、「経済・財政再生アクション・プログラム」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）における改革項目及びKPIと、当該改革項目等に関連する事務事業に係るレビュー対象事業の成果との対応関係を明記するとともに、当該KPIの達成状況を記載するよう改定を行っており、経済・財政再生計画の取組は、行政事業レビューの取組と連携しながら、PDCAを回すこととしている。引き続き、経済・財政一体改革推進委員会の取組と連携しつつ、各府省庁の事業の必要性、効率性、有効性の自己点検・検証を進める | 行政事業レビュー実施要領（平成29年3月28日改正）に基づき、事業の必要性、効率性、有効性の自己点検・検証を行うよう、各府省に対して要請し、各府省はこれに沿って行政事業レビューを実施している。<br>（順調） | 引き続き、行政事業レビュー実施要領に基づき、事業の必要性、効率性、有効性の自己点検・検証を行っていく。 |

# 【文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等】
# （文教・科学技術）

（2017年11月14日時点）

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

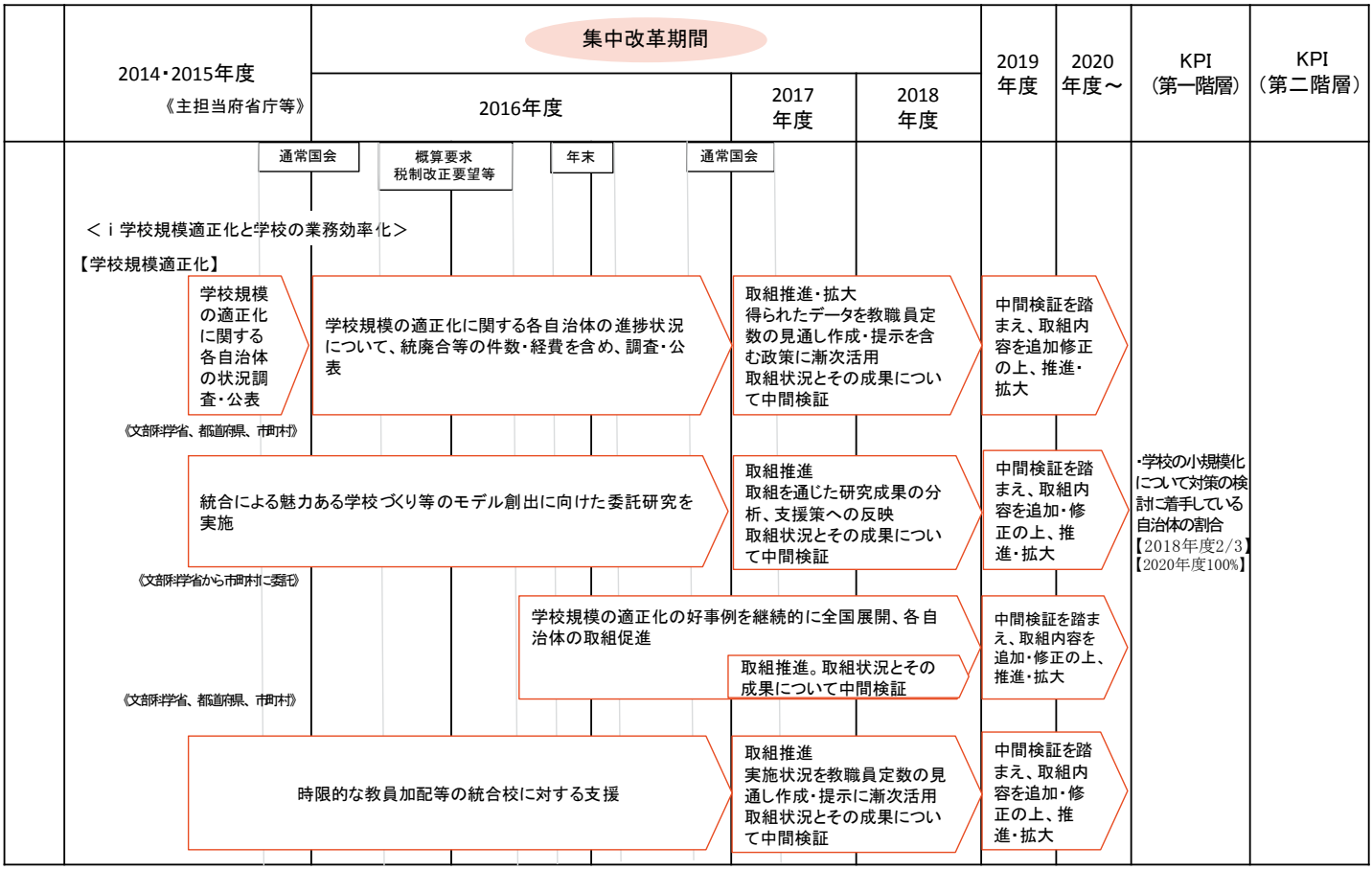


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

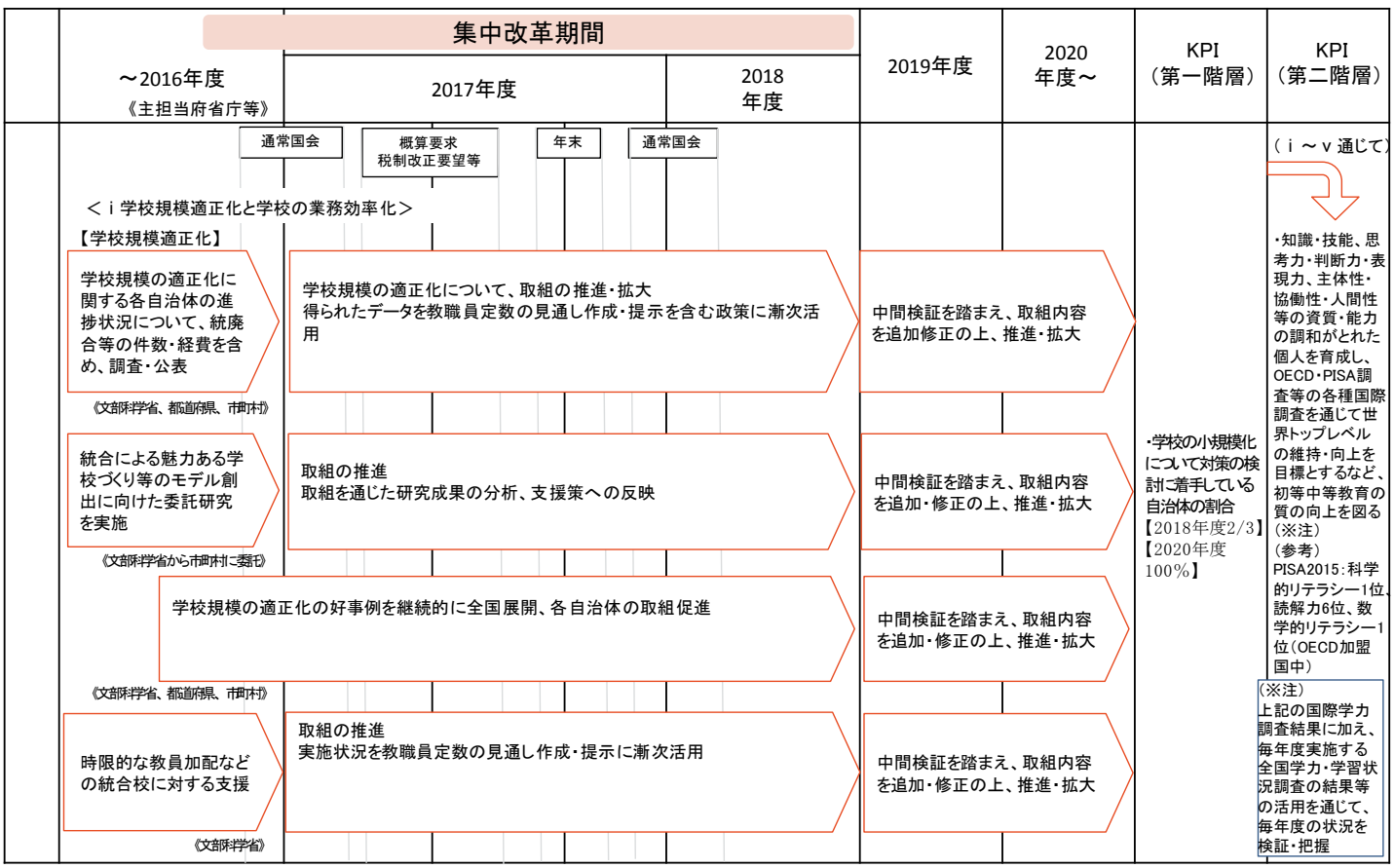

| 重要課題：①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクルの構築 |
|---|
| 改革項目：ⅰ.学校規模適正化と学校の業務効率化<br>・学校規模適正化 ・学校の業務改善 |

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 今後の進展について |
| 学校規模適正化に関する実態調査 | 学校規模の適正化に関する各自治体の進捗状況について、統廃合等の件数・経費を含め、調査（2016年5月1日時点）・公表。 | 2018年度に同調査を実施予定。 |
| モデル創出に向けた委託研究の実施 | 2015年度から統合による魅力ある学校づくり等のモデル創出に向けた調査研究を実施。<br>【予算額】H29：37百万円<br>【委託件数】統合：11件　存続：15件 | 「統合による魅力ある学校づくり」や「統合困難な地域における教育環境の充実」の取組モデルを創出するための予算を平成30年度概算要求に計上。 |
| 学校規模適正化の好事例の全国展開 | 学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめた学校規模適正化等に関する手引を作成（2015年1月27日）・周知。 | 上記実態調査の結果も踏まえつつ、モデル創出に向けた調査研究により得られた好事例を分析・発信する。 |
| 統合校に対する支援 | 平成29年度予算において、統合校への支援として400人の教職員定数の加配措置を行うとともに、統合支援としてスクールバス購入費、遠距離通学費支援を拡充。 | 平成30年度概算要求において、引き続き統合校への支援を行うため50人の加配定数の改善等を要求。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合 | 2/3（2018年度）<br>100%（2020年度） | 58%（2016年5月） | A | 2018年度に調査を実施予定 |
| 第二階層 | 知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る | OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持・向上 | OECD・PISA：読解力6位、科学的リテラシー1位、数学的リテラシー1位（2015年調査,高1,OECD加盟国順位）IEA・TIMSS：小4算数5位、理科3位、中2数学5位、理科2位（2015年調査） | A | OECD・PISA：2018年6月～7月頃実施予定等<br>IEA・TIMSS：2019年3月頃実施予定等 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

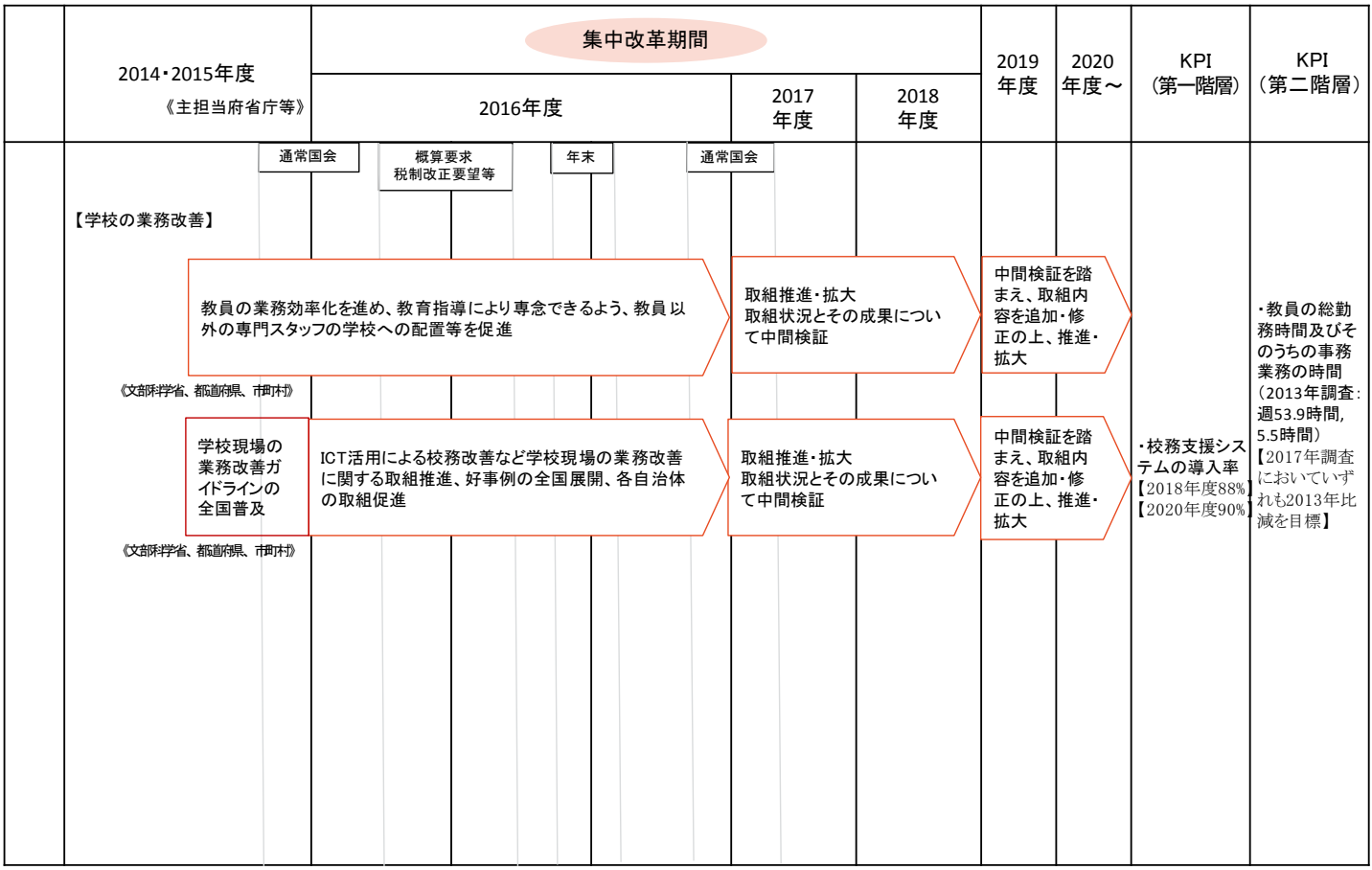


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

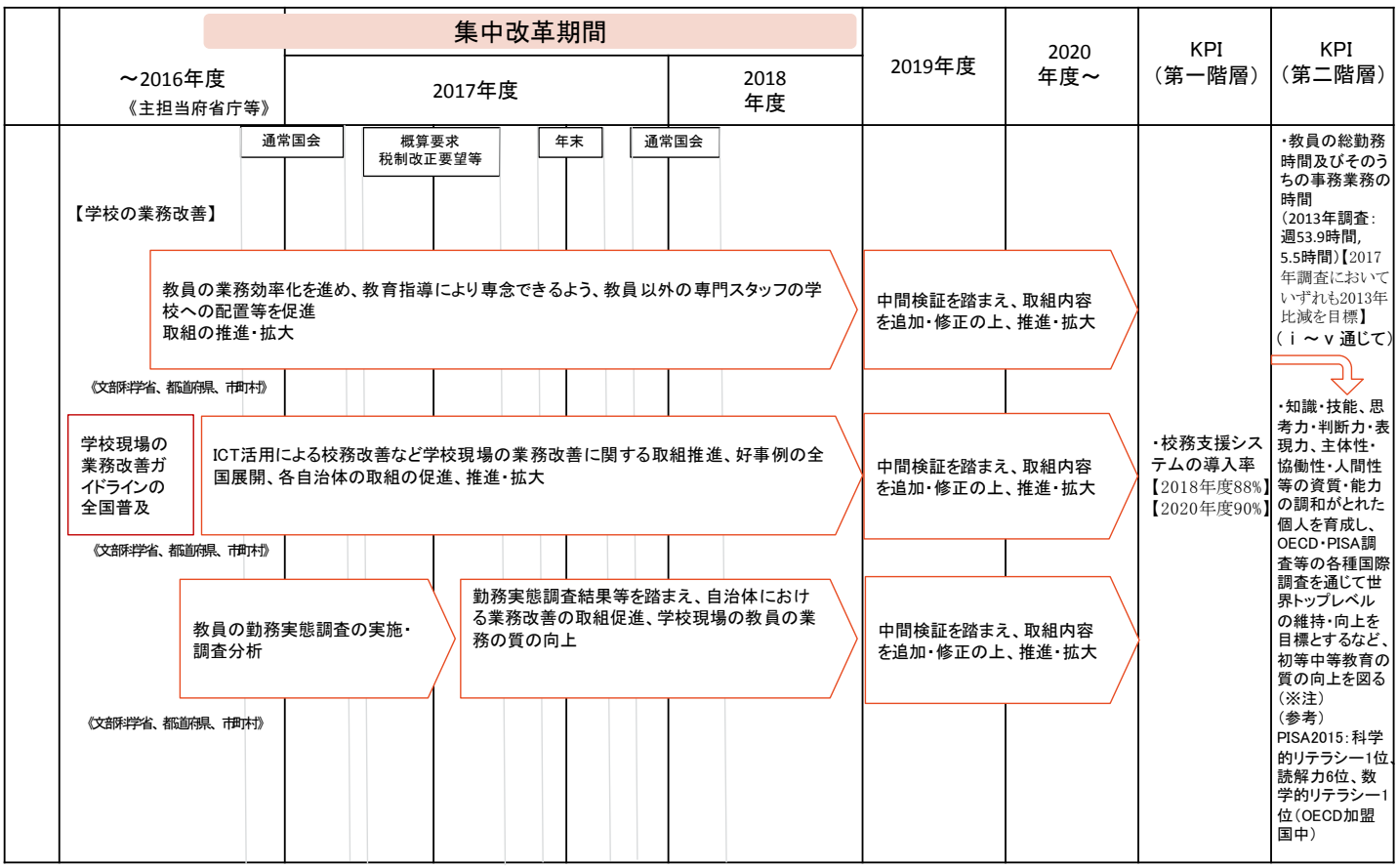

| 重要課題：①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクルの構築 |
|---|
| 改革項目：ⅰ.学校規模適正化と学校の業務効率化<br>・学校規模適正化 ・学校の業務改善 |

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 今後の進展について |
| 専門スタッフの学校への配置 | 平成29年度予算において、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の配置による教育相談体制の充実等を支援するための予算を措置（平成29年度：SC:26,000校、SSW:5,047人など） | 平成30年度概算要求において引き続きSCやSSW等の配置による教育相談体制の充実等を支援するために必要な経費を要求（1/3補助、SC：:27,500校、SSW：8,047人など） |
| 業務改善ガイドラインの全国普及 | 教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査の結果をとりまとめ、各教育委員会に対して、取組の徹底通知（平成29年6月）<br>時間外勤務削減等の効果のエビデンスを得て全国発信する実践研究など進めるとともに、学校現場の業務改善に関する全国フォーラムを3回実施（7月、11月、12月） | 学校の働き方改革について、中央教育審議会での議論を受けて、年内に取りまとめる緊急対策を踏まえ、必要な方策を実施。 |
| 教員の勤務実態調査の実施・調査分析 | 平成29年4月に、教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）について公表。 | 年度内に、勤務実態及び労働負荷等に関する調査結果の分析。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 校務支援システムの導入率 | 88%（2018年度）<br>90%（2020年度） | 83.4%<br>(2016年3月) | A | 現在の増加率（前年比1.5%増）を維持すれば、目標値を達成する見込み |
| 第二階層 | 教員の総勤務時間及びそのうちの事務業務の時間 | 2018年調査においていずれも2013年比減を目標 | 週53.9時間中5.5時間<br>（TALIS2013） | N | 2018年に調査を実施予定<br>（TALIS2018） |
| | 知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る | OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持・向上 | OECD・PISA：読解力6位、科学的リテラシー1位、数学的リテラシー1位（2015年調査,高1,OECD加盟国順位）IEA・TIMSS：小4算数5位、理科3位、中2数学5位、理科2位（2015年調査） | A | OECD・PISA：2018年6月～7月頃実施予定等<br>IEA・TIMSS：2019年3月頃実施予定等 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| ＜ii エビデンスの提示＞ 学校・教育環境に関するデータ（自治体別の児童生徒1人当たりの教職員人件費、学校の運営費、学校の業務改善の取組、学級数別学校数等）について、有識者の協力を得つつ、比較可能な形で調査、公表 《文部科学省、都道府県、市町村》 | | 調査を推進・拡大 ➢得られたデータは都道府県別に「見える化」するとともに、教職員定数の見通し作成・提示を含む政策に漸次活用 取組状況とその成果について中間検証 | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加修正の上、推進・拡大 | | | |
| 教育政策に関する実証研究の枠組み・体制等について研究者・有識者の協力を得つつ検討 《文部科学省、都道府県、市町村》 | 教育政策に関する実証研究を開始 ➢各種の加配措置、少人数教育、習熟度別指導等多様な教育政策に関する費用効果分析を含め、研究者・有識者からなる実効性ある研究推進体制の下で、一定数の意欲ある自治体等の協力を得て実施 ➢中期の継続的な縦断研究及び短期の研究を実施 1)多面的な教育成果・アウトカムの測定 ・知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲等 ・コミュニケーション能力、自尊心・社会性等の非認知能力 ・児童生徒の行動 2)子供の経時的変化の測定 3)学校以外の影響要因の排除等も考慮 | 実証研究を計画的に実施 ➢得られた研究成果は成果や費用、政策が実施される背景にある環境要因を「見える化」するとともに、それらを総合的に考慮して教職員定数の中期見通し作成を含む政策形成に漸次活用 報告、公表 | 報告、公表 | | | | |
| 全国学力・学習状況調査の研究への活用について、「全国的な学力調査に関する専門家会議」において、文部科学省からの委託研究等以外でも大学等の研究者が詳細データを活用できるよう、提供する詳細データの内容やデータの管理方法、研究成果の公表の在り方など、具体的な貸与ルールを検討・整備 《文部科学省》 | | 全国学力・学習状況調査の大学等の研究者による研究への活用推進・拡大 取組状況とその成果について中間検証 | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加修正の上、推進・拡大 | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | |
| ＜ii エビデンスの提示＞ 学校・教育環境に関するデータ（自治体別の児童生徒一人当たりの教職員人件費、学校の運営費、学校の業務改善の取組、学級数別学校数等）について、有識者の協力を得つつ、比較可能な形で調査、公表 調査を推進・拡大 ➢得られたデータは都道府県別に「見える化」するとともに、教職員定数の見通し作成・提示を含む政策に漸次活用 《文部科学省、都道府県、市町村》 | | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加修正の上、推進・拡大 | | | （ｉ～ｖ通じて） ・知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る（※注） （参考） PISA2015：科学的リテラシー1位、読解力6位、数学的リテラシー1位（OECD加盟国中） |
| 教育政策に関する実証研究の枠組み・体制等について、研究者・有識者の協力を得つつ検討、実証研究を開始 《文部科学省、都道府県、市町村》 | 教育政策に関する実証研究を計画的に実施 ➢各種の加配措置、少人数教育、習熟度別指導等多様な教育政策に関する費用効果分析を含め、研究者・有識者からなる実効性ある研究推進体制の下で、一定数の意欲ある自治体等の協力を得て実施 ➢中期の継続的な縦断研究及び短期の研究を実施 1)多面的な教育成果・アウトカムの測定 ・知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲等 ・コミュニケーション能力、自尊心・社会性等の非認知能力 ・児童生徒の行動 2)子供の経時的変化の測定 3)学校以外の影響要因の排除等も考慮 ➢得られた研究成果は成果や費用、政策が実施される背景にある環境要因を「見える化」するとともに、それらを総合的に考慮して教職員定数の中期見通し作成を含む政策形成に漸次活用 ➢ 具体的には、以下について実証研究を実施 ①学級規模等の影響効果 ②加配教員・専門スタッフ配置の効果分析 ③高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析 ④教員の勤務実態の実証分析 | 報告、公表 | 報告、公表 | - | |

| 重要課題：①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクルの構築 |
| --- |
| 改革項目：ⅱ.エビデンスの提示 |

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
| --- | --- | --- |
| | 進捗状況 | 今後の進展について |
| 学校・教育環境に関するデータを比較可能な形で調査・公表 | 改革工程表にある「児童生徒一人当たりの教職員人件費」や「学校の運営費」等の項目を中心に、学校・教育環境に関する自治体別のデータについて、内閣府の「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」に掲載。 | 順次データの更新を行うとともに、新たなデータの追加を検討。 |
| 教育政策に関する実証研究 | 平成２８年度より、研究テーマごとの実証研究を実施（本年４月に「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）」について公表）。<br>研究テーマごとの進捗状況を「教育政策に関する実証研究委員会」においてフォローアップ。 | 「教育政策に関する実証研究委員会」において、引き続き研究テーマごとに進捗をフォローアップ。<br>平成２９年度末までの調査結果の分析を行うとともに、新たな課題に対応するための追加調査を検討。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | ― | ― | ― | | ― |
| 第二階層 | 知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る | OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持・向上 | OECD・PISA：読解力6位、科学的リテラシー1位、数学的リテラシー1位（2015年調査,高1,OECD加盟国順位）IEA・TIMSS：小4算数5位、理科3位、中2数学5位、理科2位（2015年調査） | A | OECD・PISA：2018年6月～7月頃実施予定等<br>IEA・TIMSS：2019年3月頃実施予定等 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | | |
| | ＜ii エビデンスの提示＞<br>学校・教育環境に関するデータ（自治体別の児童生徒1人当たりの教職員人件費、学校の運営費、学校の業務改善の取組、学級数別学校数等）について、有識者の協力を得つつ、比較可能な形で調査、公表<br>《文部科学省、都道府県、市町村》 | | 調査を推進・拡大<br>➢得られたデータは都道府県別に「見える化」するとともに、教職員定数の見通し作成・提示を含む政策に漸次活用<br>取組状況とその成果について中間検証 | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加修正の上、推進・拡大 | | | |
| | 教育政策に関する実証研究の枠組み・体制等について研究者・有識者の協力を得つつ検討<br>《文部科学省、都道府県、市町村》 | 教育政策に関する実証研究を開始<br>➢各種の加配措置、少人数教育、習熟度別指導等多様な教育政策に関する費用効果分析を含め、研究者・有識者からなる実効性ある研究推進体制の下で、一定数の意欲ある自治体等の協力を得て実施<br>➢中期の継続的な縦断研究及び短期の研究を実施<br>1)多面的な教育成果・アウトカムの測定<br>・知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲等<br>・コミュニケーション能力、自尊心・社会性等の非認知能力<br>・児童生徒の行動<br>2)子供の経時的変化の測定<br>3)学校以外の影響要因の排除等も考慮 | 実証研究を計画的に実施<br>➢得られた研究成果は成果や費用、政策が実施される背景にある環境要因を「見える化」するとともに、それらを総合的に考慮して教職員定数の中期見通し作成を含む政策形成に漸次活用<br>報告、公表 | | 報告、公表 | | | |
| | 全国学力・学習状況調査の研究への活用について、「全国的な学力調査に関する専門家会議」において、文部科学省からの委託研究等以外でも大学等の研究者が詳細データを活用できるよう、提供する詳細データの内容やデータの管理方法、研究成果の公表の在り方など、具体的な貸与ルールを検討・整備<br>《文部科学省》 | | 全国学力・学習状況調査の大学等の研究者による研究への活用推進・拡大<br>取組状況とその成果について中間検証 | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加修正の上、推進・拡大 | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクル | | 通常国会 / 概算要求 税制改正要望等 / 年末 / 通常国会 | | | | | |
| | 全国学力・学習状況調査の研究への活用について、「全国的な学力調査に関する専門家会議」において、文部科学省からの委託研究等以外でも大学等の研究者が個票データを活用できるよう、提供する個票データの内容やデータの管理方法、研究成果の公表の在り方など、具体的な貸与ルールを検討・整備<br>《文部科学省》 | 全国学力・学習状況調査の大学等の研究者による研究への活用の推進・拡大 | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加修正の上、推進・拡大 | | - | （ｉ～ｖ通じて）<br>・知識・技能、思考力・表現力、主体性・協働性・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る（※注）<br>（参考）<br>PISA2015：科学的リテラシー1位、読解力6位、数学的リテラシー1位（OECD加盟国中） |

**重要課題：①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクルの構築**

**改革項目：ⅱ.エビデンスの提示**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 今後の進展について |
| 全国学力・学習状況調査の研究への活用 | 全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与に係るガイドラインを策定。（平成29年3月）<br>平成29年度委託研究において、公表・貸与対象となる匿名データ及び擬似データを作成中。 | 貸与データが整い次第、貸与申請の受付を開始する予定。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | ― | ― | ― | | ― |
| 第二階層 | 知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る | OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持・向上 | OECD・PISA：読解力6位、科学的リテラシー1位、数学的リテラシー1位（2015年調査,高1,OECD加盟国順位）IEA・TIMSS：小4算数5位、理科3位、中2数学5位、理科2位（2015年調査） | A | OECD・PISA：2018年6月～7月頃実施予定等<br>IEA・TIMSS：2019年3月頃実施予定等 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

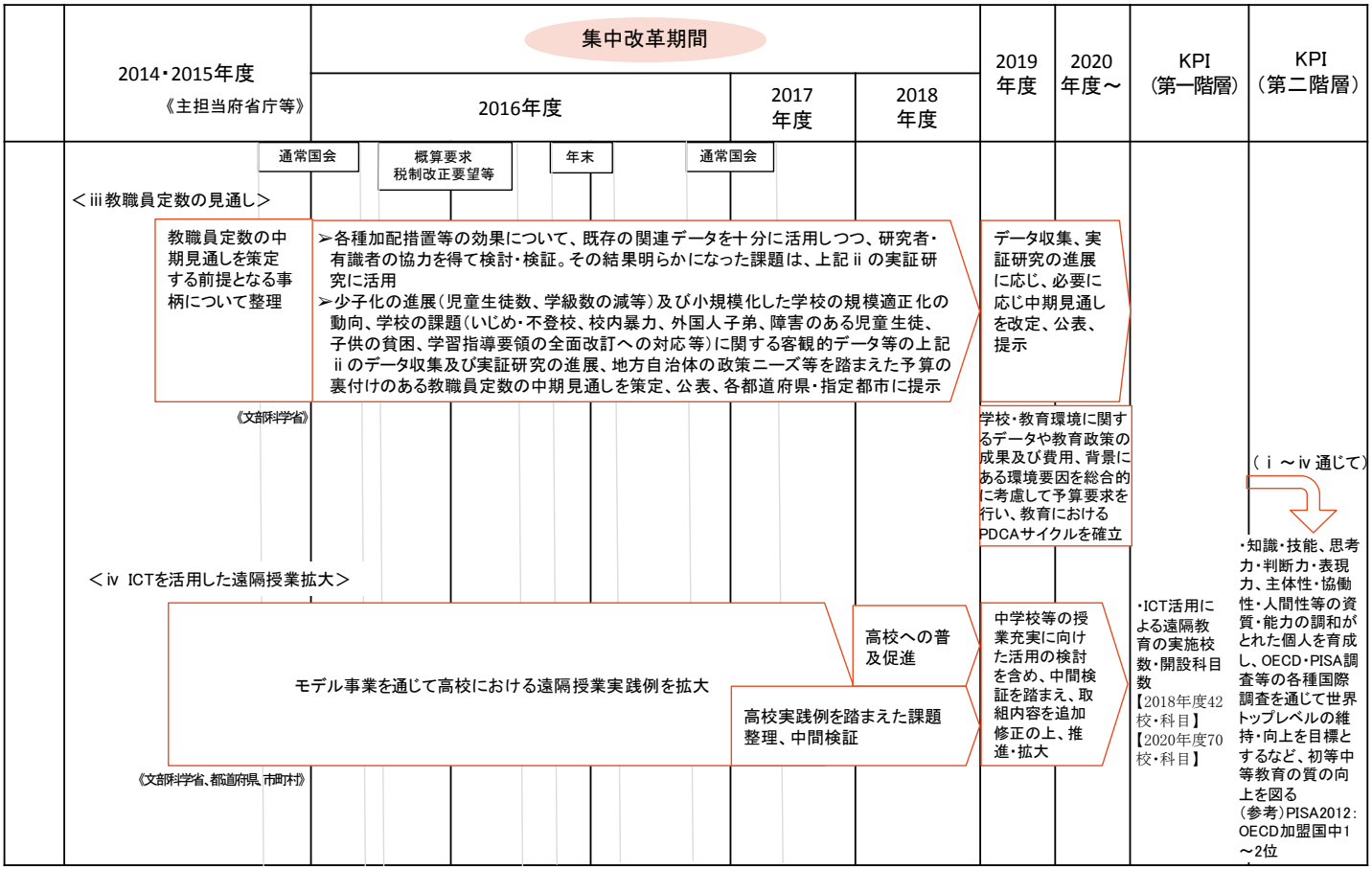


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

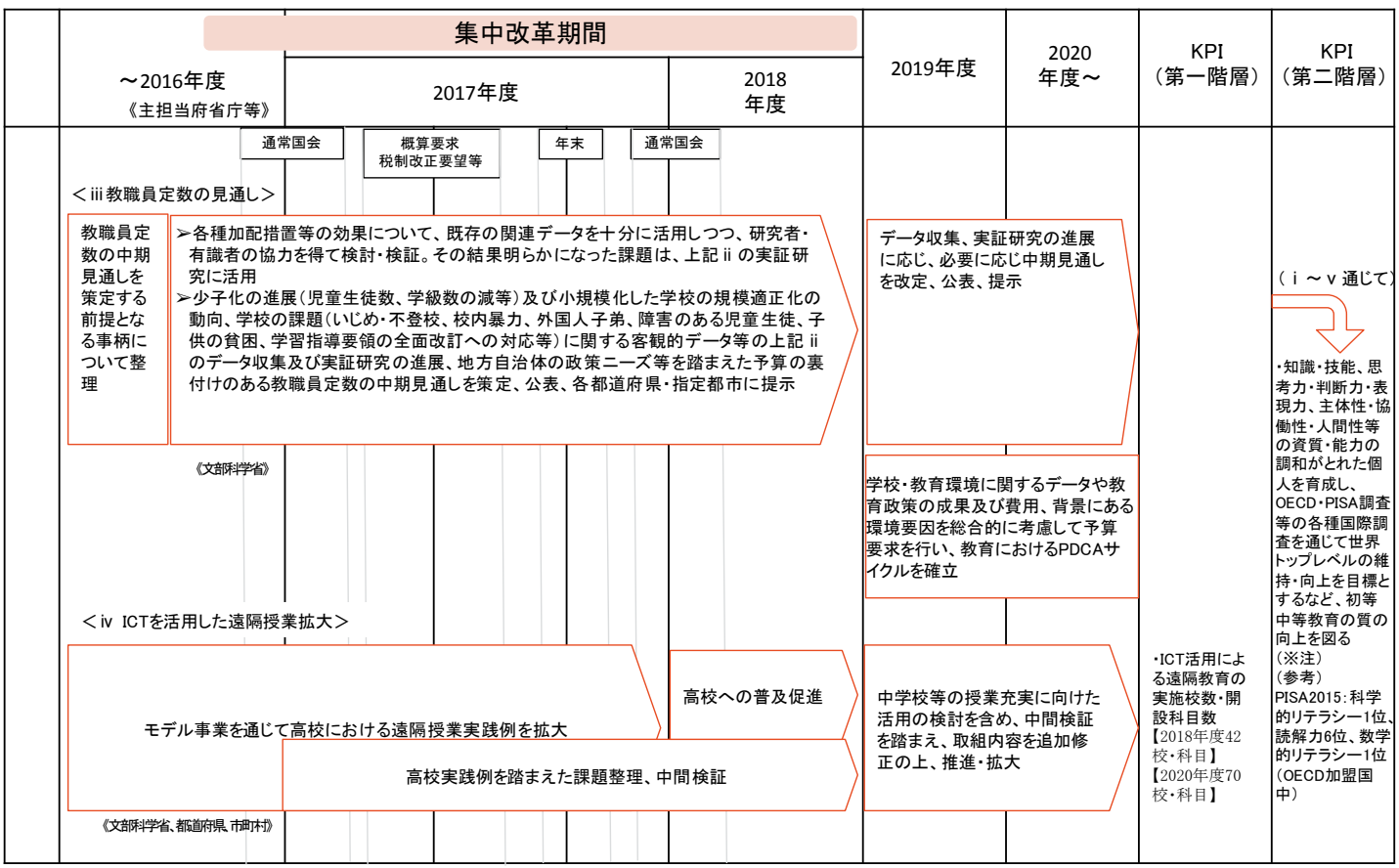

| 重要課題：①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクルの構築 |
| --- |
| 改革項目：iii．教職員定数の見通し、iv．ICTを活用した遠隔授業の拡大 |

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
| --- | --- | --- |
| | 進捗状況 | 今後の進展について |
| 教職員定数の見通し | 「予算の裏付けのある教職員定数の中期見通し」に関する基盤となる改正義務標準法や、社人研による直近の将来推計人口、教育政策に関する実証研究の進捗（教員勤務実態調査の速報値等）に基づき、平成30年度概算要求において、「新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築」（2017～2026年度までの10年間で約9,300人の減（国・地方合わせて約600億円の減額））を文部科学省が提示。 | 義務標準法の改正や実証研究の進捗等を踏まえ、平成30年度末までに「予算の裏付けのある教職員定数の中期見通し」を策定。 |
| ICTを利用した遠隔授業拡大 | ・効果的な遠隔教育の実施に向けた実証研究を全国7県で実施中（平成27年度～）（多様な学習を支援する高等学校推進事業（平成29年度予算額　67,945千円の内数））<br>・事業最終年度となる本年度は、専門家による事業全体の評価・分析を実施予定。 | 遠隔教育の「高校への普及促進」を図るため、全国的な普及に向けた「遠隔教育フォーラム」を全国各地で実施するための経費を平成30年度概算要求に計上。（高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業（平成30年度概算要求額130,573千円の内数）） |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | ICT活用による遠隔教育の実施校数・開設科目数 | 42校・科目（2018年度）<br>70校・科目（2020年度） | ICT活用による遠隔教育の実施校数・開設科目数：24校・67科目（2016年度） | A | 平成30年度中に遠隔授業の実施状況を調査予定 |
| 第二階層 | 知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る | OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持・向上 | OECD・PISA：読解力6位、科学的リテラシー1位、数学的リテラシー1位（2015年調査,高1,OECD加盟国順位）IEA・TIMSS：小4算数5位、理科3位、中2数学5位、理科2位（2015年調査） | A | OECD・PISA：2018年6月～7月頃実施予定等<br>IEA・TIMSS：2019年3月頃実施予定等 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

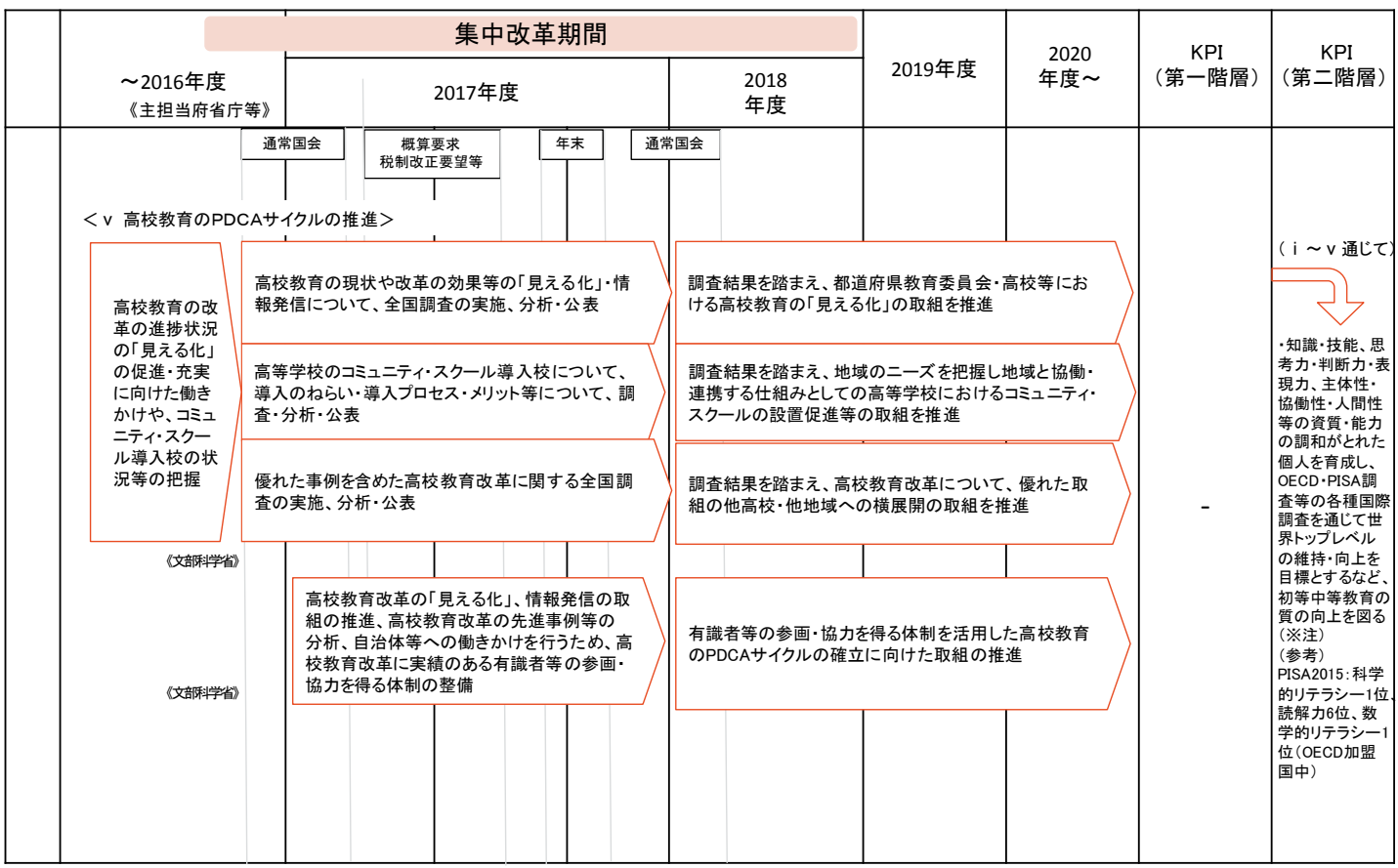

**重要課題：①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクルの構築**

**改革項目：ⅳ.ICTを利用した遠隔授業拡大**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 今後の進展について |
| 高校教育改革の進捗状況の「見える化」の取組の推進 | ・各都道府県等に対して、高等学校教育改革のPDCAサイクルの推進等に関する調査を実施。<br>・上記調査も踏まえ、平成29年10月24日・25日に「全国高等学校教育研究協議会」を開催し、各都道府県の取組状況を分析・公表。 | 平成29年度に調査した各都道府県等の取組状況を踏まえ、専門的な見地からの分析・評価の実施や、更なる情報収集、その成果について高等学校関係者及び生徒・保護者等がアクセスしやすい環境の整備を行うための経費を平成30年度概算要求に計上（130,573千円の内数）。 |
| 高校教育改革に関する優れた事例の横展開 | | |
| 高等学校のコミュニティー・スクールの設置促進等の取組推進 | 平成29年4月時点のコミュニティ・スクール導入状況：13道県、65高等学校<br>地教行法改正（平成29年4月施行）により、学校運営協議会設置（コミュニティ・スクール導入）の努力義務化<br>平成29年度、コミュニティ・スクールの導入促進に向けた事業を実施 | コミュニティ・スクールの導入促進に向け、それぞれの教育委員会に対して、その取組を促すとともに、好事例等の発信のため、各種フォーラムの開催や推進員の派遣等、支援策の一層の充実を図る。 |
| 有識者の参画・協力を得る体制を活用した高校教育のPDCAサイクルの確立 | 今年度中に有識者等の参画・協力を得る体制の整備を予定。 | 有識者等の参画・協力を得る体制を整備した上で、これを活用し、高校教育のPDCAサイクルの確立に向けた取組を推進するとともに、KPIの在り方について検討する。 |

# KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | - | - | - | - | - |
| 第二階層 | 知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る | OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持・向上 | OECD・PISA：読解力6位、科学的リテラシー1位、数学的リテラシー1位（2015年調査,高1,OECD加盟国順位）IEA・TIMSS：小4算数5位、理科3位、中2数学5位、理科2位（2015年調査） | A | OECD・PISA：2018年6月～7月頃実施予定等<br>IEA・TIMSS：2019年3月頃実施予定等 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| ＜v 大学間の連携や学部等の再編・統合の促進＞ | | | | | | | |
| 国立大学法人運営費交付金の重点支援による取組の構想（大学間連携、学部等の再編統合を含む）を提案<br>重点支援の対象とする取組構想を選定<br>《国立大学、文部科学省》 | 第3期中期目標期間を通じて取組実施<br>各国立大学の取組構想の進捗状況を確認、各国立大学ごとに予め設定した評価指標を用いて、その向上度合いに応じて段階的な評価を実施し、運営費交付金の重点配分に反映（＊取組構想は状況に応じ随時追加・変更） | | 第3期中期目標期間を通じて推進<br>2019年度暫定評価において達成見込みを確認 | | 暫定評価を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | ・学部・学科改組を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させたものの割合<br>【2018年度50%】<br>【2020年度90%】<br>・大学間連携を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させたものの割合<br>【2018年度60%】<br>【2020年度90%】 | ＜後掲＞<br>・高等教育の質の向上に関する指標 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| ＜vi 大学間の連携や学部等の再編・統合の促進＞ | | | | | | |
| 国立大学法人運営費交付金の重点支援による取組の構想（大学間連携、学部等の再編統合を含む）を提案<br>重点支援の対象とする取組構想を選定<br>《国立大学、文部科学省》 | 第3期中期目標期間（2016～2021年）を通じて推進<br>第3期中期目標期間を通じて取組実施。各国立大学の取組構想の進捗状況を確認、各国立大学ごとに予め設定した評価指標を用いて、その向上度合いに応じて段階的な評価を実施し、運営費交付金の重点配分に反映（＊取組構想は状況に応じ随時追加・変更） | | 2019年度暫定評価において達成見込みを確認 | 暫定評価を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | ・学部・学科改組を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させたものの割合<br>【2018年度50%】<br>【2020年度90%】<br>・大学間連携を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させたものの割合<br>【2018年度60%】<br>【2020年度90%】 | ＜後掲＞<br>・高等教育の質の向上に関する指標 |

| 重要課題：①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクルの構築 |
|---|
| 改革項目：ⅴ.大学間の連携や学部等の再編・統合の促進 |

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 今後の進展について |
| 大学間の連携や学部等の再編・統合の促進 | 「国立大学経営力戦略」に基づき、国立大学法人第３期中期目標期間（平成28～33年度）における国立大学法人運営費交付金において、機能強化に積極的に取り組む国立大学に対し、その機能強化の方向性に応じて、重点配分する仕組みを導入<br>学部等の再編・統合や大学間・専門分野の連携等を含めた、大学の将来ビジョンに基づく改革構想の実現を支援 | 各大学の機能強化の方向性に応じた支援を引き続き実施するなど、各大学の主体的な取組を支援 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 学部・学科改組を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させたものの割合 | 50%（2018年度）<br>90%（2020年度） | 構想していた学部・学科等の改革が実現した大学の割合<br>41.8%(2017年度) | A | 現在の達成率等を踏まえると、目標値を達成する見込み |
| | 大学間連携を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させたものの割合 | 60%（2018年度）<br>90%（2020年度） | 構想していた大学官連携を実現した大学の割合<br>68.1%（2017年度） | A | すでに2018年度の目標値を達成しており、現在の達成率等を踏まえると、2020年度の目標値も達成する見込み |
| 第二階層 | 世界大学ランキング：2018、2020 、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする | ランキングトップ100に我が国大学10校（2023年） | 2校（Times Higher Education「World University Ranking 2018」）、5校（QS「World University Rankings 2018」）等 | B | ― |
| | 第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とする、など高等教育の質の向上を図る | 86法人<br>（2021年度末） | ―<br>（全ての法人について2016年3月に第3期中期目標・中期計画の提示・認可が行われている） | F | 第3期中期目標・中期計画の達成状況について、2019年度までについての暫定評価において達成見込みを確認する<br>（2016年4月より第3期中期目標期間が開始） |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ②民間資金の導入促進 | | 通常国会／概算要求 税制改正要望等／年末／通常国会 | | | | | | |
| | | ＜ⅰ国立大学法人運営費交付金を重点配分するインセンティブ導入＞ | | | | | | |
| | | 各国立大学において、取組構想の成果を検証する評価指標を設定。民間資金の獲得割合の上昇も一つの指標とする。 | 各国立大学の取組構想の進捗状況を確認、各国立大学ごとに予め設定した評価指標を用いて、その向上度合いに応じて段階的な評価を実施し、運営費交付金の重点配分に反映 | 第3期中期目標期間を通じて推進 2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、民間資金獲得に向けた一層の努力を促す方策を検討 | | 暫定評価を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | ・大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2013年度：18千件、390億円）【2018年度：2013年度比1.3倍】【2020年度：2013年度比1.5倍】 | （ⅰ～ⅳ通じて）・企業から大学等・公的研究機関への研究費総額（2009～2013年度平均：約0.1兆円（A））【2018年度：A比1.1倍】【2020年度：A比1.2倍】 |
| | | 《国立大学、文部科学省》 | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会／概算要求 税制改正要望等／年末／通常国会 | | | | | | |
| | ＜ⅰ国立大学法人運営費交付金を重点配分するインセンティブ導入＞ | | | | | | |
| | 各国立大学において、取組構想の成果を検証する評価指標を設定。民間資金の獲得割合の上昇も一つの指標とする | 第3期中期目標期間を通じて推進 各国立大学の取組構想の進捗状況を確認、各国立大学ごとに予め設定した評価指標を用いて、その向上度合いに応じて段階的な評価を実施し、運営費交付金の重点配分に反映 | 2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、民間資金獲得に向けた一層の努力を促す方策を検討 | | 暫定評価を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | ・大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2013年度：18千件、390億円）【2018年度：2013年度比1.3倍】【2020年度：2013年度比1.5倍】 | （ⅰ～ⅳ、ⅵを通じて）・企業から大学等・公的研究機関への研究費総額（2014年度：約1151億円（A））【2018年度：A比1.3倍】【2020年度：A比1.5倍】 ※今後10年間で大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資の3倍増を目指す |
| | 《国立大学、文部科学省》 | | | | | | |

| 重要課題：②民間資金の導入促進 |
| --- |
| 改革項目：ⅰ.国立大学法人運営費交付金を重点配分するインセンティブ導入 |

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
| --- | --- | --- |
| | 進捗状況 | 今後の進展について |
| 国立大学法人運営費交付金を重点配分するインセンティブ導入 | 「国立大学経営力戦略」に基づき、国立大学法人第3期中期目標期間（平成28～33年度）における国立大学法人運営費交付金において、機能強化に積極的に取り組む国立大学に対し、その機能強化の方向性に応じて、重点配分する仕組みを導入 | 各大学の取組構想の進捗状況を確認、民間資金の獲得割合の上昇も一つの指標とするなど、各大学が設定した評価指標を用いて評価の上、予算配分における重点支援に反映 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2013年度：18千件、390億円） | 2013年度比1.3倍（2018年度）<br>2013年度比1.5倍（2020年度） | 共同研究件数：21千件<br>受入金額：467億円<br>（2015年度）<br>（2013年度比約1.2倍） | A | ― |
| 第二階層 | 企業から大学等・公的研究機関への研究費総額（2014年度：約1,151億円（A）） | A比1.3倍（2018年度）<br>A比1.5倍（2020年度） | A比1.05倍<br>（2015年度：1,209億円） | B | ― |
| | 世界大学ランキング：2018、2020、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする | ランキングトップ100に我が国大学10校（2023年） | 2校（Times Higher Education「World University Ranking 2018」）、5校（QS「World University Rankings 2018」）等 | B | ― |
| | 第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とする、など高等教育の質の向上を図る | 86法人（2021年度末） | ―<br>（全ての法人について2016年3月に第3期中期目標・中期計画の提示・認可が行われている） | F | 第3期中期目標・中期計画の達成状況について、2019年度までについての暫定評価において達成見込みを確認する<br>（2016年4月より第3期中期目標期間が開始） |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

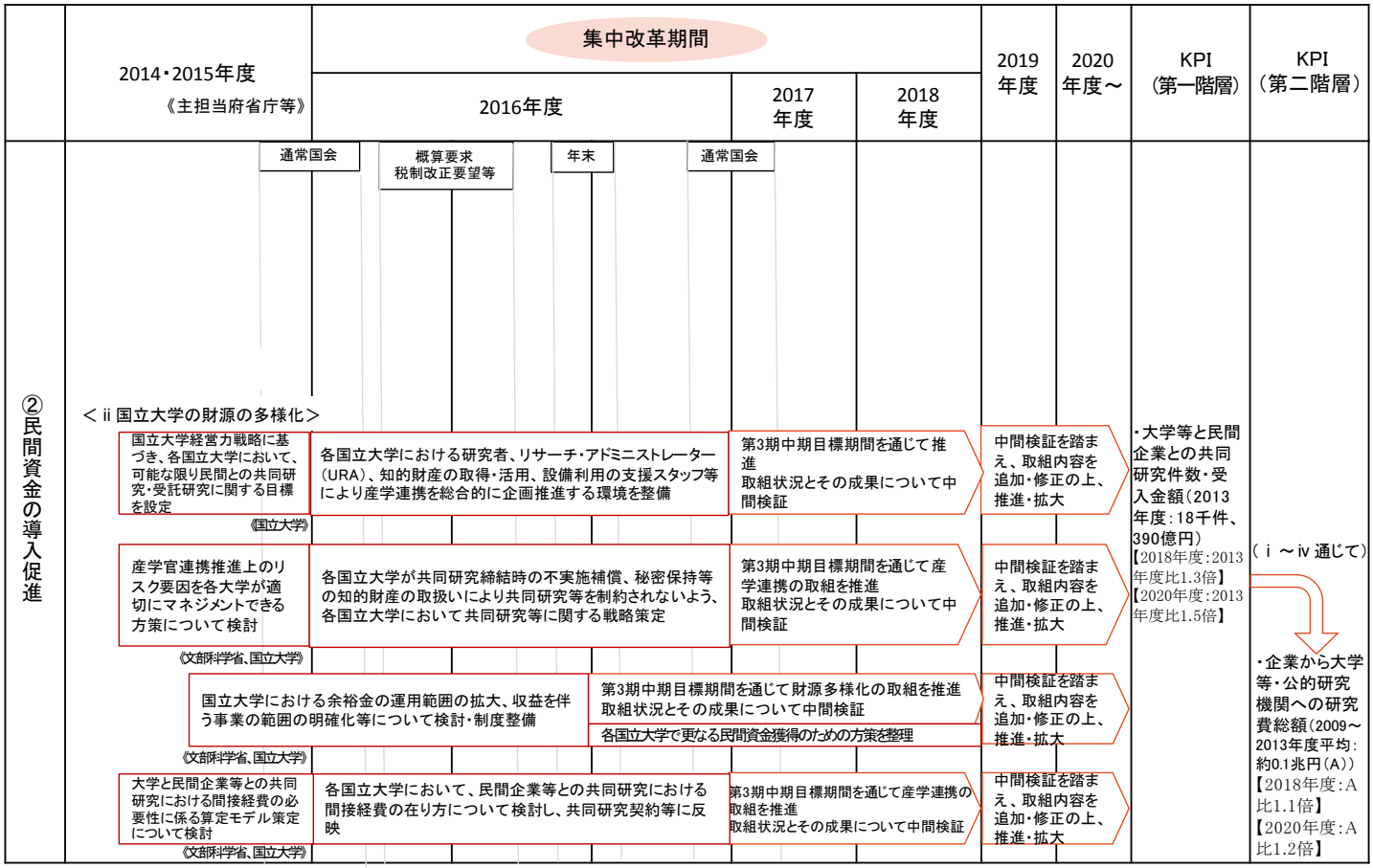


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

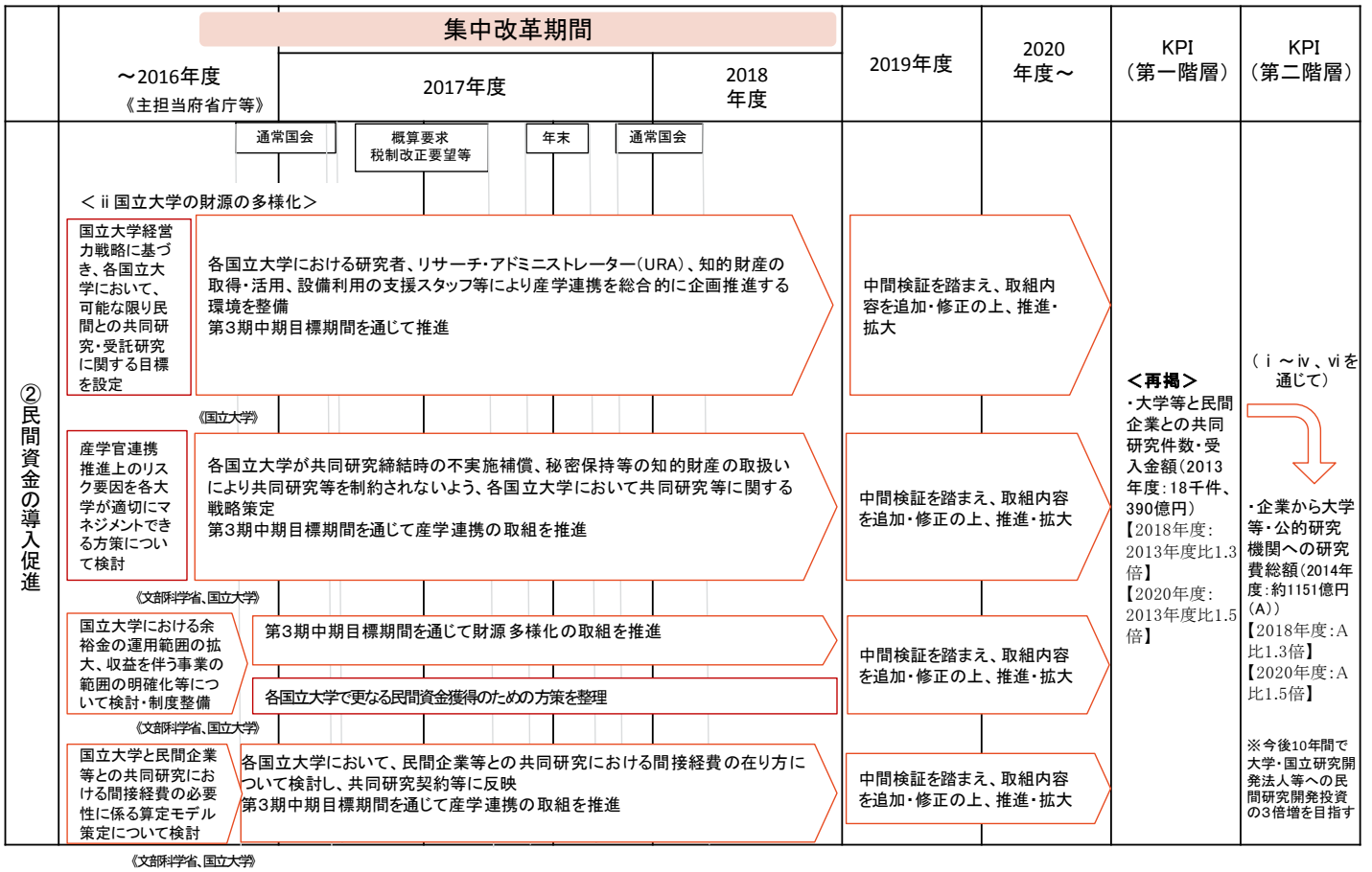

**重要課題:②民間資金の導入促進**

**改革項目:ⅱ.国立大学の財源の多様化**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 今後の進展について |
| 各国立大学において産学連携を総合的に企画推進する環境を整備 | 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を策定（2016年11月30日） | 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）を通じ、大学にインセンティブを付与するなどして、産学連携ガイドラインに係る先進的な取組を加速させる |
| 産学官連携推進上のリスク要因を考慮し、共同研究等に関する戦略を策定 | 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を策定（2016年11月30日）<br>共同研究契約に係る技術流出防止等に関する事務処理参考資料を整理（2017年3月） | 左記の取組について普及啓発を全国的に推進するとともに、知的財産のマネジメントについてイノベーションの推進を図る観点から契約交渉モデルの検討を進める |
| 国立大学における余裕金の運用範囲の拡大、収益を伴う事業の範囲の明確化 | 国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置等を内容とする国立大学法人法の改正を踏まえ、認可認定に対する基準を策定<br>国立大学法人等が実施することのできる「収益を伴う事業」の明確化について通知を発出（2016年３月31日）<br>国立大学法人等が株式等を取得・保有できる場合の要件を緩和した通知を発出（2017年８月１日） | 法改正により可能となった国立大学法人等の資産の有効活用が図られるよう大学の取組を支援<br>国立大学法人等に対する評価性資産の寄附に係る税制改正を要望（平成30年度税制改正要望） |
| 大学と民間企業等との共同研究における間接経費の在り方について検討 | 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を策定（2016年11月30日） | 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）を通じ、大学にインセンティブを付与するなどして、産学連携ガイドラインに係る先進的な取組を加速させる |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2013年度:18千件、390億円） | 2013年度比1.3倍（2018年度）<br>2013年度比1.5倍（2020年度） | 共同研究件数：21千件<br>受入金額：467億円<br>（2015年度）<br>（2013年度比約1.2倍） | A | ― |
| 第二階層 | 企業から大学等・公的研究機関への研究費総額（2014年度:約1,151億円（A）） | A比1.3倍（2018年度）<br>A比1.5倍（2020年度） | A比1.05倍<br>（2015年度：1,209億円） | B | |
| | 世界大学ランキング:2018、2020、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする | ランキングトップ100に我が国大学10校（2023年） | 2校（Times Higher Education「World University Ranking 2018」）、5校（QS「World University Rankings 2018」）等 | B | ― |
| | 第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とする、など高等教育の質の向上を図る | 86法人（2021年度末） | ―<br>（全ての法人について2016年3月に第3期中期目標・中期計画の提示・認可が行われている） | F | 第3期中期目標・中期計画の達成状況について、2019年度までについての暫定評価において達成見込みを確認する（2016年4月より第3期中期目標期間が開始） |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| | ＜iii マッチングファンド型制度の適用加速＞ | | | | | | | |
| | マッチングファンド型制度について現状把握 → マッチングファンド型の適用対象制度を設定 → 応用研究向けの研究費制度についてマッチングファンド型制度を推進 | | | 第5期科学技術基本計画を通じて推進・拡大 取組状況とその成果について中間検証 | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | ・応用研究向け研究費制度へのマッチングファンド型の適用状況【2020年度まで増加傾向（具体的な目標値は現状把握後に設定）】 | （ｉ～ｉｖ通じて） |
| | 《内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）》 | | | | | | | |
| | 共同研究・財源多様化等の取組を通じて、民間から大学等・公的機関への研究費流入を促進 | | | 第5期科学技術基本計画を通じて推進・拡大 取組状況とその成果について中間検証 | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | ＜再掲＞ ・大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額 | ・企業から大学等・公的研究機関への研究費総額（2009～2013年度平均：約0.1兆円（A））【2018年度：A比1.1倍】【2020年度：A比1.2倍】 |
| | 《内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ②民間資金の導入促進 | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | ＜iii マッチングファンド型制度の適用加速＞ | | | | | | |
| | マッチングファンド型制度について、適用対象制度の設定、現状把握 → 応用研究向けの研究費制度について、マッチングファンド型の適用対象制度を第5期科学技術基本計画に基づき推進・拡大 | | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | ・応用研究向け研究費制度へのマッチングファンド型の適用状況【2020年度まで増加傾向】 | （ｉ～ｉｖ、ｖｉを通じて） |
| | 《内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）》 | | | | | | |
| | 共同研究・財源多様化等の取組を通じて、民間から大学等・公的機関への研究費流入を促進 第5期科学技術基本計画に基づき推進・拡大 | | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | ＜再掲＞ ・大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額 | ・企業から大学等・公的研究機関への研究費総額（2014年度：約1151億円（A））【2018年度：A比1.3倍】【2020年度：A比1.5倍】 |
| | 《内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）》 | | | | | | |
| | ＜iv マッチングプランナー制度の活用推進＞ | | | | | ・地域の企業ニーズと大学等の技術シーズとのマッチングによる共同研究件数【2018年度600件】【2020年度1000件】 | ※今後10年間で大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資の3倍増を目指す |
| | マッチングプランナー制度の活用推進 → 活用推進、支援終了後の継続的フォローアップ | | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | | |
| | 《文部科学省》 | | | | | | |

**重要課題：②民間資金の導入促進**

**改革項目：iii．マッチングファンド型制度の適用加速**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 今後の進展について |
| マッチングファンド型制度の推進 | 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を策定（2016年11月30日） | 科学技術イノベーション総合戦略等に基づき推進 |
| 民間から大学等・公的機関への研究費流入を促進 | 「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」の具体化に必要な予算の確保、税制改正、法改正に向けた検討等の取組を推進 | 引き続き、当該イニシアティブの具体化に向けた取組を推進 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 応用研究向け研究費制度へのマッチングファンド型の適用状況 | 2020年度まで増加傾向 | 7制度（2016年度の研究費制度） | A | 制度の適用状況を年度毎に確認予定 |
| | 大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2013年度：18千件、390億円） | 2013年度比1.3倍（2018年度）<br>2013年度比1.5倍（2020年度） | 共同研究件数：21千件<br>受入金額：467億円<br>（2015年度）<br>（2013年度比約1．2倍） | A | ― |
| 第二階層 | 企業から大学等・公的研究機関への研究費総額（2014年度：約1,151億円（A）） | A比1.3倍（2018年度）<br>A比1.5倍（2020年度） | A比1．05倍<br>（2015年度：1，209億円） | B | |
| | 世界大学ランキング：2018、2020 、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする | ランキングトップ100に我が国大学10校（2023年） | 2校（Times Higher Education「World University Ranking 2018」）、5校（QS「World University Rankings 2018」）等 | B | ― |
| | 第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とするなど高等教育の質の向上を図る | 86法人<br>（2021年度末） | ―<br>（全ての法人について2016年3月に第3期中期目標・中期計画の提示・認可が行われている） | F | 第3期中期目標・中期計画の達成状況について、2019年度までについての暫定評価において達成見込みを確認する<br>（2016年4月より第3期中期目標期間が開始） |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| | ＜ⅳマッチングプランナー制度の活用推進＞ | | | | | | ・地域の企業ニーズと大学等の技術シーズとのマッチングによる共同研究件数【2018年度600件】【2020年度1000件】 | （ⅰ～ⅳ通じて）・企業から大学等・公的研究機関への研究費総額（2009～2013年度平均：約0.1兆円（A））【2018年度：A比1.1倍】【2020年度：A比1.2倍】 |
| | マッチングプランナー制度の活用推進 | | 活用推進、支援終了後の継続的フォローアップ 取組状況とその成果について中間検証 | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | | |
| | 《文部科学省》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ②民間資金の導入促進 | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | ＜ⅲマッチングファンド型制度の適用加速＞ | | | | | | |
| | マッチングファンド型制度について、適用対象制度の設定、現状把握 | 応用研究向けの研究費制度について、マッチングファンド型の適用対象制度を第5期科学技術基本計画に基づき推進・拡大 | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | ・応用研究向け研究費制度へのマッチングファンド型の適用状況【2020年度まで増加傾向】 | （ⅰ～ⅳ、ⅵを通じて）・企業から大学等・公的研究機関への研究費総額（2014年度：約1151億円（A））【2018年度：A比1.3倍】【2020年度：A比1.5倍】 ※今後10年間で大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資の3倍増を目指す |
| | 《内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）》 | | | | | | |
| | | 共同研究・財源多様化等の取組を通じて、民間から大学等・公的機関への研究費流入を促進 第5期科学技術基本計画に基づき推進・拡大 | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | ＜再掲＞・大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額 | |
| | 《内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）》 | | | | | | |
| | ＜ⅳマッチングプランナー制度の活用推進＞ | | | | | ・地域の企業ニーズと大学等の技術シーズとのマッチングによる共同研究件数【2018年度600件】【2020年度1000件】 | |
| | マッチングプランナー制度の活用推進 | 活用推進、支援終了後の継続的フォローアップ | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | | |
| | 《文部科学省》 | | | | | | |

**重要課題:②民間資金の導入促進**

**改革項目:ⅲ.マッチングファンド型制度の適用加速**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 今後の進展について |
| マッチングプランナー制度の利用推進 | 平成27年4月にマッチングプランナープログラムを開始し、平成28年度より地域産学バリュープログラムへ支援金額等も含め改組した。<br>本制度における採択件数は平成27年度～29年度において757課題であり、KPIの達成に向けて現在実施中。 | 第1回採択分の事後評価を終え、今後第2回、3回の事後評価を実施し、KPIの達成度合いを確認するとともに、次の研究フェーズに進むための十分な成果が得られた課題については、継続的フォローアップを実施予定。 |

# KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 地域の企業ニーズと大学等の技術シーズとのマッチングによる共同研究件数 | 600件<br>（2018年度）<br>1000件<br>（2020年度） | 169件（H27第1回採択分）<br>※KPI定義：支援を受けた課題のうち、事後評価において実用化に向けた次の研究開発フェーズに進むための十分な成果が得られた、という計測値。 | N | 第1回採択分の事後評価を終え、今後順次事業評価を実施し、KPIの達成度合いを確認するとともに、制度改正に伴う指標の見直しを行う予定。 |
| 第二階層 | 企業から大学等・公的研究機関への研究費総額（2014年度：約1,151億円（A）） | A比1.3倍<br>（2018年度）<br>A比1.5倍<br>（2020年度） | A比1.05倍<br>（2015年度：1,209億円） | B | |
| | 世界大学ランキング：2018、2020、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする | ランキングトップ100に我が国大学10校（2023年） | 2校（Times Higher Education「World University Ranking 2018」）、5校（QS「World University Rankings 2018」）等 | B | ― |
| | 第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とするなど高等教育の質の向上を図る | 86法人<br>（2021年度末） | ―<br>（全ての法人について2016年3月に第3期中期目標・中期計画の提示・認可が行われている） | F | 第3期中期目標・中期計画の達成状況について、2019年度までについての暫定評価において達成見込みを確認する<br>（2016年4月より第3期中期目標期間が開始） |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

集中改革期間

| 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| ＜ⅴ国立大学法人に対する寄附金＞ | | | | | | | |
| 学生等に対する修学支援事業のために充てられる個人からの寄附金に係る税額控除の導入について、平成28年度税制改正において対応 | 各国立大学において寄附金収入の拡大に向けた専門スタッフの配置や寄附金獲得に向けた戦略策定 | | | 取組状況とその成果について中間検証し、寄附金獲得に向けた一層の努力を促す方策を検討 | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | ・国立大学における寄附金受入額（2014年度：約0.07兆円）<br>【2018年度：2014年度比1.2倍】<br>【2020年度：2014年度比1.3倍】 | |
| 《文部科学省、国立大学》 | | | | | | （①ⅴ、②ⅰ～ⅴ通じて） | |
| | | | | | | ・世界大学ランキング：2018年、2020年、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする、<br>・第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とする、<br>など高等教育の質の向上を図る。 | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

集中改革期間

| ～2016年度《主担当府省庁等》 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| ＜ⅴ国立大学法人に対する寄附金＞ | | | | | | |
| 学生等に対する修学支援事業のために充てられる個人からの寄附金に係る税額控除の導入について、平成28年度税制改正において対応 | 各国立大学において寄附金収入の拡大に向けた専門スタッフの配置や寄附金獲得に向けた戦略策定、取組の推進<br>取組状況とその成果について中間検証し、寄附金獲得に向けた一層の努力を促す方策を検討 | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | ・国立大学における寄附金受入額（2014年度：約729億円）<br>【2018年度：2014年度比1.2倍】<br>【2020年度：2014年度比1.3倍】 | |
| 《文部科学省、国立大学》 | | | | | （①ⅵ、②ⅰ～ⅴ通じて） | |
| ＜ⅵ 研究開発投資拡大に向けた民間資金の導入促進＞ | | | | | ・世界大学ランキング：2018年、2020年、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする、<br>・第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とする、<br>など高等教育の質の向上を図る。 | |
| 経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会において、研究開発投資拡大に向けた民間資金の導入促進について検討 | 「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」を踏まえ、研究開発投資拡大に向けた民間資金導入促進のための取組を推進<br>➢ 予算編成プロセスの改革<br>➢ 研究開発投資拡大に向けた制度改革<br>➢ エビデンスに基づく効果的な官民研究開発投資の拡大<br>・俯瞰的なデータの収集及びエビデンスの構築<br>・重要政策課題の調査分析 | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | | |
| 《内閣府政策統括官（経済社会システム担当、科学技術・イノベーション担当）》 | | | | | | |

**重要課題:②民間資金の導入促進**

**改革項目:ⅴ.国立大学法人に対する寄附金、ⅵ. 研究開発投資拡大に向けた民間投資拡大に向けた民間資金の導入促進**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 今後の進展について |
| 国立大学法人に対する寄附金 | 平成28年度税制改正により、国立大学法人等が行う学生の修学支援に係る事業への個人からの寄附について、税額控除と所得控除の選択制を導入<br>寄附金等外部資金活用促進経費を国立大学法人運営費交付金内に設ける(いわゆるファンドレイザーの雇用に措置)(平成27年度より予算措置)<br>寄附金等外部資金活用促進経費措置大学(40大学)では、ファンドレイザー等専門スタッフを雇用 | 平成30年度概算要求においても、国立大学法人運営費交付金内において寄附金等外部資金活用促進経費を計上<br>国立大学法人等に対する評価性資産の寄附に係る税制改正を要望(平成30年度税制改正要望)。【再掲】 |
| 「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」を踏まえた研究開発投資拡大に向けた民間資金の導入促進 | 「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」の具体化に必要な予算編成プロセス改革、制度改革、エビデンス構築を推進 | 経済財政諮問会議との連携の下、引き続き、当該イニシアティブの具体化に向けた取組を推進 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値(達成時期) | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値(時点) | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 国立大学における寄附金受入額(2014年度:約729億円) | 2014年度比1.2倍(2018年度)<br>2014年度比1.3倍(2020年度) | 864億円(2016年度)<br>(2014年度比1.19倍) | A | 現在の達成率等を踏まえた取組を進め、目標値を達成する見込み |
| 第二階層 | 国立大学における寄附金受入額(2014年度:約729億円) | 2014年度比1.2倍(2018年度)<br>2014年度比1.3倍(2020年度) | 864億円(2016年度)<br>(2014年度比1.19倍) | A | ― |
| | 世界大学ランキング:2018、2020 、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする | ランキングトップ100に我が国大学10校<br>(2023年) | 2校(Times Higher Education「World University Ranking 2018」)、5校(QS「World University Rankings 2018」)等 | B | ― |
| | 第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とする、など高等教育の質の向上を図る | 86法人<br>(2021年度末) | ―<br>(全ての法人について2016年3月に第3期中期目標・中期計画の提示・認可が行われている) | F | 第3期中期目標・中期計画の達成状況について、2019年度までについての暫定評価において達成見込みを確認する<br>(2016年4月より第3期中期目標期間が開始) |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

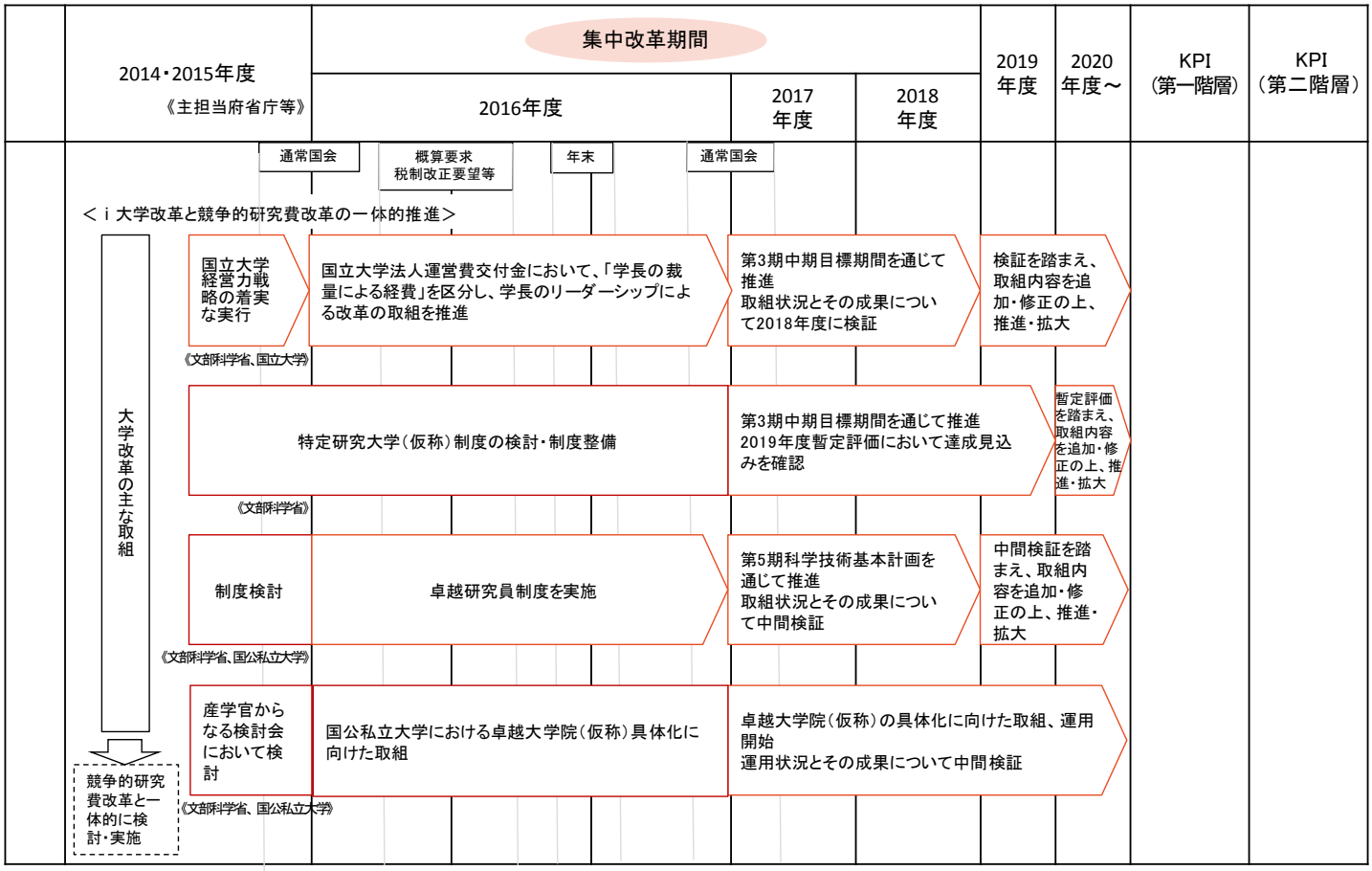


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

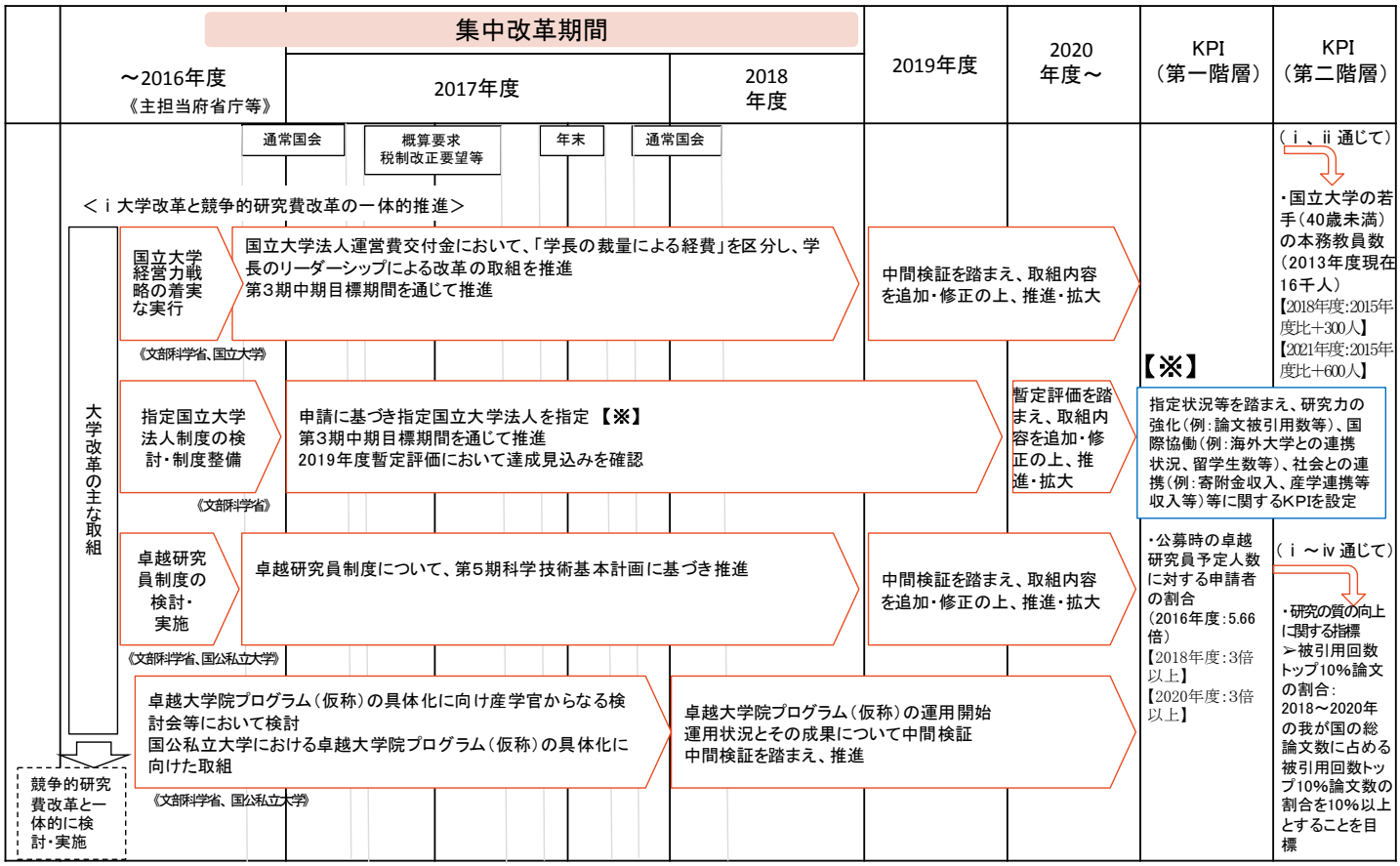

**重要課題：③予算の質の向上・重点化**

**改革項目：ｉ.大学改革と競争的研究費改革の一体的推進**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 今後の進展について |
| （大学改革）<br>学長のリーダーシップによる改革の取組推進 | 「国立大学経営力戦略」に基づき、第３期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金において、学長のリーダーシップを予算面で発揮し、組織の自己改革や新陳代謝を進めるため、教育研究組織や学内資源配分等の見直しを促進する仕組みとして「学長の裁量による経費」を区分。 | ― |
| （大学改革）<br>指定国立大学法人制度の推進 | 文部科学大臣が、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定することができることとするとともに、指定国立大学法人に関し、その研究成果を活用する事業者への出資、中期目標に関する特例について定めること等を内容とする国立大学法人法の一部を改正する法律の成立（平成29年４月１日施行）。平成29年６月30日に東北大学、東京大学、京都大学の３大学を指定 | 東京工業大学、一橋大学、名古屋大学、大阪大学の４大学を将来の指定に向けた「指定候補」として取り扱うこととし、条件が整った場合には平成29年度末を目途に再度の審査を予定 |
| （大学改革）<br>卓越研究員制度 | 初年度の平成28年度は87名を卓越研究員に決定し、本制度を通じて少なくとも119名の若手研究者に安定かつ自立的な研究環境を創出（H29.4.1時点）。平成29年度も引き続き実施。 | 平成29年度の卓越研究員を順次決定。平成30年度概算要求において、新規に150人程度の卓越研究員を支援するために20億円を計上。 |
| （大学改革）<br>卓越大学院（仮称）具体化に向けた取組 | 世界最高水準の教育力と研究力を結集した「卓越大学院プログラム」の在り方に関して、産学官からなる有識者会議で取りまとめられた「卓越大学院（仮称）構想に関する基本的な考え方」（平成28年４月）を元に進められている具体的な事業設計の議論について、「卓越大学院プログラム　公募の方向性について－中間報告－」（平成29年10月）として公表した。 | ・平成30年度概算要求において、「卓越大学院プログラム」を本格実施するために必要な経費として100億円を計上。（新規）<br>・引き続き「卓越大学院プログラム」の詳細について検討し、公募の方向性についての最終的な案を年内に取りまとめ、公表予定。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 公募時の卓越研究員予定人数に対する申請者の割合 | 3倍以上（2018年度）<br>3倍以上（2020年度） | 5.66倍（2016年度） | A | 目標値を達成。2017年度以降も引き続き目標値の達成を目指す。 |
| 第二階層 | 国立大学の若手（40歳未満）の本務教員数 | 2015年度比＋300人（2018年度）<br>2015年度比＋600人（2020年度） | 16千人（2017年度）（2015年度比▲1千人） | B | ― |
| | 被引用回数トップ10%論文の割合 | 10%（2018－2020年） | 8.5%（2013-2015年） | B | ― |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

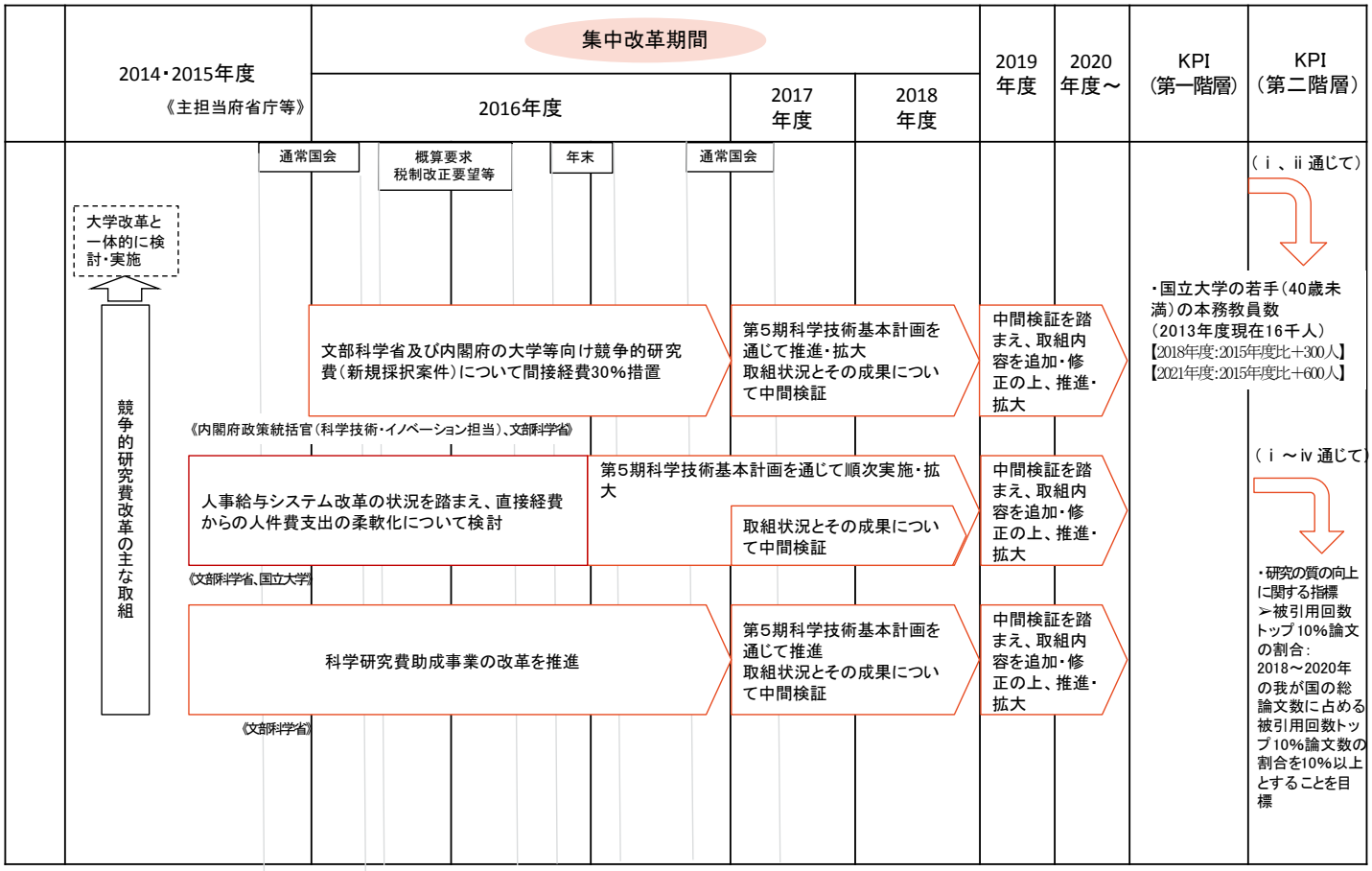


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

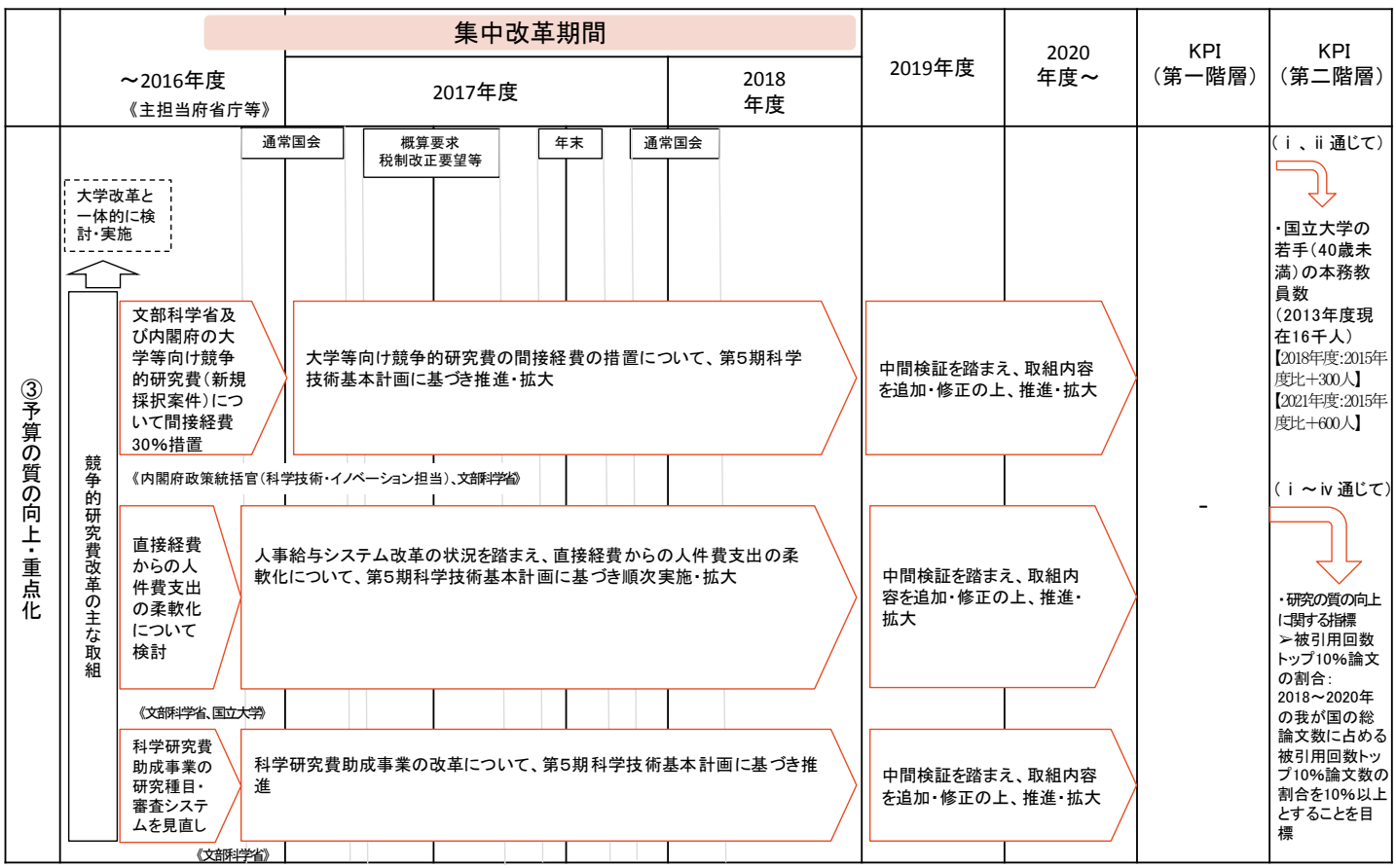

**重要課題:③予算の質の向上・重点化**

**改革項目:ⅰ.大学改革と競争的研究費改革の一体的推進**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 今後の進展について |
| (競争的研究費改革)<br>間接経費 | 競争的研究費のうち競争的資金(全21制度)については原則30%の間接経費を措置済み<br>競争的資金以外の公募を行う研究費(全36制度)については、平成29年度において、内閣府所管2制度、総務省所管3制度、文部科学省所管26制度、経済産業省所管5制度で大学等に対して原則30%の間接経費を措置済み | 競争的資金以外の公募を行う研究費については、引き続き、関係府省に対して間接経費30%措置の徹底を図る予定<br>措置された間接経費の運用状況について、把握・分析を進める予定 |
| (競争的研究費改革)<br>人事給与システム | 大型の研究プロジェクトを主宰する研究代表者については、一定条件の下、人件費の一部について、競争的研究費の直接経費から支出可能とすることを検討 | 大学改革の進捗を踏まえ、引き続き制度的検討を進める |
| (競争的研究費改革)<br>科学研究費助成事業の改革 | 審査区分の大括り化をはじめとする審査システムの見直しについて、本年1月、科学技術・学術審議会学術分科会にて「科学研究費助成事業の審査システム改革について」をとりまとめ、本年9月の公募に適用。<br>研究種目の見直しについて、「挑戦的研究」を新設し、昨年9月に公募を開始し、本年6月に事業を開始。「特別推進研究」、「若手研究」の応募要件等を見直し、本年9月の公募に適用。 | 今後、第5期科学技術基本計画を踏まえ改定した「科研費改革の実施方針」に基づき、「新学術領域研究」の制度改革や、研究者のキャリア形成に応じた支援を強化するため、中核的研究種目の充実を通した「科研費若手支援プラン」を推進する予定 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値<br>(達成時期) | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値(時点) | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 公募時の卓越研究員予定人数に対する申請者の割合 | 3倍以上(2018年度)<br>3倍以上(2020年度) | 5.66倍(2016年度) | A | 目標値を達成。2017年度以降も引き続き目標値の達成を目指す。 |
| 第二階層 | 国立大学の若手(40歳未満)の本務教員数 | 2015年度比+300人(2018年度)<br>2015年度比+600人(2020年度) | 16千人(2017年度)<br>(2015年度比▲1千人) | B | ― |
| | 被引用回数トップ10%論文の割合 | 10%(2018−2020年) | 8.5%<br>(2013−2015年) | B | ― |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

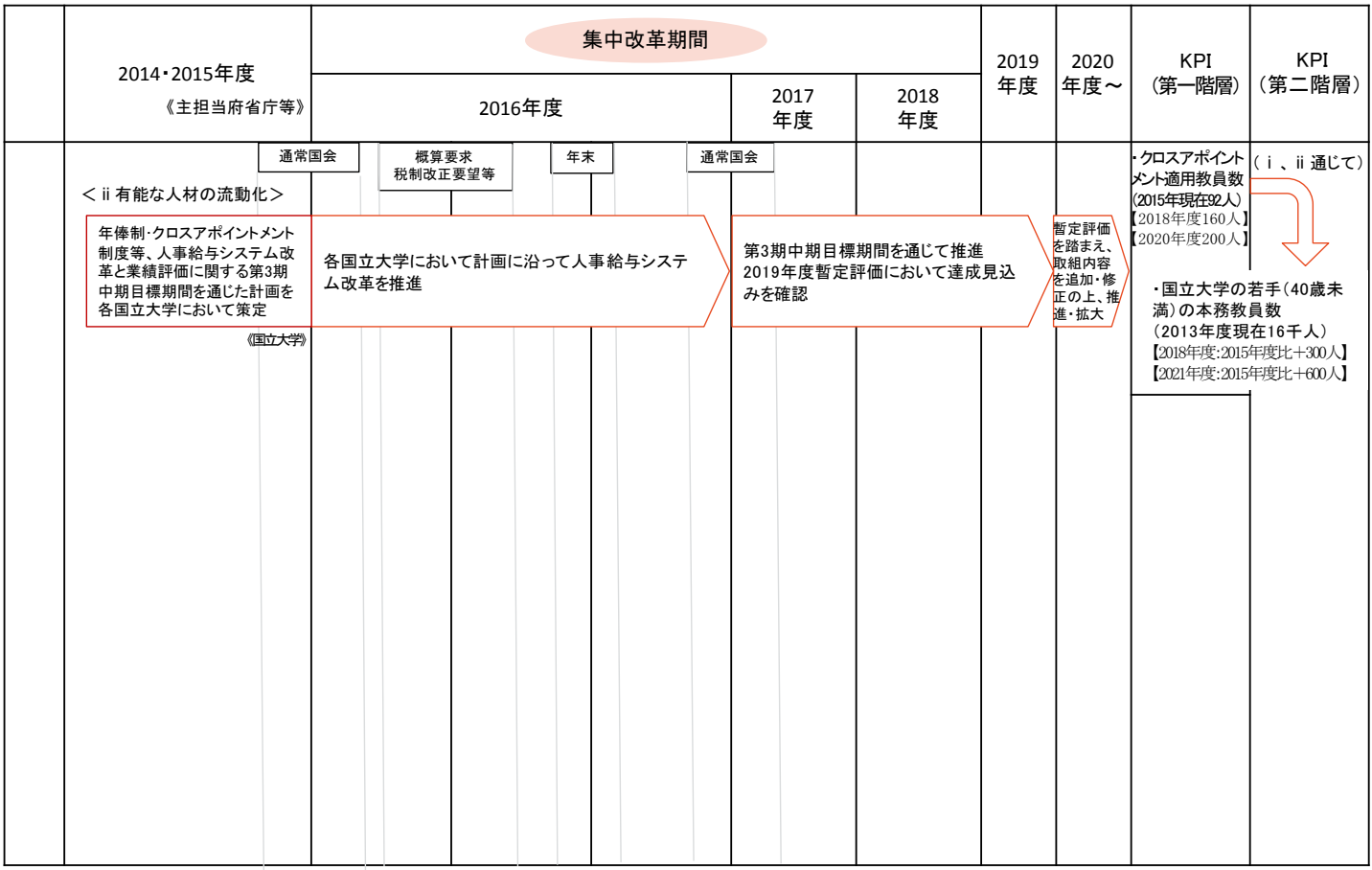


# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

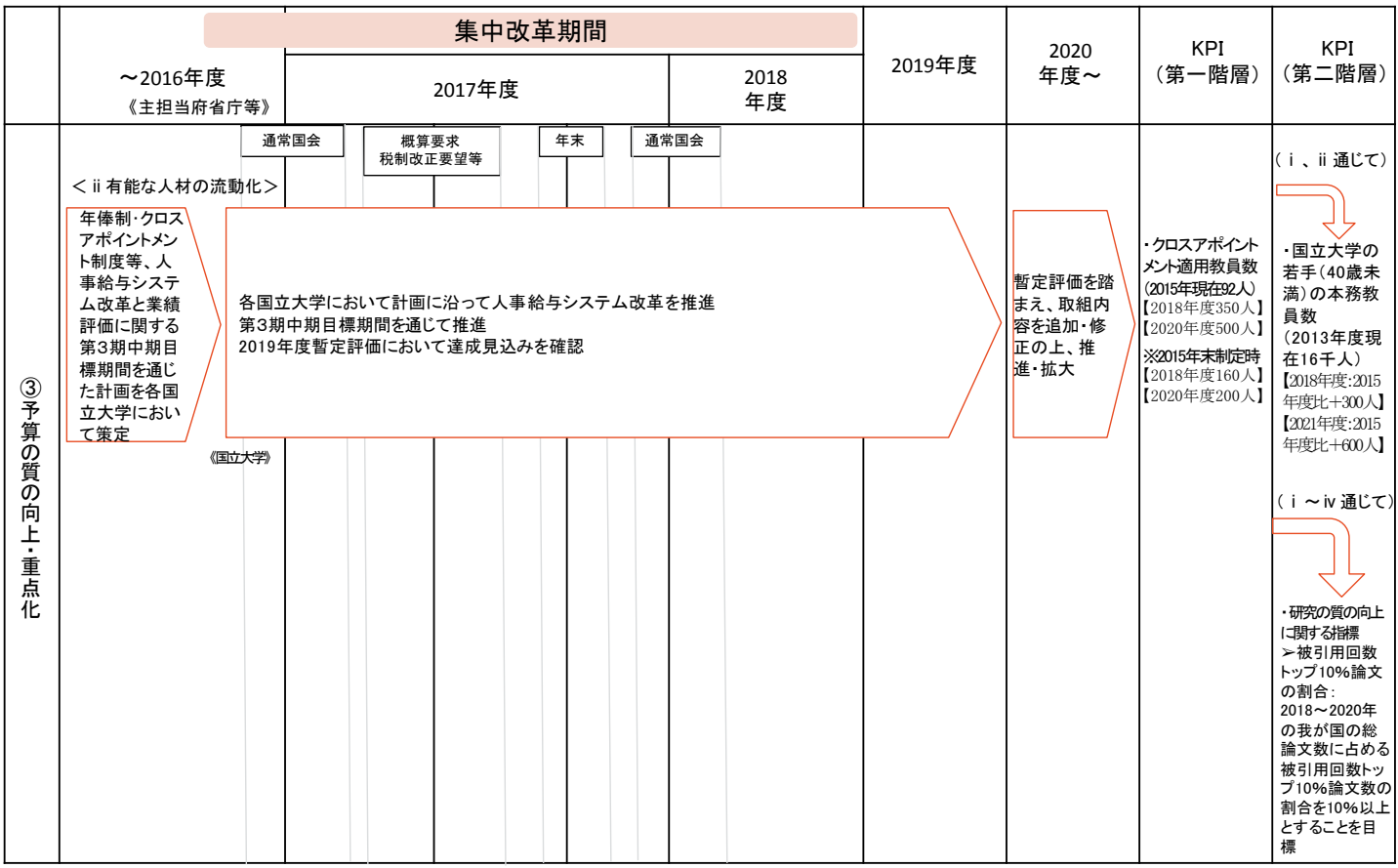

| 重要課題:③予算の質の向上・重点化 |
| --- |
| 改革項目:ⅱ.有能な人材の流動化 |

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
| --- | --- | --- |
| | 進捗状況 | 今後の進展について |
| 年俸制・クロスアポイントメント制度など、人事給与システム改革を推進 | 国立大学法人等におけるクロスアポイントメント制度適用人数は338名、制度導入法人数は48法人(平成29年5月時点)<br>国立大学法人等における年俸制適用人数は13,952名、導入法人数は86法人(平成29年度時点) | 各国立大学法人において策定された第3期中期目標期間を通じた計画に沿って、年俸制・クロスアポイントメント制度等、人事給与システム改革を推進<br>平成26年12月に「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点」(経済産業省・文部科学省)として取りまとめ、各国立大学法人等へ通知しており、引き続き各国立大学法人において導入を促進 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値(達成時期) | KPIの進捗 | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | 実績値(時点) | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | クロスアポイントメント適用教員数 | 350人(2018年度)<br>500人(2020年度) | 338人(2017年度) | A | 目標値を達成する見込み |
| 第二階層 | 国立大学の若手(40歳未満)の本務教員数 | 2015年度比+300人(2018年度)<br>2015年度比+600人<br>(2020年度) | 16千人(2017年度)<br>(2015年度比▲1千人) | B | ― |
| | 被引用回数トップ10%論文の割合 | 10%<br>(2018－2020年) | 8.5%<br>(2013-2015年) | B | ― |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

集中改革期間

| 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | |
| ＜iii 研究設備の共用化と研究費の合算使用の促進＞ | | | | | | | |
| 競争的資金における研究機器の共用の取扱い（2015年4月）をフォローアップ・徹底。競争的資金以外の研究費も同様の取扱いができるよう検討 | 研究設備の共用が可能な範囲を順次拡大 | 第5期科学技術基本計画を通じて推進・拡大<br>取組状況とその成果について中間検証 | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | ・購入した研究設備の共用が可能な事業制度数（2015年度：19）【2018年度：2015年度比1.3倍】【2020年度：2015年度比1.5倍】 | （ｉ～iv 通じて）<br>・研究の質の向上に関する指標<br>➢被引用回数トップ10%論文の割合：2018～2020年の我が国の総論文数に占める被引用回数トップ10%論文数の割合を10%以上とすることを目標 |
| 《内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）》 | | | | | | | |
| 競争的資金における複数研究費の合算使用の取扱い（2015年4月以降公募案件から）をフォローアップ・徹底。研究機器等を購入する場合の合算使用の条件について検討。競争的資金以外の研究費も同様の取扱いができるよう検討 | 研究費の合算使用が可能な範囲を順次拡大 | 第5期科学技術基本計画を通じて推進・拡大<br>取組状況とその成果について中間検証 | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | ・合算使用が可能な事業制度数（2015年度：19）【2018年度：2015年度比1.3倍】【2020年度：2015年度比1.5倍】 | |
| 《内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）》 | | | | | | | |
| 研究設備・機器の新たな共用システムの導入方策について検討 | 研究設備・機器を研究組織単位で一元的にマネジメントする共用システムを導入するとともに、産学官で共用可能な研究施設・設備等を整備・運用 | 第5期科学技術基本計画を通じて共用システムを推進・拡大するとともに、研究施設間のネットワークを構築（プラットフォーム化）<br>取組状況とその成果について中間検証 | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | ・共用システムを構築した研究組織数【2018年度70】【2020年度100】 | |
| 《文部科学省》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

集中改革期間

| ③予算の質の向上・重点化 | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | ＜iii 研究設備の共用化と研究費の合算使用の促進＞ | | | | | | |
| | 競争的資金における研究機器の共用の取扱い（2015年4月）をフォローアップ・徹底。競争的資金以外の研究費も同様の取扱いができるよう検討 | 研究設備の共用が可能な範囲について、第5期科学技術基本計画に基づき推進・拡大 | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | ・購入した研究設備の共用が可能な事業制度数（2015年度：19）【2018年度：2015年度比1.3倍】【2020年度：2015年度比1.5倍】 | （ｉ～iv 通じて）<br>・研究の質の向上に関する指標<br>➢被引用回数トップ10%論文の割合：2018～2020年の我が国の総論文数に占める被引用回数トップ10%論文数の割合を10%以上とすることを目標 |
| | 《内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）》 | | | | | | |
| | 競争的資金における複数研究費の合算使用の取扱い（2015年4月以降公募案件から）をフォローアップ・徹底。研究機器等を購入する場合の合算使用の条件について検討。競争的資金以外の研究費も同様の取扱いができるよう検討 | 研究費の合算使用が可能な範囲について、第5期科学技術基本計画に基づき推進・拡大 | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | ・合算使用が可能な事業制度数（2015年度：19）【2018年度：2015年度比1.3倍】【2020年度：2015年度比1.5倍】 | |
| | 《内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）》 | | | | | | |
| | 研究設備・機器を研究組織単位で一元的にマネジメントする共用システムを導入するとともに、産学官で共用可能な研究施設・設備等を整備・運用 | 第5期科学技術基本計画に基づき共用システムを推進・拡大するとともに、研究施設間のネットワークを構築（プラットフォーム化） | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | ・共用システムを構築した研究組織数【2018年度70】【2020年度100】 | |
| | 《文部科学省》 | | | | | | |

**重要課題:③予算の質の向上・重点化**

**改革項目:iii.研究設備の共有化と研究費の合算使用の促進**

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 進捗状況 | 今後の進展について |
| 研究設備の共用促進 | 競争的資金については、平成28年までに全ての府省において全21制度を措置済み<br>競争的資金以外の公募を行う研究費(全36制度)については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の9制度、国立研究開発法人科学技術振興機構の1制度の計10制度で措置済み | 競争的資金以外の公募を行う研究費については、対象の残り26制度で措置できるよう関係府省と調整予定<br>共用が可能になった研究設備の運用状況を把握し、効果的な運用について分析を進める予定 |
| 研究費の合算使用の促進 | 競争的資金については、平成28年までに全ての府省において全21制度を措置済み<br>競争的資金以外の公募を行う研究費(全36制度)については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の9制度、国立研究開発法人科学技術振興機構の1制度の計10制度で措置済み | 競争的資金以外の公募を行う研究費については、対象の残り26制度で措置できるよう関係府省と調整予定<br>研究費の合算使用の事例を把握し、効果的な運用について分析を進める予定 |
| 研究設備・機器の新たな共用システムの導入 | 平成28年度より、先端研究基盤共用促進事業(新たな共用システム導入支援プログラム)を開始。<br>平成29年度は、47研究組織に対して共用システム導入に必要な費用を支援。 | 47研究組織については、引き続き共用システムの構築を実施。<br>平成30年度は追加で23研究組織における共用システムの導入に着手。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値(達成時期) | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値(時点) | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | 購入した研究設備の共用が可能な事業制度数(2015年度:19) | 2015年度比1.3倍(2018年度)<br>2015年度1.5倍(2020年度) | 2015年度比1.6倍(2017年度:31) | A | 2020年度目標値を達成。引き続き、対象となり得る残り26制度で措置できるよう関係府省と調整予定 |
| | 合算使用が可能な事業制度数(2015年度:19) | 2015年度比1.3倍(2018年度)<br>2015年度1.5倍(2020年度) | 2015年度比1.6倍(2017年度:31) | A | 2020年度目標値を達成。引き続き、対象となり得る残り26制度で措置できるよう関係府省と調整予定 |
| | 共用システムを構築した研究組織数 | 70(2018年度)<br>100(2020年度) | 47研究組織(2017年度) | A | 2018年度の目標値の概ね三分の二を達成。<br>平成30年度は追加で23研究組織における共用システム構築に着手予定。 |
| 第二階層 | 被引用回数トップ10%論文の割合 | 10%<br>(2018－2020年) | 8.5%<br>(2013-2015年) | B | ― |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | （ｉ～ⅳ通じて）<br>・研究の質の向上に関する指標<br>➢被引用回数トップ10%論文の割合：2018～2020年の我が国の総論文数に占める被引用回数トップ10%論文数の割合を10%以上とすることを目標 |
| | ＜ⅳ総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化＞ | | | | | | | |
| | 第５期科学技術基本計画策定 | 科学技術基本計画の方向性の下、科学技術イノベーション総合戦略に基づき、科学技術イノベーション予算戦略会議により予算の重点化、各府省庁の取組連携確保、調整 | | 第５期科学技術基本計画を通じて推進<br>取組状況とその成果について中間検証 | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | | |
| | 《内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ③予算の質の向上・重点化 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | | （ｉ～ⅳ通じて）<br>・研究の質の向上に関する指標<br>➢被引用回数トップ10%論文の割合：2018～2020年の我が国の総論文数に占める被引用回数トップ10%論文数の割合を10%以上とすることを目標 |
| | ＜ⅳ総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化＞ | | | | | | |
| | 第５期科学技術基本計画策定<br>同計画の方向性の下、科学技術イノベーション総合戦略に基づき、科学技術イノベーション予算戦略会議により予算の重点化、各府省庁の取組連携確保、調整 | 第５期科学技術基本計画に基づき推進 | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | - | |
| | 《内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）》 | | | | | | |
| | 経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会において、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能の強化について検討 | 「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」を踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能の強化に向けた取組を推進<br>➢ 予算編成プロセスの改革<br>➢ 研究開発投資拡大に向けた制度改革<br>➢ エビデンスに基づく効果的な官民研究開発投資の拡大<br>・俯瞰的なデータの収集及びエビデンスの構築<br>・重要政策課題の調査分析 | | 中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大 | | | |
| | 《内閣府政策統括官（経済社会システム担当、科学技術・イノベーション担当）》 | | | | | | |

| 重要課題：③予算の質の向上・重点化 |
| --- |
| 改革項目：ⅳ．総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化 |

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
| --- | --- | --- |
| | 進捗状況 | 今後の進展について |
| 総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化 | 「科学技術イノベーション総合戦略2017」を閣議決定（平成29年6月）<br>科学技術イノベーション予算戦略会議を開催し、関係府省との連携を強化<br>SIPについて、プログラム終了後のあり方を検討 | 経済財政諮問会議等との連携の下、総合科学技術・イノベーション会議のさらなる司令塔機能の強化について議論 |
| 「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」を踏まえた総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能の強化 | 「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」の具体化に必要な予算編成プロセス改革、制度改革、エビデンス構築を推進 | 経済財政諮問会議との連携の下、引き続き、当該イニシアティブの具体化に向けた取組を推進 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 進捗状況・今後の対応 |
| 第一階層 | ― | ― | ― | | ― |
| 第二階層 | 被引用回数トップ10%論文の割合 | 10%<br>（2018－2020年） | 8.5%<br>（2013-2015年） | B | ― |

# 【文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等】
# （外交、安全保障・防衛）

（2017年12月1日時点）

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| ①ODAの適正・効率的かつ戦略的活用 | ＜ⅰPDCAサイクルの強化及び評価等に関する情報公開の促進＞ | | | | | | 課題別の標準的指標例を設定した割合【100%】、改定割合【必要に応じ、目安年10%】<br>インパクト評価の実施件数【5年間で10件以上】<br>外部評価の着実な実施【10億円以上の事業について100%】<br>ODA「見える化」サイト掲載案件の更新数【500案件以上/年】<br>インフラシステムの受注額【2020年に30兆円】 | |
| | 開発協力大綱の閣議決定 | ○可能な限り定量的な評価に向けた改善<br>課題別の標準的指標例の作成 | | | | | | |
| | | | 課題別の標準的指標例の改定、アップデート | | | | | |
| | | 開発効果の検証が必要な事業（新たな手法、普及等）へのインパクト評価の実施 | | | | | | |
| | | ○外部評価への多様な主体の参加及び評価結果の活用を促進<br>事業評価外部有識者委員会による評価プロセス等のレビューの定期的実施 | | | | | | |
| | | ○ODA「見える化」サイトの活用を促進<br>ODA「見える化」サイトの随時更新 | | | | | | |
| | 《外務省》 | | | | | | | |
| | ＜ⅱ民間部門等の資源の活用及び経済活動を拡大するための触媒としてのODAの推進＞ | | | | | | | |
| | 開発協力大綱の閣議決定 | ○官民連携による開発協力を推進<br>「質の高いインフラ」の展開や中小企業等の海外展開支援等によって、民間部門主導の成長を促進し、開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進するとともに、日本経済の力強い成長にもつなげていく。 | | | | | | |
| | 《外務省》 | | | | | | | |
| ②国際機関への拠出 | ＜国際機関への拠出について評価の基準・指標を明確化し、多面的・定量的な評価による拠出の妥当性検証＞ | | | | | | | |
| | 国際機関評価の実施、結果を平成28年度概算要求に反映 | 毎年の予算概算要求に向け、可能な限り定量的・多面的な国際機関評価を実施して拠出の妥当性を検証し、その結果を翌年度概算要求に反映 | | | | | | |
| | 《外務省》 | | | | | | | |
| | 個別プロジェクトにイヤマークする任意拠出金について、プロジェクト毎の成果目標を公表すると共に、達成状況をフォローアップ | | | | | | | |
| | 《外務省》 | | | | | | | |
| | | 評価方法や評価対象等につき外部有識者の意見を聴取する等して、更なるPDCA強化・透明性確保を推進 | | | | | | |
| | | 《外務省》 | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| ①ODAの適正・効率的かつ戦略的活用 | ＜ⅰPDCAサイクルの強化及び評価等に関する情報公開の促進＞ | | | | | 課題別の標準的指標例を設定した割合【100%】、改定割合【必要に応じ、目安年10%】<br>インパクト評価の実施件数【5年間で10件以上】<br>外部評価の着実な実施【10億円以上の事業について100%】<br>ODA「見える化」サイト掲載案件の更新数【500案件以上/年】<br>アフリカ開発銀行との共同イニシアティブも活用しつつ、アフリカに対して官民が実施した質の高いインフラ投資の額【2016年からの3年間で約100億ドル（約1兆円）】<br>「連結性の強化」、「格差是正」を柱にASEANに対して提供したODAの額【支援発表時（2013年）からの5年間で2兆円規模】 | 過去5年間の主要個別事業の事後評価結果(評価がA：非常に高い、B：高い、C：一部課題がある、D：低い)のうち、A～Cの評価が占める割合)【85%】<br>官民連携の下、我が国企業のインフラシステムの受注額【2020年に約30兆円】 |
| | 開発協力大綱の閣議決定 | ○可能な限り定量的な評価に向けた改善<br>課題別の標準的指標例の作成 | | | | | |
| | | 課題別の標準的指標例の改定、アップデート | | | | | |
| | | 開発効果の検証が必要な事業（新たな手法、普及等）へのインパクト評価の実施 | | | | | |
| | | ○外部評価への多様な主体の参加及び評価結果の活用を促進<br>事業評価外部有識者委員会による評価プロセス等のレビューの定期的実施 | | | | | |
| | | ○ODA「見える化」サイトの活用を促進<br>ODA「見える化」サイトの随時更新 | | | | | |
| | 《外務省》 | | | | | | |
| | ＜ⅱ民間部門等の資源の活用及び経済活動を拡大するための触媒としてのODAの推進＞ | | | | | | |
| | 開発協力大綱の閣議決定 | ○官民連携による開発協力を推進<br>「質の高いインフラ」の展開や中小企業等の海外展開支援等によって、民間部門主導の成長を促進し、開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進するとともに、日本経済の力強い成長にもつなげていく | | | | | |
| | 《外務省》 | | | | | | |
| ②国際機関への拠出 | ＜国際機関への拠出について評価の基準・指標を明確化し、多面的・定量的な評価による拠出の妥当性検証＞ | | | | | | |
| | 国際機関評価の実施、結果を平成29年度概算要求に反映 | 毎年の予算概算要求に向け、可能な限り定量的・多面的な国際機関評価を実施して拠出の妥当性を検証し、その結果を翌年度概算要求に反映 | | | | | |
| | 《外務省》 | | | | | | |
| | 個別プロジェクトにイヤマークする任意拠出金について、プロジェクトごとの成果目標を公表するとともに、達成状況をフォローアップ | | | | | | |
| | 《外務省》 | 評価方法や評価対象等につき外部有識者の意見を聴取する等して、更なるPDCA強化・透明性確保を推進 | | | | 《外務省》 | |

| |
|---|
| **重要課題：①ODAの適正・効率的かつ戦略的活用** |
| **改革項目：ⅰ．PDCAサイクルの強化及び評価等に関する情報公開の促進<br>ⅱ．民間部門等の資源の活用及び経済活動を拡大するための触媒としてのODAの推進** |
| **重要課題：②国際機関への拠出** |
| **改革項目：国際機関への拠出について評価の基準・指標を明確化し、多面的・定量的な評価による拠出の妥当性検証** |

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 可能な限り定量的な評価に向けた改善 | 定量的な事業評価に向けた課題別の標準的指標例の設定は目標の100%を達成済み。また、作成済みの標準的指標例等の改訂を継続的に実施している。今年度は内部のニーズに基づき計画前倒しで改訂を実施中。 | 今後も随時、作成済みの標準的指標例の改訂を進めていく。 |
| 外部評価への多様な主体の参加及び評価結果の活用を促進 | 外部評価（事後評価）の実施に際し、多様な視点が反映されるよう大学やNGO等から事後評価への参加を得ている。現在、この方法で11件の報告書を取りまとめ中。また、事後評価結果の活用促進のため機構内部向けセミナー等を複数回開催している。 | 来年度以降の外部評価においても大学やNGO等に事後評価への参加を求めることで多様な視点の取り込みを継続する。また、これらの評価結果を公表するとともに、JICA内部向けセミナーを引き続き実施し、新規事業の教訓として活用していく。 |
| ODA「見える化」サイトの活用を促進 | 昨年度に引き続き、計画どおり掲載情報の更新を随時実施。新規案件の掲載も随時実施している。 | 引き続き掲載情報を更新する。また、新規案件掲載に加え、閲覧者の利便性の向上を図るべく、今年度中にサイトリニューアルに向けて対応中。 |
| 官民連携による開発協力を推進 | 「質の高いインフラ輸出イニシアティブ」の下、質の高いインフラ整備を推進。我が国の中小企業を含む企業等との連携の強化にも取り組んでいる。 | 国際スタンダードに則った質の高いインフラ整備を推進するとともに、その整備に向けた民間資金動員に引き続き取り組む。 |
| 可能な限り定量的・多面的な国際機関評価を実施して拠出の妥当性を検討し、その結果を翌年度概算要求に反映 | ・平成29年1月、政策部局から独立した部署として，大臣官房に国際機関評価室を設置し、考査・政策評価官の下、客観的な観点から総合的に評価を行う体制を整備した。<br>・平成30年度予算概算要求に先立って、国際機関等への拠出金等に対する評価を実施し、その結果を概算要求に反映した。 | 国際機関等への拠出金等に対する評価の取組を継続する。 |
| 個別プロジェクトにイヤマークする任意拠出金について、プロジェクトごとの成果指標を公表・達成状況をフォローアップ | 個別プロジェクトにイヤマークする任意拠出金について、プロジェクト毎の成果目標を公表すると共に達成状況をフォローアップする取組を継続している。 | 引き続きプロジェクト毎の成果目標を公表すると共に、達成状況のフォローアップに取り組む。 |
| 更なるPDCA強化・透明性確保を推進 | ・外部有識者の意見を聴取して改善した評価基準に従って、AからDの4段階評価を行い、平成29年8月、結果を外務省ホームページ上で公表した。 | 評価基準等について、外部有識者の意見を聴取する等して、更なるPDCA強化・透明性を推進する。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| ①ODAの適正・効率的かつ戦略的活用 | ＜ｉ PDCAサイクルの強化及び評価等に関する情報公開の促進＞ | | | | | | 課題別の標準的指標例を設定した割合【100%】、改定割合【必要に応じ、目安年10%】<br>インパクト評価の実施件数【5年間で10件以上】<br>外部評価の着実な実施【10億円以上の事業について100%】<br>ODA「見える化」サイト掲載案件の更新数【500案件以上/年】<br>インフラシステムの受注額【2020年に30兆円】 | |
| | 開発協力大綱の閣議決定 | ○可能な限り定量的な評価に向けた改善<br>課題別の標準的指標例の作成 | 課題別の標準的指標例の改定、アップデート | | | | | |
| | | 開発効果の検証が必要な事業（新たな手法、普及等）へのインパクト評価の実施 | | | | | | |
| | | ○外部評価への多様な主体の参加及び評価結果の活用を促進<br>事業評価外部有識者委員会による評価プロセス等のレビューの定期的実施 | | | | | | |
| | | ○ODA「見える化」サイトの活用を促進<br>ODA「見える化」サイトの随時更新 | | | | | | |
| | 《外務省》 | | | | | | | |
| | ＜ⅱ 民間部門等の資源の活用及び経済活動を拡大するための触媒としてのODAの推進＞ | | | | | | | |
| | 開発協力大綱の閣議決定 | ○官民連携による開発協力を推進<br>「質の高いインフラ」の展開や中小企業等の海外展開支援等によって、民間部門主導の成長を促進し、開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進するとともに、日本経済の力強い成長にもつなげていく。 | | | | | | |
| | 《外務省》 | | | | | | | |
| ②国際機関への拠出 | ＜国際機関への拠出について評価の基準・指標を明確化し、多面的・定量的な評価による拠出の妥当性検証＞ | | | | | | | |
| | 国際機関評価の実施、結果を平成28年度概算要求に反映 | 毎年の予算概算要求に向け、可能な限り定量的・多面的な国際機関評価を実施して拠出の妥当性を検証し、その結果を翌年度概算要求に反映 | | | | | | |
| | 《外務省》 | | | | | | | |
| | 個別プロジェクトにイヤマークする任意拠出金について、プロジェクト毎の成果目標を公表すると共に、達成状況をフォローアップ | | | | | | | |
| | 《外務省》 | | | | | | | |
| | 評価方法や評価対象等につき外部有識者の意見を聴取する等して、更なるPDCA強化・透明性確保を推進 | | | | | | | |
| | 《外務省》 | | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度《主担当府省庁等》 | 集中改革期間 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| ①ODAの適正・効率的かつ戦略的活用 | ＜ｉ PDCAサイクルの強化及び評価等に関する情報公開の促進＞ | | | | | 課題別の標準的指標例を設定した割合【100%】、改定割合【必要に応じ、目安年10%】<br>インパクト評価の実施件数【5年間で10件以上】<br>外部評価の着実な実施【10億円以上の事業について100%】<br>ODA「見える化」サイト掲載案件の更新数【500案件以上/年】 | 過去5年間の主要個別事業の事後評価結果(評価がA：非常に高い、B：高い、C：一部課題がある、D：低い)のうち、A～Cの評価が占める割合)【85%】 |
| | 開発協力大綱の閣議決定 | ○可能な限り定量的な評価に向けた改善<br>課題別の標準的指標例の作成 | 課題別の標準的指標例の改定、アップデート | | | | |
| | | 開発効果の検証が必要な事業（新たな手法、普及等）へのインパクト評価の実施 | | | | | |
| | | ○外部評価への多様な主体の参加及び評価結果の活用を促進<br>事業評価外部有識者委員会による評価プロセス等のレビューの定期的実施 | | | | | |
| | | ○ODA「見える化」サイトの活用を促進<br>ODA「見える化」サイトの随時更新 | | | | | |
| | 《外務省》 | | | | | | |
| | ＜ⅱ 民間部門等の資源の活用及び経済活動を拡大するための触媒としてのODAの推進＞ | | | | | | |
| | 開発協力大綱の閣議決定 | ○官民連携による開発協力を推進<br>「質の高いインフラ」の展開や中小企業等の海外展開支援等によって、民間部門主導の成長を促進し、開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進するとともに、日本経済の力強い成長にもつなげていく | | | | アフリカ開発銀行との共同イニシアティブも活用しつつ、アフリカに対して官民が実施した質の高いインフラ投資の額【2016年からの3年間で約100億ドル（約1兆円）】<br>「連結性の強化」、「格差是正」を柱にASEANに対して提供したODAの額【支援発表時（2013年）からの5年間で2兆円規模】 | 官民連携の下、我が国企業のインフラシステムの受注額【2020年に約30兆円】 |
| | 《外務省》 | | | | | | |
| ②国際機関への拠出 | ＜国際機関への拠出について評価の基準・指標を明確化し、多面的・定量的な評価による拠出の妥当性検証＞ | | | | | | |
| | 国際機関評価の実施、結果を平成29年度概算要求に反映 | 毎年の予算概算要求に向け、可能な限り定量的・多面的な国際機関評価を実施して拠出の妥当性を検証し、その結果を翌年度概算要求に反映 | | | | | |
| | 《外務省》 | | | | | | |
| | 個別プロジェクトにイヤマークする任意拠出金について、プロジェクトごとの成果目標を公表するとともに、達成状況をフォローアップ | | | | | | |
| | 《外務省》 | | | | | | |
| | 評価方法や評価対象等につき外部有識者の意見を聴取する等して、更なるPDCA強化・透明性確保を推進 | | | | | | |
| | 《外務省》 | | | | | | |

| |
|---|
| 重要課題：①ODAの適正・効率的かつ戦略的活用 |
| 改革項目：ⅰ．PDCAサイクルの強化及び評価等に関する情報公開の促進<br>ⅱ．民間部門等の資源の活用及び経済活動を拡大するための触媒としてのODAの推進 |
| 重要課題：②国際機関への拠出 |
| 改革項目：国際機関への拠出について評価の基準・指標を明確化し、多面的・定量的な評価による拠出の妥当性検証 |

# KPIの状況

| | KPI | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | 課題別の標準的指標例を設定した割合 | 100% | 100%（2017年11月） | A | 目標値を達成済み。 |
| | 課題別の標準的指標例を改定した割合 | 目安年10% | 17%（2017年11月） | A | 2017年度は20%程度となる見込み。今年度は内部のニーズに基づき計画前倒しで改定を実施したため、通常以上の割合の改定となっている。 |
| | インパクト評価の実施件数 | 5年間で10件以上 | 8件（2017年11月） | A | 引き続き継続的に実施予定。 |
| | 10億円以上の事業について外部評価を実施した割合 | 100% | 100%（2016年度） | A | 今年度は目標値を達成済み<br>次年度も引き続き継続的に実施。 |
| | ODA見える化サイト掲載案件の更新数 | 500案件以上／年 | 2016年度：1702件<br>2017年度：893件（2017年11月） | A | 今年度は目標値を達成済み<br>次年度も引き続き継続的に実施。 |
| | アフリカに対して官民が実施した質の高いインフラ投資の額 | 2016年から3年間で約100億ドル（約1兆円） | 2016年：3797億円 | A | 2018年開催予定のTICADフォローアップ会合に向けて、集計予定。 |
| | ASEANに対して提供したODAの額 | 2013年からの5年間で2兆円規模 | 累計約2兆3062億円（2017年3月） | A | すでに達成済み。（KPIから削除） |
| 第二階層 | 過去5年間の主要個別事業の事後評価結果のうち、A～Cの評価が占める割合 | 85% | 93%（2012～2016年度） | A | 2012～2016年度は目標値を達成済み<br>次年度以降も引き続き継続的に実施。 |
| | 官民連携の下、我が国企業のインフラシステムの受注額 | 2020年に約30兆円 | 2015年：約20兆円<br>2016年：未公表 | N | 2016年の実績値については、現在、内閣官房にて次回フォローアップに向け集計中。 |

# 経済・財政再生計画 改革工程表（平成27年12月24日）

| | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ③効率化への取組・調達改革に係る取組等 | 通常国会 | 概算要求 | 年末 | 通常国会 | | ・長期契約を活用した装備品等及び役務の調達<br>・維持・整備方法の見直し<br>・装備品のまとめ買い<br>・民生品の使用・仕様の見直し、等による縮減見込額<br>【累積額の増額】 | 平成26年度～平成30年度において7,000億円程度の縮減を目標とする。（集中改革期間において約4,810億円の縮減を目標とする）※ |
| | ＜中期防衛力整備計画に基づく効率的な防衛力整備による費用対効果の向上＞ | | | | | | |
| | 中期防衛力整備計画に基づく調達改革等による効率化の実施<br>中期防衛力整備計画及び経済・財政再生計画を踏まえ、防衛力整備の着実な推進とともに、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める。 | | | | | ・プロジェクト管理手法の導入<br>プロジェクト管理の重点対象装備品に選定される品目数（現時点で12品目が対象に選定されており、そのうち4品目の総額は8.2兆円）【増加】<br>・PBLの適用拡大<br>PBL導入による維持・整備コストの縮減見込額（2016年度予算：99億円の縮減見込み）【累積額の増額】<br>・随意契約の適用可能範囲の類型化<br>随意契約の適用件数（2013年度調達実績を新規類型案に当てはめたところ、1者応募・応札となっていた約14,000件中約6,000件が随意契約へ移行できたと推計）【拡大】<br>・特別研究官の活用による新しい契約制度の構築<br>特別研究官による新たな制度の提案数【拡大】<br>・安全保障技術研究推進制度の推進<br>安全保障技術研究推進制度により採択した研究課題の件数（2015年度実績では9件）【増加】 | ※「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）」（平成25年12月17日閣議決定）に基づく縮減目標。金額はいずれも契約ベース |
| | 新設された防衛装備庁を中心に調達改革の一層の推進<br>ⅰ）プロジェクト管理手法の導入　ⅱ）PBLの適用拡大　ⅲ）随意契約の適用可能範囲の類型化、ⅳ）特別研究官の活用による新しい契約制度の構築　ⅴ）安全保障技術研究推進制度の推進 | | | | | | |
| | 《防衛省、防衛装備庁》 | | | | | | |

# 経済・財政再生計画 改革工程表2016改定版（平成28年12月21日）

| | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 | 集中改革期間<br>2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度～ | KPI（第一階層） | KPI（第二階層） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ③効率化への取組・調達改革に係る取組等 | 通常国会 | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | ・長期契約を活用した装備品等及び役務の調達<br>・維持・整備方法の見直し<br>・装備品のまとめ買い<br>・民生品の使用・仕様の見直し、等による縮減見込額<br>【累積額の増額】 | 平成26年度～平成30年度において7,000億円程度の縮減を目標とする。（集中改革期間において約4,810億円の縮減を目標とする）※ |
| | ＜中期防衛力整備計画に基づく効率的な防衛力整備による費用対効果の向上＞ | | | | | | |
| | 中期防衛力整備計画に基づく調達改革等による効率化の実施<br>中期防衛力整備計画及び経済・財政再生計画を踏まえ、防衛力整備の着実な推進とともに、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める | | | | | ・プロジェクト管理の導入<br>プロジェクト管理の重点対象装備品に選定される品目数（現時点対象12品目のうち構想段階の2品目を除く10品目のライフサイクルコストの総額は約10.5兆円）【増加】<br>・PBLの適用拡大<br>PBL導入による維持・整備コストの縮減見込額　（2016年度予算：99億円の縮減）【累積額の増額】<br>・随意契約の適用可能範囲の類型化<br>随意契約の適用件数【拡大】<br>・特別研究官の活用による新しい契約制度の構築<br>特別研究官による新たな制度の提案数【拡大】<br>・安全保障技術研究推進制度の推進<br>安全保障技術研究推進制度により採択した研究課題の件数（2016年度実績は10件）【拡大】 | ※「中期防衛力整備計画（平成26年度～30年度）」（平成25年12月17日閣議決定）に基づく縮減目標。金額はいずれも契約ベース |
| | 新設された防衛装備庁を中心に調達改革の一層の推進<br>ⅰ）プロジェクト管理手法の導入　ⅱ）PBLの適用拡大　ⅲ）随意契約の適用可能範囲の類型化、<br>ⅳ）特別研究官の活用による新しい契約制度の構築　ⅴ）安全保障技術研究推進制度の推進 | | | | | | |
| | 《防衛省、防衛装備庁》 | | | | | | |

| 重要課題：③効率化への取組・調達改革に係る取組等 |
|---|
| 改革項目：中期防衛力整備計画に基づく効率的な防衛力整備による費用対効果の向上 |

# 改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|---|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| 中期防衛力整備計画に基づく調達改革等による効率化の実施 | 中期防衛力整備計画に基づく防衛力整備の着実な推進を図るべく、一層の効率化・合理化の徹底に取り組んでいる。 | 引き続き、各種の効率化策に取り組むことで一層の効率化・合理化を図る。 |
| 新設された防衛装備庁を中心に調達改革の一層の推進 | 平成27年10月以降、新設された防衛装備庁において、プロジェクト管理の導入、PBLの拡大等の調達改革に取り組んでいる。 | 引き続き、各種の施策を着実に実施することで調達改革の促進を図る。 |

# KPIの状況

| KPI | | 目標値（達成時期） | KPIの進捗 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実績値（時点） | 区分 | 次回の把握時期と今後の方針 |
| 第一階層 | ・長期契約を活用した装備品等及び役務の調達<br>・維持・整備方法の見直し<br>・装備品のまとめ買い<br>・民生品の使用・仕様の見直し、等による縮減見込額 | 累積額の増額 | 累計5,730億円（平成29年度当初予算）<br>［平成26年度約660億円<br>平成27年度約1,530億円<br>平成28年度約1,500億円<br>平成29年度約2,040億円］ | A | 平成26年度から①維持・整備方法の見直し、②民生品の使用・仕様の見直し、③装備品のまとめ買いを進め、27年度からは④新たに長期契約を導入し、また29年度からは⑤原価の精査等を導入することにより、これまでにあわせて5,730億円程度の縮減を図っている。<br>引き続き、各種の効率化策に取り組むことで一層の効率化・合理化を図る。 |
| | ・プロジェクト管理の重点対象装備品に選定される品目数 | 増加 | 1品目増加（平成29年度） | A | ・平成30年度の数値は当該年度に把握<br>・今後も対象品目の追加を検討していく。 |
| | ・PBL導入による維持・整備コストの縮減見込額 | 累積額の増額 | 累計171億円（平成29年度当初予算） | A | ・次回の実績値は平成30年度予算成立時に把握<br>・引き続き、PBLの適用拡大に努める |
| | ・随意契約の適用件数 | 拡大 | 累計489件（平成28年度） | A | 実績値については平成30年6月に平成29年度分を把握する予定。引き続き随意契約の適切な活用に努める。 |
| | ・特別研究官による新たな制度の提案数 | 拡大 | － | N | 実績値については平成30年度当初に把握する予定。引き続き目標の達成に努める。 |
| | ・安全保障技術研究推進制度により採択した研究課題の件数 | 拡大 | 累計33件（2017年8月） | A | 次回は2018年8月頃以降に把握予定。引き続き、本制度の周知に努め、研究課題の公募を実施する予定。 |
| 第二階層 | 平成26年度～平成30年度において、7,000億円程度の縮減を目標とする（集中改革期間において約4,810億円の縮減を目標とする）。 | 再掲 | 再掲 | A | 再掲 |